資　料　編

資料　１　　関連するホームページ

本文P 1-1-4　第１部第１章第４節　他の計画との関係
「昭島市総合基本計画」　昭島市
https://www.city.akishima.lg.jp/s004/020/020/040/010/010/20140908114134.html

本文P 1-4-7　第１部第４章第３節　地域の危険度
「地震に関する地域危険度測定調査（第９回）」（令和４年９月公表）　東京都都市整備局
https://www.spt.metro.tokyo.lg.jp/tosei/hodohappyo/press/2022/09/09/06.html

本文P 1-5-1　第１部第５章第１節　東京都の被害想定
「首都直下地震等による東京の被害想定」（令和４年５月25日公表）　東京都総務局
https:// www.bousai.metro.tokyo.lg.jp/taisaku/torikumi/1000902/1021571.html

本文P 1-8-3　第１部第８章第２節　震災対策調査研究
「東京の液状化予測図」　東京都建設局
https://doboku.metro.tokyo.lg.jp/start/03-jyouhou/ekijyouka/top.aspx
「東京都の立川断層構造調査」　東京都総務局
https://www.bousai.metro.tokyo.lg.jp/taisaku/torikumi/1005822/1005825.html

本文P 2-2-1　第２部第２章第１節　基本的考え方
「昭島市都市計画マスタープラン」　昭島市
https://www.city.akishima.lg.jp/s094/010/010/040/010/20140916001549.html
「昭島市耐震改修促進計画」　昭島市
https://www.city.akishima.lg.jp/s093/010/020/090/20190218162440.html

本文P 2-3-4　第２部第３章第２節　道路・橋梁の安全確保
「都道の整備（北多摩北部建設事務所）」　東京都建設局
https://www.kensetsu.metro.tokyo.lg.jp/jimusho/kitakita/douroseibijigyou
「国道の整備（相武国道事務所）」　国土交通省
http://www.ktr.mlit.go.jp/sobu/

資料　２　防災マップ

防災マップ１
自宅周辺の避難場所と
避難所を確認しよう
位置図
昭島市
緊急輸送道路
一次路線
二次路線
三次路線
避難所（学校）
避難所名称 | 所在地 | 電話番号 | 索引
⑦ 光華小学校 | 昭和町4-5-13 | 042-541-0313 | H-6
⑪ 拝島第二小学校 | 拝島町3927-2 | 042-541-1059 | G-4
⑫ 拝島第三小学校 | 松原町3-12-15 | 042-541-1274 | D-4
⑱ 拝島中学校 | 緑町2-2-12 | 042-541-1040 | E-6
避難所（市立会館等）
避難所名称 | 所在地 | 電話番号 | 索引
㉗ 昭和会館 | 松原町1-2-25 | 042-544-0610 | G-5
㉘ 緑会館 | 緑町4-13-26 | 042-541-8799 | D-5
㉙ 堀向会館 | 美堀町2-6-11 | 042-543-0755 | H-3
㉜ やまのかみ会館 | 拝島町3-10-3 | 042-545-9848 | C-6
㉞ KOTORIホール(市民会館)・公民館 | つつじが丘3-7-7 | 042-546-1711 | H-5
㊲ 松原町コミュニティセンター | 松原町1-3-10 | 042-500-2273 | G-6
㊴ 環境コミュニケーションセンター | 美堀町3-8-1 | 042-546-5300 | F-3
二次避難所（福祉避難所）
避難所名称 | 所在地 | 電話番号 | 索引
㊶ 松原町高齢者福祉センター | 松原町1-13-3 | 042-541-3107 | F-5
㊷ 拝島町高齢者福祉センター | 拝島町3-10-4 | 042-542-4083 | B-6
㊸ 保健福祉センター | 昭和町4-7-1 | 042-544-5126 | H-6
一時（いっとき）避難場所
避難場所名称 | 索引
⑧ みほり広場 | G-2
⑩ 緑ヶ丘公園 | F-5
⑫ 都営拝島町三丁目アパート | B-6
⑬ 水鳥公園 | B-6
⑮ 子育てひろばほりむこう | H-3
⑰ エコパーク | F-3
⑱ 光華小学校 | H-6
⑲ 拝島第二小学校 | G-4
⑳ 拝島第三小学校 | D-4
㉑ 拝島中学校 | E-6
㉒ KOTORIホール(市民会館)・公民館 | H-5
広域避難場所
避難場所名称 | 索引
② 昭和の森ゴルフコース | G-3
福生市
あきる野市
八王子市
福生一中
福生二小
⑫⑳ 拝島第三小学校
㉘ 緑会館
⑫ 都営拝島町三丁目アパート
㉜ やまのかみ会館
㊷ 拝島町高齢者福祉センター
⑬ 水鳥公園
松原町五丁目
松原町四丁目
緑町五丁目
緑町四丁目
拝島町三丁目
拝島町二丁目
拝島町五丁目
1:9,000
0 100 200 300m

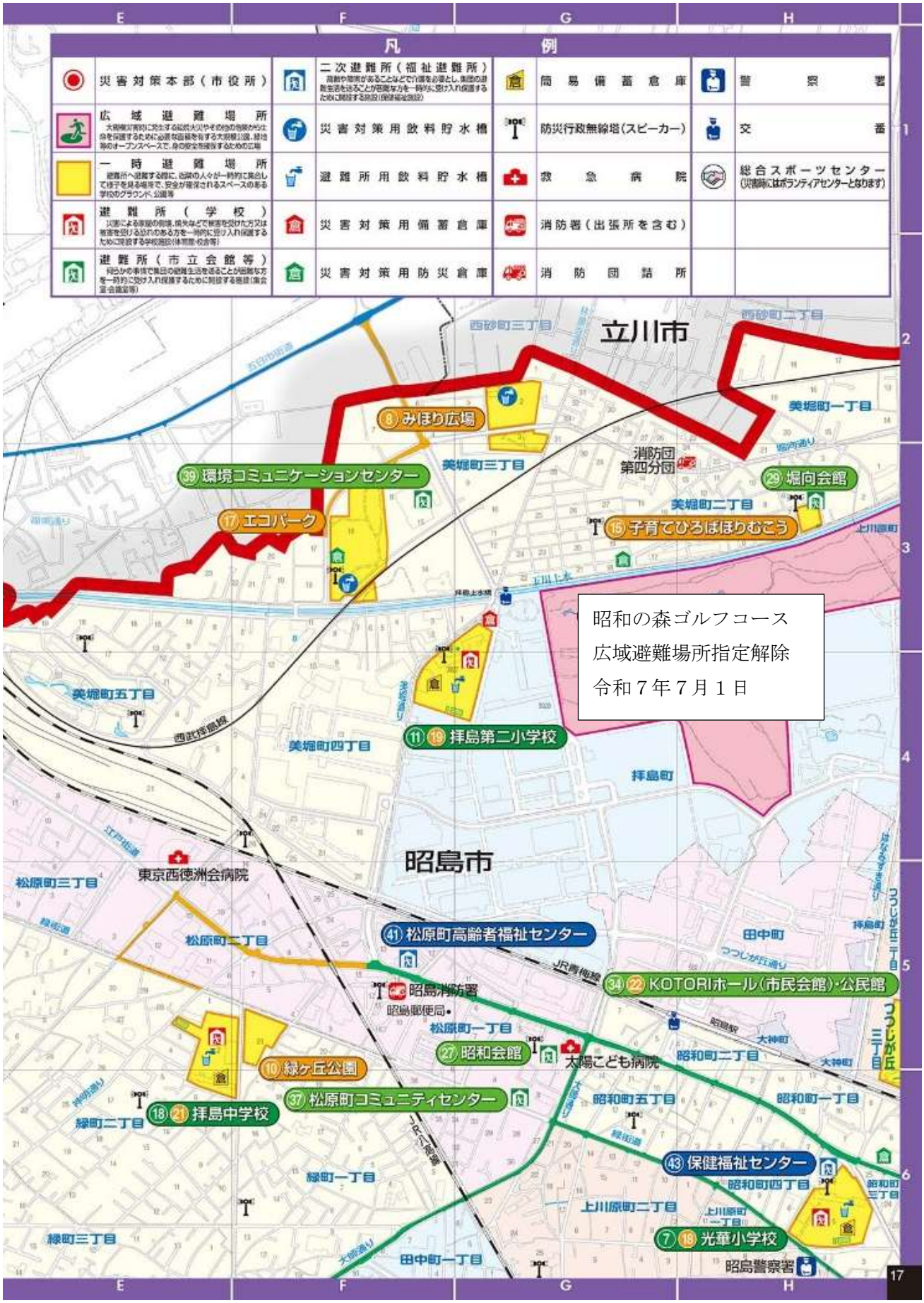
凡例
災害対策本部（市役所）
広域避難場所
大規模災害時に発生する延焼火災やその他の危険から住命を保護するために必要な面積を有する大規模公園、緑地等のオープンスペースで、身の安全を確保するための広場
一時避難場所
避難所へ避難する際に、近隣の人々が一時的に集合して様子を見る場所で、安全が確保されるスペースのある学校のグラウンド、公園等
避難所（学校）
災害による家屋の倒壊、焼失などで被害を受けた方又は被害を受ける恐れのある方を一時的に受け入れ保護するために開設する学校施設（体育館・校舎等）
避難所（市立会館等）
何らかの事情で発生の避難生活を送ることが困難な方を一時的に受け入れ保護するために開設する施設（集会室・会議室等）
二次避難所（福祉避難所）
高齢や障害があることなどで介護を必要とし、集団の避難生活を送ることが困難な方を一時的に受け入れ保護するために開設する施設（保健福祉施設）
災害対策用飲料貯水槽
避難所用飲料貯水槽
災害対策用備蓄倉庫
災害対策用防災倉庫
簡易備蓄倉庫
防災行政無線塔（スピーカー）
救急病院
消防署（出張所を含む）
消防団詰所
警察署
交番
総合スポーツセンター
（災害時にはボランティアセンターとなります）
立川市
昭島市
⑧ みほり広場
⑨ 環境コミュニケーションセンター
⑰ エコパーク
⑮ 子育てひろばほりむこう
㉙ 堀向会館
消防団第四分団
美堀町一丁目
美堀町二丁目
美堀町三丁目
美堀町四丁目
美堀町五丁目
⑪ ⑲ 拝島第二小学校
拝島町
昭和の森ゴルフコース
広域避難場所指定解除
令和７年７月１日
東京西徳洲会病院
松原町三丁目
松原町二丁目
松原町一丁目
㊶ 松原町高齢者福祉センター
昭島消防署
昭島郵便局
㉗ 昭和会館
太陽こども病院
㉞ ㉒ KOTORIホール（市民会館）・公民館
田中町
昭和町二丁目
昭和町一丁目
昭和町五丁目
昭和町四丁目
⑩ 緑ヶ丘公園
㊲ 松原町コミュニティセンター
⑱ ㉑ 拝島中学校
緑町二丁目
緑町一丁目
緑町三丁目
㊸ 保健福祉センター
上川原町二丁目
⑦ ⑱ 光華小学校
昭島警察署
JR青梅線
西武拝島線
江戸街道
大神町
拝島町
田中町一丁目
E
F
G
H
1
2
3
4
5
6
17

資　料

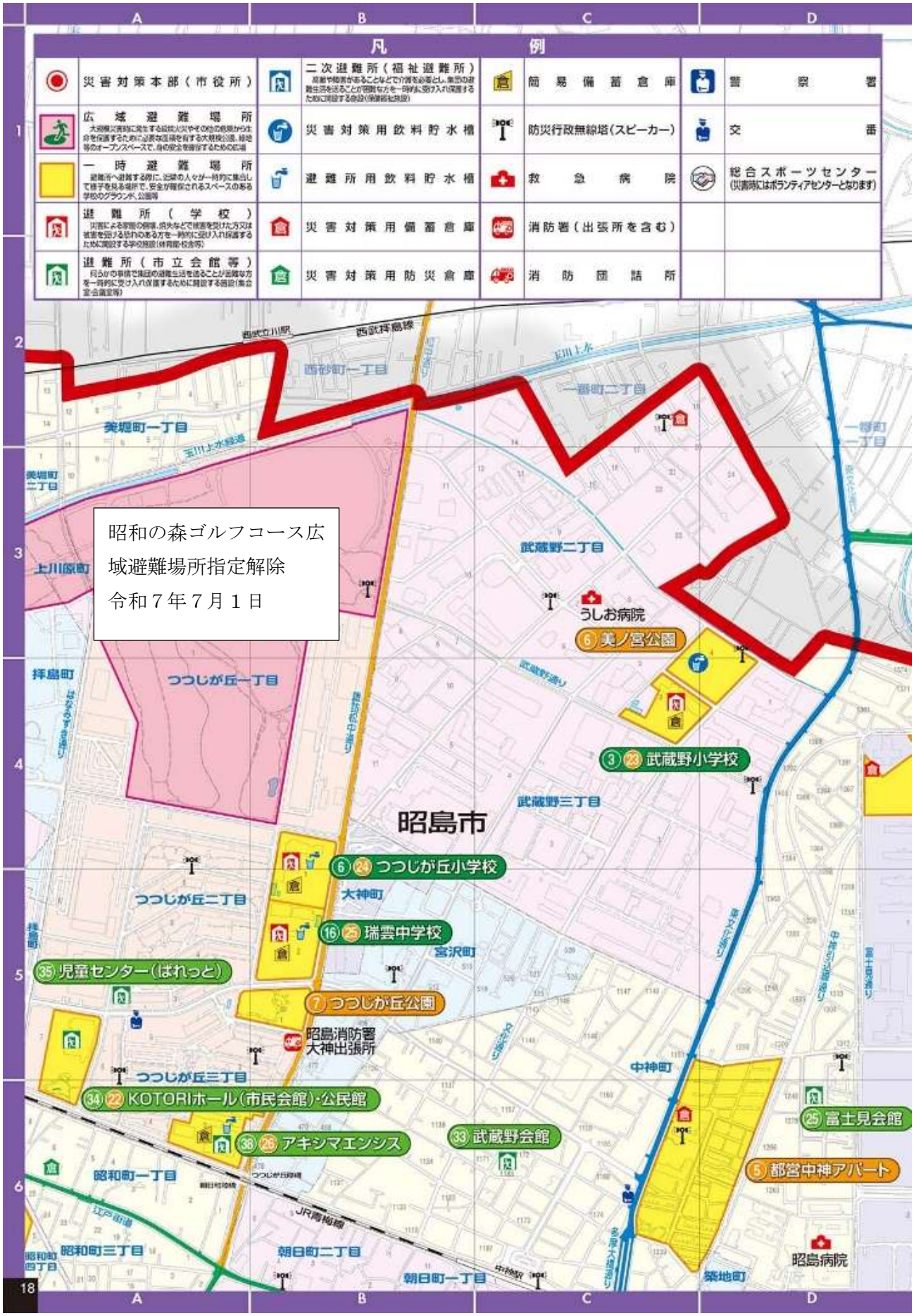
凡例
災害対策本部（市役所）
広域避難場所
大規模災害時に発生する延焼火災やその他の危険から生命を保護するために必要な空間を有する大規模公園、緑地等のオープンスペースで、身の安全を確保するための広場
一時避難場所
避難所へ避難する際に、近隣の人々が一時的に集合して様子を見る場所で、安全が確保されるスペースのある学校のグラウンド、公園等
避難所（学校）
災害による家屋の倒壊、焼失などで被害を受けた方又は被害を受ける恐れのある方を一時的に受け入れ保護するために開設する学校施設（体育館・校舎等）
避難所（市立会館等）
同ほかの事情で施設の避難生活を送ることが困難な方を一時的に受け入れ改善するために開設する施設（集会室・会議室等）
二次避難所（福祉避難所）
高齢や障害があることなどで介護を必要とし、集団の避難生活を送ることが困難な方を一時的に受け入れ保護するために開設する施設（保健福祉施設）
災害対策用飲料貯水槽
避難所用飲料貯水槽
災害対策用備蓄倉庫
災害対策用防災倉庫
簡易備蓄倉庫
防災行政無線塔（スピーカー）
救急病院
消防署（出張所を含む）
消防団詰所
警察署
交番
総合スポーツセンター（災害時にはボランティアセンターとなります）
昭和の森ゴルフコース広域避難場所指定解除
令和７年７月１日
昭島市
うしお病院
⑥美ノ宮公園
③㉔武蔵野小学校
⑥㉔つつじが丘小学校
⑯㉕瑞雲中学校
㉟児童センター（ぱれっと）
⑦つつじが丘公園
昭島消防署大神出張所
㉞㉒KOTORIホール（市民会館）・公民館
㊳㉖アキシマエンシス
㉝武蔵野会館
㉕富士見会館
⑤都宮中神アパート
昭島病院
武蔵野二丁目
武蔵野三丁目
つつじが丘一丁目
つつじが丘二丁目
つつじが丘三丁目
大神町
宮沢町
中神町
昭和町一丁目
昭和町三丁目
朝日町二丁目
朝日町一丁目
築地町
上川原町
拝島町
美堀町一丁目
西砂町一丁目
一番町二丁目
JR青梅線
西武拝島線
玉川上水
玉川上水緑道
江戸街道
多摩大橋通り
富士見通り

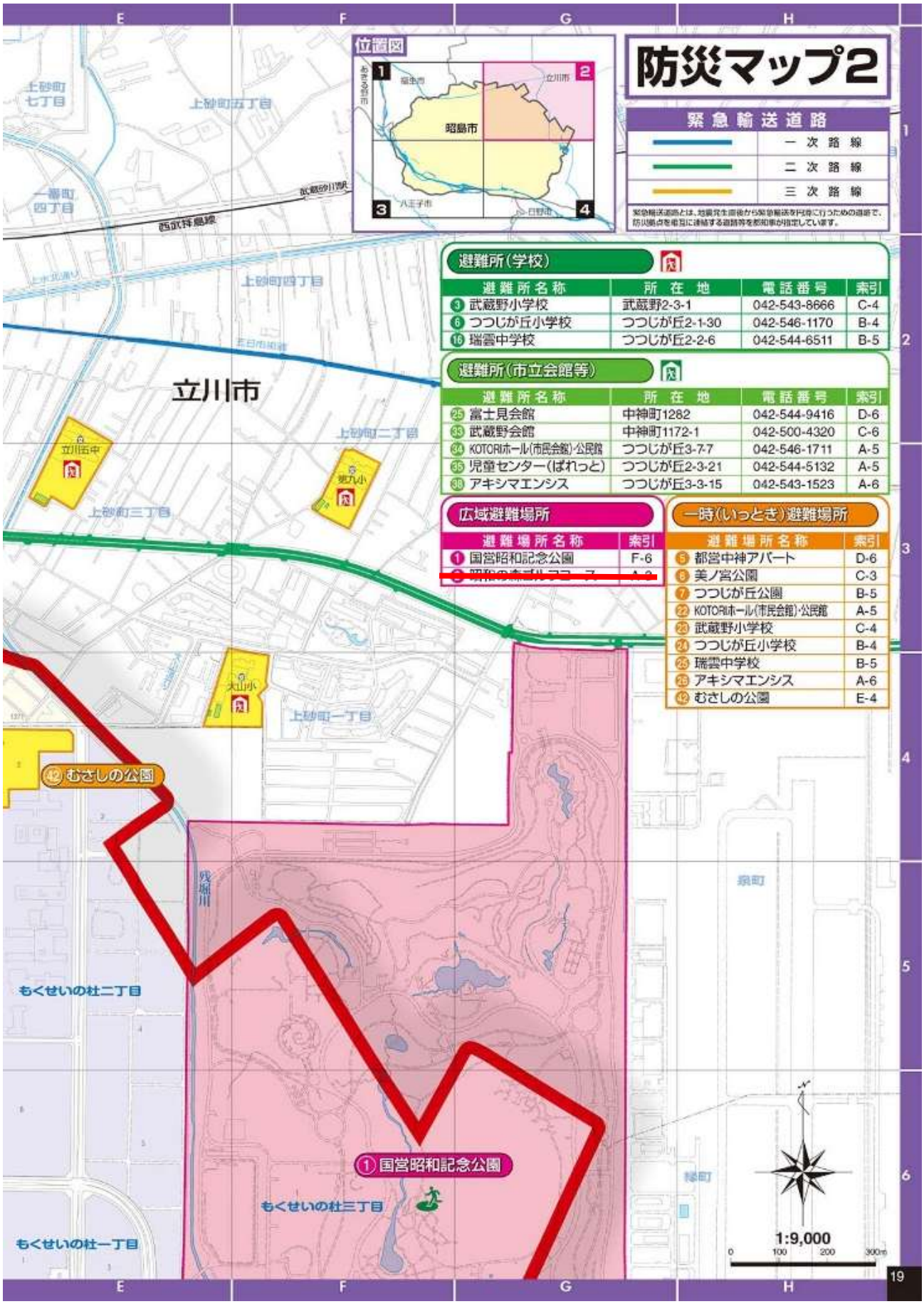
防災マップ2
位置図
緊急輸送道路
一次路線
二次路線
三次路線
緊急輸送道路とは、地震発生直後から緊急車両を円滑に行うための道路で、防災拠点を相互に連絡する道路等を都知事が指定しています。
避難所（学校）
避難所名称 所在地 電話番号 索引
③ 武蔵野小学校 武蔵野2-3-1 042-543-8666 C-4
⑥ つつじが丘小学校 つつじが丘2-1-30 042-546-1170 B-4
⑯ 瑞雲中学校 つつじが丘2-2-6 042-544-6511 B-5
避難所（市立会館等）
避難所名称 所在地 電話番号 索引
㉕ 富士見会館 中神町1282 042-544-9416 D-6
㉝ 武蔵野会館 中神町1172-1 042-500-4320 C-6
㉞ KOTORIホール(市民会館)・公民館 つつじが丘3-7-7 042-546-1711 A-5
㉟ 児童センター（ぱれっと） つつじが丘2-3-21 042-544-5132 A-5
㊳ アキシマエンシス つつじが丘3-3-15 042-543-1523 A-6
広域避難場所
避難場所名称 索引
① 国営昭和記念公園 F-6
一時（いっとき）避難場所
避難場所名称 索引
⑤ 都営中神アパート D-6
⑧ 美ノ宮公園 C-3
⑦ つつじが丘公園 B-5
㉒ KOTORIホール(市民会館)・公民館 A-5
㉓ 武蔵野小学校 C-4
㉔ つつじが丘小学校 B-4
㉕ 瑞雲中学校 B-5
㉖ アキシマエンシス A-6
㊷ むさしの公園 E-4
立川市
上砂町七丁目
上砂町五丁目
一番町四丁目
上砂町四丁目
上砂町二丁目
上砂町三丁目
上砂町一丁目
西武拝島線
昭島市
八王子市
日野市
立川五中
九小
大山小
㊷ むさしの公園
① 国営昭和記念公園
残堀川
もくせいの杜二丁目
もくせいの杜三丁目
もくせいの杜一丁目
泉町
緑町
1:9,000
0 100 200 300m
E F G H
1 2 3 4 5 6
19

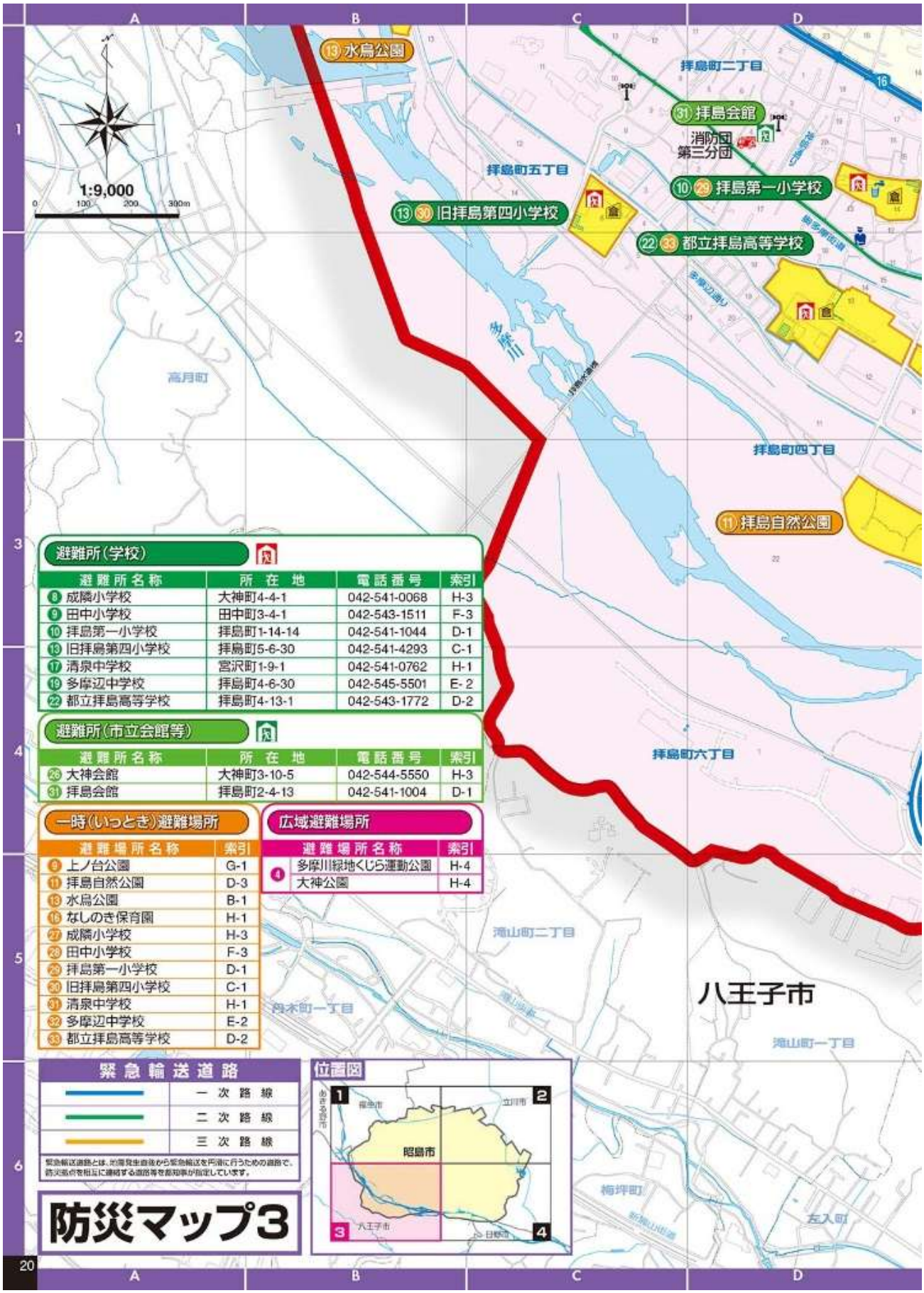
A
B
C
D
1
2
3
4
5
6
20
1:9,000
0
100
200
300m
⑬ 水鳥公園
拝島町二丁目
⑪ 拝島会館
消防団
第三分団
拝島町五丁目
⑩ ㉙ 拝島第一小学校
⑬ ㉚ 旧拝島第四小学校
㉒ ㉝ 都立拝島高等学校
高月町
拝島町四丁目
⑪ 拝島自然公園
拝島町六丁目
滝山町二丁目
八王子市
舟木町一丁目
滝山町一丁目
梅坪町
左入町
避難所（学校）
避難所名称 | 所在地 | 電話番号 | 索引
⑧ 成隣小学校 | 大神町4-4-1 | 042-541-0068 | H-3
⑨ 田中小学校 | 田中町3-4-1 | 042-543-1511 | F-3
⑩ 拝島第一小学校 | 拝島町1-14-14 | 042-541-1044 | D-1
⑬ 旧拝島第四小学校 | 拝島町5-6-30 | 042-541-4293 | C-1
⑰ 清泉中学校 | 宮沢町1-9-1 | 042-541-0762 | H-1
⑲ 多摩辺中学校 | 拝島町4-6-30 | 042-545-5501 | E-2
㉒ 都立拝島高等学校 | 拝島町4-13-1 | 042-543-1772 | D-2
避難所（市立会館等）
避難所名称 | 所在地 | 電話番号 | 索引
㉖ 大神会館 | 大神町3-10-5 | 042-544-5550 | H-3
㉛ 拝島会館 | 拝島町2-4-13 | 042-541-1004 | D-1
一時（いっとき）避難場所
避難場所名称 | 索引
① 上ノ台公園 | G-1
⑪ 拝島自然公園 | D-3
⑬ 水鳥公園 | B-1
⑮ なしのき保育園 | H-1
㉗ 成隣小学校 | H-3
㉘ 田中小学校 | F-3
㉙ 拝島第一小学校 | D-1
㉚ 旧拝島第四小学校 | C-1
㉛ 清泉中学校 | H-1
㉜ 多摩辺中学校 | E-2
㉝ 都立拝島高等学校 | D-2
広域避難場所
避難場所名称 | 索引
④ 多摩川緑地くじら運動公園 | H-4
④ 大神公園 | H-4
緊急輸送道路
一次路線
二次路線
三次路線
緊急輸送道路とは、災害発生直後から緊急輸送を円滑に行うための道路で、防災拠点を相互に連絡する道路等を都知事が指定しています。
位置図
1
2
3
4
福生市
立川市
昭島市
八王子市
日野市
小さな図
防災マップ3

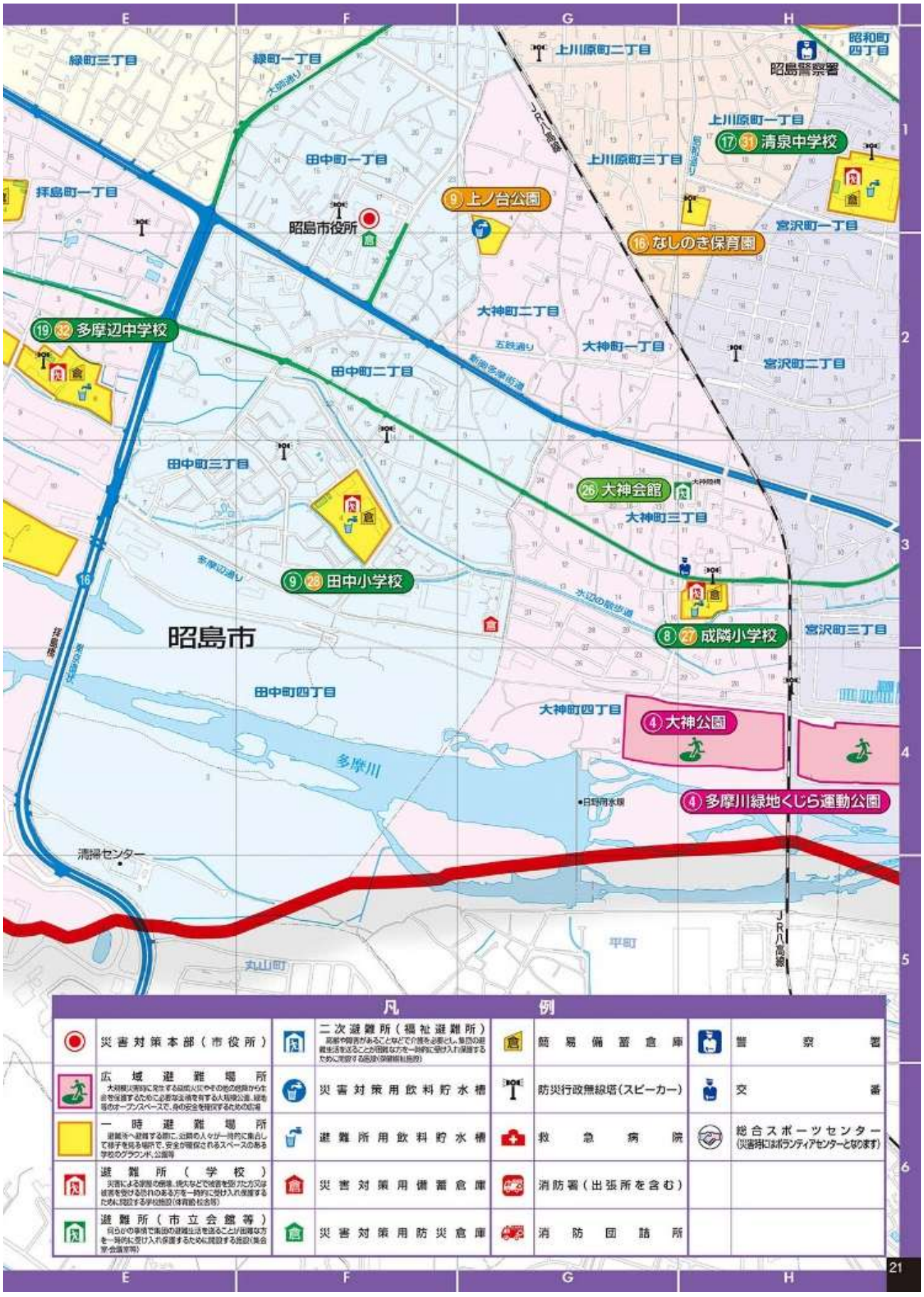
E
F
G
H
緑町三丁目
緑町一丁目
大師通り
上川原町二丁目
昭和町四丁目
昭島警察署
上川原町一丁目
17 31 清泉中学校
上川原町三丁目
コロニー通り
田中町一丁目
9 上ノ台公園
昭島市役所
16 なしのき保育園
宮沢町一丁目
拝島町一丁目
大神町二丁目
19 32 多摩辺中学校
五日通り
大神町一丁目
宮沢町二丁目
田中町二丁目
新奥多摩街道
田中町三丁目
26 大神会館
大神町三丁目
9 28 田中小学校
多摩辺通り
水辺の散歩道
8 27 成隣小学校
宮沢町三丁目
昭島市
拝島橋
田中町四丁目
大神町四丁目
4 大神公園
多摩川
日野用水堰
4 多摩川緑地くじら運動公園
清掃センター
平町
丸山町
JR八高線
1
2
3
4
5
6
凡例
災害対策本部（市役所）
二次避難所（福祉避難所）
高齢や障害があることなどで介護を必要とし、集団の避難生活を送ることが困難な方を一時的に受け入れ保護するために開設する施設（保健福祉総合センター）
簡易備蓄倉庫
警察署
広域避難場所
大規模火災時に発生する輻射熱や煙などから住民を保護するために必要な空地を有する人口規模公園、緑地等のオープンスペースで、身の安全を確保するための広場
災害対策用飲料貯水槽
防災行政無線塔（スピーカー）
交番
一時避難場所
避難先へ避難する際に、公園の人々が一時的に集合して様子を見る場所で、安全が確保されるスペースのある学校のグラウンド、公園等
避難所用飲料貯水槽
救急病院
総合スポーツセンター（災害時にはボランティアセンターとなります）
避難所（学校）
災害による家屋の倒壊、焼失などで被害を受けた方又は被害を受ける恐れのある方を一時的に受け入れ保護するために開設する学校施設（体育館、校舎等）
災害対策用備蓄倉庫
消防署（出張所を含む）
避難所（市立会館等）
何らかの事情で集団の避難生活を送ることが困難な方を一時的に受け入れ保護するために開設する施設（集会室、会議室等）
災害対策用防災倉庫
消防団詰所
E
F
G
H
21

資　料

昭島市
八王子市
昭島病院
水道部
消防団第一分団
消防団第二分団
昭島消防署昭和出張所（令和4年9月開所予定）
総合スポーツセンター
都多摩川上流水再生センター
多摩川
小宮町
凡例
災害対策本部（市役所）
広域避難場所
大規模災害時に発生する延焼火災やその他の危険から生命を保護するために必要な面積を有する大規模公園、緑地等のオープンスペースで、身の安全を確保するための広場
一時避難場所
避難生へ避難する際に、近隣の人々が一時的に集合して様子を見る場所で、安全が確保されるスペースのある学校のグラウンド、公園等
避難所（学校）
災害による家屋の倒壊、焼失などで被害を受けた方又は被害を受ける恐れのある方を一時的に受け入れ保護するために設置する学校施設（体育館・校舎等）
避難所（市立会館等）
何らかの事情で自己の避難生活を送ることが出来ない方を一時的に受け入れ保護するために設置する施設（集会室・会議室等）
二次避難所（福祉避難所）
高齢や障害があることなどで介護を必要とし、集団の避難生活を送ることが困難な方を一時的に受け入れ保護するために開設する施設（指定福祉施設）
災害対策用飲料貯水槽
避難所用飲料貯水槽
災害対策用備蓄倉庫
災害対策用防災倉庫
簡易備蓄倉庫
防災行政無線塔（スピーカー）
救急病院
消防署（出張所を含む）
消防団詰所
警察署
交番
総合スポーツセンター（災害時にはボランティアセンターとなります）

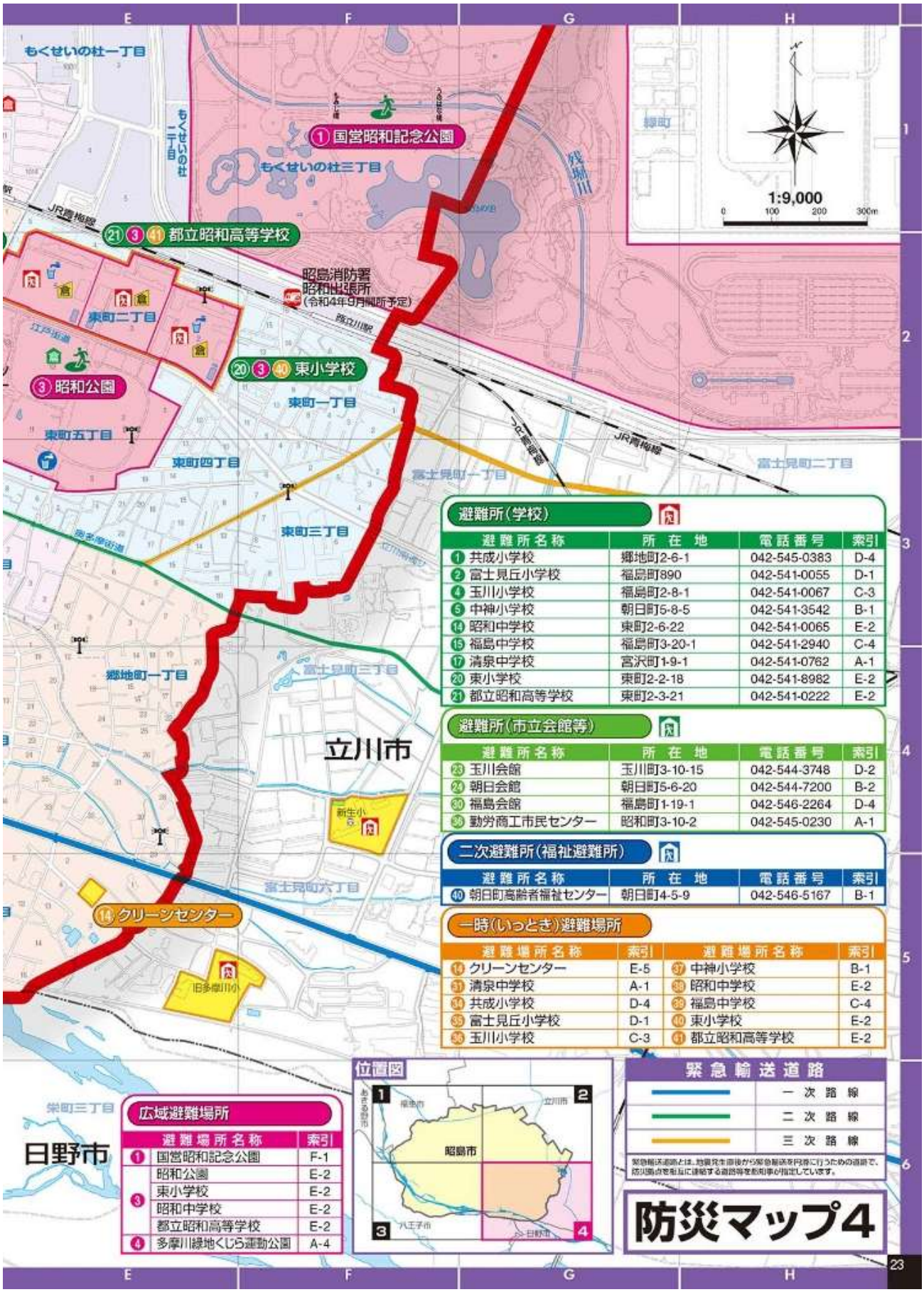
E
F
G
H
1
2
3
4
5
6
もくせいの杜一丁目
もくせいの杜二丁目
もくせいの杜三丁目
① 国営昭和記念公園
JR青梅線
21 3 41 都立昭和高等学校
昭島消防署
昭和出張所
（令和4年9月開所予定）
東町二丁目
江戸街道
3 昭和公園
20 3 40 東小学校
東町一丁目
東町五丁目
東町四丁目
東町三丁目
富士見町一丁目
富士見町二丁目
郷地町一丁目
富士見町三丁目
立川市
新生小
富士見町六丁目
14 クリーンセンター
旧多摩川小
栄町三丁目
日野市
緑町
残堀川
1:9,000
0 100 200 300m
避難所（学校）
避難所名称 | 所在地 | 電話番号 | 索引
① 共成小学校 | 郷地町2-6-1 | 042-545-0383 | D-4
② 富士見丘小学校 | 福島町890 | 042-541-0055 | D-1
④ 玉川小学校 | 福島町2-8-1 | 042-541-0067 | C-3
⑤ 中神小学校 | 朝日町5-8-5 | 042-541-3542 | B-1
⑭ 昭和中学校 | 東町2-6-22 | 042-541-0065 | E-2
⑮ 福島中学校 | 福島町3-20-1 | 042-541-2940 | C-4
⑰ 清泉中学校 | 宮沢町1-9-1 | 042-541-0762 | A-1
⑳ 東小学校 | 東町2-2-18 | 042-541-8982 | E-2
㉑ 都立昭和高等学校 | 東町2-3-21 | 042-541-0222 | E-2
避難所（市立会館等）
避難所名称 | 所在地 | 電話番号 | 索引
㉓ 玉川会館 | 玉川町3-10-15 | 042-544-3748 | D-2
㉔ 朝日会館 | 朝日町5-6-20 | 042-544-7200 | B-2
㉚ 福島会館 | 福島町1-19-1 | 042-546-2264 | D-4
㊱ 勤労商工市民センター | 昭和町3-10-2 | 042-545-0230 | A-1
二次避難所（福祉避難所）
避難所名称 | 所在地 | 電話番号 | 索引
㊵ 朝日町高齢者福祉センター | 朝日町4-5-9 | 042-546-5167 | B-1
一時（いっとき）避難場所
避難場所名称 | 索引 | 避難場所名称 | 索引
⑭ クリーンセンター | E-5 | ㊲ 中神小学校 | B-1
㉛ 清泉中学校 | A-1 | ㊳ 昭和中学校 | E-2
㉞ 共成小学校 | D-4 | ㊴ 福島中学校 | C-4
㉟ 富士見丘小学校 | D-1 | ㊵ 東小学校 | E-2
㊱ 玉川小学校 | C-3 | ㊶ 都立昭和高等学校 | E-2
広域避難場所
避難場所名称 | 索引
① 国営昭和記念公園 | F-1
③ 昭和公園 | E-2
③ 東小学校 | E-2
③ 昭和中学校 | E-2
③ 都立昭和高等学校 | E-2
④ 多摩川緑地くじら運動公園 | A-4
位置図
1
2
3
4
昭島市
八王子市
緊急輸送道路
一次路線
二次路線
三次路線
緊急輸送道路とは、地震発生直後から緊急車両を円滑に行うための道路で、防災拠点を相互に連絡する道路等を都知事が指定しています。
防災マップ4
23

資料　３－１　洪水・土砂災害ハザードマップ

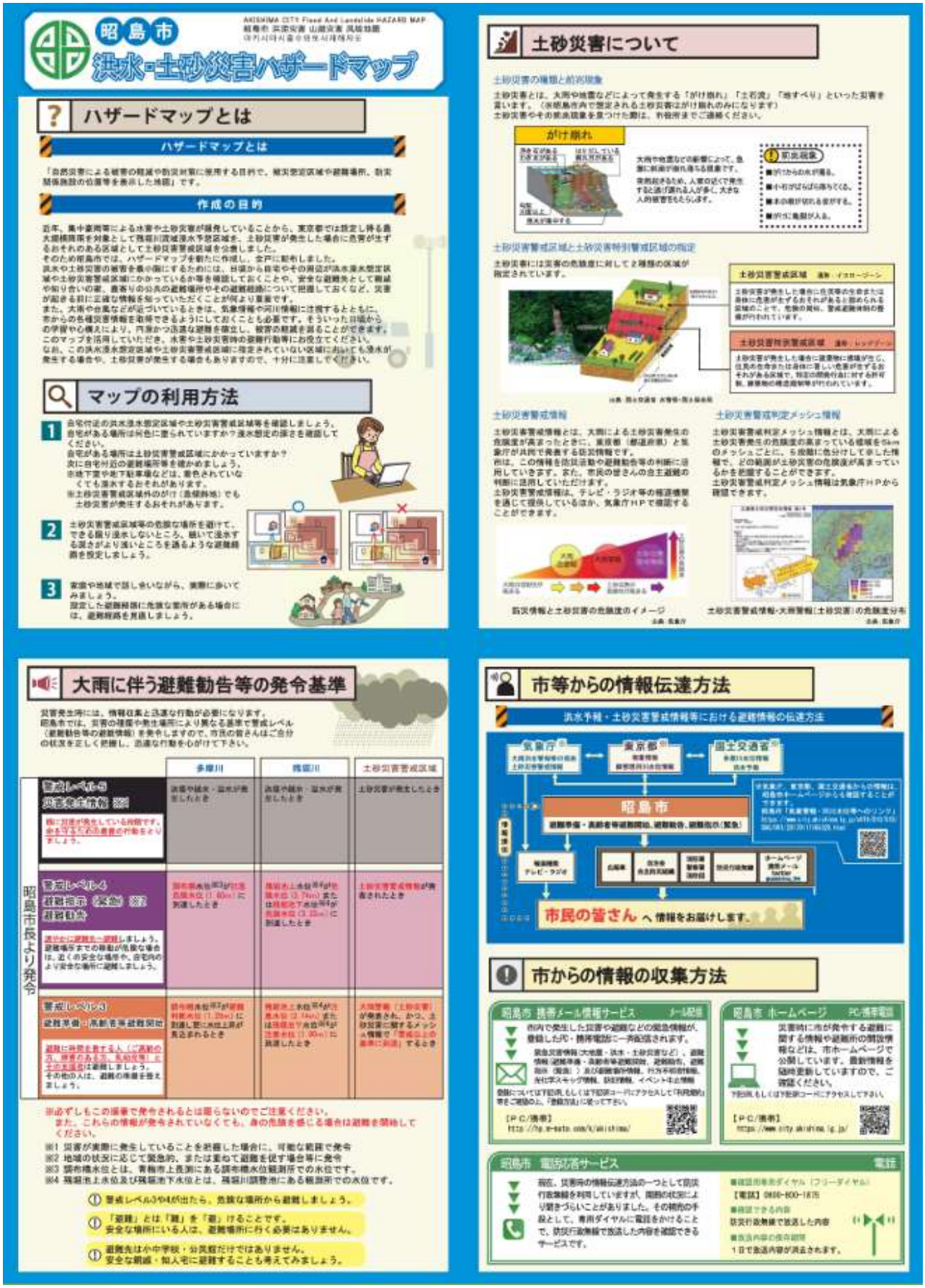

避難にあたっての心得

1 正確な情報を確認

テレビやラジオ、インターネット等で最新の気象情報や災害情報、避難情報を確認しましょう。

2 早めの避難を心掛ける

市から避難情報が発表されていなくても、気象情報等から判断し、自主的に親戚や知り合いの家等に避難しましょう。個々の状況により、避難にかかる時間は異なります。移動時間を考えて早めに避難することを心掛けましょう。

3 避難時には非常持ち出し品を

普段から避難に必要なものを準備し、避難に支障が出ない位の分量をリュックにまとめて、避難先へ持っていきましょう。特に、常備薬等、なくてはならないもので、他の人が持ち得ていないものについては必ず持っていきましょう。

4 避難が難しい時は、頑丈な建物の２階以上へ

50 cm以上の水深があると、大人でも歩行が困難になり、屋外での避難は危険が生じます。どうしても避難場所への避難が困難なときは、近くの頑丈な建物の2階以上のより高いところに避難するか、それも難しい場合は家の中でより安全な場所（家から離れた部屋や2階以上）に避難しましょう。

5 車での避難は控えて

車での避難は渋滞している道路で動けなくなる事例や、津波が発生し円滑に避難できなかった事例があります。また、走行時に発生する渋滞による歩行避難者への影響など車の使用に起因する周辺への危険性もあります。
なお、歩行避難が困難で、車による避難がやむを得ない場合は、車避難の受入が可能な施設に避難してください。
※車避難受入が可能な避難所については市ホームページ等に掲示を予定しています。

6 ペットの同行避難について

様々な人が避難する避難所においては動物が苦手な人、アレルギーを持っている人等が避難していることが考えられるため、ペットを連れて避難所に避難する場合は、ゲージ等に入れ、他の避難者への迷惑にならないように飼い主が責任を持って世話をしてください。併せて、ペットの避難に必要な食べ物等も用意してください。
※ペット受入が可能な避難所については市ホームページ等に掲示を予定しています。

わが家の防災メモ

家族で話し合って確認しましょう！

わが家の緊急連絡先は

わが家の避難場所は

待ち合わせ場所は

非常持ち出し品

下記非常持ち出し品を参考に、わが家の非常持ち出し品を確認しましょう！
※個々の状況により避難に必要なものは異なります。日頃から確認し、準備しておきましょう。

非常食
飲料水、缶詰、レトルト食品など

衣類
下着、タオル、靴下、季節に応じた防寒着、軍手、雨具など

救急医療品
救急医薬品、常備薬、マスク、紙おむつ、生理用品など

貴重品
現金、貯金通帳、印鑑、健康保険証、身分証明書など

道具
懐中電灯、携帯ラジオ、使い捨てのライト、石鹸、乾電池、ナイフ、ライター、ティッシュ、使い捨ての食器、缶切、携帯電話充電器など

わが家の非常持ち出し品は

災害時の連絡方法

災害発生時には電話などが繋がりにくくなります。
家族や友人の安否確認、連絡を取るにはNTT東日本の災害用伝言サービスを利用しましょう。

災害用伝言ダイヤル

伝言の録音方法
伝言の再生方法
１７１
「１７１」をダイヤルすると、ガイダンスが流れます。
１「メッセージを録音するとき」ダイヤル
２「メッセージを再生するとき」ダイヤル
【被災地の方】ご自宅、または連絡を取りたい相手先の電話番号を、市外局番からダイヤルして下さい。
【被災地以外の方】連絡を取りたい相手先の方の電話番号を、市外局番からダイヤルして下さい。
伝言の録音（30秒以内）
伝言の再生

災害用伝言板 web171

https://www.web171.jp へアクセスまたは「web171」を検索 ▶ 電話番号を入力 ▶ 伝言の登録・確認

その他の機関からの情報の収集方法

インターネット上には、防災や災害時に役立つさまざまな情報があります。これらを活用して、災害から身を守る為に役立てましょう。

NHK データ放送 テレビ・携帯

警報や注意報などの情報、発生した災害や避難などの緊急情報が、テレビのデータ放送で確認できます。

【デジタルテレビ】①「d放送（data）」ボタンを押す。②「防災の日・防災情報」を選択する。
【ワンセグ携帯】取扱機の取扱説明書をご参照ください。

Yahoo! 防災速報 PC/携帯電話

避難情報や豪雨予報などの災害情報や今後の予報・予測をパソコンや携帯のメール、スマートフォンアプリのプッシュ通知で確認できます。

【PC/携帯】https://emg.yahoo.co.jp/
【スマートフォン】次の記録コードを参照ください

川の防災情報 PC/携帯電話

■河川水位・カメラ　■雨量情報
■ダム放流通知　■河川の予警報等
多摩川の水位やカメラ映像、予報、警報・注意報及び雨量情報等を確認することができます。

【PC/携帯】https://www.river.go.jp/portal/

気象庁ホームページ PC/携帯電話

■天気・気象情報
■土砂災害・洪水情報
■地震情報

【PC/携帯】https://www.jma.go.jp/jma/index.html

東京都防災アプリ PC/携帯電話

避難情報や災害情報などを携帯・スマートフォンで確認できます。

■東京都防災アプリ
【PC/携帯】https://www.bousai.metro.tokyo.lg.jp/1001446.html

洪水からの避難

状況に応じて適切な避難行動をとりましょう。

※家屋倒壊等氾濫想定区域：河岸侵食や流れの速い氾濫流によって、浸水時に家屋が流出・倒壊する恐れのある範囲

マイ・タイムライン

東京都では「東京マイ・タイムライン」を通じてマイ・タイムラインの作成を支援しています。
下記ホームページを参考にして作成してみましょう。
東京都防災ホームページ https://www.bousai.metro.tokyo.lg.jp/mytimeline/index.html

	警戒レベル	気象情報・避難情報等	避難行動の例等	私と家族の行動
危険度 高	警戒レベル5	氾濫発生情報 大雨特別警報　等 災害発生情報 （知事等が発令）	避難先に滞在 （避難が間に合了）	わが家の避難先
	警戒レベル4 危険な場所から全員避難	氾濫危険情報 土砂災害警戒情報　等 避難指示（緊急） （市長等が発令） 避難勧告 （市長等が発令）	家族全員避難 避難先までの移動が危険な場合は、近くの安全な場所や自宅内のより安全な場所に避難	いつ、何をするか避難に備えた行動を家族で話し合って、今のうちに自分ならの行動を書きおこう！
	警戒レベル3 危険な場所から高齢者等は避難	氾濫警戒情報 洪水警報 大雨警報（土砂災害）等 避難準備・高齢者等避難開始 （市長等が発令）	避難に時間がかかる家族は先に避難 その他の家族はいつでも避難を開始できる体制を確保	
	警戒レベル2	洪水注意報 大雨注意報等 日主避難	避難先、避難経路の確認 非常持ち出し品の確認	
低	警戒レベル1	早期注意情報	テレビやラジオ等で最新の気象情報を確認	

各種の情報は、状況によっては、警戒レベル1～5の順番で発表されるとは限りません。

防災関連機関

施設名称	電話番号	施設名称	電話番号
昭島市役所	042-544-5111	東京電力（停電・設備に関するお問い合わせ）	0120-995-007
昭島消防署	042-545-0119		03-6375-9803（有料）
昭島警察署	042-546-0110	NTT東日本「電話サービス等の故障受付窓口」	113
立川広域防災基地事務所	042-540-9501	立川広域防災基地総合庁舎内 事務所	042-503-4000
東京都総務局総合防災部防災管理課	03-5388-2453	東京管区気象台	042-497-7182

ハザードマップに関するお問い合わせは　昭島市 総務部 防災課　TEL:042-544-5111　FAX:042-544-7552

資　料

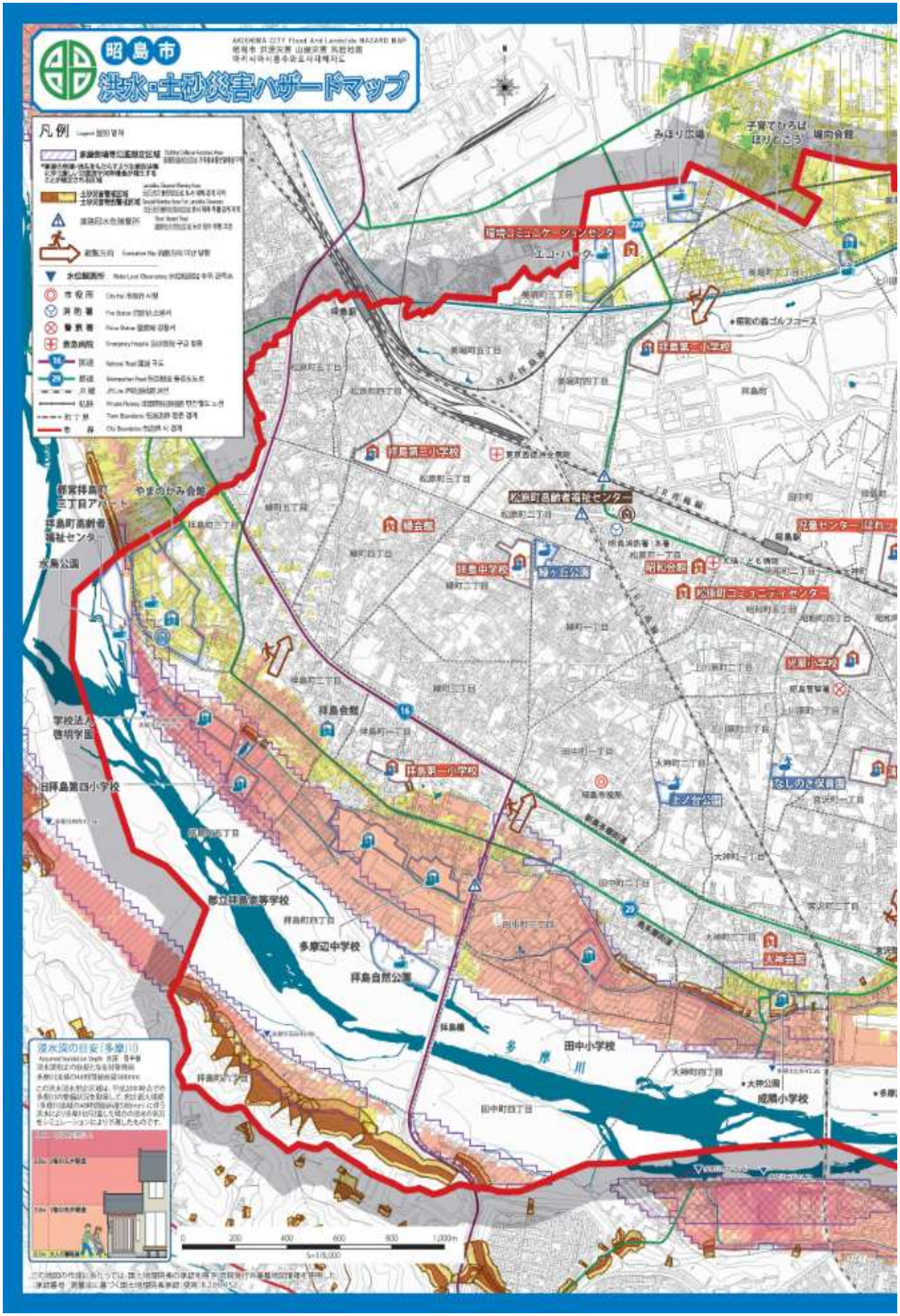
昭島市
洪水・土砂災害ハザードマップ
凡例
拝島第二小学校
拝島第三小学校
拝島中学校
拝島第一小学校
拝島第四小学校
都立拝島高等学校
多摩辺中学校
拝島自然公園
田中小学校
成瀬小学校
拝島会館
やまのかみ会館
水鳥公園
多摩川

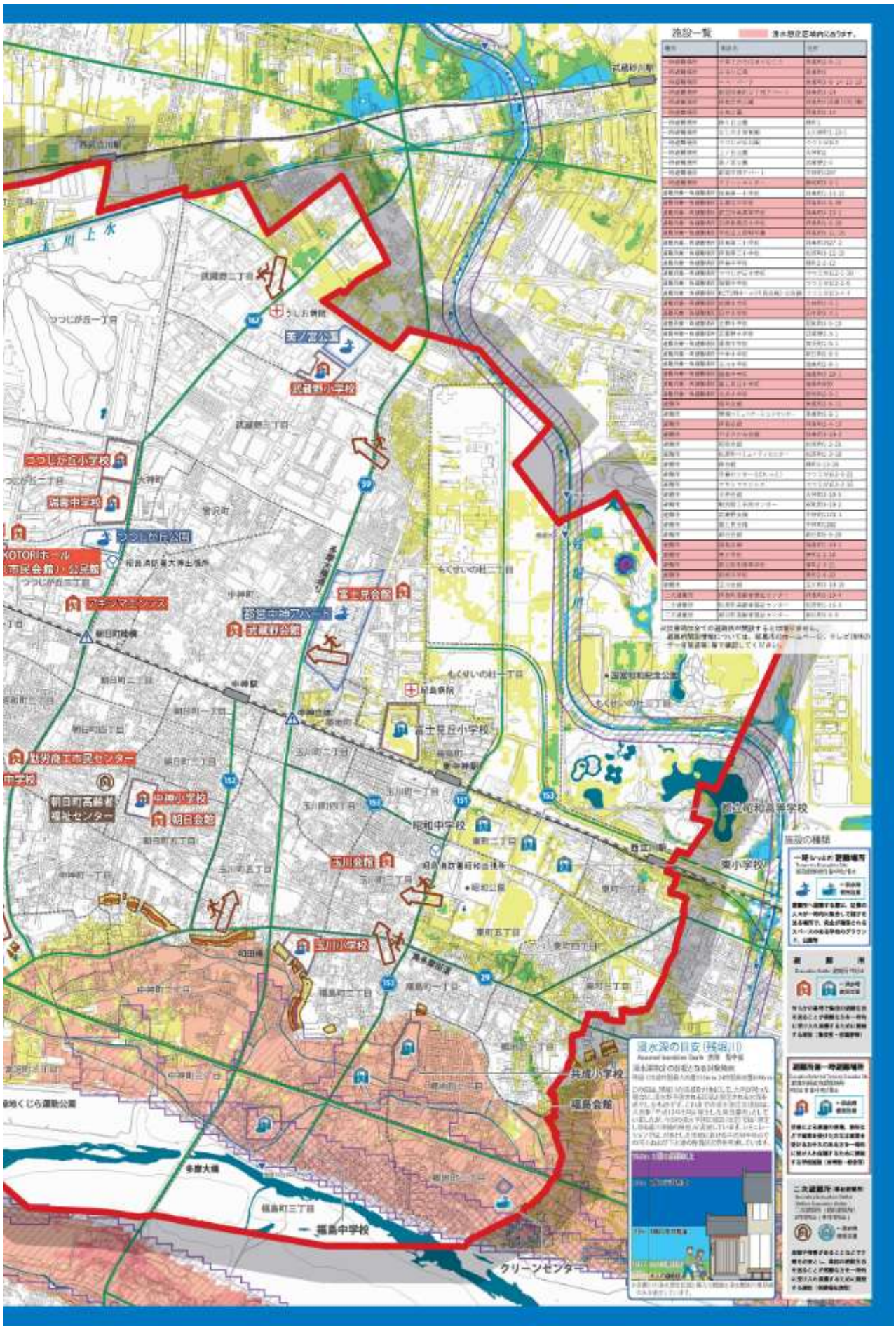
施設一覧
武蔵野小学校
つつじが丘小学校
福島中学校
つつじが丘公園
KOTOホール
(市民会館)・公民館
スポーツセンター
武蔵野公園
富士見丘小学校
昭和中学校
玉川会館
玉川小学校
共成小学校
福島会館
福島中学校
クリーンセンター
施設の種類

資料　３－２　水害（内水）ハザードマップ

7 避難にあたっての心得

●正確な情報を確認

P.8 を参考にテレビやラジオ、インターネット等で最新の気象情報や災害情報、避難情報を確認しましょう。

●早めの避難を心がける

収集した情報から避難が必要と判断した場合は、早めの避難を心がけてください。

●水の中の移動は危険

道水路は用水やマンホールの蓋が開いている可能性があり危険です。
道水している状況でやむを得ず避難する場合は、傘や長い棒を杖にして道しながら歩きましょう。

●避難が遅い時は近くの頑丈な建物の2階以上へ

50cm 以上の水深があり、避難が困難なときは、家の中が近くの頑丈な建物の2階以上（屋から離れた部屋）に移動しましょう。
※確実に安全が保障できる避難方法ではありませんので、早めに立ち退き避難をしましょう。

●車での避難は控えて

車での避難は円滑に避難できない可能性があり危険です。原則車での避難は控えてください。

●ペットの同行避難について

避難所は動物が苦手な人やアレルギーを持っている人も避難するため、人とペットとの避難所は分ける必要があります。

車で避難する場合や、ペットと避難する場合は、
避難可能な避難所を昭島市公式ホームページで確認してください。

災害時の連絡方法

災害発生時には電話などが繋がりにくくなります。
家族や友人の安否確認、連絡を取るには NTT 東日本の災害用伝言サービスを利用しましょう。固定電話やスマートフォンでも利用可能です。

3 非常持ち出し品

下記非常持ち出し品を参考に家庭ごとの持ち出し品を確認しましょう！

	品　名	点検日			品　名	点検日
	1 各自に必要なもの				**4 衛生用品（感染症対策を含む）**	
□	飲料水（カンパン、乾燥など）		□		タオル、ティッシュ	
□	食料		□		マスク	
□	衣類（上着、下着、靴下など）		□		消毒用アルコール	
	2 情報収集、伝達に必要なもの		□		生理用品、おむつなど	
□	携帯ラジオ		□		常備薬、お薬手帳	
□	携帯電話、スマートフォン		□		メガネ、コンタクトレンズ	
□	携帯式充電器				**5 避難時に必要なもの**	
	3 貴重品		□		ハザードマップ	
□	通帳、キャッシュカードなど		□		地図（かならず必要！）	
□	現金（小銭を含む）		□		懐中電灯	
□	身分証（保険証、免許証）					
□	マイナンバーカード					

この他にも家庭に合わせて、
おむつやミルク、障がい者手帳などの準備も必要だよ！

備蓄品

	品　名	点検日			品　名	点検日
□	飲料水（最低 1 人 1 日 3ℓ）		□		マスク、消毒用アルコール等	
□	食品（レトルト食品、ドライフード、缶詰など）		□		ランタン、ランプ	
□	燃料、紙コップ、割りばし		□		工具類（ロープ、スコップなど）	
□	カセットコンロ、ボンベ		□		洗面用具（歯ブラシなど）	
□	ラップ、アルミホイル		□		清掃用具（ほうき、ちりとりなど）	
□	ティッシュ、トイレットペーパー		□		新聞紙、使い捨てカイロ	
			□		簡易トイレ	

最低3日分の備蓄を用意しよう！
スーパーやコンビニに行けないことを想像して他に必要な備蓄を家庭で話し合うと安心だよ

●こんな用意も必要です

乳幼児のいる家庭で用意するもの

粉ミルク、ほ乳びん、離乳食、スプーン、紙おむつ、洗浄綿、おんぶひも、バスタオルまたはベビー毛布、ガーゼまたはハンカチ、バケツ、ビニール袋、石けんなど

妊婦のいる家庭で用意するもの

胸当綿、ガーゼ、サラシ、下着、洗浄液および新生児用品、ティッシュ、ビニール風呂敷、母子手帳、新聞紙、石けんなど

要介護者のいる家庭で用意するもの

着替え、紙おむつ、ティッシュ、障がい者手帳、福祉用等の予備、常備薬など

8 正しい情報をテレビや電話等で集めよう

正しい情報を集めることが身を守る上で重要です！
間違った情報に惑わされないように、情報を集められるようにしておきましょう

●NHK データ放送

警報や注意報などの情報、発生した災害や避難などの情報が確認できます。

●昭島市　電話応答サービス

大雨などで、防災行政無線が聞こえなかったときは、24 時間以内に
☎0800-800-1875
（フリーダイヤル）に電話すると、防災行政無線で放送した内容を確認できます。

正しい情報をパソコンやスマートフォンで集めよう

❶気象庁ホームページ
最新の気象情報や今後の推移が確認できます。

❷昭島市公式ホームページ
市が発令する避難に関する情報が随時更新されています。

以下は事前登録が必要です

昭島市　携帯メール情報サービス

- 市内で発生した災害や避難などの緊急情報が、登録したパソコン・携帯電話（スマートフォン）に一斉配信されます。
- 登録については下記 URL もしくは右記 QR コードにアクセスして「利用規約」等をご確認の上、「登録方法」に従ってください。
  https://hp.mail-kids.com/em-akishima/

■Yahoo! 防災速報

●ユーザー投稿による付近の災害状況を確認できます。
※本サービスへの登録は無料ですが、通信に要する費用は自己負担となります。

■東京都防災アプリ

●防災ブックの閲覧や防災マップ、雨雲レーダーの確認ができます。
※本サービスへの登録は無料ですが、通信に要する費用は自己負担となります。

4 マイ・タイムライン

東京都では、「東京マイ・タイムライン」を通じてマイ・タイムラインの作成を支援しています。
マイ・タイムラインとは、災害への備えから避難までの行動を、一人ひとりがあらかじめ時系列で整理してまとめるものです。

	警戒レベル	気象情報・避難等情報	避難行動の判断	私と家族の行動
高	警戒レベル 5 命の危険 直ちに安全確保！	大雨特別警報 等 周囲が土砂崩れ等	避難先に滞在 （避難が困難な場合）	わが家の避難先
	警戒レベル 4 危険な場所から全員避難	土砂災害警戒情報 等 避難指示	家族全員避難 避難先までの移動が危険な場合は、近くの安全な場所や自宅内のより安全な場所に避難	いつ、何をするか避難に備えた行動を家族で話し合って、今のうちに自分たちの行動を書き出そう！
	警戒レベル 3 危険な場所から高齢者等は避難	大雨警報（土砂災害）等 高齢者等避難	避難に時間のかかる家族は先に避難 その他の家族はいつでも避難を開始できる準備を開始	
	警戒レベル 2	大雨注意報 等	避難先、避難経路の確認 非常持ち出し品の確認	
低	警戒レベル 1	早期注意情報	テレビやラジオ等で最新の気象情報を確認	

各種の情報は、必ずしも警戒レベル 1～5 の順番で発表されるとは限りません。

高齢の方や、子供にはマイ・タイムラインの作成が難しい場合があります。
家庭で協力して、オリジナルのタイムラインを作成しましょう。

「東京マイ・タイムライン」の説明はこちらからアクセスできます。

マイ・タイムラインを家庭で事前に作成しておけば、緊急時にも落ち着いて行動できるね！

本ハザードマップに関する問い合わせは

昭島市都市整備部下水道課　TEL：042-544-5111　FAX：042-541-4336

令和4年2月発行

資　料

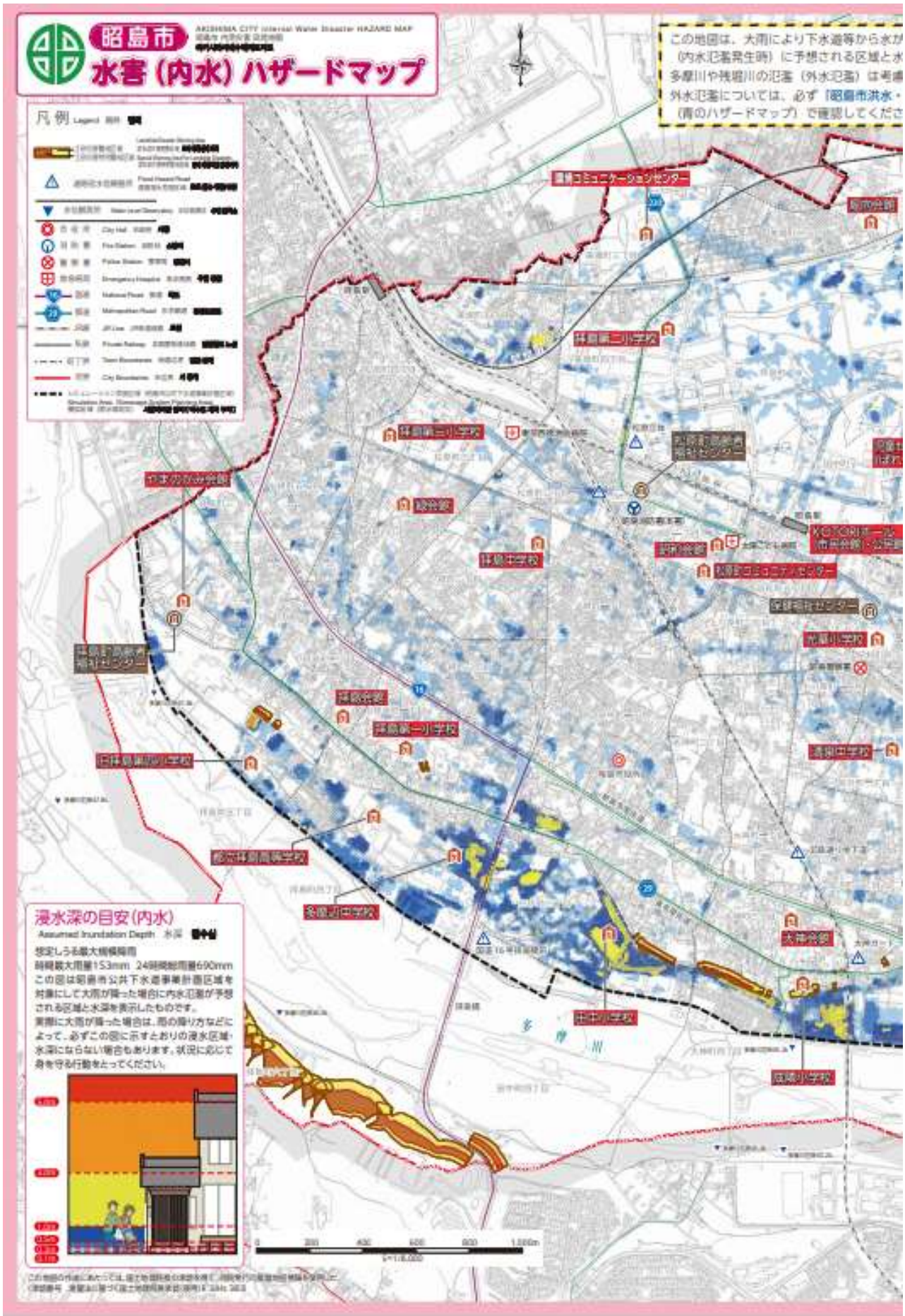
昭島市
水害（内水）ハザードマップ
凡例 Legend
浸水深の目安（内水）
Assumed Inundation Depth
想定しうる最大規模降雨
時間最大雨量153mm　24時間総雨量690mm
この図は昭島市公共下水道事業計画区域を対象にして大雨が降った場合に内水氾濫が予想される区域と水深を表示したものです。
実際に大雨が降った場合は、雨の降り方などによって、必ずこの図に示すとおりの浸水区域・水深にならない場合もあります。状況に応じて身を守る行動をとってください。

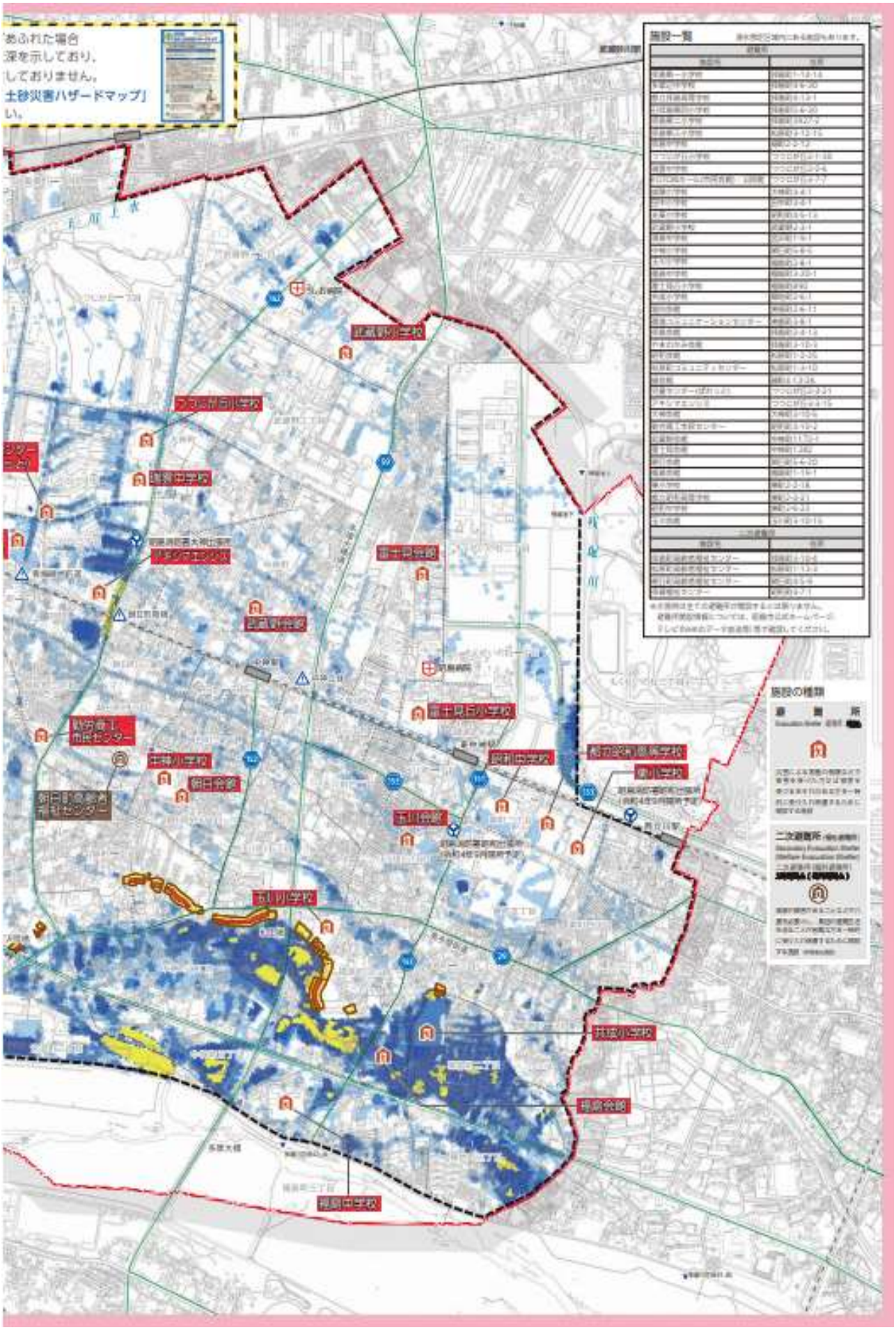
あふれた場合
深を示しており、
しておりません。
土砂災害ハザードマップ」
い。
施設一覧
施設の種類
避　難　所
二次避難所

資料　４　自主防災組織（部）規約【例】

（名称及び本部）

第１条　本会は、○○○○自主防災組織（部）と称し、災害時における応急対策活動を円滑且つ的確に行うため当自治会内に本部を置く。

（組織）

第２条　本会は、○○○○の地域内にある全世帯を会員とし、別表の組織で構成する。

（目的）

第３条　本会は、地域住民の自主防災組織として、防災意識の高揚及び防災訓練の実施等を積極的に行うと共に、震災時においては初期消火、避難誘導、救護活動、防犯活動及び物資調達等にあたり、地域住民の災害防止に万全を期することを目的とする。

（事業）

第４条　本会は、防災に関する事業を行うため次の部を置く。

１．広報部　　２．防火部　　３．予防部　　４．調達部

（各部の担当業務）

第５条　本会に設置された各部の担当業務は、次のとおりとする。

１．広報部　　防災意識の普及及び高揚を図るための活動

２．防火部　　出火防止の徹底と初期消火訓練の実施

３．予防部　　地域内の防災点検及び避難対策の周知、震災訓練の実施

４．調達部　　予防活動を推進するための物資の調達及び装備品の保守管理

（役員）

第６条　本会に次の役員を置く。

会長　１名　　副会長　○名

部長　○名　　副部長　○名

班長　○名

（役員の任務）

第７条　役員の任務は次のとおりとする。

１．会長は本会を代表し、会務を統括する。

２．副会長は会長を補佐し、会長に事故あるときはその職務を代行する。

３．部長は副部長を指揮し、防災業務の指導にあたる。

４．副部長は部長を補佐し、部長に事故あるときはその職務を代行する。

５．班長は各部長の指示に従って班内の防災業務にあたる。

（役員の任期）

第８条　役員の任期は１年とし、再任を妨げない。ただし、欠員補充のため選任された役員の任期は前任者の残任期間とする。

（会員の任務）

第９条　会員は、役員の指揮及び指導に従って積極的に参加し、且つ行動するものとする。

（費用）

第10条　本会の運営に要する費用は、自治会費より支出するものとする。

（運営規定）

第11条　本会の運営については原則としてこの規約によって律するが、予測しない緊急事態が発生した場合は、この規約にかかわらず役員会に処理を委任する。

（協力組織）

第12条　本会の目的達成と円滑化のため、近隣及び各種団体の協力を得るものとする。

附　則

この規約は、令和〇〇年〇〇月〇〇日から施行する。

資料　５　東京都防災ボランティアに関する要綱（都総務局）

平成７年５月11日
６総災防第 280号
総 務 局 長 決 定

（目的）

第１条　この要綱は、震災等の大規模な災害が発生した場合において、都民によるボランティア活動を支援し、もって被災地域における円滑な応急対策活動の実施に資することを目的とする。

（定義）

第２条　この要綱において「防災ボランティア」とは、震災等の大規模な災害発生時において、第５条の規定による知事の要請に基づき、第３条に規定する活動に従事する者をいう。

（防災ボランティア活動の種類及び資格）

第３条　防災ボランティアが従事する活動の種類及び該当活動に必要な資格は、別表の左欄に掲げる種類に応じ、同表の右欄に定める資格とする。

（防災ボランティアの登録等）

第４条　防災ボランティアになろうとする者は、防災ボランティア登録申込書（第１号様式）を知事に提出しなければならない。

２　前項に規定する申込書の提出があったときは、知事は、申込者に対し、必要な講習、訓練を受けさせるものとする。

３　知事は、前項の講習などを終了した者を防災ボランティアとして登録し、防災ボランティア登録証（第２号様式）を交付する。

（防災ボランティアの出動）

第５条　知事は、災害救助法（昭和22年法律第 118号）の適用を受ける程度の大規模又は広域的な規模の災害が発生した場合において、被害を受けた地域の区市町村長の要請に基づき、防災ボランティアに対し、出動を要請するものとする。

２　前項の規定にかかわらず、知事は、特に必要と認めたときは、防災ボランティアに対し出動を要請できるものとする。

（出動経費の負担）

第６条　防災ボランティアの活動に要する交通費、食費、宿泊費等の実費（現物支給を含む。）は、出動を要請した区市町村長が負担するものとする。ただし、前条第２項の規定による出動経費については、知事が負担するものとする。

（損害補償）

第７条　防災ボランティアが、活動中の事故により死亡し、又は障害を受けたときは、災害時において応急措置の業務に従事した者の損害賠償に関する条例（昭和38年東京都条例第38号）の規定に準じて、補償するものとする。

（被服等の支給）

第８条　災害現場における円滑な業務遂行に資するため、活動内容に対応した被服等を、防災ボランティアに対し支給する。

（登録事項の変更手続き等）

第９条　防災ボランティアは、登録事項に変更があったとき、又は登録を抹消しようとするときは、防災ボランティア登録事項変更・登録抹消届（第３号様式）により、知事に提出しなければならない。

（委任）

第10条　この要綱の施行に関し必要な事項は、別に定める。

附　則

この要綱は、平成７年５月11日から施行する。

附　則

この要綱は、平成８年８月23日から施行する。

附　則

この要綱は、平成30年４月１日から施行する。

附　則

この要綱は、令和４年１月24日から施行する。

附　則

この要綱は、令和４年11月25日から施行する。

資　料

別表

種　　別	資　　格
建築物の応急危険度判定	建築士法（昭和25年法律第 202号）に定める建築士又は知事が特に必要と認めた者であって、都内に住所を有するもの又は勤務地を有するもの
語学ボランティア	別に定める基準に該当する者又は知事が特に必要と認めた者であって、都内に住所を有し、勤務し、又は在学するもので、満18歳以上のもの

別記

第１号様式

年　　月　　日

東京都防災ボランティア登録申込書

東京都知事　殿

氏名

私は、東京都防災ボランティアとして活動したいので、下記のとおり申込みます。

ボランティア活動の種類	
免許等の種類・登録番号	第　　号

住　　所	〒 電話　　（　　） FAX　　（　　）
（ふりがな） 氏　　名	
生　年　月　日	年　　月　　日生　　（男・女）
（ふりがな） 勤　務　先 （ふりがな） 学　　校	名　称 電話　　（　　） 所在地 〒　　FAX　　（　　）
緊急時の連絡先	電話　　（　　） FAX　　（　　）

別記

第２号様式

東京防災ボランティア登録証

写　真

氏名

年　　月　　日生

Ｎｏ　　種類

登録年月日　　年　　月　　日

上記の者は、東京防災ボランティアであることを証明する。

東　京　都　知　事　　印

別記

第３号様式

年　　月　　日

東京都防災ボランティア登録事項変更・登録抹消届

東京都知事　殿

氏名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

□防災ボランティアの登録事項を変更したので、

□防災ボランティアの登録を抹消したいので、下記のとおり届け出ます。

ボランティア活動の種類		
免許等の種類・登録番号		第　　号
変更	変　更　前	
	変　更　後	
	変更年月日	年　　月　　日
抹消	抹消理由	
	抹消年月日	年　　月　　日

資料　６　災害用伝言板の利用方法（総務省ホームページ抜粋）

URL：https://www.soumu.go.jp/menu_seisaku/ictseisaku/net_anzen/hijyo/dengon.html

災害用伝言板の利用方法

携帯電話・PHSのインターネット接続機能で、被災地の方が伝言を文字によって登録し、携帯電話・PHS番号をもとにして全国から伝言を確認できます。（スマートフォンでのご利用については、各社のページでご確認下さい。）

伝言の登録方法

1. 携帯電話・PHSから災害用伝言板にアクセスします。
（災害時は各社の公式サイトのトップ画面に災害用伝言板の案内が表示されます。体験利用の際はメニューリスト内からアクセスしてください。）
2. 「災害用伝言板」の中の「登録」を選択します。
（登録は被災地域内の携帯電話・PHSからのアクセスのみが可能です。）
3. 現在の状態について「無事です。」等の選択肢から選び、任意で100文字以内のコメントを入力します。（状態の複数選択や、コメントのみの利用も可能です。）
4. 最後に「登録」を押して、伝言板への登録が完了となります。

伝言の確認方法

1. 災害用伝言板にアクセスします。（伝言の確認はPC等からも行うことができます。）
・NTTドコモ　http://dengon.docomo.ne.jp/top.cgi
・KDDI（au）　http://dengon.ezweb.ne.jp/
・ソフトバンク／ワイモバイル　http://dengon.softbank.ne.jp/
・楽天モバイル　https://public-safety.mobile.rakuten.co.jp

2. 「災害用伝言板」の中の「確認」を選択します。（確認は全国からのアクセスが可能です。）
3. 安否を確認したい方の携帯電話・PHS番号を入力し「検索」を押します。
4. 伝言一覧が表示されますので、詳細を確認したい伝言を選択してください。

注意点

・1電話番号当たり、最大10伝言まで登録できます。（10件を超える伝言は古いものから上書きされます。）
・伝言の保存期間は、1つの災害での災害用伝言板を終了するまでです。
・災害用伝言板の利用料・パケット通信料は無料です。（他社の災害用伝言板のアクセスにはパケット通信料が必要です。）
・提供の開始、登録可能地域等の運用方法については、状況に応じて各電気通信事業者が設定し、テレビやラジオ、インターネットで告知されます。
・携帯電話・PHSの各事業者及びNTT東西の災害用伝言板を横断して検索できる機能の提供が開始されました。

参考：電気通信事業者協会の報道発表（2012年8月29日）別ウィンドウで開きます）

参考リンク

災害用伝言板の詳細については、運営している携帯電話各社のページをご覧ください。

・ＮＴＴドコモ災害用伝言板

https://www.nttdocomo.co.jp/info/disaster/disaster_board/index.html

・ＫＤＤＩ（ａｕ）災害用伝言板サービス

https://www.au.com/mobile/anti-disaster/saigai-dengon/

・ソフトバンク　災害用伝言板／災害用音声お届けサービス

https://www.softbank.jp/mobile/service/dengon/

・ワイモバイル　災害用伝言版サービス　https://www.ymobile.jp/service/dengon/

・楽天モバイル　災害用伝言版　https://network.mobile.rakuten.co.jp/service/disaster_board/

資　料

災害用伝言ダイヤル（171）

災害用伝言ダイヤル(171)は、被災地の方の電話番号をキーにして、安否等の情報を音声で登録・確認できるサービスです。
加入電話(プッシュ回線、ダイヤル回線)、公衆電話、ISDN、災害時にNTTが避難場所に設置する特設公衆電話などから「171」をダイヤルすることでご利用いただけます。
携帯電話・PHSや一部のIP電話からもご利用いただけます。

ご利用方法

［伝言の録音方法］
1 「171」にダイヤルします。
2 「1」をダイヤルします。
3 ご自分の電話番号をダイヤルし、ガイダンスに従い録音してください。

［伝言の再生方法］
1 「171」にダイヤルします。
2 「2」をダイヤルします。
3 安否情報等を確認したい相手の電話番号をダイヤルします。

提供内容

・ 加入電話、INSN(※)、公衆電話、ひかり電話(※)、災害時にNTTが避難所などに設置する特設公衆電話です。
携帯電話からも利用できますが、詳しくはお客様がご契約されている通信事業者へご確認をお願いします。
※ダイヤル式電話をお使いの場合には、ご利用になれません。

ご利用できる電話

提供開始	地震等の災害発生時など、被災地の方の安否を気遣う通話が増加し、被災地への通話がつながりにくい状況になった場合、速やかにサービスを提供します。 ※ 提供の開始、登録できる電話番号など運用方法・提供条件については、状況に応じてNTTが設定し、テレビ・ラジオ・インターネット等を通じて皆様にお知らせいたします。
登録できる電話番号 （被災地電話番号）	災害により電話がかかりにくくなっている地域。エリアの設定は、概ね都道府県を単位として行います。 ※ 提供の開始、登録できる電話番号など運用方法・提供条件については、状況に応じてNTTが設定し、テレビ・ラジオ・インターネット等を通じて皆様にお知らせいたします
伝言録音時間	１伝言あたり30秒以内
伝言保存期間	サービス提供終了まで
伝言蓄積数	電話番号あたり１～20伝言（サービス提供時にお知らせします。）
ご利用料金	伝言の録音・再生時の通話料のみ必要です。伝言録音等のセンタ利用料は無料です。 ※ 避難所等に設置する特設公衆電話からのご利用は無料となります。 注： 暗証番号のご利用により、他人に聞かれたくない伝言など特定の方々の間での伝言録音・再生も利用できます。

資料　７　災害時帰宅支援ステーション一覧

九都県市協定締結先一覧　　令和７年４月末現在

No	協定の相手方	No	協定の相手方
1	株式会社セブンーイレブン・ジャパン	19	東京カラオケボックス事業者防犯協力会
2	山崎製パン株式会社	20	サトフードサービス株式会社
3	株式会社ファミリーマート	21	株式会社ダスキン
4	ミニストップ株式会社	22	タリーズコーヒージャパン株式会社
5	株式会社ローソン	23	株式会社ストロベリーコーンズ
6	株式会社吉野家	24	株式会社オートバックスセブン
7	株式会社ポプラ	25	ケアパートナー株式会社
8	山田食品産業株式会社	26	株式会社共和コーポレーション
9	株式会社セブン＆アイフードシステムズ	27	株式会社ドトールコーヒー
10	ロイヤルフードサービス株式会社	28	株式会社ホスピタリティオペレーションズ
11	株式会社モスフードサービス	29	株式会社リンガーハット
12	株式会社壱番屋	30	東京都石油業協同組合
13	ワタミ株式会社	31	都立学校
14	チムニー株式会社	32	日産自動車系販売店
15	株式会社第一興商	33	トヨタ自動車系販売店
16	株式会社B&V	34	農業協同組合
17	サガミレストランツ株式会社	35	関東マツダ系販売店
18	味の民芸フードサービス株式会社	36	三井住友海上火災保険株式会社及び同社代理店組織（アドバンスクラブ東京東支部・東京西支部）

資　料

帰宅支援の対象道路（16路線）

No	路線名（区間）	No	路線名（区間）
1	第一京浜（日本橋～六郷橋）	9	北本通り（王子駅～新荒川大橋）
2	第二京浜（日本橋元標～多摩川大橋）	10	日光街道（日本橋元標～水神橋）
3	中原街道（中原口～丸子橋）	11	水戸街道 （本町３～新葛飾橋・金町～葛飾橋）
4	玉川通り（三宅坂～二子橋）	12	蔵前橋通り（湯島１～市川橋）
5	甲州街道（桜田門～八王子）	13	井の頭通り（大原２～関前）
6	青梅街道・新青梅街道 （新宿大ガード西～箱根ヶ崎）	14	五日市街道（関前～福生）
7	川越街道（本郷３～東玉橋）	15	環状７号線
8	中山道（宝町３～戸田橋）	16	環状８号線

災害時帰宅支援ステーション表示

資料　８　指定緊急避難場所等一覧表

１　広域避難場所

No.	避難場所名	有効面積（ha）	No.	避難場所名	有効面積（ha）
1	国営昭和記念公園	127.00	3	多摩川緑地 くじら運動公園 大神公園	14.20
2	昭和公園 東小学校 昭和中学校 都立昭和高校	14.10			

２　一時避難場所

No.	避難場所名	有効面積（ha）	No.	避難場所名	有効面積（ha）
1	共成小学校	0.6	19	拝島中学校	0.8
2	富士見丘小学校	0.9	20	田中小学校	0.8
3	玉川小学校	0.8	21	拝島第一小学校	0.7
4	福島中学校	1.0	22	拝島第二小学校	1.1
5	都営中神アパート	0.4	23	拝島第三小学校	0.8
6	武蔵野小学校	1.0	24	旧拝島第四小学校	0.7
7	美ノ宮公園	1.5	25	多摩辺中学校	1.0
8	中神小学校	0.8	26	都立拝島高等学校	1.8
9	つつじが丘小学校	0.7	27	アキシマエンシス	0.9
10	瑞雲中学校	1.0	28	拝島自然公園	2.0
11	つつじが丘公園	0.9	29	都営拝島町三丁目ｱﾊﾟｰﾄ	1.1
12	市民会館・公民館	1.4	30	水鳥公園	1.3
13	光華小学校	1.2	31	クリーンセンター跡地	1.2
14	清泉中学校	0.8	32	子育てひろばほりむこう	0.1
15	成隣小学校	0.5	33	なしの木保育園	0.1
16	みほり広場	1.3	34	エコパーク	3.0
17	上ノ台公園	0.4	35	むさしの公園	2.4
18	緑ケ丘公園	0.5	36	北文化公園	0.7

3　避難所（学校）

No.	施設名	校舎面積（㎡）	利用可能教室数	1室面積（㎡）	教室収容人員	体育館（㎡）	体育館収容人員	収容人員合計	給食施設
1	東小学校	5,000	16	60.2	576	794	481	1,057	
2	共成小学校	4,291	14	60.2	504	802	486	990	
3	富士見丘小学校	4,733	17	60.2	612	805	487	1,099	有
4	武蔵野小学校	4,040	18	60.2	648	766	464	1,112	有
5	玉川小学校	4,199	18	60.2	648	833	504	1,152	
6	中神小学校	4,444	18	60.2	648	810	490	1,138	
7	つつじが丘小学校	5,695	17	60.2	612	890	539	1,151	有
8	光華小学校	4,043	20	60.2	720	796	482	1,202	
9	成隣小学校	2,899	14	60.2	504	594	360	864	
10	田中小学校	4,850	17	60.2	612	898	544	1,156	有
11	拝島第一小学校	4,639	18	60.2	648	764	463	1,111	
12	拝島第二小学校	4,171	17	60.2	612	968	586	1,198	有
13	拝島第三小学校	5,238	20	60.2	720	799	484	1,204	
14	旧拝島第四小学校	4,719	15	60.2	540	798	483	1,023	
15	昭和中学校	6,491	24	60.2	864	935	566	1,430	
16	福島中学校	4,837	11	60.2	396	939	569	965	有
17	瑞雲中学校	5,623	16	60.2	576	927	561	1,137	有
18	清泉中学校	6,676	25	60.2	900	1,063	644	1,544	
19	拝島中学校	5,653	20	60.2	720	1,033	626	1,346	
20	多摩辺中学校	5,864	13	60.2	468	945	572	1,040	有
21	都立昭和高等学校	7,931				1,936	1,173	1,173	
22	都立拝島高等学校	8,825				1,061	643	643	

※　収容人数の算定（3.3㎡に２人）

4　避難所（市立会館等）

No.	施　設　名	面積（㎡）	収容人員	No.	施　設　名	面積（㎡）	収容人員
1	玉　川　会　館	344	208	10	やまのかみ会館	239	145
2	朝　日　会　館	347	210	11	武 蔵 野 会 館	510	309
3	富 士 見 会 館	378	229	12	市民会館・公民館	920	557
4	大　神　会　館	294	178	13	児 童 セ ン タ ー	766	464
5	昭　和　会　館	310	187	14	勤労商工市民センター	875	530
6	緑　　会　　館	501	303	15	松原町コミュニティセンター	186	112
7	堀　向　会　館	145	87	16	環境コミュニケーションセンター	373	226
8	福　島　会　館	544	329	17	アキシマエンシス	884	535
9	拝　島　会　館	334	202	18	イーストテラス（３階）	348	210

※　収容人数の算定（3.3㎡に２人）

5　福祉避難所

No.	施　　設　　名	面積（㎡）	収容人員
1	朝日町高齢者福祉センター	171	85
2	松原町高齢者福祉センター	321	160
3	拝島町高齢者福祉センター	322	161
4	保健福祉センター	1,458	729
5	イーストテラス（２階）	100	50

※　収容人数の算定（２㎡に１人）

この避難所等は、多摩川の洪水時に使用できない場合がある。

上記の多摩川の洪水時に使用できなくなる可能性のある避難場所以外の避難場所を洪水時の災害対策基本法第49条の４第１項で定める指定緊急避難場所として指定する。

資料９　備蓄物資一覧

避難所簡易備蓄倉庫　備蓄物資一覧

［令和7年4月1日現在］

品　名	単位	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	合計
学校名		本小	北小	第五中	北中	三川小	中野小	ビジネス	つち小	大和小	成瀬小	井中小	井一小	井二小	井三小	井四小	堀口小	堀東小	堀南小	南部中	南東中	西地区	第一	第二	障害者	
毛　布	(枚)	300	300	300	300	300	300	300	300	300	300	300	300	300	300	300	300	300	300	300	300	300	300	300	300	6,042
カーペット	(枚)	60	150	150	0	150	150	150	150	150	150	150	0	150	150	0	150	0	150	150	150	150	0	150	150	2,700
イ ボ	(枚)	250	150	150	300	220	150	150	110	150	300	300	325	150	150	315	150	300	120	150	150	150	300	150	150	4,830
防水シート	(枚)	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	242
トラロープ	(本)	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	120
食器コップ	(本)	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	24
紙コップ	(本)	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	24
スプーン	(本)	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	24
フォーク	(本)	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	24
箸	(本)	21	21	21	21	21	21	21	21	21	21	21	21	21	21	21	21	21	21	21	21	21	21	21	21	504
ナイフ	(本)	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	24
紙皿	(枚)	300	300	300	300	300	300	300	300	300	300	300	300	300	300	300	300	300	300	300	300	300	300	300	300	7,200
紙コップ	(枚)	300	300	300	300	300	300	300	300	300	300	300	300	300	300	300	300	300	300	300	300	300	300	300	300	7,200
紙スプーン	(枚)	300	300	300	300	300	300	300	300	300	300	300	300	300	300	300	300	300	300	300	300	300	300	300	300	7,200
紙フォーク	(枚)	300	300	300	300	300	300	300	300	300	300	300	300	300	300	300	300	300	300	300	300	300	300	300	300	7,200
紙ナイフ	(枚)	300	300	300	300	300	300	300	300	300	300	300	300	300	300	300	300	300	300	300	300	300	300	300	300	7,200
紙箸	(枚)	300	300	300	300	300	300	300	300	300	300	300	300	300	300	300	300	300	300	300	300	300	300	300	300	7,200
割箸	(膳)	300	300	300	300	300	300	300	300	300	300	300	300	300	300	300	300	300	300	300	300	300	300	300	300	7,200
紙皿セット	(セット)	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	48
紙コップセット	(セット)	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	48
紙スプーンセット	(セット)	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	48
紙フォークセット	(セット)	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	48
紙ナイフセット	(セット)	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	48
紙箸セット	(セット)	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	48
割箸セット	(セット)	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	48
紙皿セット	(セット)	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	24
紙コップセット	(セット)	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	24
紙スプーンセット	(セット)	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	24
紙フォークセット	(セット)	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	24
紙ナイフセット	(セット)	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	24
紙箸セット	(セット)	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	24
割箸セット	(セット)	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	24

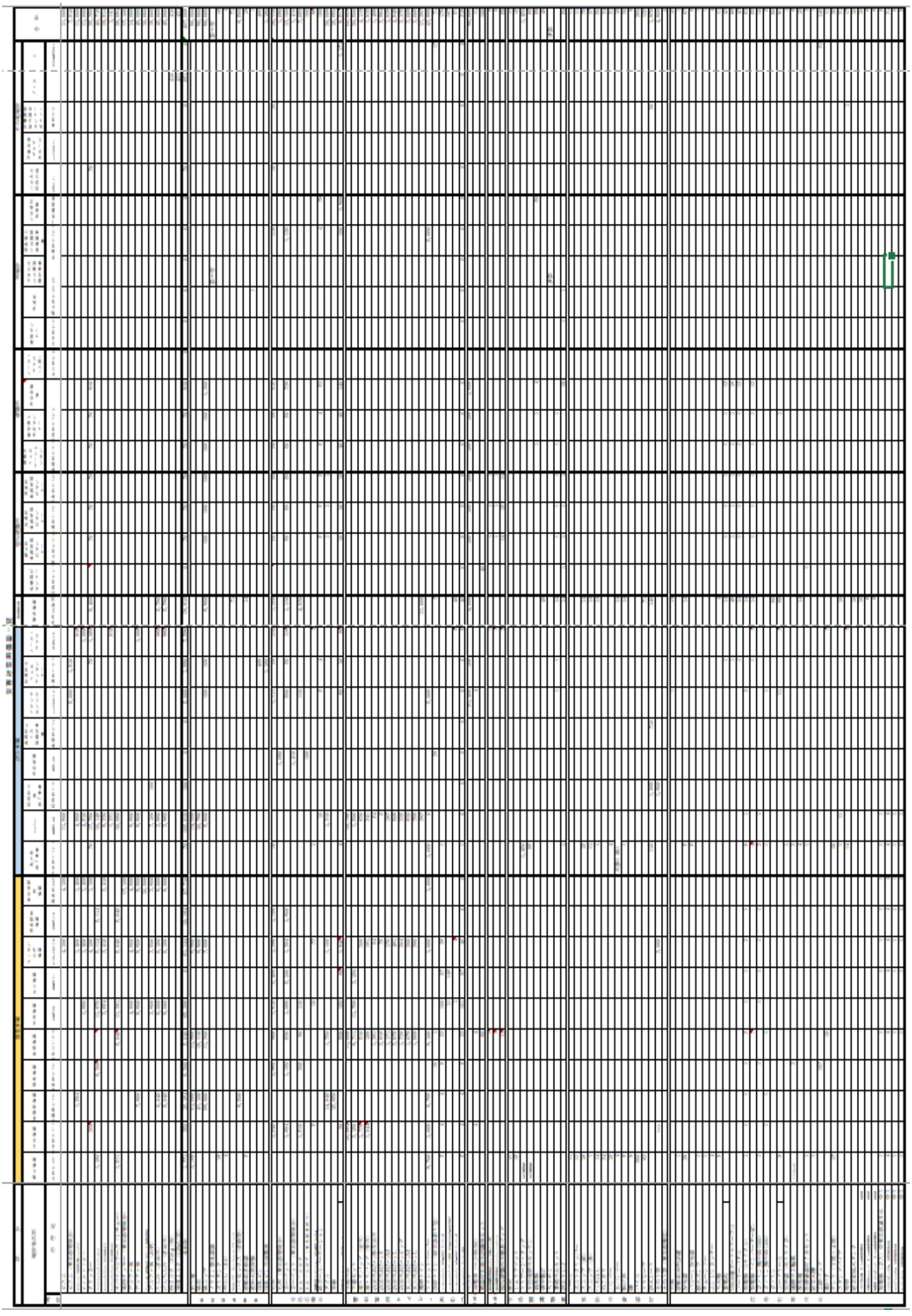

資料　10　情報通信伝票様式

本部長	副本部長	部長	班長

情報通信伝票

班番号	下欄「伝票送付先」の番号を参照
記入者	

受付日時	月　日　午前・午後　時　分
情報源（相手方）	（連絡先　－　－　）
区分	□電話　□ＦＡＸ　□電子メール　□口頭　□固定無線　□移動無線　□都無線　□その他
分類	【該当項目に「○」】 ・人的被害　・建物被害等　・救助要請　・医療関連等　・避難所　・交通機関 ・道路状況　・帰宅困難者　・支援物資　・ボランティア　・受援応援関連　・教育関連 ・ライフライン（電気・水道・下水道・ガス・通信）・その他（　）
件名	□命令　□通知　□報告　□依頼　□要請　□照会　□情報提供　□その他 【　】
内容（どこで・何が・どうした）	場所　昭島市　・朝日　・東　・大神　・郷地　・昭和　・上川原　・田中　・玉川　・つつじが丘　・中神　・拝島　・福島　・松原　・緑　・美堀　・宮沢　・武蔵野　・もくせいの杜　町　丁目　番　号　＿＿＿番地　（建物名：　部屋番号：　）

対応優先度（情報トリアージ）	□ 1 緊急度高（直ちに着手：人命にかかわる等）	□ 3 緊急度低（1週間以内に着手）
	□ 2 緊急度中（3日以内に着手）	□ 4緊急度なし／対応不要（情報提供・報告）

伝票送付先　＊送付先の班番号を「○」で囲んでください。特定できない場合は、部を「○」で囲んでくださ

指令情報部	1	指令情報班(必須)	2	受援班	3	情報ｼｽﾃﾑ班	4	総務班
企画対策部	5	企画調整班	6	広報班	7	財政班	8	経理班
市民対策部	9	市民班	10	調査班	11	経済班		
福祉医療対策部	12	福祉総務班	13	避難対策班	14	医療救護対策班		
環境対策部	15	環境班	16	清掃班				
建設対策部	17	管理班	18	工事班	19	下水道班	20	復興班
水道対策部	21	水道対策班						
教育対策部	22	教育総務班	23	指導班	24	給食班	25	社会教育班
26 議会対策部	27	消防部	28	警察署・消防署等関係機関（　）				

資料　11　参集途上状況調査報告書様式

参集途上状況調査報告書

調査日時	年　月　日　時　分				
調査場所					
報告者	氏 名	所属		氏名	
	住 所				
	被害状況				備考
自宅の状況					
火　災	被 害 [　なし　・　あり　] ・延焼中　(　　)件 ・消火中　(　　)件 ・鎮火、鎮圧 (　　)件				
家屋の倒壊状況	被 害 [　なし　・　あり　] ・全壊　(　　)件 ・半壊　(　　)件				
道路の状況	被 害 [　なし　・　あり　] ・全面通行不可　[陥没 ・ 隆起] (　～　)区間 ・一部(片側)通行不可　[陥没 ・ 隆起] (　～　)区間 ・がれき等障害物 (　)周辺				
人的被害	被 害 [　なし　・　あり　] ・死者　(　　)名 ・重症　(　　)名 ・中等症　(　　)名 ・軽傷　(　　)名				
鉄 道	被 害 [　なし　・　あり　] ・不通(　線　～　)区間 ・駅滞留者(　駅　)名				
ガ ス	使 用 [　可能　・　不能　] ・ガス漏れ(　)周辺				
水 道	使 用 [　可能　・　不能　]				
電 気	使 用 [　可能　・　不能　]				
避難住民	[　なし　・　あり　]　名				
その他 電柱・街路樹 ブロック塀被害等					

資料　12　職員参集記録簿様式

職　員　参　集　記　録　簿

年　　月　　日

対策部班名:　　対策部　　班

No.	氏名	所属課名	参集時刻	退庁時間	参集手段	距離	備考
			時　分	時　分	歩・自・バ・他(　)	Km	
			時　分	時　分	歩・自・バ・他(　)	Km	
			時　分	時　分	歩・自・バ・他(　)	Km	
			時　分	時　分	歩・自・バ・他(　)	Km	
			時　分	時　分	歩・自・バ・他(　)	Km	
			時　分	時　分	歩・自・バ・他(　)	Km	
			時　分	時　分	歩・自・バ・他(　)	Km	
			時　分	時　分	歩・自・バ・他(　)	Km	
			時　分	時　分	歩・自・バ・他(　)	Km	
			時　分	時　分	歩・自・バ・他(　)	Km	
			時　分	時　分	歩・自・バ・他(　)	Km	
			時　分	時　分	歩・自・バ・他(　)	Km	
			時　分	時　分	歩・自・バ・他(　)	Km	
			時　分	時　分	歩・自・バ・他(　)	Km	
			時　分	時　分	歩・自・バ・他(　)	Km	
			時　分	時　分	歩・自・バ・他(　)	Km	
			時　分	時　分	歩・自・バ・他(　)	Km	
			時　分	時　分	歩・自・バ・他(　)	Km	
			時　分	時　分	歩・自・バ・他(　)	Km	
			時　分	時　分	歩・自・バ・他(　)	Km	
			時　分	時　分	歩・自・バ・他(　)	Km	
			時　分	時　分	歩・自・バ・他(　)	Km	
			時　分	時　分	歩・自・バ・他(　)	Km	
			時　分	時　分	歩・自・バ・他(　)	Km	
			時　分	時　分	歩・自・バ・他(　)	Km	
			時　分	時　分	歩・自・バ・他(　)	Km	
			時　分	時　分	歩・自・バ・他(　)	Km	
			時　分	時　分	歩・自・バ・他(　)	Km	
			時　分	時　分	歩・自・バ・他(　)	Km	
			時　分	時　分	歩・自・バ・他(　)	Km	
			時　分	時　分	歩・自・バ・他(　)	Km	
			時　分	時　分	歩・自・バ・他(　)	Km	
			時　分	時　分	歩・自・バ・他(　)	Km	
			時　分	時　分	歩・自・バ・他(　)	Km	
			時　分	時　分	歩・自・バ・他(　)	Km	
			時　分	時　分	歩・自・バ・他(　)	Km	
			時　分	時　分	歩・自・バ・他(　)	Km	
			時　分	時　分	歩・自・バ・他(　)	Km	
			時　分	時　分	歩・自・バ・他(　)	Km	

※ 参集手段　　歩:徒歩　自:自転車　バ:バイク

資料　13　災害受付票

災　害　受　付　票

部長	課長	係長	係員	整理番号

年　月　日（　）　時　分				受付者		
覚知別	1. 市　民　2. 市職員（　部　課）　3. 消防署 4. 警察署　5. 消防団（　分団）　6. その他（　）					
通報者		電　話		目標		
災害発生場所		丁目	番　号			
被災世帯主名（名称）						
災害種別	1. 建　物　2. 崖崩れ　3. 道路（冠水・破損）河川（氾濫・破損）　5. 橋りょう 6. 倒　木　7. 田　畑　8. ブロック塀　9. 文教施設 10. その他（					
人的被害	氏　名		年　齢		性　別	男　女
な　し あ　り	程　度	1. 軽　傷　2. 重　傷　3. 死亡　4. 行方不明（特記）				
建物被害 なし あり	住家被害：　1. 全壊・全焼　棟　2. 半壊・半焼　棟 3. 一部破損・損焼　棟　4. 床上浸水　棟　5. 床下浸水　棟 非住家被害：　棟（特記）					
概要						
対応要請先	1. 市　（　部　課）　2. 消防署　3. 警察署 4. 消防団　（　分団）　5. その他（　）					
対応内容						

災害受付集計表

災害名称 ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

平成　　年　　月　　日

整理番号	受付時刻	災害発生場所 被災世帯主名（名称）	災害種別	被害の内容	対応要請先	処理内容等
	:					
	:					
	:					
	:					
	:					
	:					
	:					
	:					
	:					
	:					
	:					
	:					
	:					
	:					
	:					
	:					
	:					

※　災害種別　全壊、全焼、半壊、半焼、一壊：一部損壊、一焼：一部損焼、床上：床上浸水、床下：床下浸水、崖：崖崩れ・土砂崩れ
河氾：河川氾濫、河損：河川損壊、ブ：ブロック塀

資料　14　火災・災害等即報要領

第1号様式（火災）　　第　　報

報　告　日　時	年　月　日　時　分
都　道　府　県	
市　町　村 （消　防　本　部　名）	
報　告　者　名	

消防庁受信者氏名＿＿＿＿＿＿＿＿

※　爆発を除く。

火　災　種　類	1　建物　2　林野　3　車両　4　船舶　5　航空機　6　その他		
出　火　場　所			
出　火　日　時 （覚　知　日　時）	月　日　時　分 （　月　日　時　分）	（鎮　圧　日　時） 鎮　火　日　時	（　月　日　時　分） 月　日　時　分
火元の業態・用途		事　業　所　名 （代表者氏名）	
死　傷　者	死者（性別・年齢）　人 負傷者　重　症　人 中等症　人 軽　傷　人	死者の生じた理由	
建　物　の　概　要	構造 階層	建築面積 延べ面積	
焼　損　程　度	焼損棟数：全　焼　棟／半　焼　棟／部分焼　棟／ぼ　や　棟　計　棟	焼　損　面　積	建物焼損床面積　㎡ 建物焼損表面積　㎡ 林野焼損面積　a
り災世帯数		気　象　状　況	
消防活動状況	消防本部（署）　台　人 消　防　団　台　人 そ　の　他		
救急・救助活動状況			
災害対策本部等の設置状況			
その他参考事項			

（注）第一報については、原則として、覚知後30分以内で可能な限り早く、分かる範囲で記載して報告すること。
（確認がとれていない事項については、確認がとれていない旨（「未確認」等）を記入して報告すれば足りること。）

資　料

第2号様式（特定の事故）　　第　　報

事故名
1 石油コンビナート等特別防災区域内の事故
2 危険物等に係る事故
3 原子力施設等に係る事故
4 その他特定の事故

消防庁受信者氏名

報告日時	年　月　日　時　分
都道府県	
市町村 （消防本部名）	
報告者名	

事故種別	1 火災　2 爆発　3 漏えい　4 その他（　　）		
発生場所			
事業所名		特別防災区域	〔レイアウト第一種、第一種、第二種、その他〕
発生日時 （覚知日時）	月　日　時　分 （月　日　時　分）	発見日時	月　日　時　分
		鎮火日時 （処理完了）	月　日　時　分
消防覚知方法		気象状況	
物質の区分	1.危険物 2.指定可燃物 3.高圧ガス 4.可燃性ガス 5.毒劇物 6.RI等　7.その他（　　）	物質名	
施設の区分	1.危険物施設 2.高危混在施設 3.高圧ガス施設 4.その他（　　）		
施設の概要		危険物施設の区分	
事故の概要			

死傷者	死者（性別・年齢）　　人	負傷者等	人（　人）
		重症	人（　人）
		中等症	人（　人）
		軽傷	人（　人）

消防防災活動状況及び救急・救助活動状況		出場機関	出場人数	出場資機材
		事業所 自衛防災組織		
		事業所 共同防災組織		
		事業所 その他		
		消防本部（署）		
		消防団		
		海上保安庁		
	警戒区域の設定　月　日　時　分	自衛隊		
	使用停止命令　月　日　時　分	その他		
災害対策本部等の設置状況				
その他参考事項				

（注）第一報については、原則として、覚知後30分以内で可能な限り早く、分かる範囲で記載して報告すること。
（確認がとれていない事項については、確認がとれていない旨（「未確認」等）を記入して報告すれば足りること。）

第3号様式　（救急・救助事故等）　　第　　報

報　告　日　時	年　月　日　時　分
都　道　府　県	
市　町　村 （消　防　本　部　名）	
報　告　者　名	

消防庁受信者氏名

事故災害種別	1　救急事故　2　救助事故　3　武力攻撃災害　4　緊急対処事態		
発　生　場　所			
発　生　日　時 （覚知日時）	月　日　時　分 （　月　日　時　分）	覚知方法	
事故の概要			
死傷者	死者（性別・年齢） 計　人 不　明　人	負傷者等　人（　人） 重　症　人（　人） 中等症　人（　人） 軽　傷　人（　人）	
救助部隊の要否			
要救護者数（見込）		救　助　人　員	
救急・救助活動の状況			
災害対策本部等の設置状況			
その他参考事項			

（注）負傷者等欄の（　　）書きは、救急隊による搬送人数を内書きで記入すること。

（注）第一報については、原則として、覚知後30分以内で可能な限り早く、分かる範囲で記載して報告すること。
（確認がとれていない事項については、確認がとれていない旨（「未確認」等）を記入して報告すれば足りること。）

資　料

第4号様式（その1）

［災害概況即報］

消防庁受信者氏名

報　告　日　時	年　月　日　時　分
都　道　府　県	
市　町　村 （消防本部名）	
報　告　者　名	

災害名　　（第　　報）

災害の概況	発生場所			発生日時	月　日　時　分		
被害の状況	死傷者	死　者	人	不明　人	住　家	全壊　棟	一部破損　棟
		負傷者	人	計　人		半壊　棟	床上浸水　棟
応急対策の状況	災害対策本部等の設置状況	（都道府県）		（市町村）			

（注）第一報については、原則として、覚知後30分以内で可能な限り早く、分かる範囲で記載して報告すること。
（確認がとれていない事項については、確認がとれていない旨（「未確認」等）を記入して報告すれば足りること。）

第4号様式（その2）

（被害状況即報）

市町村名					区分				被害
災害名・報告番号	災害名 第　報 （　月　日　時現在）				その他	田	流失・埋没	ha	
							冠水	ha	
報告者名						畑	流失・埋没	ha	
							冠水	ha	
区分				被害		文教施設		箇所	
人的被害	死者		人			病院		箇所	
	行方不明者		人			道路		箇所	
	負傷者	重傷	人			橋りょう		箇所	
		軽傷	人			河川		箇所	
住家被害	全壊		棟			港湾		箇所	
			世帯			砂防		箇所	
			人			清掃施設		箇所	
	半壊		棟			崖くずれ		箇所	
			世帯			鉄道不通		箇所	
			人			被害船舶		隻	
	一部破損		棟			水道		戸	
			世帯			電話		回線	
			人			電気		戸	
	床上浸水		棟			ガス		戸	
			世帯			ブロック塀等		箇所	
			人						
	床下浸水		棟		り災世帯数			世帯	
			世帯		り災者数			人	
			人		火災発生	建物		件	
非住家	公共の建物		棟			危険物		件	
	その他		棟			その他		件	

<table>
<tr><td colspan="3">区分</td><td>被　害</td><td rowspan="4">市町村の災害対策本部の設置状況</td><td>名　称</td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td colspan="2">公共文教施設</td><td>千円</td><td></td><td>設　置</td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td colspan="2">農林水産業施設</td><td>千円</td><td></td><td>解　散</td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td colspan="2">公共土木施設</td><td>千円</td><td></td><td colspan="3" rowspan="2">※災害対策本部については、市町村長を長とした災害対策基本法に基づくものを設置した場合のみ記入すること。</td></tr>
<tr><td colspan="2">その他の公共施設</td><td>千円</td><td></td></tr>
<tr><td colspan="2">小計</td><td>千円</td><td></td><td colspan="3" rowspan="8">【住民避難の状況】
地区名
世帯数、人数
種別（避難指示、避難勧告、避難準備情報、自主避難）
原因
発令時刻
解除時刻
避難場所
（詳細については避難勧告・指示状況報告書に記入）</td></tr>
<tr><td rowspan="6">その他</td><td>農業被害</td><td>千円</td><td></td></tr>
<tr><td>林業被害</td><td>千円</td><td></td></tr>
<tr><td>畜産被害</td><td>千円</td><td></td></tr>
<tr><td>水産被害</td><td>千円</td><td></td></tr>
<tr><td>商工被害</td><td>千円</td><td></td></tr>
<tr><td></td><td></td><td></td></tr>
<tr><td></td><td>その他</td><td>千円</td><td></td><td>消防職員出動延人数</td><td>人</td><td></td></tr>
<tr><td colspan="2">被害総額</td><td>千円</td><td></td><td>消防団員出動延人数</td><td>人</td><td></td></tr>
<tr><td>備考</td><td colspan="7">災害発生場所
災害発生日時
災害の種類概況
応急対策の状況
119番通報件数
・消防、水防、救急・救助等消防機関の活動状況
・避難の勧告・指示の状況
・避難所の設置状況
・他の地方公共団体への応援要請、救援活動の状況
・自衛隊の派遣要請、出動状況
・ボランティアセンターの設置状況（設置の有無及び設置場所等）
・ボランティアの活動状況（受入の有無、派遣の有無等）
・その他関連事項</td></tr>
</table>

※1　被害額は省略することができるものとする。
※2　119番通報の件数は、10件単位で、例えば約10件、30件、50件(50件を超える場合は多数)と記入すること。

資料　15　被害調査報告書

被　害　調　査　報　告　書

調査日　　年　　月　　日(　)　　担当班:　　担当者:

被害発生日	平成　年　月　日(　)			整理番号	
被害発生場所				目標	
被害世帯主名		世帯人員	人	電話	

人的被害 なし あり		被害者名	
	死亡者	人	
	負傷者　重傷	人	
	軽傷	人	
	行方不明	人	
建物被害 なし あり	建物種別		
	1. 一般住宅	(階数:　階建て　延床面積:　㎡)	
	2. マンション・アパート	(階数:　階建て　延床面積:　㎡　入居数:　世帯)	
	3. 店舗併用住宅	(階数:　階建て　延床面積:　㎡　業種:　従業員数　人)	
	4. 事務所	(階数:　階建て　延床面積:　㎡　業種:　従業員数　人)	
	5. その他	(　)	
	6. 非住家	(名称:　階数:　階建て　延床面積:　㎡)	
被害内容	1. 全壊・全焼 2. 半壊・半焼 3. 一部損壊・損焼 4. 床上浸水 5. 床下浸水		
概要			
備考			

被　害　調　査　集　計　表

災害名 ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿　　被害発生日　　年　　月　　日

整理番号	被害発生場所 被災者世帯主名	世帯人員	連絡先電話	被害種別	被害内容
		人			
		人			
		人			
		人			
		人			
		人			
		人			
		人			

様式６

救助の種目別物資受払状況

市町村名　昭島市

救助の種目別	年月日	品　目	単位 呼称	摘　要 受入先又は支払先	受	払	残	備　考		
									（購入単価）	（購入金額）
	年　月　日									
	年　月　日									
	年　月　日									
	年　月　日									
	年　月　日									
	年　月　日									
	年　月　日									
	年　月　日									
	年　月　日									
	年　月　日									
	年　月　日									
	年　月　日									
	年　月　日									
	年　月　日									

（注）１「救助の種目別」欄は、次のように区分して記入すること。
①避難所用、②炊き出しその他による食品給与用、
③給水用機械器具、燃料及び浄水用薬品・資材、
④被服・寝具等、⑤医療品・衛生材料、
⑥被災者救出用機械器具・燃料、⑦燃料及び消耗品

２　各救助種目最終行に受高、払高、残高の合計を明らかにすること。
なお、物資等において、都道府県よりの受入分及び市町村調達分がある場合には、それぞれの別に、受高、払高、残高の合計を明らかにすること。

３　救護班による場合には、救護班ごとに、救護業務従事期間中における品目ごとに使用状況を記入すること。

様式７

避　難　所　設　置　及　び　収　容　状　況

市町村名　昭島市

避難所の名称	種　別	開設期間	実人員（人）	延人員（人）	物　品　使　用　状　況			実支出額	備　　考
					品　名	単　価	数　量		
		月　日～　月　日							
		月　日～　月　日							
		月　日～　月　日							
		月　日～　月　日							
		月　日～　月　日							
		月　日～　月　日							
		月　日～　月　日							
		月　日～　月　日							
		月　日～　月　日							
		月　日～　月　日							
		月　日～　月　日							
		月　日～　月　日							
		月　日～　月　日							
		月　日～　月　日							
		月　日～　月　日							
計									

（注）１　「種別」欄は、既存建物、屋外仮設、天幕の別に記載すること。

２　物品の使用状況は、開設期間中に使用した品名、単価、数量を記入すること。

３　他市町村の住民を収容したときは、その住所、氏名及び収容期間を「備考」欄に記入すること。

様式８

応　急　仮　設　住　宅　台　帳

市町村名　昭島市

応急仮設住宅番号	世帯主 氏　名	家族数(人)	所在地	構造区分	面積(㎡)	敷地区分	着工月日	竣工月日	入居月日	実支出額(円)	備考
							月　日	月　日	月　日		
							月　日	月　日	月　日		
							月　日	月　日	月　日		
							月　日	月　日	月　日		
							月　日	月　日	月　日		
							月　日	月　日	月　日		
							月　日	月　日	月　日		
							月　日	月　日	月　日		
							月　日	月　日	月　日		
							月　日	月　日	月　日		
							月　日	月　日	月　日		
							月　日	月　日	月　日		
計	世帯										

1　「応急仮設住宅番号」欄は、応急仮設住宅に附した番号とし、設置場所を明らかにした簡単な図面を添付すること。
2　「家族人員」欄は、入居時における世帯主を含めて人員を記入すること。
3　「所在地」欄は、入居時における世帯主を含めて人員を記入すること。
4　「構造区分」欄は、木造住宅、プレハブ住宅、パイプ式住宅の別を記入すること。
5　「敷地区分」欄は、公私有別とし、有無償の別をあきらかにすること。
6　「備考」欄には、入居時における経過を明らかにしておくこと。

様式９

炊　出　し　給　与　状　況

市町村名　昭島市

炊出し場の名称		月　日 朝	昼	夜	月　日 朝	昼	夜	月　日 朝	昼	夜	月　日 朝	昼	夜	月　日 朝	昼	夜	延給食数	給食延人数(人)	実支出額(円)	備　考
	内容																			
	単価																			
	数量																			
	内容																			
	単価																			
	数量																			
	内容																			
	単価																			
	数量																			
	内容																			
	単価																			
	数量																			
合　計	延給食数																			
	給食延人員（人）																			
	実支出額（円）																			

（注）１　「備考」欄には、給食内容の詳細等を記入すること。

様式10

飲 料 水 の 供 給 簿

市町村名　昭島市

供給月日	対象人員（人）	給水用機械器具							燃料費（円）	実支出額（円）	備考
		名称	借上			修繕					
			数量	所有者	金額（円）	修繕月日	修繕費（円）	修繕の概要			
月　日						月　日					
月　日						月　日					
月　日						月　日					
月　日						月　日					
月　日						月　日					
月　日						月　日					
月　日						月　日					
月　日						月　日					
月　日						月　日					
月　日						月　日					
月　日						月　日					
月　日						月　日					
月　日						月　日					
月　日						月　日					
月　日						月　日					
計											

（注）　1　給水機械器具は借上費の有無、無償の別を問わず作成するものとし、有償による場合のみ「金額」欄に額を記入すること。

2　「修繕の概要」欄には、修理の原因及び主な修理箇所を記入すること。

様式11

物　資　の　給　与　状　況

市町村名　昭島市

住家被害程度区分	世帯主住所・氏名		基礎となった世帯構成人員（人）	給与月日	物資給与の品名									実支出額（円）	備　考
					品名	布団	毛布	衣類	日用品						
					単価										
				月　日	数量										
				月　日	数量										
				月　日	数量										
				月　日	数量										
				月　日	数量										
				月　日	数量										
				月　日	数量										
				月　日	数量										
				月　日	数量										
				月　日	数量										
				月　日	数量										
				月　日	数量										
計	全壊（焼）・流失	世帯			数量										
	半壊（焼）	世帯			数量										
	床上浸水	世帯			数量										
	計	世帯			数量										

災害救助物資として上記のとおり給与したことに相違なし

年　　月　　日

給与責任者　　氏名　　印

（注）　1　「住家被害程度区分」欄に、全壊（焼）、流失、半壊(焼）、床上浸水の別を記入すること。
2　「給与年月日」欄に、その世帯に対して最後に給与された物資の給与年月日を記入すること。
3　「給与物資」欄に、品名、単価、数量を記入すること。

様式12

医療救護班活動状況

市町村名　昭島市

救護班名：＿＿＿＿＿＿＿＿　　班長：医師氏名＿＿＿＿＿＿＿＿

月　日	救護所名	患者数（人）	措置の概要	死体検案数（体）	修繕費（円）	備　　考
月　日						
月　日						
月　日						
月　日						
月　日						
月　日						
月　日						
月　日						
月　日						
月　日						
月　日						
月　日						
月　日						
月　日						
月　日						
月　日						
月　日						
月　日						
月　日						
月　日						
月　日						
月　日						
月　日						
計						

（注）　「備考」欄に班の編成、活動期間を記入すること。

資　料

様式13

病院診療所医療実施状況

市町村名　昭島市

診療機関名	患者氏名	診療期間	傷病名	診療区分		診療報酬点数		金　額（円）	備　　考
				入院	通院	入院	通院		
		月　日　～　月　日							
		月　日　～　月　日							
		月　日　～　月　日							
		月　日　～　月　日							
		月　日　～　月　日							
		月　日　～　月　日							
		月　日　～　月　日							
		月　日　～　月　日							
		月　日　～　月　日							
		月　日　～　月　日							
		月　日　～　月　日							
		月　日　～　月　日							
		月　日　～　月　日							
		月　日　～　月　日							
		月　日　～　月　日							
		月　日　～　月　日							
		月　日　～　月　日							
		月　日　～　月　日							
		月　日　～　月　日							
		月　日　～　月　日							
		月　日　～　月　日							
		月　日　～　月　日							
		月　日　～　月　日							
		月　日　～　月　日							
計　機関	人								

（注）　「診療区分」欄は、該当欄に○印を記入すること。

様式14

助　産　台　帳

市町村名　昭島市

分　べ　ん　者		分べん日　時	助産機関名	分べん機　関	金　額（円）	備　　考
氏　　名	住　　所					
		月　日 時		月　日 月　日		
		月　日 時		月　日 月　日		
		月　日 時		月　日 月　日		
		月　日 時		月　日 月　日		
		月　日 時		月　日 月　日		
		月　日 時		月　日 月　日		
		月　日 時		月　日 月　日		
		月　日 時		月　日 月　日		
		月　日 時		月　日 月　日		
		月　日 時		月　日 月　日		
		月　日 時		月　日 月　日		
		月　日 時		月　日 月　日		
		月　日 時		月　日 月　日		
		月　日 時		月　日 月　日		
		月　日 時		月　日 月　日		
		月　日 時		月　日 月　日		
		月　日 時		月　日 月　日		
		月　日 時		月　日 月　日		
		月　日 時		月　日 月　日		
		月　日 時		月　日 月　日		
		月　日 時		月　日 月　日		
		月　日 時		月　日 月　日		
		月　日 時		月　日 月　日		
計	人					

様式15

被 災 者 救 出 状 況 記 録 簿

市町村名　昭島市

年 月 日	救出人員（人）	救出用機械器具							燃料費（円）	実支出額（円）	備　考
		名称	借上費			修繕費					
			数量	所有者（管理者）住所・氏名	金額（円）	修繕月日	修繕費（円）	修繕の概要			
年　月　日						月　日					
年　月　日						月　日					
年　月　日						月　日					
年　月　日						月　日					
年　月　日						月　日					
年　月　日						月　日					
年　月　日						月　日					
年　月　日						月　日					
年　月　日						月　日					
年　月　日						月　日					
年　月　日						月　日					
年　月　日						月　日					
年　月　日						月　日					
年　月　日						月　日					
年　月　日						月　日					
計											

（注）１　他市町村に及んだ場合には、備考欄にその市町村を記入すること。
２　借上費については、有償、無償を問わず記入するものとし、有償による場合のみ、その借上費を「金額」欄に記入すること。
３　「修繕の概要」欄には、修繕の原因及び主な修繕箇所を記入すること。

様式16

住 宅 応 急 修 理 記 録 簿

市町村名　昭島市

世帯主		修理箇所概要	完了月日	実支出額（円）	摘　　要
氏　名	住　所				
			月　日		
			月　日		
			月　日		
			月　日		
			月　日		
			月　日		
			月　日		
			月　日		
			月　日		
			月　日		
			月　日		
			月　日		
			月　日		
			月　日		
			月　日		
			月　日		
			月　日		
			月　日		
			月　日		
			月　日		
			月　日		
			月　日		
計	世帯				

様式17

生　業　資　金　貸　付　台　帳

市町村名　昭島市

貸付けを受けた者		保　証　人			事業計画概要	貸付期間	貸付金額（円）	備　考
氏　名	住　所	氏　名	住　所	職　業				
						年　月　日 ～ 年　月　日		
						年　月　日 ～ 年　月　日		
						年　月　日 ～ 年　月　日		
						年　月　日 ～ 年　月　日		
						年　月　日 ～ 年　月　日		
						年　月　日 ～ 年　月　日		
						年　月　日 ～ 年　月　日		
						年　月　日 ～ 年　月　日		
						年　月　日 ～ 年　月　日		
計	世帯							

（注）　「備考」欄には、償還状況等のてん末を明らかにしておくこと。

様式18

学 用 品 の 給 与 状 況

市町村名　昭島市

学校名	学年	児童（生徒）氏名	親権者氏名	給与月日	給与品の内訳															実支出額（円）	備考
					教科書								その他学用品								
					教科								品名								
					単価								単価								
				月　日																	
				月　日																	
				月　日																	
				月　日																	
				月　日																	
				月　日																	
				月　日																	
				月　日																	
				月　日																	
				月　日																	
				月　日																	
計 小学校	／	人		／																	
計 中学校	／	人		／																	

学用品を上記のとおり給与したことに相違なし。

年　　月　　日

給与責任者（学校長）

氏 名　　印

（注）1　「給与月日」欄は、その児童(生徒)に対して、最後に給与した月日を記入する。
2　「給与品の内訳」欄には、教科又は品名、単価、数量を記入すること。

様式19

埋　　葬　　台　　帳

市町村名　昭島市

死亡年月日	埋葬年月日	死亡者		埋葬を行った者		埋　葬　費				備　考
		氏名	年令	死亡者との関係	住所・氏名	棺（附属品を含む）（円）	埋葬又は火葬料（円）	骨　箱（円）	計（円）	
年　月　日	年　月　日									
年　月　日	年　月　日									
年　月　日	年　月　日									
年　月　日	年　月　日									
年　月　日	年　月　日									
年　月　日	年　月　日									
年　月　日	年　月　日									
年　月　日	年　月　日									
年　月　日	年　月　日									
年　月　日	年　月　日									
年　月　日	年　月　日									
年　月　日	年　月　日									
年　月　日	年　月　日									
年　月　日	年　月　日									
計		人								

（注）1　埋葬を行った者が、市長であるときは、遺族の氏名を「備考」欄に記入すること。
　　2　市長が棺、骨箱等を現物で給与したときは、その旨を「備考」欄に明らかにすること。
　　3　埋葬を行った者に埋葬費を支給したときは、その旨及び金額を「備考」欄に記入すること。

様式20

死　体　処　理　台　帳

市町村名　昭島市

処理年月日	死体発見日時	死体発見場所	死亡者氏名	遺族		洗浄等の処理				死体の一時保存料（円）	検案料（円）	実支出額（円）	備　考
				住所・氏名	死亡者との関係	品　名	単　価（円）	数量	金　額（円）				
年　月　日	月　日　時												
年　月　日	月　日　時												
年　月　日	月　日　時												
年　月　日	月　日　時												
年　月　日	月　日　時												
年　月　日	月　日　時												
年　月　日	月　日　時												
年　月　日	月　日　時												
年　月　日	月　日　時												
年　月　日	月　日　時												
年　月　日	月　日　時												
年　月　日	月　日　時												
年　月　日	月　日　時												
年　月　日	月　日　時												
年　月　日	月　日　時												
計			人										

資　料

様式21

障　害　物　除　去　の　状　況

市町村名　昭島市

住家被害程度区分	住所・氏名	除去に要した期間	実支出額（円）	除去に要すべき状態の概要	備　考
		月　日 ～　月　日			
		月　日 ～　月　日			
		月　日 ～　月　日			
		月　日 ～　月　日			
		月　日 ～　月　日			
		月　日 ～　月　日			
		月　日 ～　月　日			
		月　日 ～　月　日			
		月　日 ～　月　日			
		月　日 ～　月　日			
		月　日 ～　月　日			
		月　日 ～　月　日			
		月　日 ～　月　日			
		月　日 ～　月　日			
		月　日 ～　月　日			
		月　日 ～　月　日			
		月　日 ～　月　日			
		月　日 ～　月　日			
		月　日 ～　月　日			
計 半壊	世帯				
計 半焼	世帯				
計 床上浸水	世帯				

（注）　「住家被害程度区分」欄には、半壊、半焼、床上浸水の別を記入すること。

様式22

輸　送　記　録　簿

市町村名　昭島市

輸送月日	目　的	輸送区間（距離）	借上等			修繕					燃料費（円）	実支出額（円）	備　考
			使用車両等		金額（円）	故障車両等		修繕月日	修繕費（円）	故障の概要			
			種類	台数		名称番号	所　有　者 住所・氏名						
月　日								月　日					
月　日								月　日					
月　日								月　日					
月　日								月　日					
月　日								月　日					
月　日								月　日					
月　日								月　日					
月　日								月　日					
月　日								月　日					
月　日								月　日					
月　日								月　日					
月　日								月　日					
月　日								月　日					
月　日								月　日					
月　日								月　日					
計													

（注）1　「目的」欄は主たる目的（また救助の種類名）を記入すること。
2　都道府県又は市町村の車両等による場合は、「備考」欄に車両番号を記入すること。
3　借上車両等による場合は、有償無償を問わず記入すること。
4　借上等の「金額」欄には、輸送費又は車両等の借上費を記入すること。
5　「故障の概要」欄には、故障の原因及び故障箇所を記入すること。

資　料

様式23

令第10条第１号から第４号までに規定する者の従事状況

市町村名　昭島市

職種		従業員数		従事場所（市町村）	従事期間	実支出額（円）				算定基準による算定額（円）	備考
		実人員（人）	延人員（人）			日当	旅費	時間外勤務手当	計		
第１号	医師				月　日 ～ 月　日						
	歯科医師				月　日 ～ 月　日						
	薬剤師				月　日 ～ 月　日						
第２号	保健師				月　日 ～ 月　日						
	助産師				月　日 ～ 月　日						
	看護師				月　日 ～ 月　日						
	准看護師				月　日 ～ 月　日						
	診療放射線技師				月　日 ～ 月　日						
	臨床検査技師				月　日 ～ 月　日						
	臨床工学技士				月　日 ～ 月　日						
	救急救命士				月　日 ～ 月　日						
	歯科衛生士				月　日 ～ 月　日						
第３号	土木技術者				月　日 ～ 月　日						
	建築技術者				月　日 ～ 月　日						
第４号	大工				月　日 ～ 月　日						
	左官				月　日 ～ 月　日						
	とび職				月　日 ～ 月　日						
計											

（注）　「備考」欄には、従事者が従事した業務内容について記入すること。

様式24

令第10条第５号から第10号までに規定する者の従事状況

市町村名　昭島市

業者			従業員数		従事場所（市町村）	従事期間	実支出額(円)	備考
業種		数	実人員（人）	延人員（人）				
第５号	土木業者					月　日 ～ 月　日		
	建築業者					月　日 ～ 月　日		
第６号	鉄道事業者					月　日 ～ 月　日		
第７号	軌道経営者					月　日 ～ 月　日		
第８号	自動車運送事業者					月　日 ～ 月　日		
第９号	廃船運送業者					月　日 ～ 月　日		
第10号	港湾運送業者					月　日 ～ 月　日		
計								

（注）　「備考」欄には、従事者が従事した業務内容について記入すること。

資　料

様式25

扶　助　金　の　支　給　状　況

市町村名　昭島市

扶助金種類	件　　数	実支出額 （円）	積算基礎	備　　考
計				

（注）１　「積算基礎」欄には、支給基礎額及び支給額の積算基礎等を記入すること。
　　２　「備考」欄には、扶助金の支給を必要とした原因等の概要を記入すること。

様式26

損　失　補　償　費　の　状　況

市町村名　昭島市

種　　類	実支出額 （円）	積算基礎	備　　考
計			

（注）1　「種類」欄には、法第26条の管理、使用、保管及び収容の別に区分して記入すること。
　　2　「積算基礎」欄には、損失補償の額の積算基礎を記入すること。
　　3　「備考」欄には、損失補償の概要を記入すること。

資　料

様式27

法　第　34　条　の　支　給　状　況

市町村名　昭島市

区　　分	実　支　出　額			備　　考
	員　数	単価（円）	金　額（円）	
1　人　件　費				
(1)　旅　費				
(2)　役務費				
(3)　時間外勤務手当 及び深夜手当				
2　救護所設置費				
(1)　消耗器材費				
(2)　借上料				
3　救護諸費				
(1)　薬剤費				
(2)　衛生材料費				
(3)　その他の消耗品費				
4　輸送費				
(1)　輸送費				
(2)　修繕費				
(3)　借上料				
(4)　燃料費				
5　人夫賃				
(1)　医　療				
(2)　助　産				
(3)　死体処理				
6　扶助賃				
7　事務賃				
(1)　消耗品費				
(2)　電話料				
(3)　電報料				
計				

（注）「区分」欄には、適宜必要な欄を設けて費目別に記入すること。

資料　17　都被害概況報告様式（本文 3-3-5頁）

No. 1　被害概況速報

地区名

<table>
<tr><td colspan="2">被害の種類</td><td colspan="8"></td></tr>
<tr><td colspan="2">災害の発生地区</td><td colspan="8"></td></tr>
<tr><td colspan="2">災害発生年月日</td><td colspan="8"></td></tr>
<tr><td colspan="2">報告の時限</td><td colspan="8"></td></tr>
<tr><td colspan="2">報告責任者</td><td colspan="8"></td></tr>
<tr><td rowspan="5">人的被害</td><td>死　者</td><td colspan="8"></td></tr>
<tr><td>行方不明者</td><td colspan="8"></td></tr>
<tr><td>重傷者</td><td colspan="8"></td></tr>
<tr><td>軽傷者</td><td colspan="8"></td></tr>
<tr><td>計</td><td colspan="8"></td></tr>
<tr><td rowspan="3">道路の被害</td><td>道路破損</td><td>箇所</td><td rowspan="3">河川の被害</td><td>河川決壊</td><td>箇所</td><td rowspan="3">その他被害</td><td>がけ崩れ</td><td>箇所</td></tr>
<tr><td>道路冠水</td><td>箇所</td><td>河川溢水</td><td>箇所</td><td></td><td></td></tr>
<tr><td>通行不能</td><td>箇所</td><td>下水溢水</td><td>箇所</td><td></td><td></td></tr>
<tr><td colspan="2">その他の特記事項</td><td colspan="8"></td></tr>
</table>

No. 2　被害状況調

区市町村名

被害の状況＼地区名				地区	地区	地区	地区	計
人的被害	死者							
	行方不明							
	負傷	重傷						
		軽傷						
		小計						
住家の被害	棟数	全壊・全焼又は流失						
		半壊又は半焼						
		一部破損						
		床上浸水						
		床下浸水						
	世帯及び人員	全壊・全焼又は流失	世帯					
			人員					
		半壊又は半焼	世帯					
			人員					
		一部破損	世帯					
			人員					
		床上浸水	世帯					
			人員					
		床下浸水	世帯					
			人員					
災害発生年月日				年　月　日				

No. 3　世帯構成員別被害状況

年　月　日　時現在

区市町村名

被害別＼世帯構成員別	1人世帯	2人世帯	3人世帯	4人世帯	5人世帯	6人世帯	7人世帯	8人世帯	9人世帯	10人世帯	計	小学生	中学生	高校生
全壊・全焼														
流失														
半壊・半焼														
床上浸水														

No. 4　災害救助費概算額調

種　目　別　区　分	員　数	単　価	金　額	備　考
1　救助費		円	円	
(1)　収容施設供与費				
避難所設置費	延　人			
応急仮設住宅設置費	戸			
(2)　炊出しその他による食品給与費	延　人			
(3)　飲料水供給費	延　人			
(4)　被服寝具その他生活必需品給（貸）与費	世　帯			員数内訳別表のとおり
(5)　医療費及び助産費	延　人			
医療費	延　人			
助産費	延　人			
(6)　災害にかかった者の救出費	人			
(7)　住宅の応急修理費	世　帯			
(8)　生業資金の貸与費	世　帯			
(9)　学用品の給与費	人			員数内訳別表のとおり
小学校児童	人			うち教科書　　円
中学校生徒	人			うち教科書　　円
高等学校等生徒	人			うち教科書　　円
(10)　埋葬費	体			
大人	体			
小人	体			
(11)　死体の捜索費	体			
(12)　死体の処理費	体			
(13)　障害物の除去費	世　帯			
(14)　輸送費				
(15)　人夫費				
2　実費弁償費	人			
3　扶助費	件			
4　損失補償費	件			
6　法第34条の補償費				
7　法第35条の求償に対する支払費				
合　　計				

別　表　　世帯構成員別被害状況

世帯構成員別 被害別	1人世帯	2人世帯	3人世帯	4人世帯	5人世帯	6人世帯	7人世帯	8人世帯	9人世帯	10人世帯以上	計	小学生	中学生	高校生
全壊（焼）流出											世帯	円	円	円
半壊（焼） 床上浸水														

資料　18　日毎の記録を整理するために必要な書類（都総務局）（本文 3-3-5頁）

No. 1　救助実施記録日計票

救助の実施記録日計票

救助の種類				
	避難所	炊出し等	飲料水	生活必需品
	医療救護	助産	仮設住宅	住宅修理
	救護班	学用品等	死体捜索	死体処理
	本部班	死体埋葬	障害物除去	輸送
	労務供給			

区市町村

責任者氏名　　印

Ｎｏ.　　月　日　時　分

員数（世帯）	
品目（数量・金額）	
受入先	
払出先	
場所	
方法	
記事	

救助総括様式 No. 2 救助日報

報告機関				受信機関			
送信者				受信者			
報告期限	年　月　日　時現在			受信時間	年　月　日　時現在		
避難場所開設	開設期間	開設日時	日　時	被服寝具生活必需品給与	都より受入又は前日よりの繰越量		点
		閉鎖予定日	月　日		本日支給	全壊(焼)　世帯数 流出　世帯数	(　)世帯 点
	既存建物	箇所数	箇所			半壊半焼　世帯数 床上浸水　世帯数	(　)世帯 点
		収容人員	人		翌日への繰越量		点
	野外仮設	箇所数	箇所				
		収容人員	人				
炊出し	炊出期間	開始月日	月　日	医療・助産救助	医療班	医療班出動数	ヶ班
		終了予定日	月　日			救助地区	
	炊出し箇所数		箇所			診療者数　医療	人
	救出人員	朝	人			診療者数　助産	人
		昼	人		医療機関	医療　施設数	ヶ所
		夜	人			医療　診療人員	人
		計	人			助産　施設数	ヶ所
	供給人員		人		救助終了予定月日		月　日
	供給水量		?	被災者救出	救出地区		
	給水期間	開始月日	月　日		救助した人員		人
		終了予定日	月　日		今後救出を要する人員		人
	給水方法				救出終了予定月日		月　日
					救出の方法		

救助総括様式 No. 2 救助日報

学用品支給	都より受入又は前日よりの繰越量			死体の処理	死亡原因別人員	体
	小学生	全壊（焼）世帯	（　）人　点		死体処理 死体洗浄	体
		半壊（焼）世帯 床上浸水世帯	（　）人　点		死体縫合	体
	中学生	全壊（焼）世帯	（　）人　点		死体消毒	体
		半壊（焼）世帯 床上浸水世帯	（　）人　点		死体保存 既存建物利用	ヶ所
	高校生	全壊（焼）世帯	（　）人　点		仮設建物	ヶ所
		半壊（焼）世帯	（　）人　点		死体処理機関	
	翌日への繰越量		点		今後処理を要する死体	体
					死体処理終了予定月日	月　日
埋葬	前日までの埋葬			障害物の除去	要障害物除去戸数	戸
	本日埋葬	大人	月　日		本日除去した戸数	（計戸）　戸
		小人			今後除去する戸数	戸
		計	月　日		除去終了予定月日	月　日
	翌日以降の要埋葬数			輸送	公用車使用	台
	埋葬終了予定月日		月　日		借上車使用	台
死体の捜索	捜索地区				救助の種類	
	死体	検索を要する死体	人			
		本日発見死体	人			
		今後の要捜索死体	人			
	捜索方法			人夫	人夫雇上げ数	
	捜索終了予定月日		月　日		従事作業	
仮設住宅		着工月日	戸　月　日		その他	
		竣工月日	戸　月　日			
住宅修理		着工月日	戸　月　日	備考		
		竣工月日	戸　月　日			

No. 3　災害救助法に基づく救助措置及び救助費報告

報告主幹局	項　目	救　助　措　置	救助費（千円）
福祉保健局	避　難　所	カ所・　人	
都市整備局	応急仮設住宅	戸	
福祉保健局	炊　出　し	カ所・　人	
水道局	飲　料　水	人	
福祉保健局	被服寝具等	全壊・流出　世帯　半壊・床上　世帯	
福祉保健局	医　療	救護班　病院診療所　診療人員 班　カ所　人	
	助　産	カ所・　人	
警視庁 東京消防庁	救　出	人	
都市整備局	住宅の修理	戸	
教育庁	学　用　品	教科書　小学生　人　中学生　人 学用品　小学生　人　中学生　人	
建設局	埋　葬	大人　体　小人　体	
総務局	死体捜索		
福祉保健局	死体の処理	洗浄　体　消毒　体　保存　体　検索　体	
建設局	障害物の除去	戸	
各　局	輸　送	人	
	人　夫		
	法34条の補償		
	事　務　費		

（注）　報告主幹局は、項目ごとに、毎日正午までに区市町村別に前日分を取りまとめて報告すること。

資料　19　緊急道路等障害物除去路線図

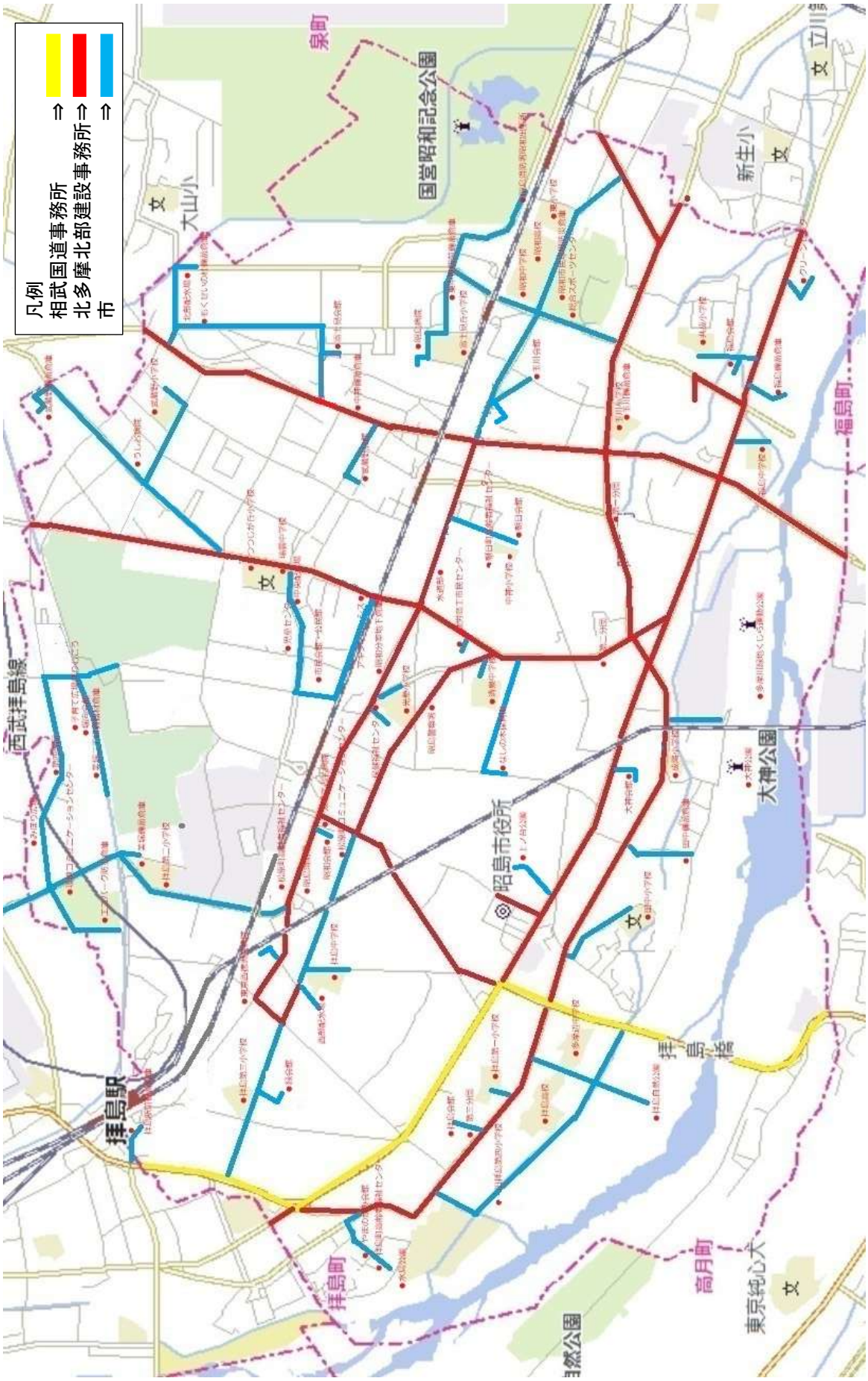

資料　20　応急危険度判定調査表（建物）

木造建築物の応急危険度判定調査表

集計欄は数字で記入

木

整理番号

整理番号＿＿＿＿＿＿　調査日時＿＿月＿＿日午前・午後＿＿時　調査回数＿＿回目

調査者氏名（都道府県／No）＿＿＿＿＿＿（＿＿＿＿／＿＿＿＿＿＿）

＿＿＿＿＿＿（＿＿＿＿／＿＿＿＿＿＿）

建築物概要

1　建築物名称＿＿＿＿＿＿　1.1　**建築物番号**＿＿＿＿＿＿

2　建築物所在地＿＿＿＿＿＿　2.1　**住宅地図整理番号**＿＿＿＿＿＿

3　**建築物用途**　1.戸建て専用住宅　2.長屋住宅　3.共同住宅　4.併用住宅　5.店舗　6.事務所
7.旅館・ホテル　8.庁舎等公共施設　9.病院・診療所　10.保育所　11.工場
12.倉庫　13.学校　14.体育館　15.劇場、遊戯場等　16.その他（　　）

4　**構造形式**　1.在来軸組構法　2.枠組(壁)構法(ﾂｰﾊﾞｲﾌｫｰ)　3.プレファブ　4.その他（　　）

5　**階数**　1.平屋　2.２階建て　3.その他（　　）

6　**建築物規模**　１階寸法　約ｱ＿＿＿＿m×ｲ＿＿＿＿m

建築物番号

住宅地図整理番号

3

4

5　階

ア　m

イ　m

調査　**調査方法**：（1. **外観調査のみ実施**　2. **内観調査も併せて実施**）

調査方法

1　一見して危険と判定される。（該当する場合は○を付け危険と判定し調査を終了し**総合判定**へ）

1. 建築物全体又は一部の崩壊・落階	2. 基礎の著しい破壊、上部構造との著しいずれ
3. 建築物全体又は一部の著しい傾斜	4. その他（　　）

1

2　隣接建築物・周辺地盤等及び構造躯体に関する危険度

	Aランク	Bランク	Cランク	
①隣接建築物･周辺地盤の破壊による危険	1. 危険無し	2. 不明確	3. 危険あり	①
②構造躯体の不同沈下	1. 無し又は軽微	2. 著しい床、屋根の落ち込み、浮き上がり	3. 小屋組の破壊、床全体の沈下	②
③基礎の被害	1. 無被害	2. 部分的	3. 著しい（破壊あり）	③
④建築物の１階の傾斜	1. 1/60 以下	2. 1/60～1/20	3. 1/20 超	④
⑤壁の被害	1. 軽微なひび割れ	2. 大きな亀裂、剥落	3. 落下の危険有り	⑤
⑥腐食・蟻害の有無	1. ほとんど無し	2. 一部の断面欠損	3. 著しい断面欠損	⑥
危険度の判定	1. 調査済み 全部Aランクの場合（要内観調査）	2. 要注意 Bランクが１以上ある場合	3. 危険 Cランクが１以上ある場合	判定

3　落下危険物・転倒危険物に関する危険度

	Aランク	Bランク	Cランク	
①瓦	1. ほとんど無被害	2. 著しいずれ	3. 全面的にずれ、破損	①
②窓枠・窓ガラス	1. ほとんど無被害	2. 歪み、ひび割れ	3. 落下の危険有り	②
③外装材　湿式の場合	1. ほとんど無被害	2. 部分的なひび割れ、隙間	3. 顕著なひび割れ、剥離	③
④外装材　乾式の場合	1. 目地の亀裂程度	2. 板に隙間が見られる	3. 顕著な目地ずれ、板破壊	④
⑤看板・機器類	1. 傾斜無し	2. わずかな傾斜	3. 落下の危険有り	⑤
⑥屋外看板	1. 傾斜無し	2. わずかな傾斜	3. 明瞭な傾斜	⑥
⑥その他（　　）	1. 安全	2. 要注意	3. 危険	⑦
危険度の判定	1. 調査済み 全部Aランクの場合	2. 要注意 Bランクが１以上ある場合	3. 危険 Cランクが１以上ある場合	判定

総合判定　（**調査**の１で危険と判定された場合は危険、それ以外は**調査**の２と３の大きい方の危険度で判定する。）

総合判定

１．　**調査済（緑）**　　２．**要注意（黄）**　　３．**危険（赤）**

コメント（構造躯体等が危険か、落下物等が危険かなどを記入する。）

コメントは判定ステッカーの注記と同じとする。

鉄骨造建築物の応急危険度判定調査表

集計欄は数字で記入

S

整理番号＿＿＿＿＿＿　調査日時＿＿月＿＿日午前・午後＿＿時　調査回数＿＿回目

調査者氏名（都道府県／No）＿＿＿＿＿＿（＿＿＿＿／＿＿＿＿）

＿＿＿＿＿＿（＿＿＿＿／＿＿＿＿）

整理番号

建築物概要

1　建築物名称＿＿＿＿＿＿　1.1　**建築物番号**＿＿＿＿＿＿

2　建築物所在地＿＿＿＿＿＿　2.1　**住宅地図整理番号**＿＿＿＿＿＿

3　**建築物用途**　1.戸建て専用住宅　2.長屋住宅　3.共同住宅　4.併用住宅　5.店舗　6.事務所
7.旅館・ホテル　8.庁舎等公共施設　9.病院・診療所　10.保育所　11.工場
12.倉庫　13.学校　14.体育館　15.劇場、遊戯場等　16.その他（　　）

4　**構造形式**　1.ラーメン構造　2.ブレース構造　3.プレファブ　4.その他（　　）

5　**階数**　地上　　階　地下　　階

6　**建築物規模**　1階寸法　約ア＿＿＿＿m×イ＿＿＿＿m

建築物番号

住宅地図整理番号

3

4

地上　階

地下　階

ア　m

イ　m

調査

調査方法：（1. **外観調査のみ実施**　2. **内観調査も併せて実施**）

1　一見して危険と判定される。（該当する場合は○を付け危険と判定し調査を終了し**総合判定**へ）

1. 建築物全体又は一部の崩壊・落階	2. 基礎の著しい破壊、上部構造との著しいずれ
3. 建築物全体又は一部の著しい傾斜	4. その他（　　）

調査方法

1

2　隣接建築物・周辺地盤等及び構造躯体に関する危険度

		Aランク	Bランク	Cランク	
①**隣接建築物・周辺地盤の破壊による危険**		1. 危険無し	2. 不明確	3. 危険あり	①
②**不同沈下による建築物全体の傾斜**		1. 1/300 以下	2. 1/300～1/100	3. 1/100 超	②
③**建築物全体又は一部の傾斜**					③
	傾斜を生じた階の上の階数が1階以下の場合	1. 1/100 以下	2. 1/100～1/30	3. 1/30 超	
	傾斜を生じた階の上の階数が2階以上の場合	1. 1/200 以下	2. 1/200～1/50	3. 1/50 超	
被害最大の階（　階）	④**部材の座屈の有無**	1. 無し	2. 局部座屈あり	3. 全体座屈あるいは著しい局部座屈	④
	⑤**筋違の破断率**	1. 20%以下	2. 20%～50%	3. 50%超	⑤
	⑥**柱梁接合部及び継手の破壊**	1. 無し	2. 一部破断あるいは亀裂	3. 20%以上の破断	⑥
	⑦**柱脚の破損**	1. 無し	2. 部分的	3. 著しい	⑦
	⑧**腐食の有無**	1. ほとんど無し	2. 各所に著しい錆	3. 孔所が各所に見られる	⑧
危険度の判定		1. 調査済み 全部Aランクの場合 （要内観調査）	2. 要注意 Bランクが3以内の場合	3. 危険 Cランクが1以上又はBランクが4以上	

被害最大の階

階

判定

3　落下危険物・転倒危険物に関する危険度

	Aランク	Bランク	Cランク	
①**屋根材**	1. ほとんど無被害	2. 著しいずれ	3. 全面的にずれ、破損	①
②**窓枠・窓ガラス**	1. ほとんど無被害	2. 歪み、ひび割れ	3. 落下の危険有り	②
③**外装材　湿式の場合**	1. ほとんど無被害	2. 部分的なひび割れ、隙間	3. 顕著なひび割れ、剥離	③
④**外装材　乾式の場合**	1. 目地の亀裂程度	2. 板に隙間が見られる	3. 顕著な目地ずれ、板破壊	④
⑤**看板・機器類**	1. 傾斜無し	2. わずかな傾斜	3. 落下の危険有り	⑤
⑥**屋外看板**	1. 傾斜無し	2. わずかな傾斜	3. 明瞭な傾斜	⑥
⑥**その他**（　　）	1. 安全	2. 要注意	3. 危険	⑦
危険度の判定	1. 調査済み 全部Aランクの場合	2. 要注意 Bランクが1以上ある場合	3. 危険 Cランクが1以上ある場合	

判定

総合判定　（**調査**の**1**で危険と判定された場合は危険、それ以外は**調査**の**2**と**3**の大きい方の危険度で判定する。）

総合判定

1．　調査済（緑）　　2．要注意（黄）　　3．危険（赤）

コメント（構造躯体等が危険か、落下物等が危険かなどを記入する。）

コメントは判定ステッカーの注記と同じとする。

資　料

鉄筋及び鉄骨鉄筋コンクリート造建築物等の応急危険度判定調査表

集計欄は数字で記入

RC

整理番号

整理番号＿＿＿＿＿＿　調査日時＿＿月＿＿日午前・午後＿＿時　調査回数＿＿回目
調査者氏名（都道府県／No）＿＿＿＿＿＿（＿＿＿／＿＿＿＿＿）
（＿＿＿／＿＿＿＿＿）

建築物番号

建築物概要

1　建築物名称＿＿＿＿＿＿　1.1　**建築物番号**＿＿＿＿＿＿

2　建築物所在地＿＿＿＿＿＿　2.1　**住宅地図整理番号**＿＿＿＿＿＿

住宅地図整理番号

3　**建築物用途**　1.戸建て専用住宅　2.長屋住宅　3.共同住宅　4.併用住宅　5.店舗　6.事務所
7.旅館・ホテル　8.庁舎等公共施設　9.病院・診療所　10.保育所　11.工場
12.倉庫　13.学校　14.体育館　15.劇場、遊戯場等　16.その他（　　）

4　**構造種別**　1.鉄筋コンクリート造　2.プレキャストコンクリート造　3.ブロック造
4.鉄骨鉄筋コンクリート造　5.混構造（＿＿＿＿）と（＿＿＿＿）

5　階数　地上＿＿階　地下＿＿階

6　建築物規模　1階寸法　約ア＿＿＿m×イ＿＿＿m

3	
4	
地上	階
地下	階
ア	m
イ	m

調査　調査方法：（1. **外観調査のみ実施**　2. **内観調査も併せて実施**）

調査方法

1　一見して危険と判定される。（該当する場合は○を付け危険と判定し調査を終了し**総合判定**へ）

1. 建築物全体又は一部の崩壊・落階	2. 基礎の著しい破壊、上部構造との著しいずれ
3. 建築物全体又は一部の著しい傾斜	4. その他（　　）

1

2　隣接建築物・周辺地盤等及び構造躯体に関する危険度

		Aランク	Bランク	Cランク	
判定(1)	**①損傷度Ⅲ以上の損傷部材の有無**	1. 無し	2. あり		①
判定(2)	**②隣接建築物・周辺地盤の破壊による危険**	1. 危険無し	2. 不明確	3. 危険あり	②
	③地盤破壊による建築物全体の沈下	1. 0.2m以下	2. 0.2m～1.0m	3. 1.0m超	③
	④不同沈下による建築物全体の傾斜	1. 1/60 以下	2. 1/60～1/30	3. 1/30 超	④
	柱の被害［下記⑤⑥の調査階（被害最大の階）＿＿＿階］（壁構造の場合は柱を壁の長さに読みかえる）				柱の被害最大の階
	⑤損傷度Ⅴの柱本数／調査柱本数　損傷度Ⅴの柱総数＿＿本　調査柱＿＿本（調査率＿＿%）				
		1. 1%以下	2. 1%～10%	3. 10%超	⑤
	⑥損傷度Ⅳの柱本数／調査柱本数　損傷度Ⅳの柱総数＿＿本　調査柱＿＿本（調査率＿＿%）				
		1. 10%以下	2. 10%～20%	3. 20%超	⑥
	判定(2)	1. 調査済 全部Aランクの場合	2. 要注意 Bランクが1の場合	3. 危険 Cランクが1以上又はBランクが2以上	判定(2)

危険度の判定 判定(1)と判定(2)のち大きな方の危険度で判定する	1. 調査済み （要内観調査）	2. 要注意	3. 危険	判定

3　落下危険物・転倒危険物に関する危険度

	Aランク	Bランク	Cランク	
①窓枠・窓ガラス	1.ほとんど無被害	2.歪み、ひび割れ	3.落下の危険有り	①
②外装材（モルタル・タイル・石貼り等）	1.ほとんど無被害	2.部分的なひび割れ、隙間	3.顕著なひび割れ、剥離	②
③外装材（ALC 板・ＰＣ板・金属・ブロック等）	1.目地の亀裂程度	2.板に隙間が見られる	3.顕著な目地ずれ、板破壊	③
④看板・機器類	1.傾斜無し	2.わずかな傾斜	3.落下の危険有り	④
⑤屋外看板	1.傾斜無し	2.わずかな傾斜	3.明瞭な傾斜	⑤
⑥その他（　　）	1.安全	2.要注意	3.危険	⑥
危険度の判定	1.調査済み 全部Aランクの場合	2.要注意 Bランクが1以上ある場合	3.危険 Cランクが1以上ある場合	判定

総合判定（**調査**の１で危険と判定された場合は危険、それ以外は**調査**の２と３の大きい方の危険度で判定する。）

総合判定

１．　**調査済**（緑）　　２．**要注意**（黄）　　３．**危険**（赤）

コメント（構造躯体等が危険か、落下物等が危険かなどを記入する。）

コメントは判定ステッカーの注記と同じとする。

RC造

資料　21　応急危険度判定調査表（宅地）

（様式－１）

擁壁被害状況調査・危険度判定票

調　査　票	調査日時	年　月　日　時	調査番号	
	地震名又は降雨災害名			
被害発生場所	都道府県　市郡　区町村 地区 団地　丁目　番　号			
所有者・管理者氏名		記入者氏名	TEL:	
所有者・管理者の連絡先	TEL:	居住者への説明	□済　□未了 □居住者不在　□老人独居住宅	

＜被　災　状　況　図＞　　応急措置　□済　□未了

1. クラック	2. 水平移動	3-1. 不同沈下	3-2. 目地の開き	4. ハ　ラ　ミ	5-1傾　斜	5-2倒　壊	6. 擁壁の折損	7. 崩　壊
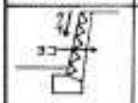	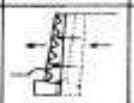			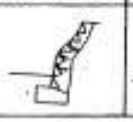		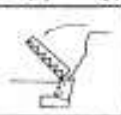	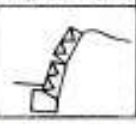	

8. 張出し擁壁の支柱の損傷	9. 空石積擁壁の崩壊・膨張	11. 排水施設の変状
	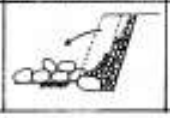	

建物、道路との位置関係

［平面図］　　［断面図］

被災写真の有無	□無　□有→写真番号［　　］
特記事項	

擁壁の基礎的条件	擁壁の種類	□ｺﾝｸﾘｰﾄ系擁壁	□L(逆T)型　□重力式 □もたれ式 □その他[　]	□増積み擁壁	増積部分[　] 擁壁部分[　] 全擁壁高　m;増積高　m
			□場所打ち　□ﾌﾟﾚｷｬｽﾄ		上部[　]
		□練石積擁壁	□間知石　□ｺﾝｸﾘｰﾄﾌﾞﾛｯｸ □その他[　]	□二段擁壁	下部[　] 上部高　m;下部高　m
		□空石積擁壁	□玉石積　□くずれ石積 □間知石 □その他[　]	□張出し床版付擁壁	□その他[　]
				擁壁の設置条件	□切土・盛土境　□軟弱地盤上　□他　□不明
				擁壁の勾配	度

基礎点	住宅または道路がある（A）	①湧水	乾燥：0　湿潤：0.4　にじみ出し、流出：0.8
		②排水施設	・水抜孔有、天端排水溝有、表面水の浸透阻止　：0 ・水抜孔有、天端は表面水が浸透しやすい　：0.4 ・水抜孔無、あっても数・寸法が不適当　：0.8
		③高さ	H≦1m：0　1m＜H≦3m：0.2　3m＜H≦4m：0.4　4m＜H≦5m：0.6　5m＜H：0.8
	住宅または道路がない（B）	①湧水	乾燥：0　湿潤：0.2　にじみ出し、流出：0.4
		②排水施設	・水抜孔有、天端排水溝有、表面水の浸透阻止　：0 ・水抜孔有、天端は表面水が浸透しやすい　：0.2 ・水抜孔無、あっても数・寸法が不適当　：0.4
		③高さ	H≦1m：0　1m＜H≦3m：0.1　3m＜H≦4m：0.2　4m＜H≦5m：0.3　5m＜H：0.4

基礎点計 ①+②+③ [　]

区分	程度	小						中						大					
	項目＼擁壁種類	ｺﾝｸﾘ	練積	増積	2段	張出	空積	ｺﾝｸﾘ	練積	増積	2段	張出	空積	ｺﾝｸﾘ	練積	増積	2段	張出	空積
変状形態と配点表	1 クラック	1	2	3	4	5		2.5	3.5	4	5	7		4	5	6	7	8	
	2 水平移動	2	2.5	3.5	4	6	6	3.5	4	4.5	5	7	7	5	5.5	6	7	9	9
	3 不同沈下・目地の開き	3	3.5	4	5	7		4.5	5	6	7	9		6	7	8	9	10	
	4 ハラミ		4.5	5	6	8	8		6	7	8	9	9		8	9	10	10	10
	5 傾斜・倒壊	5	5.5	6	7	8		7	8	8	9	10		8	9	10	10	10	
	6 擁壁の折損	6	6.5	7	8	9		7	8	9	9	10		8	9	10	10	10	
	7 崩壊		9	9	10	10	8		10	10	10	10	9		10	10	10	10	10
	8 張り出し床版付擁壁の支柱の損傷					7						9						10	
	9 基礎及び基礎地盤の被害	10																	
	10 排水施設の変状	3						5						7					
	11 擁壁背面の水道管等破裂	10																	

変状の程度 大・中・小 の概要説明	項目＼程度	小	中	大
	1 クラック（幅）	2mm未満のｸﾗｯｸはあるが、機能上の支障なし（ｺﾝｸﾘｰﾄ系擁壁の場合2mm未満）	2mm～2cm未満（ｺﾝｸﾘｰﾄ系擁壁の場合2mm～5mm未満）	2cm以上（ｺﾝｸﾘｰﾄ系擁壁の場合5mm以上）
	2 水平移動（伸縮目地前後のずれ）	5mm未満の隙間（変位）がある	5mm～5cm未満の隙間（変位）がある	5cm以上の隙間（変位）がある。
	3 不同沈下・目地の開き（目地上下・左右の開き）	5mm未満の目地上下のずれ又は目地の開きがある。	5mm～5cm未満の目地上下のずれ又は目地の開きがある。	5cm以上の目地上下のずれ又は目地の開きがあり、滑動、転倒のおそれが有る。
	4 ハラミ（ﾃﾝｼｮﾝｸﾗｯｸ・ずれ・中抜け）	小規模のハラミ及び中抜け（積石が1～2個抜け落ちる）	宅地地盤にﾃﾝｼｮﾝｸﾗｯｸ無し 円弧すべりのおそれ無し	宅地地盤にﾃﾝｼｮﾝｸﾗｯｸ有り 円弧すべりのおそれ有り
	5 傾斜・倒壊	擁壁が前面地盤に対し垂直以下。（ｺﾝｸﾘｰﾄ系擁壁の場合：天端5cm未満の傾斜）	擁壁が前面地盤に対し垂直以上。（ｺﾝｸﾘｰﾄ系擁壁の場合：天端5cm以上の傾斜）	擁壁が前傾・倒壊してその機能を失っているもの
	6 擁壁の折損（横・斜めひびわれから起きるもの。はらんではいるが曲線的でなく、ｸﾗｯｸを境に鈍角に折れている。）	ｸﾗｯｸを境にわずかに角度をなしている。（ｺﾝｸﾘｰﾄ系擁壁の場合ｸﾗｯｸを境にわずかに前傾している。）	ｸﾗｯｸを境に明らかに角度をなしており、抜け石があり、裏込めｺﾝｸﾘｰﾄが見える。（ｺﾝｸﾘｰﾄ系擁壁の場合ｸﾗｯｸを境に前方に傾斜している）	一見して大であると判るもの（ｺﾝｸﾘｰﾄ系擁壁の場合ｸﾗｯｸを境に前傾している。又は、1mmでも剪断破壊があり、後傾している。）
	7 崩壊	中間辺りから上が滑っている。	基礎部を残して滑っている。	機能を果たしていない。
	8 張出し床版付擁壁の支柱の損傷	支柱にひびが入っている。	支柱のｺﾝｸﾘｰﾄがはがれて鉄筋が見えている。	支柱の剪断破壊
	9 基礎及び基礎地盤の被害	大規模な沈下やｸﾗｯｸが生じている。		
	10 排水施設の変状	天端排水溝にずれ、欠損がある。又は、天端背面、舗装面にｸﾗｯｸが見られる。	左に加え擁壁のｸﾗｯｸ又は目地からの湧水がある。	水抜孔の詰まり、破損があり、排水機能が失われている。
	11 擁壁背面の水道管等の破裂	破裂して水が流出している。		

被害の判定値（基礎点に上記の最大値を被害程度の点数を加えた点数とする。）	基礎点　＋　被害点 [　] + [　] = [　] 点	☆被害程度の点数と危険度判定☆ 小被害：4.5点未満　当面は防災上問題なし 中被害：4.5点以上～8.5点未満　制限付き立入。通行していれば避難 **大被害：8.5点以上**　**危険、要避難。立入禁止**
危険度判定	□大　□中　□小	

所見（記入者の意見）	緊急度	□大　□中　□小	（人命・財産・交通の３点を判定基準とする。）
	拡大の見込	□有　□無　□判断不可	（備考：　）

資料

（様式－２）

宅地地盤／のり面・自然斜面被害状況調査・危険度判定票

調査票	調査日時	年　月　日　時	調査番号	
	地震名又は降雨災害名			
被害発生場所	都道府県　市郡　区町村 地区 団地　丁目　番　号			
所有者・管理者氏名		記入者氏名	TEL:	
所有者・管理者の連絡先	TEL:	居住者への説明	□済　□未了 □居住者不在　□老人独居住宅	

＜被災状況図＞　応急措置　□済　□未了

宅地地盤					のり面・自然斜面					
1.クラック	2.陥没	3.沈下	4.段差	5.隆起	1.クラック	2-1.ハラミ	2-2.盤ぶくれ	3.ガリー侵食	4-1.滑落	4-2.崩壊
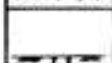			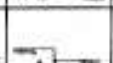			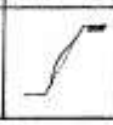				

5.のり面保護工変状	6.排水施設の変状
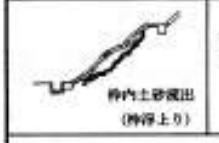	

[平面図]　[断面図]

被災写真の有無	□無　□有→写真番号[　]
特記事項	

のり面・自然斜面の基礎的条件				
地盤	岩	□軟岩　□硬岩　□不明	オーバーハング	□無　□有
	土　砂	□砂質土□礫質土□粘性土□不明	排水施設	□無　□有（のり肩、小段排水）
のり面高 （複合のり面は擁壁高含）		最大高　　m（平均高　　m）	のり面保護工	□無　□植生工　□構造物
		（うち擁壁高さ　　m）	擁壁配置	□のり面の上部　□のり面の中部
のり面勾配		度		□のり面の下部　□全面
のり長さ		m	家屋の有無	上部　□有　□無　：　下部　□有　□無

変状形態と配点表								
宅地地盤	変状形態のチェック（複数可）	小		中		大		
	1　クラック（幅）	3cm未満又は単数	1	3～15cm未満又は複数	2	15cm以上又は全面	3
	2　陥没（深さ）	15cm未満	1	15cm～25cm未満	2	25cm以上	3
	3　沈下（沈下量・規模）	20cm未満又は1宅地ごとの面積に対し10%未満	2	20～50cm未満又は1宅地ごとの面積に対し10～50%未満	3	50cm以上又は1宅地ごとの面積に対し50%以上	4
	4　段差（段差量）	20cm未満	3	20～50cm未満	4	50cm以上	5
	5　隆起（隆起量・規模）	10cm未満又は1宅地ごとの面積に対し10%未満	3	10～30cm未満又は1宅地ごとの面積に対し10～50%未満	4	30cm以上又は1宅地ごとの面積に対し50%以上	5
	6　湧水、噴砂	□無　□有→＋１点（上の点数に1点を加える）					
のり面・自然斜面	変状形態のチェック（複数可）	小		中		大	
	1　クラック（幅）	3cm未満又は単数	1	3～15cm未満又は複数	2	15cm以上又は全面	3
	2　ハラミ・盤ぶくれ（隆起量・規模）	10cm未満又は1宅地ごとののり面等面積に対し10%未満	3	10～30cm未満又は1宅地ごとののり面等面積に対し10～50%未満	4	30cm以上又は1宅地ごとののり面等面積に対し50%以上	5
	3　ガリー侵食	クラックなどが誘因となって雨滴による侵食が現れはじめた段階。	6	のり面の表土が雨裂に陥没するなど放置していると被害が広がるおそれのあるもの。	7	洞穴状や滝壺状にガリーが進展して家屋の基礎やのり面等の下側に被害を及ぼすような状態。	8
	4　滑落・崩壊	部分的な表層すべり、又はのり面上部の小崩壊。	7	表層すべりが進んでえぐり取られたような状態。放置すると拡大するおそれのあるもの、又はのり面中部までの崩壊。	8	全面的なすべり崩壊で、さらに拡大のおそれがあるもの、又はのり面底部を含む全崩壊。	9
	5　のり面保護工の変状（植生工は除く）	例えば、のり枠の間詰め陥没。又はコンクリート吹付工にわずかにテンションクラックが見られるが吹付工のずれは認められない程度。	7	例えば、のり枠の部分的な破損。又はコンクリート吹付工のクラック部分で陥没・ずれが見受けられる。	8	例えば、のり枠の浮上り破壊。又はコンクリート吹付工のラス金網が露出し、コンクリート吹付面にも破損が見受けられる。	9
	6　排水施設の変状	天端排水溝にずれ、欠損がある。又は、天端背面、舗装面にクラックが見られる。	3	左に加え、のり面のクラック、又は目地からの湧水がある。	5	排水溝が破断沈下するなど、排水機能が失われている。	7
	7　のり面内の水道管等の破裂	破裂して水が流出している。					8
	8　湧水、落石・転石	□無　□有→＋１点（上の点数に1点を加える）					

被害の判定値 （上記の最大値を被害程度の点数とする）		点	☆被害程度の点数と危険度判定☆ 小被害：１～３点（当面は防災上問題なし） 中被害：４～７点（制限付き立入。進行していれば避難）
危険度判定	□大	□中　□小	大被害：８～10点（危険、要避難。立入禁止）

所見（記入者の意見）				
	緊　急　度	□大	□中	□小　（人命・財産・交通の3点を判断基準とする。）
	拡大の見込	□有	□無	□判断不可　（備考：）

資　料

［参考（様式－３）］　擁壁・のり面の崩壊に伴う影響範囲図

地震名又は降雨災害名		調査番号	

擁壁・のり面の危険度評価区分 （小被害／中被害／大被害）		影響範囲の設定	被災箇所 D_1(m)			
			被災範囲 D_2(m)＝D_1＋H			
擁壁・のり面条件	（擁壁／のり面）高さ H(m)		水平距離	下端	L_1(m) $\beta < 15°$	$\alpha < 45°$: 0.6H $45° \leqq \alpha < 60°$: 0.9H $60° \leqq \alpha$: 1.3H
	（擁壁／のり面）勾配 α(°)				L_2(m) $\beta \geqq 15°$	$\alpha < 45°$: H $45° \leqq \alpha < 60°$: 1.5H $60° \leqq \alpha$: 2H
	地表面勾配 β(°)			上端	L'(m)	$\alpha < 45°$: 0.4H $45° \leqq \alpha < 60°$: 0.6H $60° \leqq \alpha$: H

被災した擁壁・のり面と宅地・建物等の位置関係図

特記事項	

地震被害／木造・プレハブ用（内閣府指針準拠）

住家被害調査票 <その1>

木造 1次 | 1 全体概要

調査日時	西暦 20□□年 □□月 □□日 □□時 □□分		
居住者名 連絡先		建物概要	〈 住・家 〉 戸建・長屋（テラスハウス）・共同・店舗併用 ・その他（ ）
			〈 非住家 〉 倉庫・車庫・事務所 ・病院・工場・店舗・その他（ ）
所有者名 連絡先			階 数 〈 平・屋 〉 〈 2・3階 〉 〈 その他 〉 （ ）階
		応急危険度判定結果	〈 調査済 〉 〈 要次室 〉 〈 危・険 〉 〈 未実施 〉
調査員名		地盤被害による被害	〈 無 〉 〈 有 〉
		津波その他浸水※1	〈 無 〉 〈 有※2 〉 ※2 別途、左官用の調査票も使用する。
		火 災※1	〈 無 〉 〈 有※3 〉 ※3 別途、消防署等による火災調査が必要。

※1「津波その他浸水」や「火災」による被害が著しく、地震動（ゆれ）による被害の調査ができない場合は調査票下とする。

物件所在地	※集合住宅の場合は、住所等は不明でも建物名・アパート名・部屋番号を必ず記入する

Copyright© NTTインフラネット株式会社All Rights Reserved.

すべての調査が終了したら、調査票の内容を確認して最終判定結果を記入して下さい。

判定結果　1 地震動（ゆれ）による被害と 2 地盤被害による被害を比較して結果が大きい方を採用する ※4

〈 無被害 〉 〈 軽微（補修を要しない） 〉 〈 小・破 〉 〈 中・破 〉 〈 大規模半壊 〉 〈 半壊 〉 〈 全・壊 〉

調査番号 □□□□□□□

基面の損害点数E（E-1又はE-2の値）を記入する。
※点数が算出されていなければ斜記入で良い。
※2 別途調査による判定が提出した場合、必要は斜記入とする。

点数（数値を記入し、対応箇所に｜印を付ける）											
E	十の位	※3	10	20	30	40	50	60	70	80	90	100
	一の位	※4	0	1	2	3	4	5	6	7	8	9

Copyright©2012 都市防災実務支援研究会 All rights reserved.

2 図面等

図面等記入欄

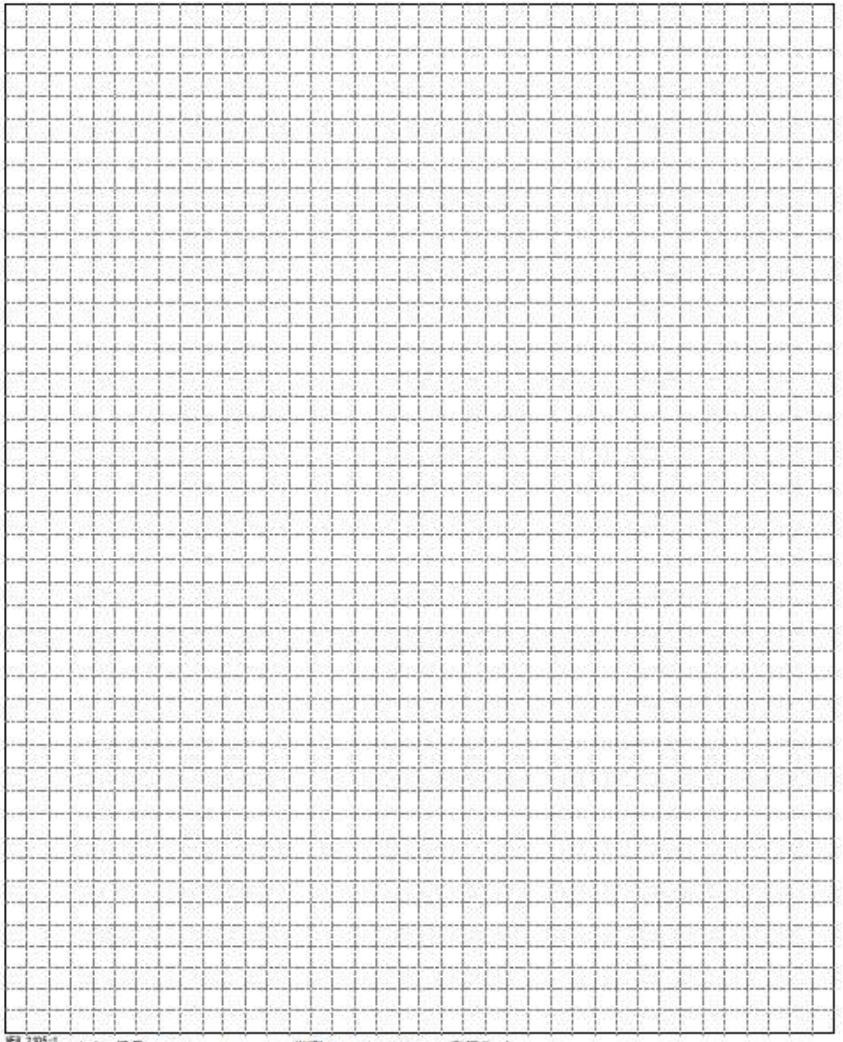

様式 2105-1

メッシュ番号：533　　災害ID：132070006 R3真坂テスト

地図中心住所：東京都昭島市田中町1-17-1

Copyright©2012 都市防災実務支援研究会 All rights reserved.

地震被害 ／木造・プレハブ用（内閣府指針準拠）

住家被害調査票 <その2>

木造 1次 | **3-1 地震動調査票**

3-2 地震動 補助票

Ⅰ 地震動（ゆれ）による被害

簡易調査 被害パターンチャートによる建物全体の判定

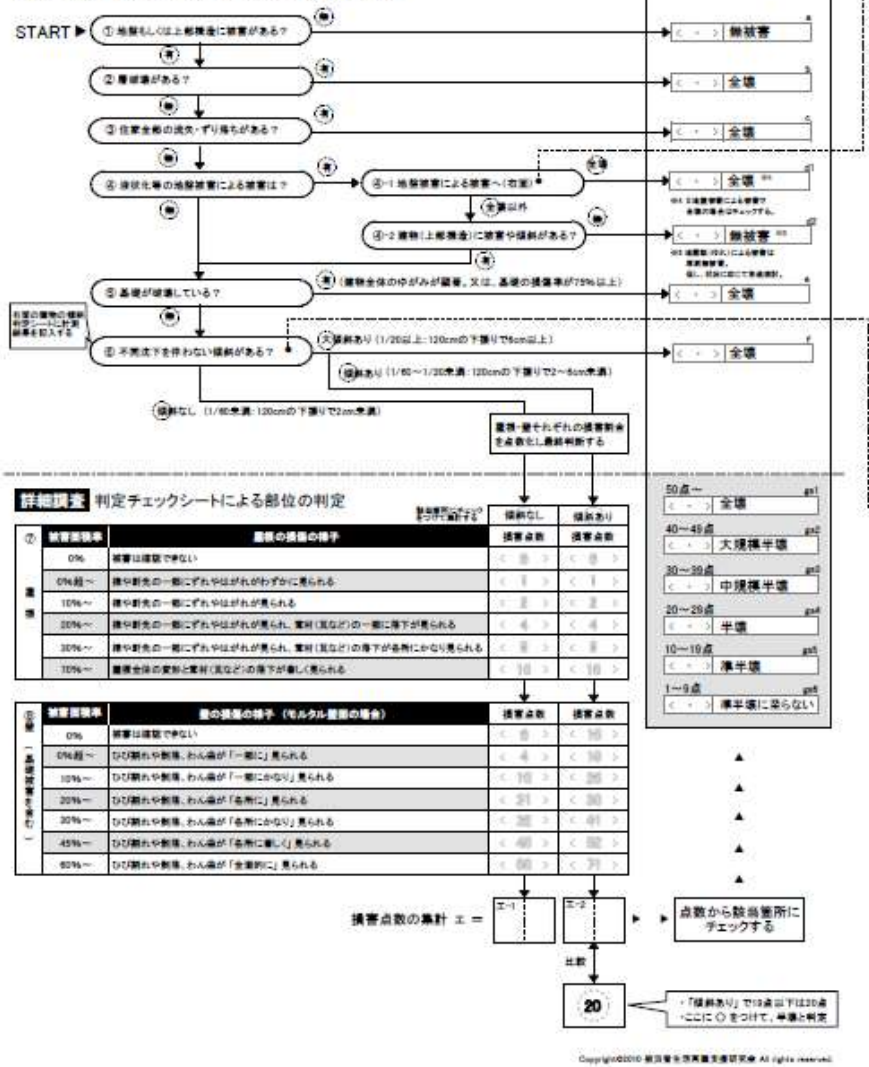

詳細調査 判定チェックシートによる部位の判定

被害面積率	屋根の損傷の様子	傾斜なし 損害点数	傾斜あり 損害点数
0%	被害は確認できない	0	0
0%超～	棟や軒先の一部にずれやはがれがわずかに見られる	1	1
10%～	棟や軒先の一部にずれやはがれが見られる	2	2
20%～	棟や軒先の一部にずれやはがれが見られ、葺材（瓦など）の一部に落下が見られる	4	4
30%～	棟や軒先の一部にずれやはがれが見られ、葺材（瓦など）の落下が各所にかなり見られる	8	8
70%～	屋根全体の変形と葺材（瓦など）の落下が著しく見られる	10	10

被害面積率	壁の損傷の様子（モルタル壁面の場合）	損害点数	損害点数
0%	被害は確認できない	0	10
0%超～	ひび割れや剥落、わん曲が「一部に」見られる	4	10
10%～	ひび割れや剥落、わん曲が「一部にかなり」見られる	10	20
20%～	ひび割れや剥落、わん曲が「各所に」見られる	21	30
30%～	ひび割れや剥落、わん曲が「各所にかなり」見られる	30	40
45%～	ひび割れや剥落、わん曲が「各所に著しく」見られる	40	50
60%～	ひび割れや剥落、わん曲が「全面的に」見られる	50	70

損害点数の集計 エ＝ エ-1 ＋ エ-2 → 点数から該当箇所にチェックする

比較 20

・「傾斜あり」で19点以下は20点
・ここに○をつけて、半壊と判定

判定結果Ⅰ
全壊
全壊
全壊
全壊
大規模半壊
半壊
無被害

Ⅱ 地盤被害による被害

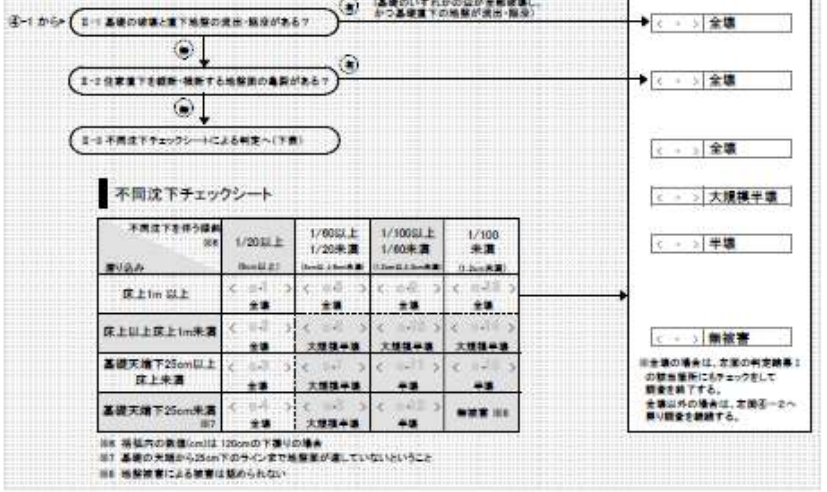

不同沈下チェックシート

不同沈下を伴う傾斜 ※6 / 壁の傾き	1/20以上 (6cm以上)	1/60以上 1/20未満 (2cm以上 6cm未満)	1/100以上 1/60未満 (1.2cm以上 2cm未満)	1/100 未満 (1.2cm未満)
床上1m 以上	全壊	全壊	全壊	全壊
床上以上 床上1m未満	全壊	大規模半壊	大規模半壊	大規模半壊
基礎天端下25cm以上 床上未満	全壊	大規模半壊	半壊	半壊
基礎天端下25cm未満 ※7	全壊	大規模半壊	半壊	無被害 ※8

※6 括弧内の数値(cm)は 120cmの下振りの場合
※7 基礎の天端から25cm下のライン全て地盤面が連していないということ
※8 地盤被害による被害は認められない

判定結果Ⅱ
全壊
全壊
全壊
大規模半壊
半壊
無被害

※全壊の場合は、左図の判定結果Ⅰの該当箇所にもチェックをして調査を終了する。
全壊以外の場合は、左図③-2へ戻り調査を継続する。

建物の傾斜判定シート

120cmの下振りを使用し、原則として、
一階部分の外壁又は柱の四隅を計測して単純平均する。

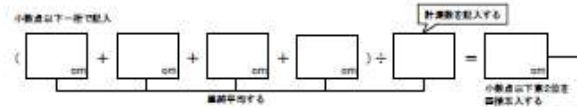

判定結果 （傾斜）		
2cm未満	2cm以上 6cm未満	6cm以上
傾斜なし	傾斜あり	大傾斜あり
部位の判定へ		全壊

特記事項 ※1 地震動（ゆれ）の調査にも使用できる。

VER. 2105-1

Copyright©2010 被災者生活再建支援研究会 All rights reserved.

地震被害／非木造用（内閣府指針準拠）

住家被害調査票 <その1>

非木造 1次 1 全体概要

調査日時	西暦 20□□年□□月□□日□□時□□分		
居住者名 連絡先		建物概要	〈 住・営 〉 戸建・長屋（テラスハウス）・共同・店舗併用・その他（ ）
所有者名 連絡先			〈 非住家 〉 倉庫・倉庫・事務所・病院・工場・店舗・その他（ ）
調査員名			階数 〈 平・屋 〉 〈 2・階 〉 〈 その他 〉 （ ）階
		応急危険度判定結果	〈 調査済 〉 〈 要注意 〉 〈 危険 〉 〈 未実施 〉
		地盤被害による被害	〈 無 〉 〈 有 〉
		津波その他浸水※1	〈 無 〉 〈 有※2 〉 ※2 知識、水害時の調査票も使用する。
		火災※1	〈 無 〉 〈 有※3 〉 ※3 知識、消防署による火災調査が必要。

※1「津波その他浸水」か「火災」による被害が著しく、地震動（ゆれ）による被害の調査ができない場合は調査票Ⅱとする。

物件所在地	※集合住宅の場合は、住所等は不明でも建物名・アパート名・部屋番号を必ず記入する

Copyright© NTTインフラネット株式会社All Rights Reserved.

全ての調査が終了したら、調査票の内容を確認して最終判定結果を記入して下さい。

判定結果 Ⅰ地震動（ゆれ）による被害とⅡ地盤被害による被害を比較して結果が大きい方を採用する※1

〈 無被害 〉 〈 軽中破に至らない 〉 〈 軽半壊 〉 〈 半・壊 〉 〈 中規模半壊 〉 〈 大規模半壊 〉 〈 全・壊 〉

調査番号 □□□□□□□

裏面の損害点数Pの値を記入する。

※点数が異なっていなければ無記入で良い。

※Ⅱ地盤被害による判定で確定した場合、点数は無記入とする。

点数（数値を記入し、対応箇所に｜印を付ける）

P		十の位	M	10	20	30	40	50	60	70	80	90	100
		一の位	M	0	1	2	3	4	5	6	7	8	9

Copyright©2013 横浜国立大学両委員会調査研究会 All rights reserved.

2 図面等

図面等記入欄

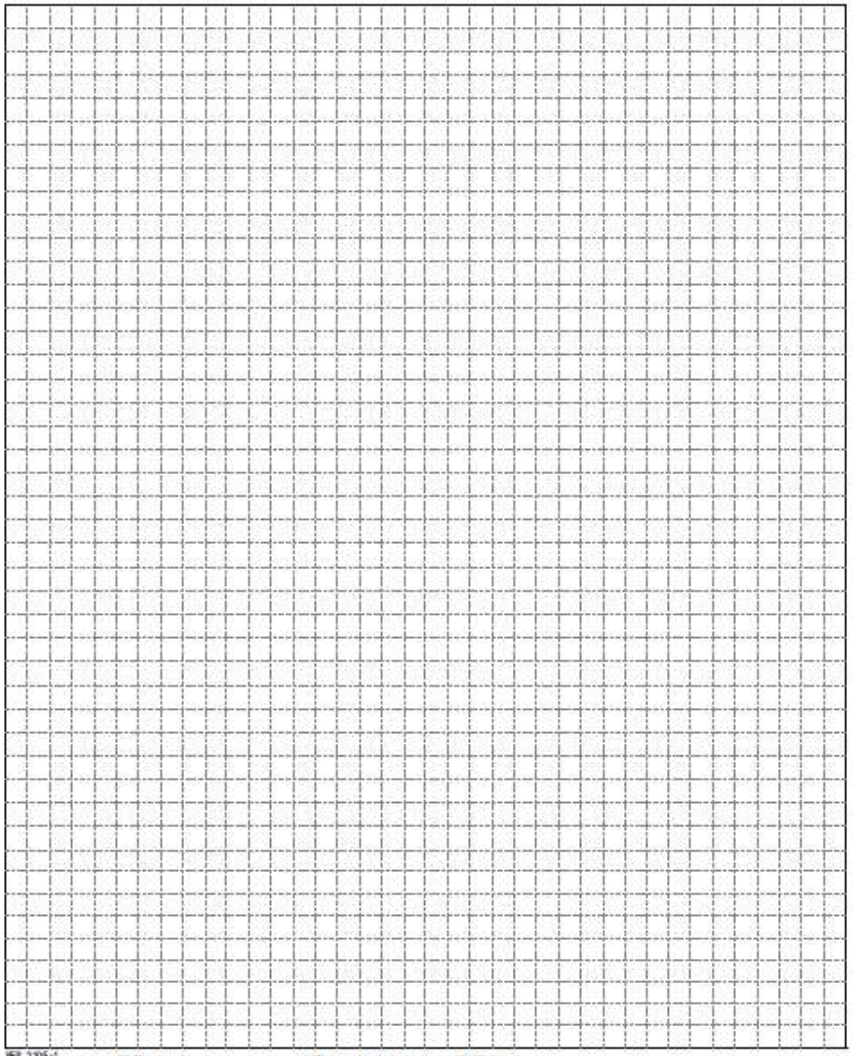

IER 2305-1

メッシュ番号：533　　災害ID：132070006 R3真板テスト

地図中心住所：東京都昭島市田中町1-17-1

Copyright©2013 横浜国立大学両委員会調査研究会 All rights reserved.

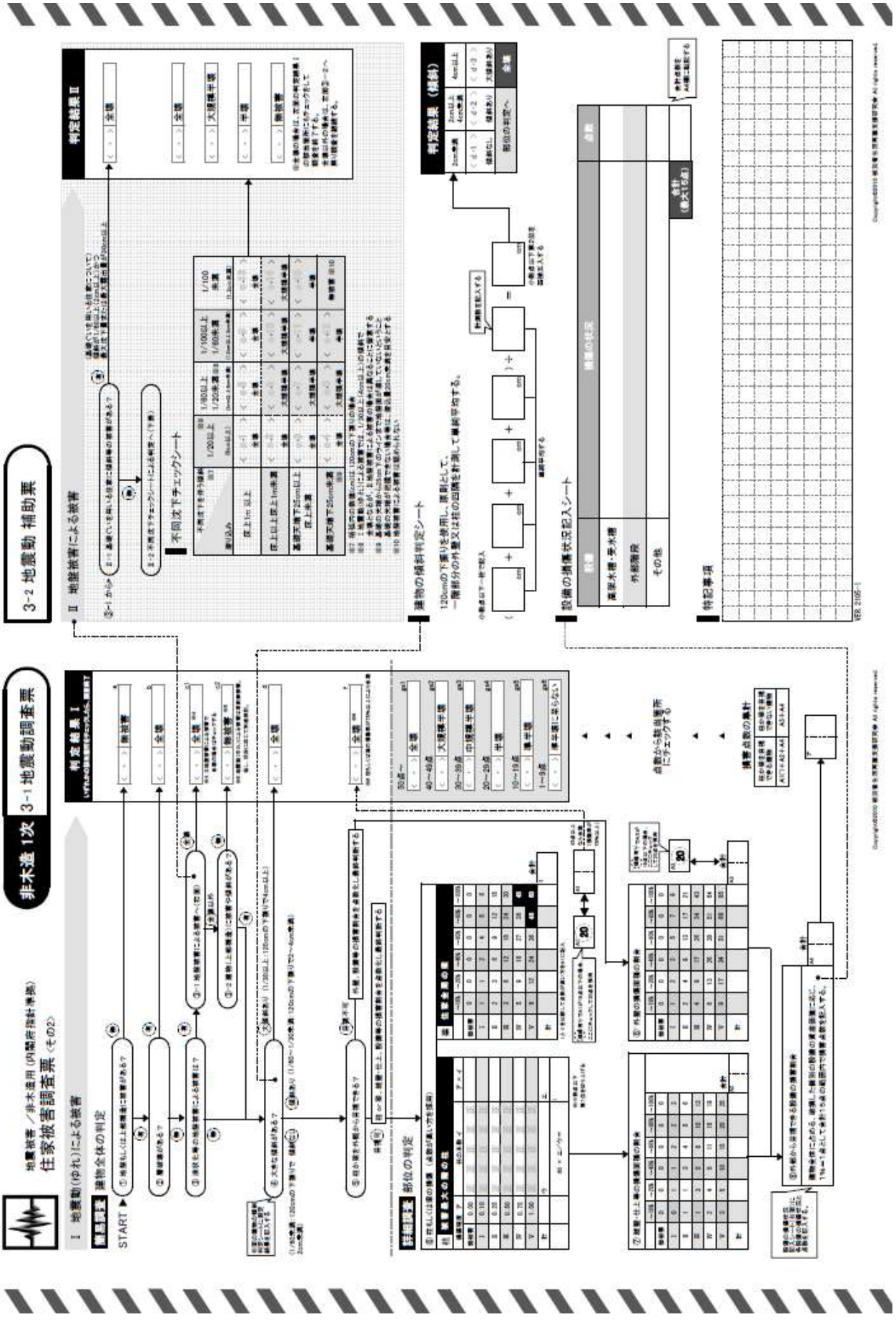
非木造 1次
3-1 地震動調査票
3-2 地震動 補助票
地震被害／非木造用（内閣府推計準拠）
住家被害調査票（その2）
Ⅰ 地震動（ゆれ）による被害
START
建物全体の判定
部位の判定
Ⅱ 地盤被害による被害
不同沈下チェックシート
建物の傾斜判定シート
設備の損傷状況記入シート
特記事項
判定結果Ⅰ
判定結果Ⅱ
判定結果（傾斜）
全壊
大規模半壊
中規模半壊
半壊
準半壊
準半壊に至らない
無被害

地震被害／木造・プレハブ用（内閣府指針準拠）

住家被害調査票 <その1>

木造 2次　1 地震動調査票

2 地盤被害調査票

調査日時	西暦 20 □□年 □□月 □□日 □□時 □□分		
居住者名 連絡先		建物概要	＜住・家＞ 戸建・長屋（3以内）・共同・店舗併用・その他（　）
所有者名 連絡先			＜非住家＞ 車庫・倉庫・事務所・病院・工場・店舗・その他（　）
			階数 ＜平・屋＞＜2・階＞＜その他＞（　）階
調査員名		地盤被害による被害	＜無＞＜有＞
		調査実施回数	□□回目　1次調査が1回目となる為、2回目から記入して下さい。

Ⅰ 地震動（ゆれ）による被害

簡易調査　建物全体の判定（外観目視調査）

START ▶
① 地盤もしくは上部構造に被害がある？ （無）
② 層破壊がある？ （無）
③ 住家全部の流失・すり落ちがある？ （無）
④ 液状化等の地盤被害による被害は？ （無）
⑤ 躯体が破壊している？ （無）
⑥ 不同沈下を伴わない傾斜がある？

（有）→ ④-1 地盤被害による被害へ（右図）
（有）→ ④-2 建物（上部構造）に被害や傾斜がある？
（有）→ ⑤ 建物全体のゆがみが顕著。又は、基礎・柱（または耐力壁）の損傷率が75%以上
（有）→ ⑥ 大傾斜あり（1/20以上：120cmの下振りで6cm以上）
傾斜あり（1/60～1/20未満：120cmの下振りで2～6cm未満）
傾斜なし（1/60未満：120cmの下振りで2cm未満）

判定結果Ⅰ（いずれかの該当箇所をチェックしたら、調査終了）

a	＜・＞無被害
b	＜・＞全壊
c	＜・＞全壊
d1	＜・＞全壊 ※1
d2	＜・＞無被害 ※2
e	＜・＞全壊
f	＜・＞全壊

※1 Ⅱ 地盤被害による被害で、全壊の場合はチェックする
※2 地盤等（※1）による被害は評価対象。但し、判定において当該構造。

詳細調査　部位の判定（内部立ち入り調査：裏面の＜補助票＞の結果を記入）

部位	構成比	A 隣接部位損害点数 主画面 M※3	A その他面 S※3	B 部位別損害点数 A+B	C 階別重み付け※4 主画面 A×1.25	C その他面 B×0.5	D 置み付き損害点数 D=ただし、構成比以下	E 傾斜を考慮した損害点数 ア＞イ→C ア≦イ→F
⑦ 基礎※1	10							
⑨ 腰板	15							
⑩ 外壁	10							
⑪ 柱（または耐力壁）※4	15							
⑫ 天井	5							
⑬ 内壁	10							
⑭ 建具	15							
⑮ 床（階段含む）	10							
⑯ 設備	10							

※1 Mおよび Sは、裏面の地震動補助票の M及び Sの値。
※2 2階建以上の場合→→最も代分計算を行う（平屋建てには3、5階は該当しない）。
※3 ①基礎は、裏面の地震動補助票の①の基礎の被害と傾斜と階に応じ値を記入する。また、75点以上の場合は、調査票で75%以上となるため、③の躯体破壊ありにチェックして調査を終了する。
※4 ⑪柱（または耐力壁）が1/3点以上の場合は、損傷率が75%以上となるため、③の躯体破壊ありにチェックして調査を終了する。

合計 ア　イ　ウ　エ

50点～	＜・＞全壊
40～49点	＜・＞大規模半壊
30～39点	＜・＞中規模半壊
20～29点	＜・＞半壊
10～19点	＜・＞準半壊
1～9点	＜・＞準半壊に至らない

傾斜 15

エ、オ（オ-1～オ-8）の中から損害点数が大きい値を選び該当箇所にチェックする

「アム「イ」、傾斜ありの場合は「ウ」の中で大きい値を住家の損害点数として、記入する（1階の場合は点線の右側に右詰で記入）

エ　小数点以下第1位を切り上げる

全ての調査が終了したら、調査票の内容を確認して最終判定結果を記入してください。

判定結果　点数に応じた判定結果を記入する ※1
＜無被害＞ ＜準半壊に至らない＞ ＜準半壊＞ ＜半・壊＞ ＜中規模半壊＞ ＜大規模半壊＞ ＜全・壊＞

調査番号 □□□□□□□

エ、オ（※1～※8）の中から損害点数が大きい値を記入する。→
※点数が算出されていない場合は記入不要。

点数（数値を記入し、対応箇所に「1」印を付ける）

エ、オ		十の位 ※3	10	20	30	40	50	60	70	80	90	100
		一の位 ※4	0	1	2	3	4	5	6	7	8	9

Copyright © 2019 被災者生活再建支援研究会 All rights reserved.

Ⅱ 地盤被害による被害

判定結果Ⅱ

④-1から▶ Ⅱ-1 基礎の破壊と直下地盤の流出・陥没がある？ （有）（基礎のいずれかの辺が全体破壊し、かつ基礎直下の地盤が流出・陥没）→ ＜・＞全壊
（無）→ Ⅱ-2 住家直下を傾斜・横断する地盤面の亀裂がある？ （有）→ ＜・＞全壊
（無）→ Ⅱ-3 傾斜・沈下チェックシートによる判定へ（下表）（全壊）→ ＜・＞全壊
（全壊以外）

※全壊の場合は、左図の判定結果（ ）の該当箇所にもチェックをして調査を終了する。

傾斜・沈下チェックシートによる判定

Ⅱ-4 全壊以外の場合は左図の④-2 へ戻り、地震動（ゆれ）による調査を進め、部位の判定を実施した場合はⅡ-5へ。

Ⅱ-5 延床面積に対する1階の床面積の割合（R）の算定

1階の床面積（あ）		m²
延床面積（い）		m²
1階の床面積の割合 R＝（あ）／（い）		小数点第3位を切捨て

傾斜 ※7 / 沈み込み	1/20以上（6cm以上）	1/60以上 1/20未満（2cm以上 6cm未満）	1/100以上 1/60未満（1.5cm以上 2cm未満）	1/100未満（1.5cm未満）
床上 1m 以上	＜c・1＞全壊	＜c・5＞全壊	＜c・9＞全壊	＜c・13＞全壊
床上以上床上 1m 未満	＜c・2＞全壊	＜c・6＞ H1	＜c・10＞ H4	＜c・14＞ H7
基礎天端下 25cm 以上床上未満	＜c・3＞全壊	＜c・7＞ H2	＜c・11＞ H5	＜c・15＞ H8
基礎天端下 25cm 未満 ※8	＜c・4＞全壊	＜c・8＞ H3	＜c・12＞ H6	無被害※9

※7 括弧内の数値（cm）は 120cm の下振りの場合
※8 基礎の天端から 25cm 下のラインまでは地盤面が連していないということ
※9 地盤被害による被害は認められない

H1～H8 では不同沈下の有無を確認し、どちらかにチェックする

Ⅱ-6 Ⅱ-3 の結果にしたがってH1～H8から1つを選択し、該当箇所（位標）に左図の部位の判定結果（アン→C 欄、ア≦イ→F 欄の値）を転記して合計を算出する。 ※R（1階の床面積割合）は STEP Ⅱ-5 の値を使用する。

部位	構成比	H1	H2	H3	H4	H5	H6	H7	H8
⑦ 基礎	10				10	10		10	10
⑨ 腰板	15								
⑩ 外壁	10	1.0×R			1.0×R			1.0×R	
⑪ 柱（または耐力壁）	15								
⑫ 天井	5								
⑬ 内壁	10	1.0×R			1.0×R			1.0×R	
⑭ 建具	15								
⑮ 床（階段含む）	10	10	10	10	10	10	10	1.0×R	1.0×R
⑯ 設備	10								
		外壁+内壁=20×R			外壁+内壁=20×R			外壁+内壁+設備=30×R	床=10×R
H1～H8 では不同沈下の有無を確認し、どちらかにチェックする		傾斜 天端下 8/1,000 / 天端下 15/1,000	傾斜 天端下 8/1,000 / 天端下 15/1,000	傾斜 天端下 8/1,000 / 天端下 15/1,000					
合計 オ		※1	※2	※3	※4	※5	※6	※7	※8

小数点以下第1位を切り上げる

特記事項

Copyright © 2019 被災者生活再建支援研究会 All rights reserved.

地震被害／木造・プレハブ用（内閣府指針準拠）

住家被害調査票 <その2>

木造２次　3-1 地震動補助票 1

⑦ 基礎 外力等

外周基礎長さ (ア)	損傷基礎長さ (イ)	損傷点数 (イ)÷(ア)×10点
m	m	小数点第1位を四捨五入 7.5点以上で後述→※10
		点

※10　7.5 点以上の場合は調査率 75%以上となるため、次の建物調査票以降にチェックして調査を終了する。

⑧ 基礎等 ※11

	主要階	その他階	計
屋根	(1)	(2)	1.0
床	(3)	(4)	1.0

※11　基礎の損傷割合が次の算出に、屋根損傷割合が第一次判算出に使用する。

主要階

⑨ 屋根 15点	座標率	~10%	~20%	~40%	~60%	~80%	~100%	計	
	無被害	0	0	0	0	0	0		
	程度Ⅰ	0	0	1	1	1	2		
	程度Ⅱ	0	1	2	2	3	4	計×(1)	
	程度Ⅲ	1	2	3	5	6	8	M	
	程度Ⅳ	1	2	5	7	9	11		
	程度Ⅴ	2	3	6	9	12	15	点／15点	

⑩ 外壁 10点	座標率	~10%	~20%	~40%	~60%	~80%	~100%	計	
	無被害	0	0	0	0	0	0		
	程度Ⅰ	0	0	0	1	1	1		
	程度Ⅱ	0	1	1	2	2	3	計×(3)	
	程度Ⅲ	1	1	2	3	4	5	M	
	程度Ⅳ	1	2	3	5	6	8		
	程度Ⅴ	1	2	4	6	8	10	点／10点	

⑪ 柱（または耐力壁） 15点	本数率	~10%	~20%	~40%	~60%	~80%	~100%	計	
	無被害	0	0	0	0	0	0		
	程度Ⅰ	0	0	1	1	1	2		
	程度Ⅱ	0	1	2	2	3	4	計×(3)	
	程度Ⅲ	1	2	3	5	6	8	M	
	程度Ⅳ	1	2	5	7	9	11		
	程度Ⅴ	2	3	6	9	12	15	点／15点	

⑫ 天井 5点	座標率	~10%	~20%	~40%	~60%	~80%	~100%	計	
	無被害	0	0	0	0	0	0		
	程度Ⅰ	0	0	0	0	0	1		
	程度Ⅱ	0	0	1	1	1	1	計×(3)	
	程度Ⅲ	0	1	1	2	2	3	M	
	程度Ⅳ	0	1	2	2	3	4		
	程度Ⅴ	1	1	2	3	4	5	点／5点	

⑬ 内壁 10点	座標率	~10%	~20%	~40%	~60%	~80%	~100%	計	
	無被害	0	0	0	0	0	0		
	程度Ⅰ	0	0	0	1	1	1		
	程度Ⅱ	0	1	1	2	2	3	計×(3)	
	程度Ⅲ	1	1	2	3	4	5	M	
	程度Ⅳ	1	2	3	5	6	8		
	程度Ⅴ	1	2	4	6	8	10	点／10点	

⑭ 建具 15点	枚数率	~10%	~20%	~40%	~60%	~80%	~100%	計	
	無被害	0	0	0	0	0	0		
	程度Ⅰ	0	0	1	1	1	2		
	程度Ⅱ	0	1	2	2	3	4	計×(3)	
	程度Ⅲ	1	2	3	5	6	8	M	
	程度Ⅳ	1	2	5	7	9	11		
	程度Ⅴ	2	3	6	9	12	15	点／15点	

⑮ 床（間段含む） 10点	座積率	~10%	~20%	~40%	~60%	~80%	~100%	計	
	無被害	0	0	0	0	0	0		
	程度Ⅰ	0	0	0	1	1	1		
	程度Ⅱ	0	1	1	2	2	3	計×(3)	
	程度Ⅲ	1	1	2	3	4	5	M	
	程度Ⅳ	1	2	3	5	6	8		
	程度Ⅴ	1	2	4	6	8	10	点／10点	

その他階

⑨ 屋根 15点	座積率	~10%	~20%	~40%	~60%	~80%	~100%	計	
	無被害	0	0	0	0	0	0		
	程度Ⅰ	0	0	1	1	1	2		
	程度Ⅱ	0	1	2	2	3	4	計×(2)	
	程度Ⅲ	1	2	3	5	6	8	S	
	程度Ⅳ	1	2	5	7	9	11		
	程度Ⅴ	2	3	6	9	12	15	点／15点	

⑩ 外壁 10点	座積率	~10%	~20%	~40%	~60%	~80%	~100%	計	
	無被害	0	0	0	0	0	0		
	程度Ⅰ	0	0	0	1	1	1		
	程度Ⅱ	0	1	1	2	2	3	計×(4)	
	程度Ⅲ	1	1	2	3	4	5	S	
	程度Ⅳ	1	2	3	5	6	8		
	程度Ⅴ	1	2	4	6	8	10	点／10点	

⑪ 柱（または耐力壁） 15点	本数率	~10%	~20%	~40%	~60%	~80%	~100%	計	
	無被害	0	0	0	0	0	0		
	程度Ⅰ	0	0	1	1	1	2		
	程度Ⅱ	0	1	2	2	3	4	計×(4)	
	程度Ⅲ	1	2	3	5	6	8	S	
	程度Ⅳ	1	2	5	7	9	11		
	程度Ⅴ	2	3	6	9	12	15	点／15点	

⑫ 天井 5点	座積率	~10%	~20%	~40%	~60%	~80%	~100%	計	
	無被害	0	0	0	0	0	0		
	程度Ⅰ	0	0	0	0	0	1		
	程度Ⅱ	0	0	1	1	1	1	計×(4)	
	程度Ⅲ	0	1	1	2	2	3	S	
	程度Ⅳ	0	1	2	2	3	4		
	程度Ⅴ	1	1	2	3	4	5	点／5点	

⑬ 内壁 10点	座積率	~10%	~20%	~40%	~60%	~80%	~100%	計	
	無被害	0	0	0	0	0	0		
	程度Ⅰ	0	0	0	1	1	1		
	程度Ⅱ	0	1	1	2	2	3	計×(4)	
	程度Ⅲ	1	1	2	3	4	5	S	
	程度Ⅳ	1	2	3	5	6	8		
	程度Ⅴ	1	2	4	6	8	10	点／10点	

⑭ 建具 15点	枚数率	~10%	~20%	~40%	~60%	~80%	~100%	計	
	無被害	0	0	0	0	0	0		
	程度Ⅰ	0	0	1	1	1	2		
	程度Ⅱ	0	1	2	2	3	4	計×(4)	
	程度Ⅲ	1	2	3	5	6	8	S	
	程度Ⅳ	1	2	5	7	9	11		
	程度Ⅴ	2	3	6	9	12	15	点／15点	

⑮ 床（間段含む） 10点	座積率	~10%	~20%	~40%	~60%	~80%	~100%	計	
	無被害	0	0	0	0	0	0		
	程度Ⅰ	0	0	0	1	1	1		
	程度Ⅱ	0	1	1	2	2	3	計×(4)	
	程度Ⅲ	1	1	2	3	4	5	S	
	程度Ⅳ	1	2	3	5	6	8		
	程度Ⅴ	1	2	4	6	8	10	点／10点	

⑯ 設備 10点

	範囲	損傷の状況	点	計
浴室（3点以内）	主要階 その他階	1点，配管のズレ等 2点，パスタブの割れ等 3点，再使用が不可能		
台所（3点以内）	主要階 その他階	1点，配管のズレ等 2点，再使用は可能だが大きく破損 3点，再使用が不可能		
その他（浄化槽の水回り、ベランダ等 4点以内）	主要階			主要階 M 点
	その他階			その他階 S 点

Copyright © 2018 被災者生活再建支援研究会 All rights reserved.

3-2 地震動補助票 2

被害状況記入欄 （ヒアリング内容や判断根拠を記入）

⑥ 傾斜	120cmの下振りを使用し、原則として一間当分の外観又は柱の四隅を計測し、単純平均する（小数点は以下第2位で四捨五入して記入）	（ cm + cm + cm + cm ）÷ 箇所 = cm
⑦ 基礎		⑬ 内壁
⑨ 屋根		⑭ 建具
⑩ 外壁		⑮ 床（間段含む）
⑪ 柱（または耐力壁）		⑯ 設備
⑫ 天井		その他

柱と建具の比率算定シート （損傷度別の柱本数や建具枚数を下表に「正」の字で記入して、本数率や枚数率を算定する）

柱	損傷程度	主要階 柱の本数 (ア)	主要階 本数率 (ア)/(イ)×100%	その他階 柱の本数 (ウ)	その他階 本数率 (ウ)/(エ)×100%
	無被害	正		正	
	程度Ⅰ	正		正	
	程度Ⅱ	正		正	
	程度Ⅲ	正		正	
	程度Ⅳ	正		正	
	程度Ⅴ	正		正	
	合計	(イ)		(エ)	

この数値を元にして、⑪へ記入する

建具	損傷程度	主要階 建具の枚数 (オ)	主要階 枚数率 (オ)/(カ)×100%	その他階 建具の枚数 (キ)	その他階 枚数率 (キ)/(ク)×100%
	無被害	正		正	
	程度Ⅰ	正		正	
	程度Ⅱ	正		正	
	程度Ⅲ	正		正	
	程度Ⅳ	正		正	
	程度Ⅴ	正		正	
	合計	(カ)		(ク)	

この数値を元にして、⑭へ記入する

図面等記入欄

Ver.2105-1

Copyright © 2018 被災者生活再建支援研究会 All rights reserved.

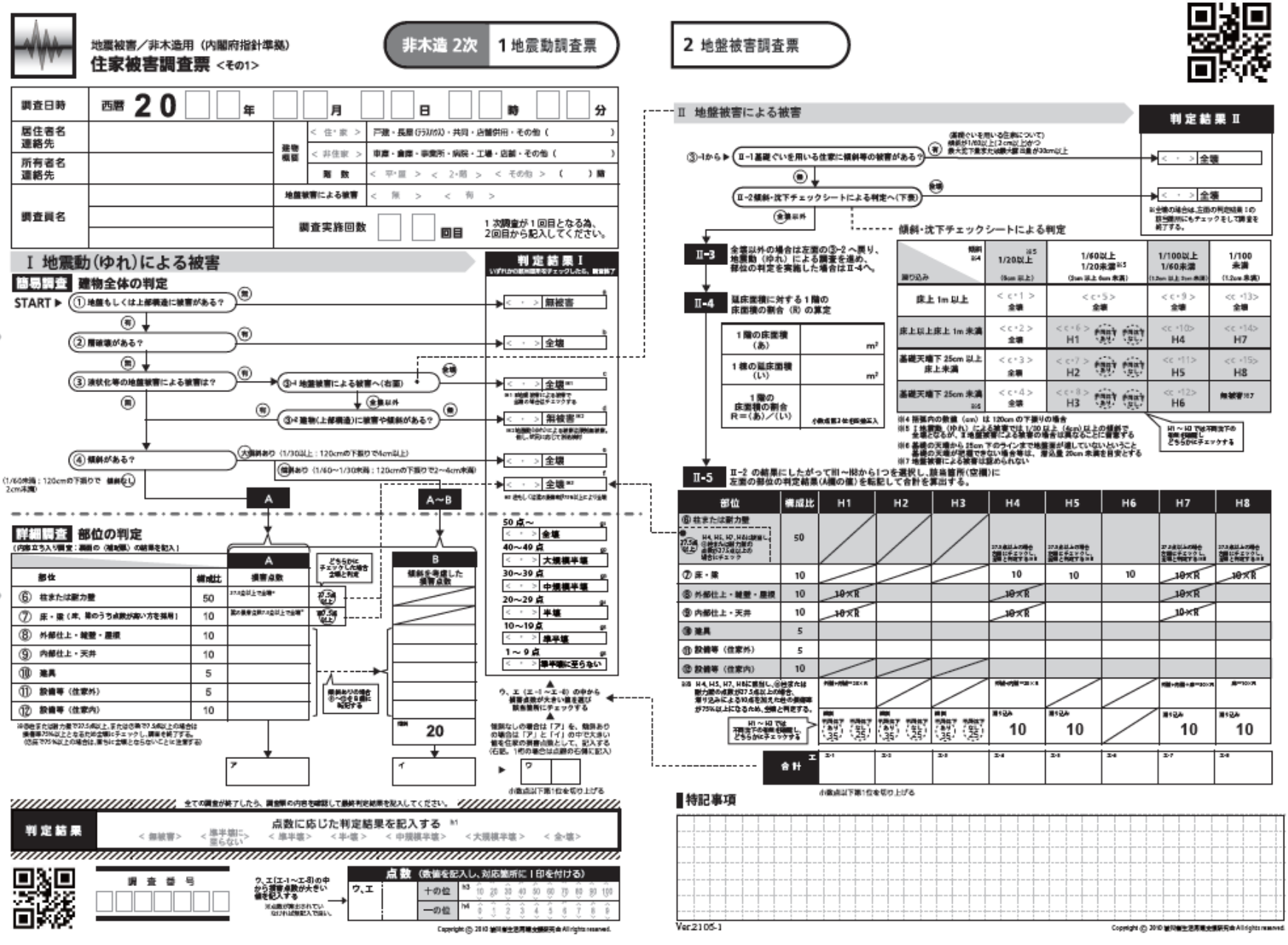
地震被害／非木造用（内閣府指針準拠）
住家被害調査票 <その1>
非木造 2次
1 地震動調査票
2 地盤被害調査票
調査日時
西暦 20 年 月 日 時 分
居住者名
連絡先
所有者名
連絡先
調査員名
建物概要
＜ 住・家 ＞ 戸建・長屋（行以内）・共同・店舗併用・その他（ ）
＜ 非住家 ＞ 車庫・倉庫・事業所・病院・工場・店舗・その他（ ）
階 数 ＜ 平屋 ＞ ＜ 2階 ＞ ＜ その他 ＞ （ ）階
地盤被害による被害 ＜ 無 ＞ ＜ 有 ＞
調査実施回数 回目
1 次調査が 1 回目となる為、2回目から記入してください。
Ⅰ 地震動（ゆれ）による被害
判定結果Ⅰ
簡易調査 建物全体の判定
START ▶
① 地盤もしくは上部構造に被害がある？
② 層破壊がある？
③ 流状化等の地盤被害による被害は？
③-1 地盤被害による被害へ（右面）
③-2 建物（上部構造）に被害や傾斜がある？
④ 傾斜がある？
大傾斜あり（1/30以上：120cmの下振りで4cm以上）
傾斜あり（1/60～1/30未満：120cmの下振りで2～4cm未満）
（1/60未満：120cmの下振りで 傾斜なし 2cm未満）
＜ 無被害 ＞
＜ 全壊 ＞
＜ 全壊 ＞
＜ 解被害 ＞
＜ 全壊 ＞
＜ 全壊 ＞
A
A～B
詳細調査 部位の判定
（内閣立ち入り調査：調査の〈補助票〉の結果を記入）
部位
構成比
A 損害点数
B 傾斜を考慮した損害点数
どちらかにチェックした場合を全壊と判定
⑥ 柱または耐力壁 50
⑦ 床・梁（床、梁のうち点数が高い方を採用） 10
⑧ 外部仕上・雑壁・屋根 10
⑨ 内部仕上・天井 10
⑩ 造具 5
⑪ 設備等（住家外） 5
⑫ 設備等（住家内） 10
傾斜ありの場合は○印を必ず記入
傾斜 20
ア
イ
50点～ ＜ 全壊 ＞
40～49点 ＜ 大規模半壊 ＞
30～39点 ＜ 中規模半壊 ＞
20～29点 ＜ 半壊 ＞
10～19点 ＜ 準半壊 ＞
1～9点 ＜ 準半壊に至らない ＞
ウ、エ（エ-1～エ-8）の中から構造点数が大きい値を選び該当箇所にチェックする
傾斜なしの場合は「ア」を、傾斜ありの場合は「ア」と「イ」の中で大きい値を住家の損害点数として、記入する（右記。1階の場合は点線の右側に記入）
ワ
小数点以下1位を切り上げる
全ての調査が終了したら、調査票の内容を確認して最終判定結果を記入してください。
判定結果
＜ 無被害 ＞ ＜ 準半壊に至らない ＞ ＜ 準半壊 ＞ ＜ 半壊 ＞ ＜ 中規模半壊 ＞ ＜ 大規模半壊 ＞ ＜ 全壊 ＞
点数に応じた判定結果を記入する ※1
調査番号
ウ、エ（エ-1～エ-8）の中から損害点数が大きい値を記入する
※小数が表示されている場合は切り捨てた値を記入。
点数（数値を記入し、対応箇所に1印を付ける）
ウ、エ
十の位 h3 10 20 30 40 50 60 70 80 90 100
一の位 h4 0 1 2 3 4 5 6 7 8 9
Copyright © 2010 地同被害調査調査研究会 All rights reserved.
Ⅱ 地盤被害による被害
判定結果Ⅱ
③-1から▶ Ⅱ-1 基礎ぐいを用いる住家に傾斜等の被害がある？
（基礎ぐいを用いる住家について）傾斜が1/60以上（2cm以上かつ最大沈下量または最大傾斜量が33cm以上）
Ⅱ-2 傾斜・沈下チェックシートによる判定へ（下表）
＜ ・ ＞ 全壊
＜ ・ ＞ 全壊
※全壊の場合は、左側の判定結果Ⅰの該当箇所にもチェックをして調査を終了する。
傾斜・沈下チェックシートによる判定
Ⅱ-3 全壊以外の場合は左面の③-2へ戻り、地震動（ゆれ）による調査を進め、部位の判定を実施した場合はⅡ-4へ。
Ⅱ-4 延床面積に対する1階の床面積の割合（R）の算定
1階の床面積（あ） m²
1棟の延床面積（い） m²
1階の床面積の割合 R＝（あ）／（い） 小数点第2位を四捨五入
傾斜 ※4 / 沈下 ※5
1/20以上（6cm以上）
1/60以上 1/20未満 ※5（2cm以上 6cm未満）
1/100以上 1/60未満（1.2cm以上 2cm未満）
1/100未満（1.2cm未満）
床上 1m 以上
床上1m以上床上 1m 未満
基礎天端下 25cm 以上床上未満
基礎天端下 25cm 未満 ※6
＜ c・1 ＞ 全壊
＜ c・2 ＞ 全壊
＜ c・3 ＞ 全壊
＜ c・4 ＞ 全壊
＜ c・5 ＞ 全壊
＜ c・6 ＞ H1
＜ c・7 ＞ H2
＜ c・8 ＞ H3
＜ c・9 ＞ 全壊
＜c・10＞ H4
＜c・11＞ H5
＜c・12＞ H6
＜c・13＞ 全壊
＜c・14＞ H7
＜c・15＞ H8
無被害 ※7
H1～H8 では不同沈下の影響 ※8 確認とどちらかにチェックする
※4 括弧内の数値（cm）は 120cm の下振りの場合
※5 1地震動（ゆれ）による結果では 1/20 以上（6cm）以上の傾斜で全壊となるが、2地盤被害による被害の場合は異なることに留意する
※6 基礎の天端から 25cm 下のラインまで地盤面が連続していないということ
基礎の天端が把握できない場合等は、掘込量 20cm 未満を目安とする
※7 地盤被害による被害は認められない
Ⅱ-5 Ⅱ-2 の結果にしたがって H1～H8 から1つを選択し、該当箇所（空欄）に左面の部位の判定結果（A欄の値）を転記して合計を算出する。
部位 構成比 H1 H2 H3 H4 H5 H6 H7 H8
⑥ 柱または耐力壁 50
H4, H5, H7, H8 に該当し、⑥柱または耐力壁の損害が27.5点以上の場合に損害点数を考慮する ※3
⑦ 床・梁 10
⑧ 外部仕上・雑壁・屋根 10
⑨ 内部仕上・天井 10
⑩ 造具 5
⑪ 設備等（住家外） 5
⑫ 設備等（住家内） 10
27.5点以上 ※2
10×R
H1～H7 では不同沈下の影響 ※8 確認とどちらかにチェックする
損傷 内側×内側×35×R 内側×内側×25×R
損傷 内側×内側×35×R 内側×内側×25×R
損傷 内側×内側×35×R 内側×内側×25×R
内側×内側×35×R
内側×内側×25×R
内側×内側×35×R
内側×内側×25×R
10
10
10
10
合計 エ
※2 H4, H5, H7, H8に該当し、⑥柱または耐力壁の損害が27.5点以上の場合、取り込みによる10点を加えた柱の損傷率が75%以上になるため、全壊と判定する。
小数点以下1位を切り上げる
特記事項
Ver.2105-1
Copyright © 2010 地同被害調査調査研究会 All rights reserved.

地震被害／非木造用（内閣府指針準拠）

住家被害調査票 <その2>

非木造 2次　3-1 地震動補助票 1

⑤ 構造の種類※1	鉄骨造	鉄筋コンクリート造
	< ・ > 柱（本数で判定） ▼ 柱が見えない場合 < ・ > 耐力壁（ブレース数で判定） ▼ 耐力壁が見えない場合 < ・ > 外部仕上げ（面積で判定）	<ラーメン構造の場合> < ・ > 柱（本数で判定） <壁式構造の場合> < ・ > 耐力壁（面積で判定）

※1 5つのチェック箇所のうち、必ず1つをチェックする。

本数率は柱と建具の比率算定シートを用いて求める

⑥ 柱（※2）50点	本数率	~10%	~20%	~40%	~60%	~80%	~100%	計
	無被害	0	0	0	0	0	0	
	程度Ⅰ	1	1	2	3	4	5	
	程度Ⅱ	1	3	5	8	10	13	
	程度Ⅲ	3	5	10	15	20	25	
	程度Ⅳ	4	8	15	23	30	36	
	程度Ⅴ	5	10	20	30	40	50	点／50点

⑧ 外部仕上・建具（※2）10点	面積率	~10%	~20%	~40%	~60%	~80%	~100%	計
	無被害	0	0	0	0	0	0	
	程度Ⅰ	0	0	0	1	1	1	
	程度Ⅱ	0	1	1	2	2	3	
	程度Ⅲ	1	1	2	3	4	5	
	程度Ⅳ	1	2	3	5	6	8	
	程度Ⅴ	1	2	4	6	8	10	点／10点

⑦ 床 10点	面積率	~10%	~20%	~40%	~60%	~80%	~100%	計
	無被害	0	0	0	0	0	0	
	程度Ⅰ	0	0	0	1	1	1	
	程度Ⅱ	0	1	1	2	2	3	
	程度Ⅲ	1	1	2	3	4	5	
	程度Ⅳ	1	2	3	5	6	8	
	程度Ⅴ	1	2	4	6	8	10	点／10点

⑨ 内部仕上・天井 10点	面積率	~10%	~20%	~40%	~60%	~80%	~100%	計
	無被害	0	0	0	0	0	0	
	程度Ⅰ	0	0	0	1	1	1	
	程度Ⅱ	0	1	1	2	2	3	
	程度Ⅲ	1	1	2	3	4	5	
	程度Ⅳ	1	2	3	5	6	8	
	程度Ⅴ	1	2	4	6	8	10	点／10点

⑦床・壁の損害点数を比較し、大きい点数を⑦床・壁の損害点数とする

⑦ 壁 10点	面積率	~10%	~20%	~40%	~60%	~80%	~100%	計
	無被害	0	0	0	0	0	0	
	程度Ⅰ	0	0	0	1	1	1	
	程度Ⅱ	0	1	1	2	2	3	
	程度Ⅲ	1	1	2	3	4	5	
	程度Ⅳ	1	2	3	5	6	8	
	程度Ⅴ	1	2	4	6	8	10	点／10点

枚数率は柱と建具の比率算定シートを用いて求める

⑯ 建具 5点	枚数率	~10%	~20%	~40%	~60%	~80%	~100%	計
	無被害	0	0	0	0	0	0	
	程度Ⅰ	0	0	0	0	0	1	
	程度Ⅱ	0	0	1	1	1	1	
	程度Ⅲ	0	1	2	2	2	3	
	程度Ⅳ	0	1	2	2	3	4	
	程度Ⅴ	1	1	2	3	4	5	点／5点

⑪ 設備等（住家外）5点	箇所	損傷の状況	計
	高架水槽・受水槽		最大5点
	外部階段		
	その他		点／5点

⑫ 設備等（住家内）10点	箇所	損傷の状況	計
	浴室（3点以内）	1点：配管のズレ等　2点：パスタブの割れ等　3点：再使用が不可能	最大10点
	台所（3点以内）	1点：配管のズレ等　2点：再使用は可能だが大きく破損　3点：再使用が不可能	
	その他（4点以内）		点／10点

柱と建具の比率算定シート（損傷度別の柱本数や建具枚数を下表に「正」の字で記入して、本数率や枚数率を算定する）

柱	損傷程度	柱の本数（本）（ア）	本数率（ア）/（イ）×100%
	無被害	正 正 正 正 正 正 正 正	
	程度Ⅰ	正 正 正 正 正 正 正 正	
	程度Ⅱ	正 正 正 正 正 正 正 正	
	程度Ⅲ	正 正 正 正 正 正 正 正	
	程度Ⅳ	正 正 正 正 正 正 正 正	
	程度Ⅴ	正 正 正 正 正 正 正 正	
	合計	（イ）	

この数値を元にして、⑥へ記入する

建具	損傷程度	建具の枚数（枚）（ウ）	枚数率（ウ）/（エ）×100%
	無被害	正 正 正 正 正 正 正 正	
	程度Ⅰ	正 正 正 正 正 正 正 正	
	程度Ⅱ	正 正 正 正 正 正 正 正	
	程度Ⅲ	正 正 正 正 正 正 正 正	
	程度Ⅳ	正 正 正 正 正 正 正 正	
	程度Ⅴ	正 正 正 正 正 正 正 正	
	合計	（エ）	

この数値を元にして、⑯へ記入する

Copyright © 2010 地同福生活再建支援研究会 All rights reserved.

3-2 地震動補助票 2

被害状況記入欄（ヒアリング内容や判断根拠を記入）

④ 傾斜	120cmの下振りを使用し、瞬間として一階部分の外壁又は柱の四隅を計測し、単純平均する（小数点以下第2位で四捨五入して記入）	（ ＿＿cm ＋ ＿＿cm ＋ ＿＿cm ＋ ＿＿cm ）÷ ＿＿箇所 ＝ ＿＿cm	
⑥ 柱（または耐力壁）		⑧-3 面積	
⑦-1 床		⑨-1 内部仕上	
⑦-2 壁		⑨-2 天井	
⑧-1 外部仕上		⑩ 建具	
⑧-2 雑壁		⑪⑫ 設備	
その他			

図面等記入欄

Ver.2105-1

Copyright © 2010 地同福生活再建支援研究会 All rights reserved.

水害被害 ／木造・プレハブ用（内閣府指針準拠）

住家被害調査票 <その1>

調査日時	西暦 20□□年□□月□□日□□時□□分			
居住者名 連絡先		建物概要	〈 住・空 〉	戸建・長屋（ﾀﾜｰﾏﾝｼｮﾝ）・共同・店舗併用　・その他（　　）
			〈 非住家 〉	倉庫・倉庫・事業所・病院・工場・店舗・その他（　　）
所有者名 連絡先			階数	〈 平・屋 〉　〈 2-階 〉　〈 その他 〉（　　）階
調査員名		調査に関する備考	浸水被害	〈 床下 〉地盤面より（　　）cm　〈 床上 〉床上（　　）cm 〈 浸水なし 〉　〈 その他 〉（　　）
			外力損傷	〈 無 〉　〈 有 〉
			地盤被害による被害	〈 無 〉　〈 有 〉
物件所在地	※集合住宅の場合は、住所等は不明でも建物名・アパート名・部屋番号を必ず記入する			

Copyright© NTTインフラネット株式会社All Rights Reserved.

判定結果	浸水被害区分 ※	被害認定区分 ※
	〈 浸水なし 〉〈 床下浸水 〉〈 床上浸水 〉	〈 無被害 〉〈 一部損壊（準半壊に至らない） 〉〈 半・壊 〉〈 中規模半壊 〉〈 大規模半壊 〉〈 全・壊 〉

調査番号 □□□□□□□

「判定に至らない」場合は浸水被害区分を記入の上、右欄に記入する　〈　　〉判定に至らない

Copyright©2013 [illegible] All rights reserved.

図面等記入欄

VER 2105-1

メッシュ番号：533　　災害ID：132070006　R3真板テスト

地図中心住所：東京都昭島市田中町1-17-1

Copyright©2013 [illegible] All rights reserved.

水害被害 ／木造・プレハブ用（内閣府指針準拠）

住家被害調査票 〈その2〉

木造1次 | **3-1 水害調査票**

3-2 地盤被害調査票
（第1次調査準拠）

Ⅰ 浸水による被害

建物全体の判定 （外観目視調査）

START ▶

① 住家に浸水や地盤被害による被害がある？ ◉
- ◉ → 無被害 a
- ◉ → ②へ

② 屋根頂、住家全部の流失がある？ ◉
- ◉（住家全部、又は、住家の一棟の棟が全壊損・流失している） → 全壊 b
- ◉以外 → ③へ

③ 地盤被害もしくは土砂等の堆積がある？ ◉
- ◉ → ③-1 Ⅱ地盤被害による被害へ（右図） → 全壊 c
  ※右図のⅡ地盤被害による被害で全壊の場合はチェックする。
- ◉以外 → ④へ

④ 戸建ての1～2階建てに該当する？
- 該当しない → ⑤-3 浸水深による判定対象外へ
- 該当する → ⑤へ

「外力による一定以上の損傷」は、右図の損傷の例示を参考に判断する

⑤ 外壁・建具に外力による一定以上の損傷がある？
（外壁および建具に、損害程度50%以上の損傷がそれぞれ1箇所以上発生）
- ◉ → ⑤-1 浸水深による判定Aへ
- ◉以外 → ⑤-2 浸水深による判定Bへ

浸水深による判定

⑤-1 浸水深による判定A
（浸水深は原則として最も深い部分で測定※）

浸水深	住家の損害割合	判定結果
床上1.8m以上の浸水 または 住家流失	50%以上	全壊
床上1m以上1.8m未満の浸水	40%以上	大規模半壊
床上0.5m以上1.0m未満の浸水	30%以上	中規模半壊
床上0.5m未満の浸水	20%以上	半壊
床下浸水	10%未満	準半壊に至らない

※具体的な方法は、各自治体の方針を確認してください。

⑤-2 浸水深による判定B
（浸水深は原則として最も深い部分で測定※）

浸水深	住家の損害割合	判定結果
床下浸水以外	－	判定に至らない
床下浸水	10%未満	準半壊に至らない

※具体的な方法は、各自治体の方針を確認してください。

⑤-3 浸水深による判定対象外

判定結果
判定に至らない

⑦ 判定結果の比較
下表に基づき浸水深による判定と地盤被害による判定から、最終的な判定結果を決定する。

Ⅰ-⑤ 浸水深による判定	Ⅱ 地盤被害による判定※		最終的な判定結果
全壊・大規模半壊・中規模半壊・半壊・準半壊に至らない	大規模半壊・半壊・無被害	→	Ⅰ-⑤ 浸水深による判定と Ⅱ 地盤被害による判定のうち、結果の大きい方を採用する
判定に至らない	大規模半壊・半壊	→	Ⅱ地盤被害による判定を採用する
	無被害	→	判定に至らない

※Ⅱ地盤被害による判定で「全壊」と判断された場合、③-1 で「全壊」にチェックし、調査を終了する。

判定結果Ⅰ
いずれかの該当箇所をチェックしたら、調査終了

- a 無被害
- b 全壊
- c 全壊
- ⑤-1 浸水深による判定Aへ → 全壊 / 大規模半壊 / 中規模半壊 / 半壊 / 準半壊に至らない
- ⑤-2 浸水深による判定Bへ → 全壊 / 大規模半壊 / 中規模半壊 / 半壊 / 準半壊に至らない / 判定に至らない
  ※第2次調査を実施する

▲ ▲ 最終的な判定結果を記入する。 ▲ ▲

Ⅱ 地盤被害による被害

②-1 から▶

Ⅱ-1 住家全部のずり落ちがある？ ◉
- ◉ → 全壊

Ⅱ-2 基礎の破壊と建下地盤の流出・陥没がある？ ◉
- ◉（基礎のいずれかの辺が全壊被害、かつ基礎直下の地盤が流出・陥没） → 全壊

Ⅱ-3 住家建下を横断・接触する地盤面の亀裂がある？ ◉
- ◉ → 全壊

Ⅱ-4 土砂堆積・傾斜チェックシートによる判定へ（下表）

土砂堆積・傾斜チェックシート

不同沈下を伴う傾斜※6 / 盛り込み・土砂等の堆積※7	1/20以上 (6cm以上)	1/60以上 1/20未満 (2cm以上 6cm未満)	1/100以上 1/60未満 (1.2cm以上 2cm未満)	1/100未満 (1.2cm未満)
床上1m以上	全壊	全壊	全壊	全壊
床上以上床上1m未満	全壊	大規模半壊	大規模半壊	大規模半壊
基礎天端下25cm以上床上未満	全壊	大規模半壊	半壊	半壊
基礎天端下25cm未満※8	全壊	大規模半壊	半壊	無被害※9

※6 括弧内の数値(cm)は 120cmの下振りの場合
※7 土砂等が住家及びその原因に一体に堆積している場合は、堆積した土砂等により上昇した面を地盤面として取り扱う
※8 基礎の天端から25cm下のラインまで地盤面が達していないということ
※9 地盤被害による被害は認められない

建物の傾斜判定シート

120cmの下振りを使用し、原則として、
一階部分の外壁又は柱の四隅を計測して単純平均する。

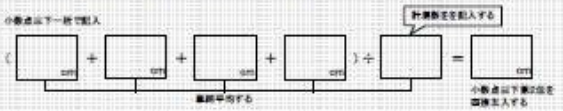

判定結果Ⅱ

- 全壊
- 全壊
- 全壊
- 全壊 ※10
- 大規模半壊 ※11
- 半壊 ※12
- 無被害 ※14

※全壊の場合は、左図の判定結果Ⅰの該当箇所にもチェックをして調査を終了する。
全壊以外の場合は、左図③-1へ戻り調査を継続する。

外力による一定以上の損傷とは

津波、越流、堤防決壊等水流や波浪、瓦礫等の外力が作用することによる損傷で、下記に例示する損傷程度50%～100%（程度Ⅲ～Ⅴ）の損傷（浸水による損傷を除く）

損傷程度	程度	損傷の例示 外壁	損傷の例示 建具（サッシ・ガラス・ドア）
50%	Ⅲ	【モルタル塗り仕上等】仕上材が脱落している。 【ボード】同地都に著しいずれ、面材釘打着の部分的浮き上がり、ボード隅角着の破損が生じている。	【木製サッシ】破損し、開閉が不能になっている。 【アルミサッシ】ガラスが破損している。
75%	Ⅳ	【モルタル塗り仕上等】仕上材が脱落しており、下地材にひび割れが生じている。 【ボード】釘の浮き上がり、ボードの脱落が見られる。	【木製サッシ】可動部の破損に加え、かまちに一部欠損、ひび割れが見られる。 【アルミサッシ】可動部が全壊しており、枠の一部に変形が見られる。
100%	Ⅴ	【共通】・全ての仕上材が脱落している ・下地材に破損が生じている	【木製サッシ、木製建具】破壊されている。 【アルミサッシ】枠ごとはずれて破壊されている。 【アルミドア、木製ドア】破壊されている。

Copyright©2019 被災者生活再建支援研究会 All rights reserved.

VER. 2105-1

Copyright©2019 被災者生活再建支援研究会 All rights reserved.

水害被害 ／非木造用（内閣府指針準拠）

住家被害調査票 <その1>

非木造 1 全体概要

調査日時	西暦 20□□年 □□月 □□日 □□時 □□分			
居住者名 連絡先		建物概要	〈 自宅 〉	戸建・長屋（マンション）・共同・店舗併用・その他（ ）
			〈 非住家 〉	倉庫・車庫・事業所・病院・工場・店舗・その他（ ）
所有者名 連絡先			階数	〈 平屋 〉〈 2階 〉〈 その他 〉（ ）階
調査員名		調査に関する事項	浸水被害	〈 床下 〉地盤面より（ ）cm 〈 床上 〉床上（ ）cm 〈 浸水なし 〉〈 その他 〉（ ）
			外力種類	〈 他 〉〈 有 〉
			地盤被害による被害	〈 他 〉〈 有 〉
		調査実施回数 □□回目		
物件所在地	※集合住宅の場合は、住所等は不明でも建物名・アパート名・部屋番号を必ず記入する			

Copyright© NTTインフラネット株式会社All Rights Reserved.

判定結果	浸水被害区分 ※4	被害認定区分 ※2
	〈 浸水なし 〉〈 床下浸水 〉〈 床上浸水 〉	〈 無被害 〉〈 準半壊に至らない 〉〈 準半壊 〉〈 半壊 〉〈 中規模半壊 〉〈 大規模半壊 〉〈 全壊 〉

すべての調査が終了したら、調査員の内容を確認して最終判定結果を記入して下さい。

調査番号 □□□□□□

算定の過程合計数の値を記入する。
※合計が算出されていなければ記入不要

点数（数値を記入し、対応箇所に「印を付ける）			
ウ		十の位	※ 10 20 30 40 50 60 70 80 90 100
		一の位	※ 0 1 2 3 4 5 6 7 8 9

Copyright©2013 [redacted] All rights reserved.

2 地盤被害調査票
（第1次調査準拠）

Ⅱ 地盤被害による被害

土砂堆積・傾斜チェックシート

不同沈下を伴う傾斜 ※1 塗り込み・土砂等の堆積 ※2	1/20以上	1/60以上 1/20未満	1/100以上 1/60未満	1/100未満
床上1m 以上	〈 □-□ 〉 全壊	〈 □-□ 〉 全壊	〈 □-□ 〉 全壊	〈 □-□ 〉 全壊
床上1m以上床上1m未満	〈 □-□ 〉 全壊	〈 □-□ 〉 大規模半壊	〈 □-□ 〉 大規模半壊	〈 □-□ 〉 大規模半壊
基礎天端下25cm以上床上1m未満	〈 □-□ 〉 全壊	〈 □-□ 〉 大規模半壊	〈 □-□ 〉 半壊	〈 □-□ 〉 半壊
基礎天端下25cm未満 ※3	〈 □-□ 〉 全壊	〈 □-□ 〉 大規模半壊	〈 □-□ 〉 半壊	無被害 ※4

※1 括弧内の数値（1cm以上120cm以下）の傾きの場合
※2 土砂等が被害及びその周辺に一様に堆積している場合は、堆積した土砂等により見た目を地盤面として取り扱う
※3 基礎の天端から25cm下のラインまで地盤面が達していないということ
基礎の天端が判読できない場合等は、原則最大30cm未満を目安とする
※4 地盤被害による被害は認められない

判定結果 Ⅱ

- 〈 ・ 〉全壊 ※0
- 〈 ・ 〉大規模半壊 ※1
- 〈 ・ 〉半壊 ※2
- 〈 ・ 〉無被害 ※4

※半壊以上の場合は、裏面の判定結果Ⅰの該当箇所にもチェックをして調査を終了する。
無被害の場合は、裏面②-1へ戻り調査を継続する。

図面等記入欄

VER 2105-1

メッシュ番号：533　　災害ID：132070006　R3真板テスト
地図中心住所：東京都昭島市田中町1-17-1

Copyright©2013 [redacted] All rights reserved.

水害被害／非木造用（内閣府指針準拠）

住家被害調査票 <その2>

非木造 3-1 詳細調査票

Ⅰ 浸水による被害

STEP 1 建物全体の判定（外観目視調査）

START ▶

① 住家に浸水や地盤被害による被害がある？
- （有）→ ② 屋被害、住家全部の流失がある？
  - （有）（住家全部、又は、住家の一部の階が全部損害・流失している） → 全壊
  - （無）→ ③ 地盤被害もしくは土砂等の堆積がある？
    - （有）→ ③−1 Ⅱ地盤被害による被害へ（参照）
      - 参照（右図）の土砂堆積・傾斜チェックシートで判断
      - 無 → 大規模半壊
      - 半 → 半壊
    - （無）→ ④ 基礎ぐいを用いる住家に傾斜等の被害がある？
      - （有）（基礎ぐいを用いる住家について傾斜が1/60以上（2cm以上）かつ最大沈下量または最大隆出量が50cm以上） → 全壊
      - （無）→ ⑤ 傾斜がある？
        - 大傾斜あり（1/20以上：120cmの下限りで4cm以上） → 全壊
        - 傾斜あり（1/60～1/20未満：120cmの下限りで2～4cm未満） → 全壊
        - （1/60未満：120cmの下限りで2cm未満） 傾斜なし → A

判定結果Ⅰ（いずれかの該当箇所をチェックしたら、判定終了）

- 無被害
- 全壊
- 全壊
- 大規模半壊
- 半壊
- 全壊
- 全壊
- 全壊

※4 表層の土砂堆積等による被害で半壊以上の場合は参照右図にチェックする。

※5 床もしくは基礎の被害が75%以上により全壊

A ／ A～B

STEP 2 部位の判定

（内数立ち入り調査：3-2 詳細補助票の結果を記入）

部位	構成比	A 損害点数	B 傾斜を考慮した損害点数
⑦ 柱（または耐力壁）※6	50		
⑧ 床・梁 ※6, 9	10		
⑨ 外部仕上・建具・屋根	10		
⑩ 内部仕上・天井	10		
⑪ 建具	5		
⑫ 設備等（住家外）	5		
⑬ 設備等（住家内）	10		

傾斜 20

※6 ⑦柱または耐力壁で15点以上、または⑧床・梁で15点以上の場合は損害率75%以上となるので全壊にチェックし、調査を終了する。
（⑦柱で15点以上の場合は、他方に全壊の該当はないことに注意する）

※9 ⑧・梁の損害点数は、床、梁それぞれの損害点数のうち、点数の大きい方を採用する。

合計 ▶ ▶ ▶ 小数点以下第1位を切り上げる

点数から該当箇所にチェックする

傾斜なしの場合は「ア」を、傾斜ありの場合は「ア」と「イ」の中で大きい値を住家の損害点数として、記入する。（右図、1階の場合は点線の枠に記入）

50点～	全壊
40点～40点	大規模半壊
30点～39点	中規模半壊
20点～29点	半壊
10～19点	準半壊
1～9点	準半壊に至らない

被害状況記入欄（ヒアリング内容や判断根拠を記入）

⑥ 傾斜	120cmの下限りを採用し、原則として一階部分の外壁又は柱の傾斜を計測し、最終平均する（小数点以下第2位で四捨五入して記入）	（ア）+（イ）+（ウ）+（エ）÷ 計測数 =	
⑦ 柱（または耐力壁）		⑤−2 屋根	
⑧−1 床		⑨−1 内部仕上	
⑧−2 梁		⑨−2 天井	
⑨−1 外部仕上		⑪ 建具	
⑨−2 建具		⑫⑬ 設備	
その他			

Copyright©2010 被災者生活再建支援研究会 All rights reserved.

3-2 詳細 補助票

⑥ 構造の種別 ※10

鉄骨造	鉄筋コンクリート造
〈・〉 柱（本数で判定） ▼ 柱が見えない場合 〈・〉 耐力壁（ブレース数で判定） ▼ 耐力壁が見えない場合 〈・〉 外部仕上げ（屋種で判定）	＜ラーメン構造の場合＞ 〈・〉 柱（本数で判定） ＜壁式構造の場合＞ 〈・〉 耐力壁（屋種で判定）

※10 右のチェック箇所のうち、必ず1つをチェックする。

⑦ 柱（または耐力壁） 50点

本数率		損傷の例示（鉄骨造該当例）	損傷の例示（鉄筋コンクリート造該当例）	～10%	～20%	～40%	～60%	～80%	～100%	計
無被害	0	特に被害なし	特に被害なし	0	0	0	0	0	0	
程度Ⅰ	10	（柱）軽微コンクリートにひび割れ	ひび割れ幅約0.2mm以下	1	1	2	3	4	5	
程度Ⅱ	25	（例）アンカーボルトの伸び、ボルトのすべり	ひび割れ幅約0.2～1mm、脱落なし	1	3	5	8	10	13	
程度Ⅲ	50	（柱）局部座屈による小変形	ひび割れ幅約1～2mm、脱落わずか	3	5	10	15	20	25	
程度Ⅳ	75	（柱）局部座屈による中変形	ひび割れ幅約2mm超、脱落大、鉄筋露出	4	8	15	23	30	38	
程度Ⅴ	100	（例）鉄筋露出大で曲がりや破断あり	鉄筋露出大で曲がりや破断あり	5	10	20	30	40	50	点／50点

⑧ 床・梁 10点

面積率		損傷の例示（鉄骨造該当例）	損傷の例示（鉄筋コンクリート造該当例）	～10%	～20%	～40%	～60%	～80%	～100%	計
無被害	0	特に被害なし	特に被害なし	0	0	0	0	0	0	床合計
程度Ⅰ	10	（床）一部にひび割れやはがれ、仕上げ一部に損傷	（床）一部にひび割れやはがれ、仕上げ一部に損傷	0	0	0	1	1	1	
程度Ⅱ	25	（梁）漏水による汚損や表下の浮き、ずれ	（梁）漏水による汚損や表下の浮き、ずれ	0	1	1	2	2	3	点／10点
程度Ⅲ	50	（床）漏水による著しい波ぎやずれ、下地材の腐朽	（床）漏水による著しい波ぎやずれ、下地材の腐朽	1	1	2	3	4	5	梁合計
程度Ⅳ	75	（床）全体にひび割れ（幅約1～3mm）、仕上げ剥離	（床）全体にひび割れ（幅約1～3mm）、仕上げ剥離	1	2	3	5	6	8	
程度Ⅴ	100	（梁）全体が変形、仕上げの大幅はがれ剥離	（梁）全体が変形、仕上げの大幅はがれ剥離	1	2	4	6	8	10	点／10点

⑨ 外部仕上・建具・屋根 10点

面積率		損傷の例示（外部仕上げ該当例）	損傷の例示（屋根・建具該当例）	～10%	～20%	～40%	～60%	～80%	～100%	計
無被害	0	特に被害なし	特に被害なし	0	0	0	0	0	0	
程度Ⅰ	10	仕上げや仕上げ材の表面におがみなどの変化	一部にひび割れ（幅約0.1～1mm）やはがれ	0	0	0	1	1	1	
程度Ⅱ	25	仕上げやパネルの目地にひび割れやずれ	各所にひび割れ（幅約0.1～1mm）やはがれ	0	1	1	2	2	3	
程度Ⅲ	50	30割剥れ大、仕上の剥離、仕上材の表中剥離	全体にひび割れ（幅約0.1～1mm）やはがれ	1	1	2	3	4	5	
程度Ⅳ	75	仕上の重ね一部はみ出し、一部の仕上材の脱落	全体にひび割れ（幅約1～5mm）やはがれ	1	2	3	5	6	8	
程度Ⅴ	100	全面に大きな亀裂、面材への大きなはみ出し	全体が変形し、仕上の大幅はがれ剥離	1	2	4	6	8	10	点／10点

⑩ 内部仕上・天井 10点

面積率		損傷の例示（内部仕上げ該当例）	損傷の例示（天井該当例）	～10%	～20%	～40%	～60%	～80%	～100%	計
無被害	0	特に被害なし	特に被害なし	0	0	0	0	0	0	
程度Ⅰ	10	わずかなひび割れやずれ	天井板にわずかな損傷	0	0	0	1	1	1	
程度Ⅱ	25	内装面材に損傷、クロスなどに亀裂	天井板に損傷	0	1	1	2	2	3	
程度Ⅲ	50	漏水による仕上げ重複材の剥離、壁クロスの汚損	天井板に汚損、漏水による仕上の剥離・表面劣化	1	1	2	3	4	5	
程度Ⅳ	75	内装全面に剥離や変形、クロス剥離、ボード変形	天井面に壁の汚損、天井板のずれ、漏水仕上の剥離	1	2	3	5	6	8	
程度Ⅴ	100	全ての仕上げ材が変形、漏水による腐朽、崩壊	著しい汚損、天井板の変形、漏水による腐朽・崩壊	1	2	4	6	8	10	点／10点

⑪ 建具 5点

自動率		損傷の例示（扉、障子、木製サッシ、ドア該当例）	～10%	～20%	～40%	～60%	～80%	～100%	計
無被害	0	特に被害なし	0	0	0	0	0	0	
程度Ⅰ	10	漏水による扉・障子・ドアの被害（変形不良）、サッシの可動機能にわずかな歪み、開閉困難	0	0	0	0	0	1	
程度Ⅱ	25	木製サッシ（鉄製が変形、アルミサッシ）扉の被害、開閉不良、（ドア）扉等が変形、取り付け枠のはずれ	0	0	1	1	1	1	
程度Ⅲ	50	（扉、障子）可動部が破損、かまちに腐朽による緩み、（木製サッシ）破損、開閉不良、（アルミサッシ）ガラス破損	0	1	1	2	2	3	
程度Ⅳ	75	（扉、障子、木製サッシ）可動部が破損、かまちに一部又は全体の3分の1が腐朽、（アルミサッシ）ガラス破損	0	1	2	2	3	4	
程度Ⅴ	100	漏水による建具の歪み・変形不良、ドア等の建付け異常、脱落（再使用不可能）、建具の破損	1	1	2	3	4	5	点／5点

※11 ⑩⑪⑫の点数の基準は漏水による被害に関係する修繕程度を示している。

⑫ 設備等（住家外） 5点

箇所	損傷の状況	計
集排水管・受水槽		最大5点
外部階段		
その他		点／5点

⑬ 設備等（住家内） 10点

箇所	損傷の状況	計
浴室（2点以内）	1点：配管のズレ等　2点：パスタブの割れ等　3点：再使用が不可能	最大10点
便所（2点以内）	1点：配管のズレ等　2点：再使用は可能だが大きく破損　3点：再使用が不可能	
その他（4点以内）		点／10点

VER. 2105-1

Copyright©2010 被災者生活再建支援研究会 All rights reserved.

水害被害／木造・プレハブ用（内閣府指針準拠）

住家被害調査票 <その1>

木造２次 | １水害調査票

調査日時	西暦 20 □□年	□□月	□□日	□□時 □□分
居住者名 連絡先		建物概要	＜住・非住＞	戸建・長屋（3階以）・共同・店舗併用・その他（　）
				車庫・倉庫・事業所・病院・工場・店舗・その他（　）
所有者名 連絡先			階数	＜平・屋＞ ＜2階＞ ＜その他＞（　）階
調査員名		調査に関する備考	浸水被害	＜床・下＞地盤面より（　）cm ＜床・上＞床上（　）cm ＜浸水なし＞ ＜その他＞（　）
			外力損傷	＜無＞ ＜有＞
			地盤被害による被害	＜無＞ ＜有＞
		調査実施回数	□□回目	１次調査が１回目となる為、２回目から記入して下さい。

Ⅰ 浸水による被害

STEP 1 建物全体の判定（外観目視調査）

START ▶
① 住家に浸水や地盤被害による被害がある？ （無）→ 無被害 a
（有）
② 層破壊、住家全部の流失がある？ （有）（住家全部、又は、住家の一部の階が全部倒壊・流失している）→ ＜ ・ ＞全壊 b
（無）
③ 地盤被害もしくは土砂等の堆積がある？ （有）→ ③-1 Ⅱ地盤被害による被害へ（右図） （必要）→ ＜ ・ ＞全壊 c
（無）（無被害）
※右図のⅡ地盤被害による被害で全壊の場合はチェックする d
④（戸建て1～2階建ての場合）浸水深は？ （床下）→ ④-1 住家に浸水以外の被害や傾斜がある？ （無）→ ＜ ・ ＞準半壊に至らない d
床読点 または 床上
（有）
⑤ 躯体が破壊している？ （有）（基礎、又は柱（または耐力壁）の損傷率が75%以上）→ ＜ ・ ＞全壊 e
（無）
⑥ 傾斜がある？ 大傾斜あり（1/20以上：120cmの下振りで6cm以上）→ ＜ ・ ＞全壊 f
傾斜あり（1/60～1/20未満：120cmの下振りで2～6cm未満）
（1/60未満：120cmの下振りで2cm未満）傾斜なし

判定結果Ⅰ（いずれかの該当箇所をチェックしたら、調査終了）

＜ ・ ＞	無被害 a
＜ ・ ＞	全壊 b
＜ ・ ＞	全壊 c
＜ ・ ＞	準半壊に至らない d
＜ ・ ＞	全壊 e
＜ ・ ＞	全壊 f
＜ ・ ＞	全壊 g
50点～ ＜ ・ ＞	全壊 g
40～49点 ＜ ・ ＞	大規模半壊 g
30～39点 ＜ ・ ＞	中規模半壊 g
20～29点 ＜ ・ ＞	半壊 g
10～19点 ＜ ・ ＞	準半壊 g
1～9点 ＜ ・ ＞	準半壊に至らない g

STEP 2 部位の判定（内部立ち入り調査：裏面の＜補助票＞の結果を記入）

A～F　A～G

部位	構成比	A 階別部位損害点数 主要階 M※1	A その他階 S※1	B 部位別損害点数 A+B	C 階別重み付け※2 主要階 A×1.25	C その他階 B×0.5	D 重み付き損害点数 D=Eただし、構成比以下	E 傾斜を考慮した損害点数 アンイ→C アンイ→F
⑦ 基礎※3	10							
⑨ 屋根	15							
⑩ 外壁	10							
⑪ 柱（または耐力壁）※4	15							
⑫ 天井	5							
⑬ 内壁	10							
⑭ 建具	15							
⑮ 床（階段含む）	10							
⑯ 設備	10							
							合計 ア	イ

※1 M及びSは、裏面の※各補助票1 のM及びSの値。
※2 2階建以上の場合→＜重み付け計算を行う＞の選択下には0.5 倍が加味しない。
※3 ①基礎は、裏面の※各補助票1 の①基礎の損傷点数を1 階に0.5 倍を記入する。また、75%以上の場合は、建物率75%以上となるため、⑤の躯体破壊欄にチェックして調査を終了する。
※4 ⑪柱（または耐力壁）で1.25点以上の場合は、建物率75%以上となるため、⑤の躯体破壊欄にチェックして調査を終了する。

傾斜 15 ウ

エ、オ（オ=1～オ=8）の中から損害点数が大きい値を選び該当箇所にチェックする

「アム」「イム」（損害点の場合は「ウ」）の中で大きい値を住家の損害点数として、記入する（1行の場合は点数の右側に右詰で記入）

エ □□ 小数点以下第1位を切り上げる

全ての調査が終了したら、調査票の内容を確認して最終判定結果を記入してください。

判定結果 浸水被害区分 h1 ＜浸水なし＞ ＜床下浸水＞ ＜床上浸水＞
被害認定区分 h2 ＜無被害＞＜準半壊に至らない＞＜準半壊＞＜半壊＞＜中規模半壊＞＜大規模半壊＞＜全壊＞

調査番号 □□□□□□□□

エ、オ（オ=1～オ=8）の中から損害点数が大きい値を記入する。
※点数が表示されていない場合は記入不要。

点数（数値を記入し、対応箇所に｜印を付ける）

エ、オ		十の位	h3 10 20 30 40 50 60 70 80 90 100
		一の位	h4 0 1 2 3 4 5 6 7 8 9

Copyright © 2010 被災者生活再建支援研究会 All rights reserved.

２地盤被害調査票
（第2次調査準拠）

Ⅱ 地盤被害による被害

③-1から▶
Ⅱ-1 住家全部のずり落ちがある？ （有）→ ＜ ・ ＞全壊
（無）
Ⅱ-2 基礎の破壊と直下地盤の流出・陥没がある？ （有）（基礎のいずれかの辺が全部破壊し、かつ基礎直下の地盤が流出・陥没） → ＜ ・ ＞全壊
（無）
Ⅱ-3 住家直下を縦断・横断する地盤面の亀裂がある？ （有）→ ＜ ・ ＞全壊
（無）

判定結果Ⅱ

＜ ・ ＞	全壊
＜ ・ ＞	全壊
＜ ・ ＞	全壊
＜ ・ ＞	全壊

※全壊の場合は、左記の判定結果Ⅰの該当箇所にもチェックをして調査を終了する。

Ⅱ-4 土砂堆積・傾斜チェックシートによる判定

全壊は（外）

傾斜 ※5 / 滑り込み 土砂等の堆積 ※6	1/20以上（6cm以上）	1/60以上 1/20未満（2cm以上6cm未満）	1/100以上 1/60未満（1.2cm以上2cm未満）	1/100未満（1.2cm未満）
床上 1m 以上	＜ ・1＞ 全壊	＜ ・5＞ 全壊	＜ ・9＞ 全壊	＜ ・13＞ 全壊
床上以上床上 1m 未満	＜ ・2＞ 全壊	＜ ・6＞ H1	＜ ・10＞ H4	＜ ・14＞ H7
基礎天端下 25cm 以上 床上未満	＜ ・3＞ 全壊	＜ ・7＞ H2	＜ ・11＞ H5	＜ ・15＞ H8
基礎天端下 25cm 未満 ※7	＜ ・4＞ 全壊	＜ ・8＞ H3	＜ ・12＞ H6	無被害※8

※5 傾斜の数値（cm）は 120cm の下振りの場合
※6 土砂等が住家及び その周辺に一様に堆積している場合は、堆積した土砂等により上昇した面を地盤面として取り扱う
※7 基礎の天端から 25cm 下のラインまで地盤面が達していないということ
※8 地盤被害による被害は認められない

Ⅱ-5 全壊以外の場合は左面の③-1 へ戻り、浸水による被害の調査を進め、部位の判定を実施した場合はⅡ-6へ。

Ⅱ-6 延床面積に対する１階の床面積の割合（R）の算定

１階の床面積（あ）	m²
延床面積（い）	m²
１階の床面積の割合 R＝（あ）／（い）	小数点第３位を四捨五入

Ⅱ-7 Ⅱ-4 の結果にしたがってH1～H8から1つを選択し、該当箇所（空欄）に左面の部位の判定結果（アンイ→C欄、アオイ→F欄の値）を転記して合計を算出する。 ※R（1階の床面積割合）はⅡ-6 の値を使用する。

部位	構成比	H1	H2	H3	H4	H5	H6	H7	H8
⑦ 基礎	10				10	10		10	10
⑨ 屋根	15								
⑩ 外壁	10	1.0×R			1.0×R			1.0×R	
⑪ 柱（または耐力壁）	15								
⑫ 天井	5								
⑬ 内壁	10	1.0×R			1.0×R			1.0×R	
⑭ 建具	15								
⑮ 床（階段含む）	10	10	10	10	10	10	10	1.0×R	1.0×R
⑯ 設備	10								
		外壁+内壁=20×R			外壁+内壁=20×R			外壁+内壁+床=30×R	床=10×R
		傾斜 （25）（15）	傾斜 （25）（15）	傾斜 （25）（15）					
合計 オ		オ=1	オ=2	オ=3	オ=4	オ=5	オ=6	オ=7	オ=8

H1～H8 では不同沈下等りの場合 25 点不同沈下なしの場合 15 点のどちらかにチェックする

小数点以下第1位を切り上げる

特記事項

Ver 2105-1

Copyright © 2018 被災者生活再建支援研究会 All rights reserved.

水害被害／木造・プレハブ用（内閣府指針準拠）

住家被害調査票 <その2>

木造２次 | **3-1 水害補助票1**

⑦ 基礎

	外周基礎長さ（ア）	損傷基礎長さ（イ）	損害点数 (イ) ÷ (ア) ×10点	計
外力等	m	m	点	点
汚泥	＜ ・ ＞ 汚泥なし	＜ ・ ＞	床下に汚泥が堆積：1点	点

※9 7.5点以上の場合は損傷率75%以上となるため、⑦の基礎被害ありにチェックして調査を終了する。

⑧ 罹災率 ※15

	主要階	その他階	計
屋根	(1)	(2)	1.0
床	(3)	(4)	1.0

※16 基礎の罹災率2.0の算出に、床の罹災率は⑦～⑧の算出に使用する。

主要階 ※11

	面積率	~10%	~20%	~40%	~60%	~80%	~100%	計	
⑨ 屋根 15点	無被害	0	0	0	0	0	0	計×(1)	
	程度Ⅰ	0	0	0	1	1	2		
	程度Ⅱ	**0**	**1**	**2**	**2**	**3**	**4**		
	程度Ⅲ	**1**	**2**	**3**	**5**	**6**	**8**		M
	程度Ⅳ	1	2	5	7	9	11		
	程度Ⅴ	2	3	6	9	12	15	点／15点	
⑩ 外壁 10点	無被害	0	0	0	0	0	0	計×(3)	
	程度Ⅰ	0	0	0	1	1	1		
	程度Ⅱ	0	1	1	2	2	3		
	程度Ⅲ	**1**	**1**	**2**	**3**	**4**	**5**		M
	程度Ⅳ	1	2	3	5	6	8		
	程度Ⅴ	**1**	**2**	**4**	**6**	**8**	**10**	点／10点	
⑪ 柱（または耐力壁） 15点	本数率	~10%	~20%	~40%	~60%	~80%	~100%	計	
	無被害	0	0	0	0	0	0	計×(3)	
	程度Ⅰ	**0**	**0**	**1**	**1**	**1**	**2**		
	程度Ⅱ	0	1	2	2	3	4		
	程度Ⅲ	1	2	3	5	6	8		M
	程度Ⅳ	1	2	5	7	9	11		
	程度Ⅴ	2	3	6	9	12	15	点／15点	
⑫ 天井 5点	面積率	~10%	~20%	~40%	~60%	~80%	~100%	計	
	無被害	0	0	0	0	0	0	計×(3)	
	程度Ⅰ	0	0	0	0	0	1		
	程度Ⅱ	0	0	1	1	1	1		
	程度Ⅲ	0	1	1	2	2	3		M
	程度Ⅳ	**0**	**1**	**2**	**2**	**3**	**4**		
	程度Ⅴ	**1**	**1**	**2**	**3**	**4**	**5**	点／5点	
⑬ 内壁 10点	面積率	~10%	~20%	~40%	~60%	~80%	~100%	計	
	無被害	0	0	0	0	0	0	計×(3)	
	程度Ⅰ	0	0	0	1	1	1		
	程度Ⅱ	0	1	1	2	2	3		
	程度Ⅲ	**1**	**1**	**2**	**3**	**4**	**5**		M
	程度Ⅳ	1	2	3	5	6	8		
	程度Ⅴ	**1**	**2**	**4**	**6**	**8**	**10**	点／10点	
⑭ 建具 15点	枚数率	~10%	~20%	~40%	~60%	~80%	~100%	計	
	無被害	0	0	0	0	0	0	計×(3)	
	程度Ⅰ	**0**	**0**	**1**	**1**	**1**	**2**		
	程度Ⅱ	0	1	2	2	3	4		
	程度Ⅲ	1	2	3	5	6	8		M
	程度Ⅳ	1	2	5	7	9	11		
	程度Ⅴ	**2**	**3**	**6**	**9**	**12**	**15**	点／15点	
⑮ 床（最下階のみ） 10点	面積率	~10%	~20%	~40%	~60%	~80%	~100%	計	
	無被害	0	0	0	0	0	0	計×(3)	
	程度Ⅰ	0	0	0	1	1	1		
	程度Ⅱ	**0**	**1**	**1**	**2**	**2**	**3**		
	程度Ⅲ	**1**	**1**	**2**	**3**	**4**	**5**		M
	程度Ⅳ	**1**	**2**	**3**	**5**	**6**	**8**		
	程度Ⅴ	1	2	4	6	8	10	点／10点	

その他階 ※11

	面積率	~10%	~20%	~40%	~60%	~80%	~100%	計	
⑨ 屋根 15点	無被害	0	0	0	0	0	0	計×(2)	
	程度Ⅰ	0	0	0	0	1	2		
	程度Ⅱ	**0**	**1**	**2**	**2**	**3**	**4**		
	程度Ⅲ	**1**	**2**	**3**	**5**	**6**	**8**		S
	程度Ⅳ	1	2	5	7	9	11		
	程度Ⅴ	2	3	6	9	12	15	点／15点	
⑩ 外壁 10点	無被害	0	0	0	0	0	0	計×(4)	
	程度Ⅰ	0	0	0	1	1	1		
	程度Ⅱ	0	1	1	2	2	3		
	程度Ⅲ	**1**	**1**	**2**	**3**	**4**	**5**		S
	程度Ⅳ	1	2	3	5	6	8		
	程度Ⅴ	**1**	**2**	**4**	**6**	**8**	**10**	点／10点	
⑪ 柱（または耐力壁） 15点	本数率	~10%	~20%	~40%	~60%	~80%	~100%	計	
	無被害	0	0	0	0	0	0	計×(4)	
	程度Ⅰ	**0**	**0**	**1**	**1**	**1**	**2**		
	程度Ⅱ	0	1	2	2	3	4		
	程度Ⅲ	1	2	3	5	6	8		S
	程度Ⅳ	1	2	5	7	9	11		
	程度Ⅴ	2	3	6	9	12	15	点／15点	
⑫ 天井 5点	面積率	~10%	~20%	~40%	~60%	~80%	~100%	計	
	無被害	0	0	0	0	0	0	計×(4)	
	程度Ⅰ	0	0	0	0	0	1		
	程度Ⅱ	0	0	1	1	1	1		
	程度Ⅲ	0	1	1	2	2	3		S
	程度Ⅳ	**0**	**1**	**2**	**2**	**3**	**4**		
	程度Ⅴ	**1**	**1**	**2**	**3**	**4**	**5**	点／5点	
⑬ 内壁 10点	面積率	~10%	~20%	~40%	~60%	~80%	~100%	計	
	無被害	0	0	0	0	0	0	計×(4)	
	程度Ⅰ	0	0	0	1	1	1		
	程度Ⅱ	0	1	1	2	2	3		
	程度Ⅲ	**1**	**1**	**2**	**3**	**4**	**5**		S
	程度Ⅳ	1	2	3	5	6	8		
	程度Ⅴ	**1**	**2**	**4**	**6**	**8**	**10**	点／10点	
⑭ 建具 15点	枚数率	~10%	~20%	~40%	~60%	~80%	~100%	計	
	無被害	0	0	0	0	0	0	計×(4)	
	程度Ⅰ	**0**	**0**	**1**	**1**	**1**	**2**		
	程度Ⅱ	0	1	2	2	3	4		
	程度Ⅲ	1	2	3	5	6	8		S
	程度Ⅳ	1	2	5	7	9	11		
	程度Ⅴ	**2**	**3**	**6**	**9**	**12**	**15**	点／15点	
⑮ 床（最下階のみ） 10点	面積率	~10%	~20%	~40%	~60%	~80%	~100%	計	
	無被害	0	0	0	0	0	0	計×(4)	
	程度Ⅰ	0	0	0	1	1	1		
	程度Ⅱ	**0**	**1**	**1**	**2**	**2**	**3**		
	程度Ⅲ	**1**	**1**	**2**	**3**	**4**	**5**		S
	程度Ⅳ	**1**	**2**	**3**	**5**	**6**	**8**		
	程度Ⅴ	1	2	4	6	8	10	点／10点	

※11 文字の箇所は浸水による被害に関係する損傷程度を示している。

⑯ 設備 10点

		階	損傷の状況		階	損傷の状況	点	計
浴室 (1点以上有)	主要階・その他階	1点、配管のズレ等 2点、バスタブの割れ等 3点、用途用が不可能	その他（浴室以外の1点以上有、ベランダ等4点以内）	主要階			主要階 M 点
台所 (1点以上有)	主要階・その他階	1点、配管のズレ等 2点、用途用は可能だが大きく破損 3点、用途用が不可能		その他階			その他階 S 点

Copyright (C) 2018 被災者生活再建支援研究会 All rights reserved.

3-2 水害補助票2

被害状況記入欄 （ヒアリング内容や判断根拠を記入）

⑥ 傾斜	120cmの下振りを使用し、原則として一階部分の外壁又は柱の四隅を計算し、単純平均する（小数点以下第2位で四捨五入して記入）	（ cm ＋ cm ＋ cm ＋ cm ）÷ 箇所 ＝ cm	
⑦ 基礎		⑬ 内壁	
⑨ 屋根		⑭ 建具	
⑩ 外壁		⑮ 床（階段含む）	
⑪ 柱（または耐力壁）		⑯ 設備	
⑫ 天井		その他	

柱と建具の比率算定シート （損傷度別の柱本数や建具枚数を下表に「正」の字で記入して、本数率や枚数率を算定する）

柱	損傷程度	主要階 柱の本数 (ア)	主要階 本数率 (ア)／(イ)×100%	その他階 柱の本数 (ウ)	その他階 本数率 (ウ)／(エ)×100%
	無被害	正		正	
	程度Ⅰ	正		正	
	程度Ⅱ	正		正	
	程度Ⅲ	正		正	
	程度Ⅳ	正		正	
	程度Ⅴ	正		正	
	合計	(イ)		(エ)	

この数値を元にして、⑪へ記入する

建具	損傷程度	主要階 建具の枚数 (カ)	主要階 枚数率 (カ)／(オ)×100%	その他階 建具の枚数 (キ)	その他階 枚数率 (キ)／(ク)×100%
	無被害	正		正	
	程度Ⅰ	正		正	
	程度Ⅱ	正		正	
	程度Ⅲ	正		正	
	程度Ⅳ	正		正	
	程度Ⅴ	正		正	
	合計	(オ)		(ク)	

この数値を元にして、⑭へ記入する

図面等記入欄

Ver.2105-1

Copyright (C) 2018 被災者生活再建支援研究会 All rights reserved.

水害被害／非木造用（内閣府指針準拠）

住家被害調査票 <その1>

非木造(再)　1 全体概要

調査日時	西暦 20 □□年 □□月 □□日 □□時 □□分			
居住者名 連絡先		建物概要	＜ 住・家 ＞	戸建・長屋(戸以上)・共同・店舗併用・その他（　　）
			＜ 非住家 ＞	車庫・倉庫・事業所・病院・工場・店舗・その他（　　）
所有者名 連絡先			階　数	＜ 平・屋 ＞ ＜ 2・階 ＞ ＜ その他 ＞ （　　）階
調査員名		調査に関する備考	浸水被害	＜ 床・下 ＞ 地盤面より（　　）cm ＜ 床・上 ＞ 床上（　　）cm ＜ 浸水なし ＞ ＜ その他 ＞（　　）
			外力諸元	＜ 無 ＞ ＜ 有 ＞
			地盤被害による被害	＜ 無 ＞ ＜ 有 ＞
		調査実施回数 □ □ 回目		
物件所在地	※集合住宅の場合は、住所等は不明でも建物名・アパート名・部屋番号を必ず記入する			

地　図

すべての調査が終了したら、調査票の内容を確認して最終判定結果を記入してください。

判定結果

浸水被害区分 h1	被害認定区分 h2
＜ 浸水なし ＞ ＜ 床下浸水 ＞ ＜ 床上浸水 ＞	＜ 無被害 ＞＜ 準半壊に至らない ＞＜ 準半壊 ＞＜ 半壊 ＞＜ 中規模半壊 ＞＜ 大規模半壊 ＞＜ 全壊 ＞

調査番号 □□□□□□□□

ウ,エ,ロ+エ,ロ の中から点数が大きい値を記入する。
※点数が異なるのについては空白のままにしておくこと。

点数（数値を記入し、対応箇所に 1 印を付ける）

エ		十の位	h3 ^ 10 20 30 40 50 60 70 80 90 100
		一の位	h4 ^ 0 1 2 3 4 5 6 7 8 9

Copyright © 2018 被災者生活再建支援研究会 All rights reserved.

2 地盤被害調査票
（第2次調査準拠）

Ⅱ 地盤被害による被害

Ⅱ-1 土砂堆積・傾斜チェックシートによる判定

傾斜 ※1 / 盛り込み・土砂等の堆積 ※2	1/20以上（6cm 以上）	1/60以上 1/20未満（2cm 以上 6cm 未満）	1/100以上 1/60未満（1.2cm 以上 2cm 未満）	1/100 未満（1.2cm 未満）
床上 1m 以上	＜ c・1 ＞ 全壊	＜ c・5 ＞ 全壊	＜ c・9 ＞ 全壊	＜c・13＞ 全壊
床上以上床上 1m 未満	＜ c・2 ＞ 全壊	＜ c・6 ＞ H1	＜c・10＞ H4	＜c・14＞ H7
基礎天端下 25cm 以上 床上未満	＜ c・3 ＞ 全壊	＜ c・7 ＞ H2	＜c・11＞ H5	＜c・15＞ H8
基礎天端下 25cm 未満 ※3	＜ c・4 ＞ 全壊	＜ c・8 ＞ H3	＜c・12＞ H6	無被害※4

※1 括弧内の数値（cm）は 120cm の下張りの場合
※2 土砂等の住家及びその周辺に一様に堆積している場合は、堆積した土砂等により上昇した面を地盤面として取り扱う
※3 基礎の天端から 25cm 下のラインまで地盤面が達していないということ
基礎の天端が把握できない場合等は、浸込量 20cm 未満を目安とする
※4 地盤被害による被害は認められない

Ⅱ-2 裏面③-1へ戻り、土砂堆積・傾斜チェックシートでの判定結果を記入する。
（全壊の場合は調査を終了する）
浸水による被害の調査を進め、部位の判定を実施した場合はⅡ-3へ。

Ⅱ-3 延床面積に対する1階の床面積の割合（R）の算定

1階の床面積（あ）	m²
1棟の延床面積（い）	m²

1階の床面積の割合 R＝（あ）／（い）　小数点第3位を四捨五入

Ⅱ-4 Ⅱ-1の結果にしたがってH1～H8から1つを選択し該当箇所（空欄）に裏面の部位の判定結果（A欄の値）を転記して合計を算出する。

※R(1階の床面積割合）はⅡ-3の値を使用する。

部位	構成比	H1	H2	H3	H4	H5	H6	H7	H8
②柱または耐力壁	50				27.5点以上の場合 全壊にチェックする	27.5点以上の場合 全壊にチェックする		27.5点以上の場合 全壊にチェックする	27.5点以上の場合 全壊にチェックする
④床・階	10				10	10	10	10×R	10×R
⑤外部仕上・建具・屋根	10	10×R			10×R			10×R	
⑥内部仕上・天井	10	10×R			10×R			10×R	
⑦建具	5								
⑧設備等（住家外）	5								
⑨設備等（住家内）	10								

※5 H4、H5、H7、H8に該当し、②柱または耐力壁の点数が27.5点以上の場合、盛り込みによる10点を加えた後の積算率が75%以上になるため、全壊と判定する。

H1～H3では不明欠下の有無を確認し、どちらかにチェックする

傾斜	不明欠下（あり）	不明欠下（なし）	傾斜	不明欠下（あり）	不明欠下（なし）	傾斜	不明欠下（あり）	不明欠下（なし）	盛り込み	盛り込み		盛り込み	盛り込み
35		25	35		25	35		25	10	10		10	10

合計 エ	計	計	計	計	計	計	計	計

小数点以下第1位を切り上げる

特記事項

Ver.2105-1

Copyright © 2018 被災者生活再建支援研究会 All rights reserved.

水害被害／非木造用（内閣府指針準拠）

住家被害調査票 <その2>

非木造(再) 3-1 詳細調査票

Ⅰ 浸水による被害

STEP 1 建物全体の判定（外観目視調査）

START▶

① 住家に浸水や地盤被害による被害がある？ （無）→ 無被害

（有）→ ② 層破壊、住家全部の流失がある？ （有）（住家全部、又は、住家の一部の棟が全部損壊・流失している）→ 全壊

（無）→ ③ 地盤被害もしくは土砂等の堆積がある？ （有）→ ③-1 Ⅱ地盤被害による被害へ（調査）（参考）

調査（行政）の土砂撤積・建設チェックシートで判断

（無）→ ④ 基礎ぐいを用いる住家に傾斜等の被害がある？ （有）（基礎ぐいを用いる住家について）傾斜が1/80以上（2cm以上）かつ最大沈下量または最大層分離が30cm以上 → 全壊

（無）→ ⑤ 傾斜がある？

大傾斜あり（1/30以上：120cmの下振りで4cm以上）→ 全壊

傾斜あり（1/80～1/30未満：120cmの下振りで2～4cm未満）→ 全壊 ※7

（1/80未満：120cmの下振りで傾斜なし 2cm未満）

A　　A-B

判定結果
いずれかの該当箇所をチェックしたら、調査終了

- 無被害
- 全壊
- 全壊 ※6
- 全壊
- 全壊
- 全壊 ※7

※6 概況Ⅱ1地盤被害による被害で全壊の場合はチェックする。

※7 柱もしくは基礎ぐいの損傷率が75%以上により全壊

STEP 2 部位の判定

（内部立入調査：調査表3-2詳細補助票の結果を記入）

部位	構成比	A 損害点数	B 傾斜を考慮した損害点数
⑦ 柱（または耐力壁）※8	50	※1（50点以上で全壊）	
⑧ 床・階 ※9、※10	10	各々の損害点数が20点以上で全壊	
⑨ 外部仕上・建具・建築	10		
⑩ 内部仕上・天井	10		
⑪ 建具	5		
⑫ 設備等（住家外）	5		
⑬ 設備等（住家内）	10		
傾斜			20
合計		ア	イ

アもしくはイに チェックした場合、全壊と判定

傾斜ありの場合（1/80未満）に配慮する

ウ、エ（エ=イ-エ=8）の中から損害点数が大きい値を選び、該当箇所にチェックする

50点～	全壊
40～49点	大規模半壊
30～39点	中規模半壊
20～29点	半壊
10～19点	準半壊
1～9点	準半壊に至らない

傾斜なしの場合は「ア」を、傾斜ありの場合は「ア」と「イ」の中で大きい値を住家の損害の割として、記入する。（右記、1桁の場合は0の右側に記入）

▶ ▶ ▶ ウ

小数点以下第1位を切り上げる

※8 （ただし50点以上、又は※9で20点以上の場合は調査票7及び8の記入は不要。）
※9 床・階の損害点数が20点以上で全壊。
※10 床・階の損害点数が20点未満の場合は、床・階それぞれの損害点数の5倍の大きい方を採用する。

被害状況記入欄（ヒアリング内容や判断根拠を記入）

⑤ 傾斜	120cmの下振りを使用し、傾斜として一棟部分の外観又は柱の傾角を計測し、平均値を求める（小数点以下第2位で四捨五入して記入）	（ cm + cm + cm + cm ）÷ 数字 = cm	
⑦ 柱（または耐力壁）		⑨-3 屋根	
⑧-1 床		⑩-1 内部仕上	
⑧-2 階		⑩-2 天井	
⑨-1 外部仕上		⑪ 建具	
⑨-2 建屋		⑫ ⑪ 設備	
その他			

Copyright © 2018 被災者生活再建支援研究会 All rights reserved.

3-2 詳細 補助票

⑥ 構造の種類 ※11	軟骨造	鉄筋コンクリート造
	柱（本数で判定） ▼ 柱が見えない場合 耐力壁（ブレース数で判定） ▼ 耐力壁が見えない場合 外部仕上げ（面積で判定）	<ラーメン構造の場合> 柱（本数で判定） <壁式構造の場合> 耐力壁（面積で判定）

※11 5つのチェック箇所のうち、必ず1つをチェックする。

⑦ 柱（または耐力壁） 50点	本数率	損傷の例示（鉄骨造該当）	損傷の例示（鉄筋コンクリート造該当）	～10%	～20%	～40%	～60%	～80%	～100%	計
	0	無被害	無被害	0	0	0	0	0	0	
	10	程度Ⅰ	（ひ）柱脚コンクリートにひび割れ	ひび割れ幅が0.2mm以下	1	1	2	3	4	5
	25	程度Ⅱ	（ひ）アンカーボルトの抜け、ボルトのすべり	ひび割れ幅が0.2～1mm、圧縮ひび	1	3	5	8	10	13
	50	程度Ⅲ	（ひ）柱脚部による小変形	ひび割れ幅が1～3mm、圧縮ひび	3	5	10	15	20	25
	75	程度Ⅳ	（ひ）柱脚部による中変形	ひび割れ幅が3mm以上、圧縮大、鉄筋露出	4	8	15	23	30	38
	100	程度Ⅴ	（ひ）柱脚破損による大変形、柱の座屈	柱脚破損による大変形が見受けられる	5	10	20	30	40	50

点／50点

⑧ 床・階 ※10 10点	面積率	損傷の例示（鉄骨造該当）	損傷の例示（鉄筋コンクリート造該当）	～10%	～20%	～40%	～60%	～80%	～100%	計
	0	無被害	無被害	0	0	0	0	0	0	床合計
	10	程度Ⅰ	（ひ）一部にひび割れや浮きが、仕上げ：軽微損傷	（ひ）一部にひび割れや浮きが、仕上げ：軽微損傷	0	0	0	1	1	1
	25	程度Ⅱ	（ひ）漏水による汚れや若干の浮き、すき	（ひ）漏水による汚れや若干の浮き、すき	**0**	**1**	**1**	**2**	**2**	**3**
	50	程度Ⅲ	（ひ）漏水による著しい浮きやすき、下地材の露出	（ひ）漏水による著しい浮きやすき、下地材の露出	**1**	**1**	**2**	**3**	**4**	**5**
	75	程度Ⅳ	（ひ）全体にひび割れ（幅1～5mm、仕上げ損傷	（ひ）全体にひび割れ（幅1～3mm）、仕上げ損傷	1	2	3	5	6	8
	100	程度Ⅴ	（ひ）崩落が発生、仕上げの大部分が損傷	（ひ）崩落が発生、仕上げの大部分が損傷	1	2	4	6	8	10

点／10点

⑨ 外部仕上・建具・建築 10点	面積率	損傷の例示（外部仕上げ該当）	損傷の例示（建具・建築該当）	～10%	～20%	～40%	～60%	～80%	～100%	計
	0	無被害	無被害	0	0	0	0	0	0	
	10	程度Ⅰ	仕上や仕上げ材の目地にひび割れや浮き	一部にひび割れ（幅約0.2～1mm 予定）が	0	0	0	1	1	1
	25	程度Ⅱ	仕上やパネルの目地にひび割れや浮き	各所にひび割れ（幅約0.2～1mm 予定）が	0	1	1	2	2	3
	50	程度Ⅲ	ひび割れ、仕上の破損、仕上材の部分脱落	全体にひび割れ（幅約0.2～1mm 予定）が	1	1	2	3	4	5
	75	程度Ⅳ	仕上の脱落へのおそれあり、一棟の仕上材の脱落	全体にひび割れ（幅約1～3mm 予定）が	1	2	3	5	6	8
	100	程度Ⅴ	全部に大きな亀裂、崩落への大きなおそれあり	全体が変形し、仕上の大部分が脱落	1	2	4	6	8	10

点／10点

⑩ 内部仕上・天井 10点	面積率	損傷の例示（内部仕上げ該当）	損傷の例示（天井該当）	～10%	～20%	～40%	～60%	～80%	～100%	計
	0	無被害	無被害	0	0	0	0	0	0	
	10	程度Ⅰ	わずかなひび割れやすき	天井板にわずかな損傷	0	0	0	1	1	1
	25	程度Ⅱ	内装材目地切、塗装、タイル目地に亀裂	天井板に損傷	0	1	1	2	2	3
	50	程度Ⅲ	漏水による仕上げ塗装材の塗装、壁のひび割れ	天井板に浮き、漏水による仕上の損傷、塗装剥落	**1**	**1**	**2**	**3**	**4**	**5**
	75	程度Ⅳ	内壁仕上に貫通や変形、タイル脱落、ボード変形	天井面に広く浮き、大きな垂下、広範囲の損傷	1	2	3	5	6	8
	100	程度Ⅴ	全ての仕上げ材が破損、漏水による腐朽、変形	著しい垂下、天井板の脱落、漏水による腐朽・変形	**1**	**2**	**4**	**6**	**8**	**10**

点／10点

⑪ 建具 5点	枚数率	損傷の例示（扉、障子、木製サッシ、ドア該当）	～10%	～20%	～40%	～60%	～80%	～100%	計
	0	無被害	0	0	0	0	0	0	
	10	程度Ⅰ	**0**	**0**	**0**	**0**	**0**	**1**	
	25	程度Ⅱ	0	0	1	1	1	1	
	50	程度Ⅲ	0	1	1	2	2	3	
	75	程度Ⅳ	0	1	2	2	3	4	
	100	程度Ⅴ	**1**	**1**	**2**	**3**	**4**	**5**	

点／5点

※11 枠内の左半分の建具は漏水による被害に関係する補修箇所を示している。

⑫ 設備等（住家外） 5点	箇所	損傷の状況	計
	屋外水栓・受水槽		最大5点
	外構擁壁		
	その他		点／5点

⑬ 設備等（住家内） 10点	箇所	損傷の状況	計
	浴室（3箇以内）	1点、配管のズレ等　2点、バスタブの割れ等　3点、再使用が不可能	最大10点
	台所（3箇以内）	1点、配管のズレ等　2点、再使用は可能だが大きく破損　3点、再使用が不可能	
	その他（4箇以内）		点／10点

Ver.2105-1

Copyright © 2018 被災者生活再建支援研究会 All rights reserved.

風害被害／木造・プレハブ用（内閣府指針準拠）

住家被害調査票 <その1>

木造 | 1 全体概要

調査日時	西暦 20□□年 □□月 □□日 □□時 □□分			
居住者名 連絡先		建物概要	（ 住・家 ）	戸建・長屋（テラスハウス）・共同・店舗併用 ・その他（ ）
			（ 非住家 ）	倉庫・倉庫・事務所・病院・工場・店舗・その他（ ）
所有者名 連絡先			階数	（ 平・造 ） （ 2・階 ） （ その他 ） （ 1階
		調査に関する情報	浸水による被害	（ 無 ） （ 有 ）
調査員名				
		調査実施回数 □□回目		

物件所在地	※集合住宅の場合は、住所等は不明でも建物名・アパート名・部屋番号を必ず記入する

Copyright© NTTインフラネット株式会社All Rights Reserved.

すべての調査が終了したら、調査票の内容を確認して最終判定結果を記入して下さい。

判定結果

点数に応じた判定結果を記入する ※

〈 無被害 〉 〈 軽中破に至らない 〉 〈 準中破 〉 〈 中・破 〉 〈 中間層中破 〉 〈 大規模中破 〉 〈 全・潰 〉

調査番号 □□□□□□□

基礎の損害点数Eの値を記入する。
※点数が算出されていれば省略記入で良い。

点数（数値を記入し、対応箇所に｜印を付ける）			
E		十の位	10 20 30 40 50 60 70 80 90 100
		一の位	0 1 2 3 4 5 6 7 8 9

Copyright©2013 [redacted] All rights reserved.

2 図面等

図面等記入欄

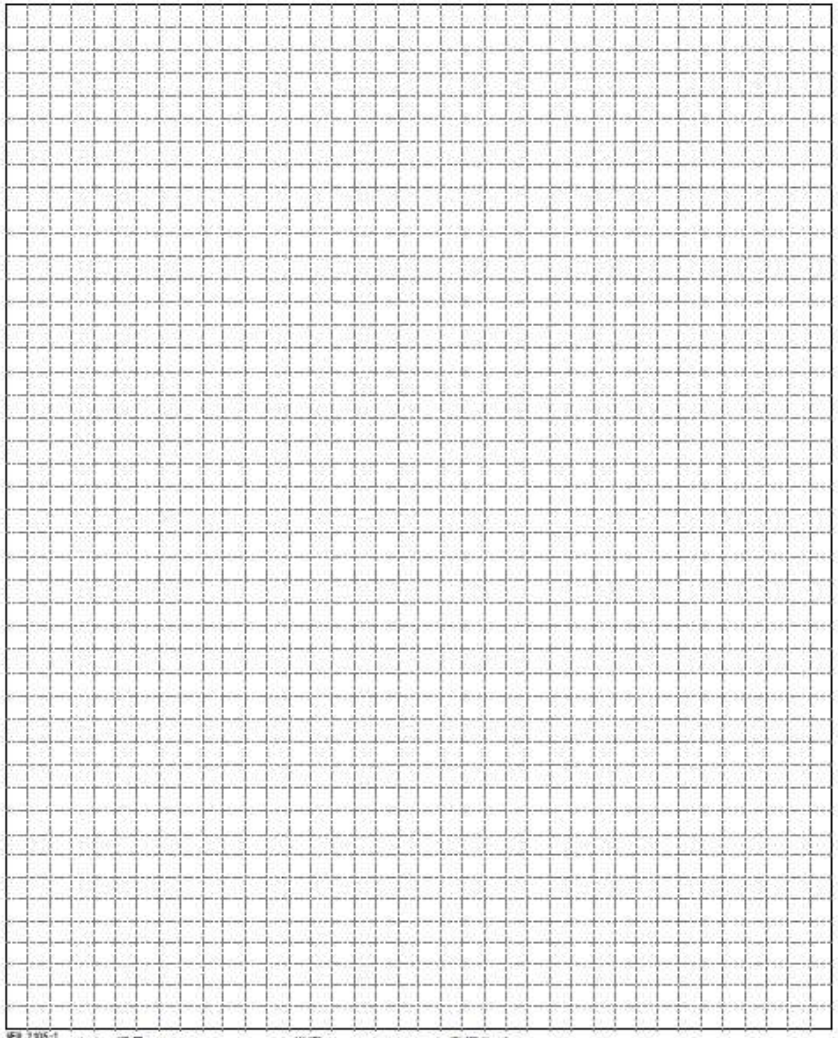

様式 2105-1

メッシュ番号：533　　災害ID：132070006 R3真板テスト
地図中心住所：東京都昭島市田中町1-17-1

Copyright©2013 [redacted] All rights reserved.

風害被害 ／木造・プレハブ用（内閣府指針準拠）

住家被害調査票 <その2>

木造 | **3-1 詳細調査票**

STEP 1 建物全体の判定（外観目視調査）

START ▶

① 他棟や隣家に倒れ掛かる被害があるか？ （はい）→ 無被害

② 屋根破壊があるか？ （はい）→（住家全部、又は、住家の一部の階が全部損壊している）→ 全壊

③ 傾斜があるか？ （はい）→（傾斜あり（1/20 以上 :120cm の下辺りで 6cm 以上））→ 全壊

傾斜あり（1/60～1/20 未満 :120cm の下辺りで 2～6cm 未満）

傾斜なし（1/60 未満 :120cm の下辺りで 2cm 未満）

③-1 住家内に浸水の恐れがあるか？ ※1 （はい）→ 準半壊に至らない

※1 屋根等に断落、破損等の痕跡が見られており、住家内への浸水の恐れがある場合は「有」に○をつける

④ 躯体が破壊している？ （はい）→（基礎、又は柱（または耐力壁）の損傷率が75%以上）→ 全壊

⑤ 上記③の傾斜の大きさは？

（傾斜あり（1/60～1/20未満 :120cmの下辺りで2～6cm未満））

（傾斜なし（1/60 未満 :120cm の下辺りで 2cm 未満））

A～F / A～G

判定結果（いずれかの該当箇所をチェックしたら、調査終了）

	無被害
	全壊
	全壊
	準半壊に至らない
	全壊
50点～	全壊
40点～49点	大規模半壊
30点～39点	中規模半壊
20点～29点	半壊
10点～19点	準半壊
1点～9点	準半壊に至らない

▲ 点数から該当箇所にチェックする ▲

「ア」、「イ」、（傾斜ありの場合は「ウ」）の中で大きい値を住家の損害点数として、記入する（1階の場合は点線の右側に右詰で記入）

小数点以下第1位を切り上げる

STEP 2 部位の判定（内部立入調査・調査票3～2詳細補助票の結果を記入）

部位	構成比	A 損傷部位損害点数 主要階 Max	B 損傷部位損害点数 その他階 Max	C 部位別損害点数 A＋B	D 損傷重み付け ※3 主要階 A×1.25	E 損傷重み付け ※3 その他階 B×0.5	F 重み付け損害点数 D+ただし構成比以下	G 傾斜を考慮した損害点数 アまたはイ→D アまたはイ→F
⑥ 基礎 ※4	10							
⑧ 屋根	15							
⑨ 外壁	10							
⑩ 柱（または耐力壁） ※5	15							
⑪ 天井	5							
⑫ 内壁	10							
⑬ 建具	15							
⑭ 床（階段含む）	10							
⑮ 設備	10							
							合計 ア	傾斜 15 イ ウ

※1 A＋B≦10、損害度3～5詳細補助票のみ10点。
※2 複数ある場合は一番大きい数字を記入。
※3 主要階は、損害度3～5詳細補助票の損害点数が傾斜を考慮した場合に○を記入する。また、15点以上の場合は損害度75%以上となるため、③の躯体破壊のチェックして調査を終了する。
※4 基礎は、損害度3～5詳細補助票の損害点数が傾斜を考慮した場合に○を記入する。また、15点以上の場合は損害度75%以上となるため、③の躯体破壊のチェックして調査を終了する。
※5 柱（または耐力壁）で1つ以上の場合は、損害率75%以上となるため、③の躯体破壊のチェックして調査を終了する。

エ ▶▶ 小数点以下第1位を切り上げる

被害状況記入欄（ヒアリング内容や判断根拠を記入）

⑤ 傾斜	120cmの下辺りを使用し、直列として一棟部分の外壁又は柱の凹損を計測し、最終平均する（小数点以下第2位で四捨五入して記入）	（ cm + cm + cm + cm ）÷ 箇所 = cm	
⑥ 基礎		⑫ 内壁	
⑧ 屋根		⑬ 建具	
⑨ 外壁		⑭ 床（階段含む）	
⑩ 柱（または耐力壁）		⑮ 設備	
⑪ 天井		その他	

Copyright©2010 建設省住宅局建築指導課 All rights reserved.

3-2 詳細 補助票

⑥ 基礎 — 外力率

外周基礎長さ（ア）	損傷基礎長さ（イ）	損害点数（イ／ア）×10%	計
m	m	小数点第1位を切り上げ、15点以上で傾斜→③の躯体破壊のチェックして調査を終了する。 点	点

※1 15点以上の場合は損傷率75%以上となるため、③の躯体破壊をチェックして調査を終了する。

⑦ 屋根等 ※1

	主要階	その他階	計
屋根	(1)	(2)	1.0
床	(3)	(4)	1.0

※1 屋根の屋種率は⑧の表に、床の屋種率は⑫～⑮の表に使用する。

⑧ 屋根（15点）

主要階 ※6

屋種率	～10%	～20%	～40%	～60%	～80%	～100%	計
無被害	0	0	0	0	0	0	
程度Ⅰ	0	0	1	1	1	2	
程度Ⅱ	0	1	2	2	3	4	計 × (1)
程度Ⅲ	1	2	3	5	6	8	M
程度Ⅳ	1	2	5	7	9	11	
程度Ⅴ	2	3	8	8	12	15	点／15点

その他階 ※6

屋種率	～10%	～20%	～40%	～60%	～80%	～100%	計
無被害	0	0	0	0	0	0	
程度Ⅰ	0	0	1	1	1	2	
程度Ⅱ	0	1	2	2	3	4	計 × (2)
程度Ⅲ	1	2	3	5	6	8	S
程度Ⅳ	1	2	5	7	9	11	
程度Ⅴ	2	3	8	8	12	15	点／15点

⑨ 外壁（10点）

主要階 ※6

屋種率	～10%	～20%	～40%	～60%	～80%	～100%	計
無被害	0	0	0	0	0	0	
程度Ⅰ	0	0	0	1	1	1	
程度Ⅱ	0	1	1	2	2	3	計 × (3)
程度Ⅲ	1	1	2	3	4	5	M
程度Ⅳ	1	2	3	5	6	8	
程度Ⅴ	1	2	4	6	8	10	点／10点

その他階 ※6

屋種率	～10%	～20%	～40%	～60%	～80%	～100%	計
無被害	0	0	0	0	0	0	
程度Ⅰ	0	0	0	1	1	1	
程度Ⅱ	0	1	1	2	2	3	計 × (4)
程度Ⅲ	1	1	2	3	4	5	S
程度Ⅳ	1	2	3	5	6	8	
程度Ⅴ	1	2	4	6	8	10	点／10点

⑩ 柱（または耐力壁）（15点）

主要階 ※6

本数率	～10%	～20%	～40%	～60%	～80%	～100%	計
無被害	0	0	0	0	0	0	
程度Ⅰ	0	0	1	1	1	2	
程度Ⅱ	0	1	2	2	3	4	計 × (3)
程度Ⅲ	1	2	3	5	6	8	M
程度Ⅳ	1	2	5	7	9	11	
程度Ⅴ	2	3	8	8	12	15	点／15点

その他階 ※6

本数率	～10%	～20%	～40%	～60%	～80%	～100%	計
無被害	0	0	0	0	0	0	
程度Ⅰ	0	0	1	1	1	2	
程度Ⅱ	0	1	2	2	3	4	計 × (4)
程度Ⅲ	1	2	3	5	6	8	S
程度Ⅳ	1	2	5	7	9	11	
程度Ⅴ	2	3	8	8	12	15	点／15点

⑪ 天井（5点）

主要階 ※6

屋種率	～10%	～20%	～40%	～60%	～80%	～100%	計
無被害	0	0	0	0	0	0	
程度Ⅰ	0	0	0	0	0	1	
程度Ⅱ	0	0	1	1	1	1	計 × (2)
程度Ⅲ	0	1	1	2	2	2	M
程度Ⅳ	0	1	2	3	3	4	
程度Ⅴ	1	1	2	3	4	5	点／5点

その他階 ※6

屋種率	～10%	～20%	～40%	～60%	～80%	～100%	計
無被害	0	0	0	0	0	0	
程度Ⅰ	0	0	0	0	0	1	
程度Ⅱ	0	0	1	1	1	1	計 × (4)
程度Ⅲ	0	1	1	2	2	3	S
程度Ⅳ	0	1	2	3	3	4	
程度Ⅴ	1	1	2	3	4	5	点／5点

⑫ 内壁（10点）

主要階 ※6

屋種率	～10%	～20%	～40%	～60%	～80%	～100%	計
無被害	0	0	0	0	0	0	
程度Ⅰ	0	0	0	1	1	1	
程度Ⅱ	0	0	1	1	2	3	計 × (3)
程度Ⅲ	1	1	2	3	4	5	M
程度Ⅳ	1	2	3	5	6	8	
程度Ⅴ	1	2	4	6	8	10	点／10点

その他階 ※6

屋種率	～10%	～20%	～40%	～60%	～80%	～100%	計
無被害	0	0	0	0	0	0	
程度Ⅰ	0	0	0	0	1	1	
程度Ⅱ	0	0	1	1	2	2	計 × (4)
程度Ⅲ	1	1	2	3	4	5	S
程度Ⅳ	1	2	3	5	6	8	
程度Ⅴ	1	2	4	6	8	10	点／10点

⑬ 建具（15点）

主要階 ※6

枚数率	～10%	～20%	～40%	～60%	～80%	～100%	計
無被害	0	0	0	0	0	0	
程度Ⅰ	0	0	1	1	1	2	
程度Ⅱ	0	1	2	2	3	4	計 × (3)
程度Ⅲ	1	2	3	5	6	8	M
程度Ⅳ	1	2	5	7	9	11	
程度Ⅴ	2	3	8	8	12	15	点／15点

その他階 ※6

枚数率	～10%	～20%	～40%	～60%	～80%	～100%	計
無被害	0	0	0	0	0	0	
程度Ⅰ	0	0	1	1	1	2	
程度Ⅱ	0	1	2	2	3	4	計 × (4)
程度Ⅲ	1	2	3	5	6	8	S
程度Ⅳ	1	2	5	7	9	11	
程度Ⅴ	2	3	8	8	12	15	点／15点

⑭ 床（階段含む）（10点）

主要階 ※6

屋種率	～10%	～20%	～40%	～60%	～80%	～100%	計
無被害	0	0	0	0	0	0	
程度Ⅰ	0	0	0	0	1	1	
程度Ⅱ	0	1	1	2	2	3	計 × (3)
程度Ⅲ	1	1	2	3	4	5	M
程度Ⅳ	1	2	3	5	6	8	
程度Ⅴ	1	2	4	6	8	10	点／10点

その他階 ※6

屋種率	～10%	～20%	～40%	～60%	～80%	～100%	計
無被害	0	0	0	0	0	0	
程度Ⅰ	0	0	0	0	1	1	
程度Ⅱ	0	0	1	1	2	2	計 × (4)
程度Ⅲ	1	1	2	3	4	5	S
程度Ⅳ	1	2	3	5	6	8	
程度Ⅴ	1	2	4	6	8	10	点／10点

※8 文字の着色は浸水による被害に関連する損害程度を示している。

⑮ 設備（10点）

		階	損傷の状況		階	損傷の状況	点	計
浴室（3点以内）	主要階・その他階		1点．配管のズレ等 2点．バスタブの割れ等 3点．再使用が不可能	その他（全部ないが水回り、パラペット等4点以内）	主要階			主要階 M 点
台所（3点以内）	主要階・その他階		1点．配管のズレ等 2点．再使用は可能だが大きく破損 3点．再使用が不可能		その他階			その他階 S 点

VER. 2105-1

Copyright©2010 建設省住宅局建築指導課 All rights reserved.

風害被害 ／非木造用（内閣府指針準拠）

住家被害調査票 <その1>

非木造 1 全体概要

調査日時	西暦 20□□年 □□月 □□日 □□時 □□分			
居住者名 連絡先		建物概要	〈住・空〉	戸建・長屋（ﾃﾗｽﾊｳｽ）・共同・店舗併用　・その他（　　）
			〈非住家〉	倉庫・車庫・事務所・病院・工場・店舗・その他（　　）
所有者名 連絡先			階数	〈平・造〉〈2-階〉〈その他〉（　）階
		調査に関する備考	浸水による被害	〈有〉〈無〉
調査員名				
		調査実施回数 □□回目		
物件所在地	※集合住宅の場合は、住所等は不明でも建物名・アパート名・部屋番号を必ず記入する			

Copyright© NTTインフラネット株式会社All Rights Reserved.

判定結果　点数に応じた判定結果を記入する ※

〈無被害〉〈軽中破に至らない〉〈軽中破〉〈小破〉〈中間損中破〉〈大規模中破〉〈全・崩〉

調査番号 □□□□□□□

裏面の損害点数上の値を記入する。
※点数が裏面されていなければ裏記入で良い

点数（数値を記入し、対応箇所に｜印を付ける）											
十の位	0	10	20	30	40	50	60	70	80	90	100
一の位	0	1	2	3	4	5	6	7	8	9	

Copyright©2013 [illegible] All rights reserved.

2 図面等

図面等記入欄

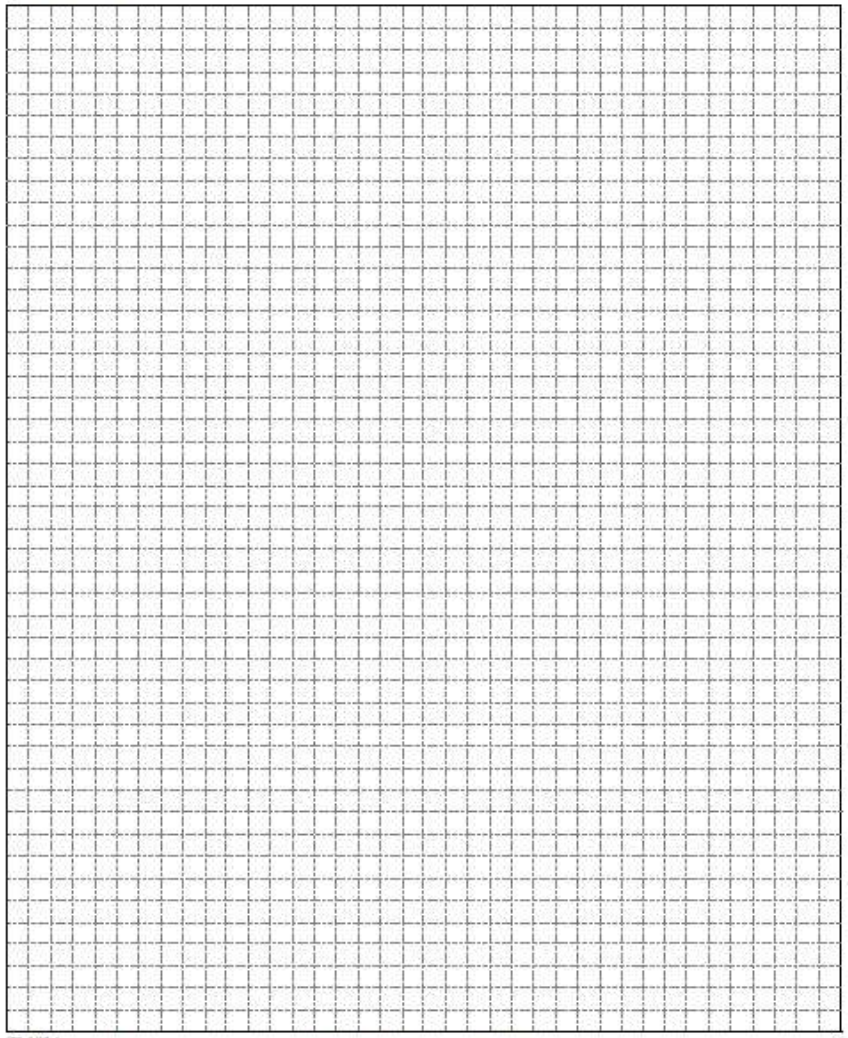

MEX 2105-1

メッシュ番号：533　　災害ID：132070006　R3真坂テスト
地図中心住所：東京都昭島市田中町1-17-1

Copyright©2013 [illegible] All rights reserved.

風害被害／非木造用（内閣府指針準拠）

住家被害調査票 <その2>

非木造 3-1 詳細調査票

STEP 1 建物全体の判定（外観目視調査）

STEP 2 部位の判定（内部立入調査・調査票3-2詳細補助票の結果を記入）

部位	A 構成比	B 損害点数	C 傾斜を考慮した損害点数
⑦ 柱（または耐力壁）※4	50		
⑧ 床・梁（梁、壁の5%点数の大きい方を採用）※4	10		
⑨ 外部仕上・雑壁・屋根	10		
⑩ 内部仕上・天井	10		
⑪ 建具	5		
⑫ 設備等（住家外）	5		
⑬ 設備等（住家内）	10		
傾斜			20
合計	ア		イ

※3 「柱または耐力壁」が50%以上、または「屋根」が50%以上の場合は構造等が50%以上となるため、⑥の構造種別がどちらかに「○」を記入する。
（⑥で「○」が2つ以上の場合は、高い方に全壊とはならないことに注意する）

点数から該当箇所にチェックする

傾斜なしの場合は「ア」と、傾斜ありの場合は「ア」と「イ」の中で大きい値を住家の損害点数として、記入する。（右図、1階の場合は点線の右側に記入）

ウ 小数点以下第1位を切り上げる

被害状況記入欄（ヒアリング内容や判断根拠を記入）

⑥ 傾斜	120cmの下限りを使用し、原則として一階部分の外壁又は柱の傾斜を計測し、最終平均する（小数点以下第2位で四捨五入して記入）	（ cm ＋ cm ＋ cm ＋ cm ）÷ 個所 ＝ cm	
⑦ 柱（または耐力壁）		⑤-3 屋根	
⑧-1 床		⑨-1 内部仕上	
⑧-2 梁		⑨-2 天井	
⑨-1 外部仕上		⑩ 建具	
⑨-2 雑壁		⑪⑫ 設備	
その他			

Copyright©2010 被災者生活再建支援研究会 All rights reserved.

3-2 詳細 補助票

⑥構造の種別 ※3	鉄骨造	鉄筋コンクリート造
	〈 ・ 〉 柱（本数で判定） ▼ 柱が見えない場合 〈 ・ 〉 耐力壁（ブレース数で判定） ▼ 耐力壁が見えない場合 〈 ・ 〉 外部仕上げ（面積で判定）	＜ラーメン構造の場合＞ 〈 ・ 〉 柱（本数で判定） ＜壁式構造の場合＞ 〈 ・ 〉 耐力壁（面積で判定）

※3 3つのチェック箇所のうち、点ずつつチェックする。

⑦柱（または耐力壁）50点	本数率	損傷の例示（鉄骨造住家）	損傷の例示（鉄筋コンクリート造住家）	～10%	～20%	～40%	～60%	～80%	～100%	計
	無被害 0	特に被害なし。	特に被害なし。	0	0	0	0	0	0	
	程度Ⅰ 10	（柱）柱脚コンクリートにひび割れ	ひび割れ幅約0.2mm以下	1	1	2	3	4	5	
	程度Ⅱ 25	（柱）アンカーボルトの伸び、ボルトのナット	ひび割れ幅約0.2～1mm、脱落なし。	1	3	5	8	10	13	
	程度Ⅲ 50	（柱）鉄骨座屈による小変形	ひび割れ幅約1～2mm、脱落わずか	3	5	10	15	20	25	
	程度Ⅳ 75	（柱）鉄骨座屈による中変形	ひび割れ幅約2mm超、脱落大、鉄筋露出	4	8	15	23	30	38	
	程度Ⅴ 100	（柱）鉄骨座屈による大変形、接合部の破断	鉄筋露出大で曲がりや破断あり	5	10	20	30	40	50	点／50点

⑧床・梁 10点 ※4	面積率	損傷の例示（鉄骨造住家）	損傷の例示（鉄筋コンクリート造住家）	～10%	～20%	～40%	～60%	～80%	～100%	計
	無被害 0	特に被害なし。	特に被害なし。	0	0	0	0	0	0	床合計
	程度Ⅰ 10	（床）一般にひび割れやせがれ、仕上げ一般に損傷	（床）一般にひび割れやせがれ、仕上げ一般に損傷	0	0	0	1	1	1	
	程度Ⅱ 25	（床）漏水による汚損や表下の浮き、ずれ	（床）漏水による汚損や表下の浮き、ずれ	0	1	1	2	2	3	点／10点
	程度Ⅲ 50	（床）漏水による著しい浸食やずれ、下地材の腐朽	（床）漏水による著しい浸食やずれ、下地材の腐朽	1	1	2	3	4	5	梁合計
	程度Ⅳ 75	（床）全体にひび割れ幅約1～3mm、仕上げ剥離	（床）全体にひび割れ幅約1～3mm、仕上げ剥離	1	2	3	5	6	8	
	程度Ⅴ 100	（床）全体が変形、仕上げの大幅な剥離	（床）全体が変形、仕上げの大幅な剥離	1	2	4	6	8	10	点／10点

⑨外部仕上・雑壁・屋根 10点	面積率	損傷の例示（外部仕上げ除外）	損傷の例示（屋根・雑壁含む）	～10%	～20%	～40%	～60%	～80%	～100%	計
	無被害 0	特に被害なし。	特に被害なし。	0	0	0	0	0	0	
	程度Ⅰ 10	仕上げや仕上げ材の表面にわずかなひび割れ。	一般にひび割れ、欠損程度2～3mm）やぶれ。	0	0	0	1	1	1	
	程度Ⅱ 25	一般に飛来物による損傷と変形程度がある	一般に飛来物による損傷と変形程度がある	0	1	1	2	2	3	
	程度Ⅲ 50	一般に飛来物による損傷部分、変遷度がある	一般に飛来物による損傷部分、変遷度がある	1	1	2	3	4	5	
	程度Ⅳ 75	大半に飛来物の貫通部分、変形度、変遷度がある	大半に飛来物の貫通部分、変形度、変遷度がある	1	2	3	5	6	8	
	程度Ⅴ 100	全面に飛来物の貫通部分、変形度、変遷度がある	全面に飛来物の貫通部分、変形度、変遷度がある	1	2	4	6	8	10	点／10点

⑩内部仕上・天井 10点 ※4	面積率	損傷の例示（内部仕上げ除外）	損傷の例示（天井除外）	～10%	～20%	～40%	～60%	～80%	～100%	計
	無被害 0	特に被害なし。	特に被害なし。	0	0	0	0	0	0	
	程度Ⅰ 10	わずかなひび割れやずれ	天井板にわずかな損傷	0	0	0	1	1	1	
	程度Ⅱ 25	内部壁辺縁に線状、ライル引地に亀裂	天井板に損傷	0	1	1	2	2	3	
	程度Ⅲ 50	漏水による仕上げ重要部の剥離、壁クロスの浮き	天井板に飛来、漏水による仕上の剥離・表面劣化	1	1	2	3	4	5	
	程度Ⅳ 75	大部分に飛来物の貫通、ライル剥落、ボード変形	大部分に壁の不落、大部分のずれ、面材の剥離	1	2	3	5	6	8	
	程度Ⅴ 100	全ての仕上げ材の脱落、漏水による腐朽、崩落	壁以外全面、天井面の崩落、漏水による腐朽・崩落	1	2	4	6	8	10	点／10点

⑪建具 5点 ※4	有無率	損傷の例示（扉、障子、木製サッシ、ドア除外）	～10%	～20%	～40%	～60%	～80%	～100%	計
	無被害 0	特に被害なし。	0	0	0	0	0	0	
	程度Ⅰ 10	建具による扉・障子・ドアの破損（開閉支障無し）、サッシの可動機能にわずかな歪み・変形、開閉困難	0	0	0	0	0	1	
	程度Ⅱ 25	（木製サッシ）開閉が悪化、アルミサッシ）扉の破損、開閉不良、（ドア）扉全体が変形、取り付け部のはずれ	0	0	1	1	1	1	
	程度Ⅲ 50	（扉、障子）可動部が破損、かまちは損傷なし、（木製サッシ）破損、開閉不良、（アルミサッシ）ガラスの破損	0	1	1	2	2	3	
	程度Ⅳ 75	（扉、障子、木製サッシ）可動部が破損、かまちに一部欠損やひび割れ、（アルミサッシ）ガラス破損	0	1	2	2	3	4	
	程度Ⅴ 100	建具による風雨の吹き込み開閉不良、ドア等の重要な部分が破損し風雨が吹き込む、建具の破損	1	1	2	3	4	5	点／5点

※4 ⑩⑪の太字の箇所は浸水による被害に関係する損害程度を示している。

⑫設備等（住家外）5点	箇所	損傷の状況	計
	基礎水槽・受水槽		最大5点
	外部階段		
	その他		点／5点

⑬設備等（住家内）10点	箇所	損傷の状況	計
	浴室（3点以内）	1点、配管のズレ等　2点、バスタブの割れ等　3点、再使用が不可能	最大10点
	便所（3点以内）	1点、配管のズレ等　2点、再使用は可能だが大きく破損　3点、再使用が不可能	
	その他（4点以内）		点／10点

VER. 2105-1

Copyright©2010 被災者生活再建支援研究会 All rights reserved.

風害被害／木造・プレハブ用（内閣府指針準拠）

住家被害調査票 <その1>

木造（再） | **1 全体概要**

調査日時	西暦 20 □□ 年 □□ 月 □□ 日 □□ 時 □□ 分			
居住者名 連絡先		建物概要	＜ 住・非 ＞	戸建・長屋（5階以）・共同・店舗併用・その他（ ）
			＜ 非住家 ＞	車庫・倉庫・事業所・病院・工場・店舗・その他（ ）
所有者名 連絡先			階 数	＜ 平・屋 ＞ ＜ 2・階 ＞ ＜ その他 ＞ （ ）階
調査員名		調査に関する備考	浸水による被害	＜ 無 ＞ ＜ 有 ＞
		調査実施回数 □□ 回目		

物件所在地	※集合住宅の場合は、住所等は不明でも建物名・アパート名・部屋番号を必ず記入する

特記事項

全ての調査が終了したら、調査票の内容を確認して最終判定結果を記入してください。

判定結果

点数に応じた判定結果を記入する [1]

＜ 無被害 ＞ ＜ 準半壊に至らない ＞ ＜ 準半壊 ＞ ＜ 半・壊 ＞ ＜ 中規模半壊 ＞ ＜ 大規模半壊 ＞ ＜ 全・壊 ＞

調査番号 □□□□□□□□

調査の最終点数、工の値を記入する。※必要の無い場合は空欄記入で良い。

点数（数値を記入し、対応箇所に ｜ 印を付ける）

工			十の位	h3	10	20	30	40	50	60	70	80	90	100
			一の位	h4	0	1	2	3	4	5	6	7	8	9

Copyright © 2019 被災市生活再建支援研究会 All rights reserved.

2 図面等

図面等記入欄

Ver.2105-1

Copyright © 2019 被災市生活再建支援研究会 All rights reserved.

風害被害／木造・プレハブ用（内閣府指針準拠）

住家被害調査票 <その2>

木造（再） 3-1 詳細調査票

STEP 1 建物全体の判定（外観目視調査）

START ▶

① 瓦屋や住家に屋や屋根物による被害がある？ （屋）
- （有）→ 判定結果：<・>全壊
- （無）↓

② 屋破壊がある？
- （有）（住家全体、又は、住家の一部の屋が全部損壊している）→ 判定結果：<・>全壊
- （無）↓

③ 傾斜がある？
- 大傾斜あり（1/20以上：120cmの下振りで6cm 以上）→ 判定結果：<・>全壊
- 傾斜あり（1/60～1/20未満：120cmの下振りで2～6cm 未満）
- 傾斜なし（1/60未満：120cmの下振りで2cm 未満）

③-1 住家内に雨水の溜れがある？ ※1
- （有）→ 判定結果：<・>準半壊に至らない
- （無）

※1 屋根等に損傷、破壊等の損害が生じており、住家内への雨水の溜れがある場合は「有」に○をつける

④ 躯体が被壊している？
- （有）基礎、又は柱（または耐力壁）の損害率が75%以上 → 判定結果：<・>全壊
- （無）↓

⑤ 上記③の傾斜の大きさは？
- 傾斜あり（1/60～1/20未満：120cmの下振りで2～6cm 未満）
- 傾斜なし（1/60未満：120cmの下振りで2cm 未満）

A～F / A～G

判定結果（いずれかの該当箇所をチェックしたら、調査終了）

50点～	<・>全壊
40～49点	<・>大規模半壊
30～39点	<・>中規模半壊
20～29点	<・>半壊
10～19点	<・>準半壊
1～9点	<・>準半壊に至らない

▲ 点数から該当箇所にチェックする ▲

「ア」、「イ」、（傾斜ありの場合は「ウ」）のやで大きい値を住家の損害点数として、記入する
（1桁の場合は点数の右詰に右詰で記入）

小数点以下第1位を切り上げる

STEP 2 部位の判定（内部立入調査：調査票3-2詳細補助票の結果を記入）

部位	構成比	A 離脱部位損害点数 主要階 M※2	A その他階 S※2	B 部位別損害点数 A+B	C 離脱重み付け※3 主要階 A×1.25	C その他階 B×0.5	D 重み付き損害点数 D=Eただし、構成比以下	E 傾斜を考慮した損害点数 アンイ→C アまたはイ→F
⑥ 基礎※4	10							
⑧ 屋根	15							
⑨ 外壁	10							
⑩ 柱（または耐力壁）※5	15							
⑪ 天井	5							
⑫ 内壁	10							
⑬ 建具	15							
⑭ 床（階段含む）	10							
⑮ 設備	10							

※2 M及びSは、調査票3-2 詳細補助票のM及びSの値。
※3 2階建以上の場合は一番上の1階を行う（平屋建ては、1階は使用しない。）
※4 ⑥基礎は、調査票3-2 詳細補助票の⑥基礎の損害点数を0.2倍して得た値に記入する。また、7.5点以上の場合は、損害率75%以上となるため、⑥の詳細補助票1にチェックして調査を終了する。
※5 ⑩柱（または耐力壁）で11.25点以上の場合は、損害率75%以上となるため、⑩の詳細補助票1にチェックして調査を終了する。

合計 ア / イ / ウ → 15

エ

小数点以下第1位を切り上げる

被害状況記入欄（ヒアリング内容や判断根拠を記入）

⑤ 傾斜	120cmの下振りを使用し、原則として一軒屋分の外壁又は柱の四隅を計測し、単純平均する（小数点以下第2位で四捨五入して記入） （ cm + cm + cm + cm ）÷ 箇所 = cm		
⑥ 基礎		⑫ 内壁	
⑧ 屋根		⑬ 建具	
⑨ 外壁		⑭ 床（階段含む）	
⑩ 柱（または耐力壁）		⑮ 設備	
⑪ 天井		その他	

Copyright © 2018 被災者生活再建支援研究会 All rights reserved.

3-2 詳細 補助票

⑥ 基礎 外力等

外周基礎長さ（ア）	損傷基礎長さ（イ）	損害点数 (イ)÷(ア)×10% 小数点以下を四捨五入 7.5点以上で全壊→6.5点	計
m	m	点	点

※6 7.5点以上の場合は損害率75%以上となるため、⑥の詳細補助票1にチェックして調査を終了する。

⑦ 屋根葺き

	主要階	その他階	計
屋根	(1)	(2)	1.0
床※7	(3)	(4)	1.0

※7 屋根の各階毎は⑧の割合に、床の各階毎は⑨～⑭の割合に按分する。

主要階 ※8

	面積率	~10%	~20%	~40%	~60%	~80%	~100%	計	
⑧ 屋根 15点	無被害	0	0	0	0	0	0		
	程度Ⅰ	0	0	1	1	1	2		
	程度Ⅱ	**0**	**1**	**2**	**2**	**3**	**4**	計×(1)	
	程度Ⅲ	**1**	**2**	**3**	**5**	**6**	**8**	M	
	程度Ⅳ	1	2	5	7	9	11		
	程度Ⅴ	2	3	6	9	12	15	点／15点	
⑨ 外壁 10点	無被害	0	0	0	0	0	0		
	程度Ⅰ	0	0	0	1	1	1		
	程度Ⅱ	0	1	1	2	2	3	計×(3)	
	程度Ⅲ	**1**	**1**	**2**	**3**	**4**	**5**	M	
	程度Ⅳ	1	2	3	5	6	8		
	程度Ⅴ	**1**	**2**	**4**	**6**	**8**	**10**	点／10点	
⑩ 柱（または耐力壁） 15点	本数率	~10%	~20%	~40%	~60%	~80%	~100%	計	
	無被害	0	0	0	0	0	0		
	程度Ⅰ	**0**	**0**	**1**	**1**	**1**	**2**		
	程度Ⅱ	0	1	2	2	3	4	計×(3)	
	程度Ⅲ	1	2	3	5	6	8	M	
	程度Ⅳ	1	2	5	7	9	11		
	程度Ⅴ	2	3	6	9	12	15	点／15点	
⑪ 天井 5点	面積率	~10%	~20%	~40%	~60%	~80%	~100%	計	
	無被害	0	0	0	0	0	0		
	程度Ⅰ	0	0	0	0	0	1		
	程度Ⅱ	0	0	1	1	1	1	計×(3)	
	程度Ⅲ	0	1	1	2	2	3	M	
	程度Ⅳ	**0**	**1**	**2**	**2**	**3**	**4**		
	程度Ⅴ	**1**	**1**	**2**	**3**	**4**	**5**	点／5点	
⑫ 内壁 10点	面積率	~10%	~20%	~40%	~60%	~80%	~100%	計	
	無被害	0	0	0	0	0	0		
	程度Ⅰ	0	0	0	1	1	1		
	程度Ⅱ	0	1	1	2	2	2	計×(3)	
	程度Ⅲ	**1**	**1**	**2**	**3**	**4**	**5**	M	
	程度Ⅳ	1	2	3	5	6	8		
	程度Ⅴ	**1**	**2**	**4**	**6**	**8**	**10**	点／10点	
⑬ 建具 15点	枚数率	~10%	~20%	~40%	~60%	~80%	~100%	計	
	無被害	0	0	0	0	0	0		
	程度Ⅰ	**0**	**0**	**1**	**1**	**1**	**2**		
	程度Ⅱ	0	1	2	2	3	4	計×(3)	
	程度Ⅲ	1	2	3	5	6	8	M	
	程度Ⅳ	1	2	5	7	9	11		
	程度Ⅴ	**2**	**3**	**6**	**9**	**12**	**15**	点／15点	
⑭ 床（階段含む） 10点	面積率	~10%	~20%	~40%	~60%	~80%	~100%	計	
	無被害	0	0	0	0	0	0		
	程度Ⅰ	0	0	0	1	1	1		
	程度Ⅱ	**0**	**1**	**1**	**2**	**2**	**3**	計×(3)	
	程度Ⅲ	**1**	**1**	**2**	**3**	**4**	**5**	M	
	程度Ⅳ	**1**	**2**	**3**	**5**	**6**	**8**		
	程度Ⅴ	1	2	4	6	8	10	点／10点	

その他階 ※8

	面積率	~10%	~20%	~40%	~60%	~80%	~100%	計	
⑧ 屋根 15点	無被害	0	0	0	0	0	0		
	程度Ⅰ	0	0	1	1	1	2		
	程度Ⅱ	**0**	**1**	**2**	**2**	**3**	**4**	計×(2)	
	程度Ⅲ	**1**	**2**	**3**	**6**	**6**	**8**	S	
	程度Ⅳ	1	2	5	7	9	11		
	程度Ⅴ	2	3	6	9	12	15	点／15点	
⑨ 外壁 10点	面積率	~10%	~20%	~40%	~60%	~80%	~100%	計	
	無被害	0	0	0	0	0	0		
	程度Ⅰ	0	0	0	1	1	1		
	程度Ⅱ	0	1	1	2	2	3	計×(4)	
	程度Ⅲ	**1**	**1**	**2**	**3**	**4**	**5**	S	
	程度Ⅳ	1	2	3	5	6	8		
	程度Ⅴ	**1**	**2**	**4**	**6**	**8**	**10**	点／10点	
⑩ 柱（または耐力壁） 15点	本数率	~10%	~20%	~40%	~60%	~80%	~100%	計	
	無被害	0	0	0	0	0	0		
	程度Ⅰ	**0**	**0**	**1**	**1**	**1**	**2**		
	程度Ⅱ	0	1	2	2	3	4	計×(4)	
	程度Ⅲ	1	2	3	5	6	8	S	
	程度Ⅳ	1	2	5	7	9	11		
	程度Ⅴ	2	3	6	9	12	15	点／15点	
⑪ 天井 5点	面積率	~10%	~20%	~40%	~60%	~80%	~100%	計	
	無被害	0	0	0	0	0	0		
	程度Ⅰ	0	0	0	0	0	1		
	程度Ⅱ	0	0	1	1	1	1	計×(4)	
	程度Ⅲ	0	1	1	2	2	3	S	
	程度Ⅳ	**0**	**1**	**2**	**2**	**3**	**4**		
	程度Ⅴ	**1**	**1**	**2**	**3**	**4**	**5**	点／5点	
⑫ 内壁 10点	面積率	~10%	~20%	~40%	~60%	~80%	~100%	計	
	無被害	0	0	0	0	0	0		
	程度Ⅰ	0	0	0	1	1	1		
	程度Ⅱ	0	1	1	2	2	2	計×(4)	
	程度Ⅲ	**1**	**1**	**2**	**3**	**4**	**5**	S	
	程度Ⅳ	1	2	3	5	6	8		
	程度Ⅴ	**1**	**2**	**4**	**6**	**8**	**10**	点／10点	
⑬ 建具 15点	枚数率	~10%	~20%	~40%	~60%	~80%	~100%	計	
	無被害	0	0	0	0	0	0		
	程度Ⅰ	**0**	**0**	**1**	**1**	**1**	**2**		
	程度Ⅱ	0	1	2	2	3	4	計×(4)	
	程度Ⅲ	1	2	3	5	6	8	S	
	程度Ⅳ	1	2	5	7	9	11		
	程度Ⅴ	**2**	**3**	**6**	**9**	**12**	**15**	点／15点	
⑭ 床（階段含む） 10点	面積率	~10%	~20%	~40%	~60%	~80%	~100%	計	
	無被害	0	0	0	0	0	0		
	程度Ⅰ	0	0	0	1	1	1		
	程度Ⅱ	**0**	**1**	**1**	**2**	**2**	**3**	計×(4)	
	程度Ⅲ	**1**	**1**	**2**	**3**	**4**	**5**	S	
	程度Ⅳ	**1**	**2**	**3**	**5**	**6**	**8**		
	程度Ⅴ	1	2	4	6	8	10	点／10点	

※8 太字の箇所は調査による被害に関係する調査箇所を示している。

⑮ 設備

		階	損傷の状況		階	損傷の状況	点	計
10点	給湯（3点以内）	主要階 その他階	1点．配管のズレ等 2点．パスタブの割れ等 3点．再使用が不可能	その他（浴室以外の水回り、ベランダ等 4点以内）	主要階			主要階 M 点
	台所（3点以内）	主要階 その他階	1点．配管のズレ等 2点．再使用は可能だが大きく破損 3点．再使用が不可能		その他階			その他階 S 点

Ver.2105-1

Copyright © 2018 被災者生活再建支援研究会 All rights reserved.

風害被害／非木造用（内閣府指針準拠）

住家被害調査票 <その1>

非木造（再） 1 全体概要

調査日時	西暦 20 □□年 □□月 □□日 □□時 □□分			
居住者名 連絡先		建物概要	＜ 住・家 ＞	戸建・長屋（パラペット）・共同・店舗併用・その他（ ）
			＜ 非住家 ＞	車庫・倉庫・事業所・病院・工場・店舗・その他（ ）
所有者名 連絡先			階 数	＜ 平屋 ＞ ＜ 2階 ＞ ＜ その他 ＞（ ）階
		調査に関する備考	浸水による被害	＜ 無 ＞ ＜ 有 ＞
調査員名				
		調査実施回数	□□回目	

物件所在地	※集合住宅の場合は、住所等は不明でも建物名・アパート名・部屋番号を必ず記入する

■特記事項

全ての調査が終了したら、調査票の内容を確認して最終判定結果を記入してください。

判定結果 点数に応じた判定結果を記入する h1

＜ 無被害 ＞ ＜ 準半壊に至らない ＞ ＜ 準半壊 ＞ ＜ 半・壊 ＞ ＜ 中規模半壊 ＞ ＜ 大規模半壊 ＞ ＜ 全・壊 ＞

調査番号 □□□□□□□

最低の損傷点数
工の値を記入する。
※点数が算出されていなければ記入不可。

点数（数値を記入し、対応箇所に■印を付ける）												
工		十の位	h3	10	20	30	40	50	60	70	80	90	100
		一の位	h4	0	1	2	3	4	5	6	7	8	9

Copyright © 2018 被災者生活再建支援研究会 All rights reserved.

2 図面等

■図面等記入欄

Ver.2105-1

Copyright © 2018 被災者生活再建支援研究会 All rights reserved.

風害被害／非木造用（内閣府指針準拠）

住家被害調査票 <その2>

非木造(再) 3-1 詳細調査票

STEP 1 建物全体の判定（外観目視調査）

START ▶

① 地盤や住家に屋や飛来物による被害がある？ （有）
（無）
② 屋根葺がある？ （有）（住家全部、又は、住家の一部の屋が全部損壊している）
（無）
③ 傾斜がある？ 大傾斜あり（1/30以上：120cmの下振りで 4cm 以上）
傾斜あり（1/60～1/30未満：120cmの下振りで 2～4cm 未満）
傾斜なし（1/60未満：120cmの下振りで 2cm 未満）
③-1 住家内に雨水の恐れがある？ ※1 （無）（有）
※1 屋根等に損傷、破壊等の損傷が生じており、住家内への雨水の恐れがある場合は「有」に○をつける
（無）
④ 躯体が破壊している？ （有）基礎、又は柱（または耐力壁）の損傷率が75%以上
（無）
⑤ 上記③の傾斜の大きさは？ 傾斜あり（1/60～1/30未満：120cmの下振りで 2～4cm 未満）
傾斜なし（1/60未満：120cmの下振りで 2cm 未満）

判定結果
いずれかの該当箇所をチェックしたら、調査終了

< ・ >	無被害
< ・ >	全壊
< ・ >	全壊
< ・ >	準半壊に至らない
< ・ >	全壊

A～B / A～C

STEP 2 部位の判定 （内部立入調査：調査票3-2詳細補助票の結果を記入）

部位	A 構成比	B 損害点数	C 傾斜を考慮した損害点数
⑦ 柱（または耐力壁）※2	50	37.5点以上で全壊→⑪	
⑧ 床・梁 ※（同点の方を点数の大きい方を採用）	10	7.5点以上で全壊→⑪	
⑨ 外部仕上・建具・屋根	10		
⑩ 内部仕上・天井	10		
⑪ 建具	5		
⑫ 設備等（住家外）	5		
⑬ 設備等（住家内）	10		
		合計 ア	20 イ

※2 柱（または耐力壁）で37.5点以上、または全部で75点以上の場合は損傷率75%以上となるため、その時点で被害区分にチェックして調査を終了する。
（75点で37.5点以上の場合は、重ねて全壊とはならないことに注意する）

50点～ 全壊
40～49点 大規模半壊
30～39点 中規模半壊
20～29点 半壊
10～19点 準半壊
1～9点 準半壊に至らない

▲ 点数から該当箇所にチェックする

傾斜なしの場合は「ア」を、傾斜ありの場合は「ア」と「イ」の中で大きい値を住家の損害点数として、記入する。（右記。1行の場合は点数の右側に記入）

ウ エ

※点数点以下第1位を切り上げる

被害状況記入欄（ヒアリング内容や判断根拠を記入）

⑤ 傾斜	120cmの下振りを使用し、原則として一般部分の外壁又は柱の四隅を計測し、単純平均する（小数点以下第2位で四捨五入して記入） （ cm + cm + cm + cm ）÷ 箇所 = cm		
⑦ 柱（または耐力壁）		⑨-2 建具	
⑧-1 床		⑩-1 内部仕上	
⑧-2 梁		⑩-2 天井	
⑨-1 外部仕上		⑪ 建具	
⑨-2 屋根		⑫ ⑬ 設備	
その他			

Copyright © 2010 被災者住宅再建支援研究会 All rights reserved.

3-2 詳細 補助票

⑥ 構造の種別 ※1	鉄骨造	鉄筋コンクリート造
	< ・ > 柱（本数で判定） ▼ 柱が見えない場合 < ・ > 耐力壁（ブレース数で判定） ▼ 耐力壁が見えない場合 < ・ > 外部仕上げ（面積で判定）	<ラーメン構造の場合> < ・ > 柱（本数で判定） <壁式構造の場合> < ・ > 耐力壁（面積で判定）

※1 5つのチェック箇所のうち、必ず1つをチェックする。

⑦ 柱（または耐力壁）	本数率	損傷の例示（鉄骨造抜粋）	損傷の例示（鉄筋コンクリート造抜粋）	～10%	～20%	～40%	～60%	～80%	～100%	計
50点	除被害 0	特に被害なし	特に被害なし	0	0	0	0	0	0	
	程度Ⅰ 10	(ロ) 柱脚コンクリートにひび割れ	ひび割れ幅0.2mm以下	1	1	2	3	4	5	
	程度Ⅱ 25	(ロ) アンカーボルトの伸び、ボルトのすべり	ひび割れ幅約0.2～1mm、補修なし	1	3	5	8	10	13	
	程度Ⅲ 50	(ホ) 局部座屈による小変形	ひび割れ幅約1～2mm、補修わずか	3	5	10	15	20	25	
	程度Ⅳ 75	(ホ) 局部座屈による中変形	ひび割れ幅2mm超、補修大、鉄筋露出	4	8	15	23	30	38	
	程度Ⅴ 100	(ヘ) 局部座屈による大変形、座屈部の破断	鉄筋露出大で崩壊や倒壊寸前	5	10	20	30	40	50	点／50点

⑧ 床・梁 ※4	面積率	損傷の例示（鉄骨造抜粋）	損傷の例示（鉄筋コンクリート造抜粋）	～10%	～20%	～40%	～60%	～80%	～100%	計
10点	除被害 0	特に被害なし	特に被害なし	0	0	0	0	0	0	床合計
	程度Ⅰ 10	(ホ) 一部にひび割れやはがれ、仕上げ・壁に損傷	(ホ) 一部にひび割れやはがれ、仕上げ・壁に損傷	0	0	0	1	1	1	
	程度Ⅱ 25	(ホ) 雨水による汚損や若干の浮き、ずれ	(ホ) 雨水による汚損や若干の浮き、ずれ	**0**	**1**	**1**	**2**	**2**	**3**	点／10点
	程度Ⅲ 50	(ホ) 雨水による著しい浮きやずれ、下地材の腐れ	(ホ) 雨水による著しい浮きやずれ、下地材の腐れ	**1**	**1**	**2**	**3**	**4**	**5**	梁合計
	程度Ⅳ 75	(ホ) 全体にひび割れ（幅5～5mm）、仕上げ損壊	(ホ) 全体にひび割れ（幅5～5mm）、仕上げ損壊	1	2	3	5	6	8	
	程度Ⅴ 100	(ヘ) 全体が変形、仕上げの大部分が剥離	(ヘ) 全体が変形、仕上げの大部分が剥離	1	2	4	6	8	10	点／10点

⑨ 外部仕上・建具・屋根	面積率	損傷の例示（外部仕上げ抜粋）	損傷の例示（建具・雨樋抜粋）	～10%	～20%	～40%	～60%	～80%	～100%	計
10点	除被害 0	特に被害なし	特に被害なし	0	0	0	0	0	0	
	程度Ⅰ 10	仕上や仕上げ材の目地にわずかなひび割れ	一部にひび割れ（幅約0.2～1mm）やはがれ	0	0	0	1	1	1	
	程度Ⅱ 25	一部に局所的による複数な変形歪がある	一部に局所的による複数な変形歪がある	0	1	1	2	2	3	
	程度Ⅲ 50	一部に局所的による変形歪より、貫通歪がある	一部に局所的による変形歪より、貫通歪がある	1	1	2	3	4	5	
	程度Ⅳ 75	大半に局所的の変形歪より、座屈歪、貫通歪がある	大半に局所的の変形歪より、座屈歪、貫通歪がある	1	2	3	5	6	8	
	程度Ⅴ 100	全面に局所的の変形歪より、座屈歪、貫通歪がある	全面に局所的の変形歪より、座屈歪、貫通歪がある	1	2	4	6	8	10	点／10点

⑩ 内部仕上・天井 ※4	面積率	損傷の例示（内部仕上げ抜粋）	損傷の例示（天井抜粋）	～10%	～20%	～40%	～60%	～80%	～100%	計
10点	除被害 0	特に被害なし	特に被害なし	0	0	0	0	0	0	
	程度Ⅰ 10	わずかなひび割れやずれ	天井板にわずかな損傷	0	0	0	1	1	1	
	程度Ⅱ 25	内装材可部に損傷、タイル目地に亀裂	天井板に損傷	0	1	1	2	2	3	
	程度Ⅲ 50	漏水による仕上げ建材の損傷、壁クロスの剥落	天井板に浮き、漏水による仕上の損傷・崩落発生	**1**	**1**	**2**	**3**	**4**	**5**	
	程度Ⅳ 75	内装合板に貫通や変形、タイル破損、ボード変形	天井板に歪や不陸、天井板のずれ、壁天井合同損	1	2	3	5	6	8	
	程度Ⅴ 100	全ての仕上げ材が損傷、漏水による腐朽、膨張	著しい不陸、天井板の破損、漏水による腐朽・膨張	**1**	**2**	**4**	**6**	**8**	**10**	点／10点

⑪ 建具 ※4	枚数率	損傷の例示（窓、障子、木製サッシ、ドア抜粋）	～10%	～20%	～40%	～60%	～80%	～100%	計
5点	除被害 0	特に被害なし	0	0	0	0	0	0	
	程度Ⅰ 10	建具による骨・障子・ドアの破損（再使用可能）、サッシの可動部等にわずかな歪みや変形、開閉困難	**0**	**0**	**0**	**0**	**0**	**1**	
	程度Ⅱ 25	（木製サッシ）開閉が時々、（アルミサッシ）建具破損、開閉不良、（ドア）骨組が変形、落とし付け部のはがれ	0	0	1	1	1	1	
	程度Ⅲ 50	（窓、障子）可動部が破損、かまちは損傷なし、（木製サッシ）破損し、開閉不良、（アルミサッシ）ガラス破損	0	1	1	2	2	3	
	程度Ⅳ 75	（窓、障子、木製サッシ）可動部が破損、かまちに一部亀裂やひび割れ、（アルミサッシ）ガラス破損	0	1	2	2	3	4	
	程度Ⅴ 100	建具による開口の歪みで開閉不能、ドア等の自然状態閉じ機能（再使用不可能）、建具の破壊	**1**	**1**	**2**	**3**	**4**	**5**	点／5点

※4 各段の太字の箇所は漏水による被害に該当する損傷程度を示している。

⑫ 設備等（住家外） 5点	箇所	損傷の状況	計
	高架水槽・受水槽		最大5点
	外部階段		
	その他		点／5点

⑬ 設備等（住家内） 10点	箇所	損傷の状況	計
	浴室（3点以内）	1点：配管のズレ等　2点：パスタブの割れ等　3点：再使用が不可能	最大10点
	台所（3点以内）	1点：配管のズレ等　2点：再使用は可能だが大きく破損　3点：再使用が不可能	
	その他（4点以内）		点／10点

Ver.2105-1

Copyright © 2010 被災者住宅再建支援研究会 All rights reserved.

資料　23　激甚災害指定基準

激甚法適用条項と適用措置	指定基準
第２章（第３条）（第４条３．）公共土木施設災害復旧事業等に関する特別の財政援助	Ａ 公共施第２章（第３条） 設災害復旧事業費等の査定見込額＞全国標準税収入×0.5%
	Ｂ 公共施設災害復旧事業費等の査定見込額＞全国標準税収入×0.2% かつ (1) 一の都道府県の査定見込額＞当該都道府県の標準税収入×25% ------の県が１以上 又は (2) 県内市町村の査定見込総額＞県内全市町村の標準税収入×5% ------の県が１以上
第５条 農地等の災害復旧事業等に係る補助の特別措置	Ａ 農地等の災害復旧事業費等の査定見込額＞全国農業所得推定額×0.5%
	Ｂ 農地等の災害復旧事業費等の査定見込額＞全国農業所得推定額×0.15% かつ (1) 一の都道府県の査定見込額＞当該都道府県の農業所得推定額×4% ------の県が１以上 又は (2) 一の都道府県の査定見込額＞10億円　------の県が１以上
第６条 農林水産業共同利用施設災害復旧事業の補助特例	(1) 第５条の措置が適用される場合 又は (2) 農業被害見込額＞全国農業所得推定額×1.5%で第８条の措置が適用される場合
	ただし、(1)(2)とも、当該被害見込額が５千万円以下の場合は除く。
第８条 天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置の特例	Ａ 農業被害見込額＞全国農業所得推定額×0.5%
	Ｂ 農業被害見込額＞全国農業所得推定額×0.15% かつ 一の都道府県の特別被害農業者＞当該都道府県の農業者×3%　------の県が１以上
	ただし、ＡＢとも、高潮、津波等特殊な原因による災害であって、その被害の態様から、この基準によりがたいと認められるものについては、災害の発生のつど被害の実情に応じて個別に考慮する。
第11条の２ 森林災害復旧事業に対する補助	Ａ 林業被害見込額＞全国生産林業所得推定額×5%
	Ｂ 林業被害見込額＞全国生産林業所得推定額×1.5% かつ (1) 一の都道府県の林業被害見込額＞当該都道府県の生産林業所得推定額×60% ------の県が１以上 又は (2) 一の都道府県の林業被害見込額＞全国生産林業所得推定額×1% ------の県が１以上
	ただし、ＡＢとも、林業被害見込額は樹木に係るものに限り、生産林業所得推定額は木材生産部門に限る。
第12条 中小企業信用保険法による災害関係保証の特例 第13条 小規模企業者等設備導入資金助成法による貸付金の償還期間等の特例 第15条 中小企業者に対する資金の融通に関する特例	Ａ 中小企業関係被害額＞全国中小企業所得推定額×0.2%
	Ｂ 中小企業関係被害額＞全国中小企業所得推定額×0.06% かつ 一の都道府県の中小企業関係被害額＞当該都道府県の中小企業所得推定額×2% ……の県が１以上 ただし、火災の場合又は第12条の適用の場合における中小企業関連被害額の全国中小企業所得推定額に対する割合については、被害の実情に応じ特例的措置を講ずることがある。

第22条　罹災者公営住宅建設等事業に対する補助の特例	A　被災地全域滅失戸数≧4,000戸
	B　(1)　被災地全域滅失戸数≧2,000戸 かつ 一の市町村の区域内の滅失戸数≧200戸又は住宅戸数の1割以上 ------の市町村が１以上 又は (2)　被災地全域滅失戸数≧1,200戸 かつ 一の市町村の区域内の滅失戸数≧400戸又は住宅戸数の2割以上 ……の市町村が１以上
	ただし、(1)(2)とも、火災の場合における被災地全域の滅失戸数については、被害の実情に応じ特例的措置を講ずることがある。
第24条　小災害債に係る元利償還金の基準財政需要額への算入等	第2章（第3条及び第4条）又は第5条の措置が適用される場合。
第７条　開拓者等の施設の災害復旧事業に対する補助	災害の実情に応じ、その都度検討する。
第９条　森林組合等の行なう堆積土砂の排除事業に対する補助	
第10条　土地改良区等の行なう湛水排除事業に対する補助	
第11　条　共同利用小型漁船の建造費の補助	
第14　条　事業協同組合等の施設の災害復旧事業に対する補助	
第20　条　母子及び寡婦福祉法による国の貸付けの特例	
第21　条　水防資材費の補助の特例	
第23　条　産業労働者住宅建設資金の融通の特例	
第25　条　雇用保険法による求職者給付の支給に関する特例	

資料　24　局地激甚災害指定基準

激甚法適用条項と適用措置	指定基準
第２章(第３条)（第４条)公共土木施設災害復旧事業等に関する特別の財政援助	当該市町村が負担する公共施設災害復旧事業費等の査定事業額＞当該市町村の標準税収入×50%（査定事業費が１千万円未満のものを除く。） ただし、この基準に該当する市町村ごとの査定事業費を合算した額が概ね１億円未満である場合を除く。
第５条 農地等の災害復旧事業等に係る補助の特別措置 第６条 農林水産業共同利用施設災害復旧事業の補助特例	当該市町村内の農地等の災害復旧事業に要する経費＞当該市町村の農業所得推定額×10% （災害復旧事業に要する経費が１千万円未満のものを除く。） ただし、当該経費の合算額が概ね５千万円未満である場合を除く。
第11条の2森林災害復旧事業に対する補助	当該市町村内の林業被害見込額＞ 当該市町村に係る生産林業所得推定額×1.5 （樹木に係るもの）（木材生産部門） （林業被害見込額が当該年度の全国生産林業所得（木材生産部門）推定額の概ね0.05%未満のものを除く。） かつ (1)　大火による災害にあっては、要復旧見込面積＞300ha 又は (2)　その他の災害にあっては、 要復旧見込面積＞当該市町村の民有林面積(人工林に係るもの)×25%
第12条 中小企業信用保険法による災害関係保証の特例 第13条 小規模企業者等設備導入資金助成法による貸付金の償還期間等の特例 第15 条 中小企業者に対する資金の融通に関する特例	中小企業関係被害額＞当該市町村の中小企業所得推定額×10%（被害額が１千万円のものを除く。） ただし、当該被害額を合算した額が概ね５千万円未満である場合を除く。
第24 条 小災害債に係る元利償還金の基準財政需要額への算入等	第２章（第３条及び第４条）又は第５条の措置が適用される場合。

資料　25　激甚災害法に定める事業及び都関係局

適用条項	事　　業　　名	都関係局名	備　　考
第３条	1 公共土木施設災害復旧事業	建　設　局 港　湾　局 産業労働局	河川、海岸、砂防設備、道路 港湾、漁港 林地荒廃防止施設、漁港
	2 公共土木施設災害関連事業	建　設　局 港　湾　局 産業労働局	河川、海岸、砂防設備、道路 港湾、漁港 林地荒廃防止施設、漁港
	3 公立学校施設災害復旧事業	教　育　庁	
	4 公営住宅施設災害復旧事業	住宅政策本部	
	5 生活保護施設災害復旧事業	福祉保健局	
	6 児童福祉施設災害復旧事業		
	7 老人福祉施設災害復旧事業		
	8 身体障害者社会参加支援施設災害復旧事業		
	9 障害者支援施設、地域活動支援センター、福祉ホーム、又は障害福祉サービス事業の用に供する施設の災害復旧事業		
	10 婦人保護施設災害復旧事業		
第３条 及び 第19 条	11 感染症予防事業	福祉保健局	
	12 感染症指定医療機関災害復旧事業		
第３条 及び 第９条	13 堆積土砂排除事業	建　設　局 下水道局 港　湾　局 産業労働局 都市整備局 総　務　局	河川、道路、公園、緑地、運河、溝渠、広場、その他の施設 公共下水道、都市下水路 林業用施設（貯木場等） 林業用施設、漁場 上記の施設の区域外
第３条 及び 第10 条	14 湛水排除事業	建　設　局 下水道局 港　湾　局 産業労働局	
第５条	15 農地、農業用施設若しくは林道の災害復旧事業又は当該農業用施設若しくは林道の災害復旧事業に係る災害関連事業	産業労働局	
	16 農林水産業共同利用施設災害復旧事業		

第７条	17 開拓者等の施設の災害復旧事業		
適用条項	事　　業　　名	都関係局名	備　　考
第８条	18 天災による被害農林漁業者等に対する資金の融資に関する暫定措置	産業労働局	
第11 条	19 共同利用小型漁船の建造費の補助		
第12 条	20　中小企業信用保険法による災害関係保証の特例		
第13 条	21小規模企業者等設備導入資金助成法による貸付金の償還期間の特例		
第14 条	22 事業協同組合等の施設の災害復旧事業		
第16 条	24 公立社会教育施設災害復旧事業	教育庁	
第17 条	25 私立学校施設の災害復旧事業	生活文化スポーツ局	
第20 条	26　母子及び寡婦福祉法による国の貸付の特例	福祉保健局	
第21 条	27 水防資材費の補助の特例	建設局	
第22 条	28　り災者公営住宅建設事業に対する補助の特例	都市整備局	
第24 条	30 公共土木施設、農地及び農業用施設又は林道等小災害に係る地方債の元利償還金の交付税の基準財政需用額への算入	建　設　局 教　育　庁 産業労働局 財　務　局	公共土木施設 公立学校 農地及び農業用地 地方債の発行及び交付税算定

資料　26　危機管理個別マニュアル（概要版）

危機の名称		所管部課		統括者	作成者	作成年月日

Ⅰ　計画内容

項　　目	具　　体　　的　　内　　容	
1　平常時の危機管理		
目標設定		
予防対策		
2　緊急時の対応		
緊急連絡体制		
庁内関係部課への連絡		
関係機関への連絡		
緊急対策		**対応責任者**
情報の伝達		
3　緊急対応時の留意事項		
初動時		
応援要請		
広報		
避難		

Ⅱ　庁内関係部課一覧

名　　称	職　名	電　話	携　帯

Ⅲ　関係機関一覧

名　　称	担 当 者	電　話	住　所

Ⅳ　夜間･休日緊急連絡網

Ⅴ　職員配備体制

レベル1	レベル2		レベル3･4					

資料　27　東京都震災対策条例　（平成12年12月22日　条例第202号）

東京都震災対策条例を公布する。

東京都震災対策条例

東京都震災予防条例（昭和46年東京都条例第121号）の全部を改正する。

目　　次

前　　文
第１章　総　　則
　第１節　目的（第１条）
　第２節　知事の責務（第２条－第７条）
　第３節　都民の責務（第８条）
　第４節　事業者の責務（第９条－第11条）
第２章　予防対策
　第１節　震災に関する研究、公表等（第12条）
　第２節　防災都市づくりの推進（第13条）
　第３節　都市施設及び建築物等の安全の確保（第14条－第23条）
　第４節　火災の防止等（第24条－第31条）
　第５節　防災広報及び防災教育（第32条・第33条）
　第６節　防災組織（第34条－第37条）
　第７節　地域における相互支援ネットワークづくり（第38条）
　第８節　ボランティアへの支援（第39条）
　第９節　要援護者に対する施策（第40条）
　第10節　防災訓練（第41条・第42条）
　第11節　都民等の意見（第43条）
第３章　応急対策
　第１節　応急体制等の整備（第44条－第46条）
　第２節　避難（第47条－第51条）
　第３節　救出及び救助の活動拠点等の確保（第52条）
　第４節　帰宅困難者対策（第53条・第54条）
第４章　復興対策
　第１節　震災復興の推進（第55条・第56条）
　第２節　地域協働復興（第57条・第58条）
第５章　委任（第59条）
附　　則

地震を予知することが未だ困難な現在、阪神・淡路大震災をはじめとする都市型地震の経験は、改めて地震発生直後の危険性と不断の危機管理の重要性を、行政はもとより多くの人々に知らしめたところである。

地震による災害から一人でも多くの生命及び貴重な財産を守るためには、まず第一に「自らの生命は自らが守る」という自己責任原則による自助の考え方、第二に他人を助けることのできる都民の地域における助け合いによって「自分たちのまちは自分たちで守る」という共助の考え方、この二つの理念に立つ都民と公助の役割を果たす行政とが、それぞれの責務と役割を明らかにした上で、連携を図っていくことが欠かせない。

東京都は、全国に先駆けて東京都震災予防条例を制定し、予防対策重視の視点から地震に強いまちづくりを進め、行政主導の下で震災を未然に防止し、最小限にとどめることを目指してきた。

今後は、この取組を一層進めるとともに、危機管理に重点を置いた応急対策及び復興対策をも視野に入れた総合的震災対策の体系を構築し､震災対策の充実及び強化に努めていくことが極めて重要である。

東京は、多くの都民の生活の場であるとともに、日本の首都として政治、経済、文化等の中枢機能が集中している世界でも有数の大都市である。地震による被害の影響は国内にとどまらず、全世界に及ぶものであり、地震による災害から東京を守ることは、行政に課せられた重大な責務である。

震災対策の推進に当たっては、区市町村が基礎的自治体として第一義的責任と役割を果たすものである。その上で、広域的役割を担う東京都が区市町村及び国と一体となって、都民と連携し、都民や東京に集う多くの人々の生命及び財産を守り、首都東京の機能を維持するという決意を表明するとともに、総合的震災対策の推進の指針を示すため、この条例を制定する。

第１章　総　　則

第１節　目的

第１条　この条例は、地震による災害（以下「震災」という。）に関する予防、応急及び復興に係る対策（以下「震災対策」という。）に関し、都民、事業者及び東京都（以下「都」という。）の責務を明らかにし、必要な体制を確立するとともに、予防、応急及び復興に関する施策の基本的な事項を定めることにより、震災対策を総合的かつ計画的に推進し、もって現在及び将来の都民の生命、身体及び財産を震災から保護することを目的とする。

第２節　知事の責務

（基本的責務）

第２条　知事は、震災対策のあらゆる施策を通じて、都民の生命、身体及び財産を震災から保護し、その安全を確保するとともに、震災後の都民生活の再建及び安定並びに都市の復興を図るため、最大の努力を払わなければならない。

２　前項の目的を達成するため、知事は、震災対策に関する事業（以下「震災対策事業」という。）の計画（以下「震災対策事業計画」という。）を策定し、その推進を図らなければならない。

３　震災対策事業計画の策定に当たっては、都民、事業者及びボランティア（以下「都民等」という。）、並びに第34条から第36条までの防災組織並びに第58条第１項の復興市民組織の意見を聴くよう努めなければならない。

（都民及び事業者に対する指導等）

第３条　知事は、震災対策事業計画の策定及び実施に当たっては、都民及び事業者の協力を求めるとともに、都民及び事業者が自主的に行う震災対策活動に対し、積極的に指導、助言、支援及び協力を行わなければならない。

（ボランティアに対する支援）

第４条　知事は、ボランティアが自主的に行う震災対策活動に対し、積極的に支援及び協力を行わなければならない。

（都民等への助成）

第５条　知事は、都民等が行う震災対策活動の対して、必要な助成を行うことができる。

（区市町村との連絡調整及び助成）

第６条　知事は、震災対策事業の円滑な実施を図るため、関係する特別区及び市町村（以下「区市町村」という。）との連絡調整並びに区市町村が実施する震災対策事業に対する支援及び協力を行わなければならない。

２　知事は、区市町村が実施する震災対策事業に対し、必要な助成を行うことができる。

（協力要請）

第７条　知事は、震災対策事業計画の策定及び実施に当たり、他の地方公共団体その他の公共的団体等の協力が必要と認められるときは、当該公共的団体等に対して協力を要請し、又は他の地方公共団体等から協力の要請があったときは、これに応じなければならない。

第３節　都民の責務

第８条　都民は、震災を防止するため、自己の安全の確保に努めるとともに、相互に協力し、都民全体の生命、身体及び財産の安全の確保に努めなければならない。

２　都民は、次に掲げる事項について、自ら震災に備える手段を講ずるよう努めなければならない。

(1)　建築物その他の工作物の耐震性及び耐火性の確保

(2)　家具の転倒防止

(3)　出火の防止

(4)　初期消火に必要な用具の準備

(5)　飲料水及び食糧の確保

(6)　避難の経路、場所及び方法についての確認

３　都民は、震災後の都民生活の再建及び安定並びに都市の復興を図るため、地域社会を支える一員としての責任を自覚し、第57条の地域協働復興に対する理解を深めるとともに、震災後においては、相互に協力して自らの生活の再建及び居住する地域の復興に努めなければならない。

４　都民は、知事その他の行政機関が実施する震災対策事業に協力するとともに、自発的に震災対策活動に参加する等震災対策に寄与するよう努めなければならない。

第４節　事業者の責務

（基本的責務）

第９条　事業者は、知事その他の行政機関が実施する震災対策事業及び都民が行う第57条の地域協働復興に関する活動に協力するとともに、事業活動に当たっては、その社会的責任を自覚し、震災の防止並びに震災後の都民生活の再建及び安定並びに都市の復興を図るため、最大の努力を払わなければならない。

２　事業者は、その事業活動に関して震災を防止するため、事業所に来所する顧客、従業者等の事業所の周辺地域における住民（以下「周辺住民」という。）並びにその管理する施設及び設備について、その安全の確保に努めなければならない。

３　事業者は、その管理する事業所の周辺地域における震災を最小限にとどめるため、周辺住民に対する震災対策活動の実施等、周辺住民等との連携及び協力に努めなければならない。

（事業所防災計画の作成）

第10条　事業所は、その事業活動に関して震災を防止するため、都及び区市町村が作成する地域防災計

画を基準として、事業所単位の防災計画（以下「事業所防災計画」という。）を作成しなければならない。

（事業所防災計画の届出）

第11条　都市ガス、電気、通信その他防災対策上重要な施設として知事が指定する施設を管理する事業所は、事業所防災計画を作成したときは、速やかに知事に届け出なければならない。

第２章　予防対策

第１節　震災に関する研究、公表等

第12条　知事は、震災の発生原因及び発生状況、地域の危険度その他震災に関する事項について、科学的、総合的に調査及び研究を行うとともに、防災科学技術の開発に努めなければならない。

２　都は、耐震性の調査及び研究に資するため、都が設置する建築物その他の工作物のうち、特に必要と認める工作物に、強震計を設置しなければならない。

３　知事は、第１項の調査、研究及び技術の開発の成果を、積極的に震災対策に反映させるとともに、都民に公表しなければならない。

４　知事は、前項に規定するもののほか、震災対策事業計画その他震災対策に関する情報を積極的に公表するよう努めなければならない。

第２節　防災都市づくりの推進

第13条　知事は、防災都市づくり（震災を予防し、震災が発生した場合における被害の拡大を防ぐため、建築物及び都市施設（都市計画法（昭和43年法律第100号）第11条第１項各号に掲げる施設をいう。以下同じ。）等について耐震性及び耐火性を確保する措置その他都市構造の改善に関する措置をいう。以下この条において同じ。）を推進するため、防災都市づくりに関する計画を策定しなければならない。

２　前項の計画には、次に掲げる事項を定めるものとする。

(1)　防災都市づくりに関する施策の指針

(2)　地域特性に応じた整備の方針及び整備地域の指定

(3)　重点整備地域（防災都市づくりに資する事業を重層的かつ集中的に実施する地域をいう。）等の指定

３　知事は、区市町村と連携を図りつつ、協力して第１項の計画に基づく事業の推進に努めなければならない。

第３節　都市施設及び建築物等の安全の確保

（都市施設等の耐震性等の確保）

第14条　知事は、震災を未然に防止し、震災が発生した場合における被害の拡大を防止するため、都市施設等の耐震性及び耐火性の確保に努めなければならない。

（一般建築物の耐震性等の確保）

第15条　知事は、一般建築物（次条の特殊建築物等以外の建築物をいう。）の耐震性及び耐火性を確保するため、適切な指導を行うとともに、防災上の相談に応じ、必要と認めるときは、技術面からの支援を行うよう努めなければならない。

（特殊建築物等の耐震性等の確保）

第16条　知事は、特殊建築物（建築基準法（昭和25年法律第201号）に規定する特殊建築物をいう。以下同じ。）その他知事が必要と認める建築物及び地下街（消防法（昭和23年法律第186号）に規定する地下街をいう。）の耐震性及び耐火性を確保するため、特に知事が指定するものについて、定期的に検査を行い、若しくは当事者をして行わせ、又は必要があると認めるときは、そのものの改善について助

言し、若しくは勧告することができる。

（重要建築物の耐震性等の強化）

第17条　知事は、次に掲げる防災対策上特に重要な建築物について、耐震性及び耐火性の強化に努め、又は当事者をして努めさせなければならない。

(1)　震災時に消火、避難誘導及び情報伝達等の防災業務の中心となる消防署、警察署その他の官公庁建築物

(2)　震災時に緊急の救護所又は被災者の一時受入施設となる病院、学校その他これらに準ずる建築物

（公共施設等の安全の確保）

第18条　知事は、その管理する道路、公園、鉄道、橋りょう、港湾その他の公共施設及びこれらに附属する施設の耐震性及び耐火性を強化するとともに、定期的に検査を行い、それらの安全の確保に努めなければならない。

２　前項の規定は、知事が管理する河川及び海岸に設置する施設について準用する。

（都市ガス、電気、水道施設等の安全の確保）

第19条　都市ガス、電気、上下水道、通信その他防災対策上重要な施設の管理者は、当該施設の安全の確保に努めなければならない。

２　知事は、前項の施設の安全を確保するため必要があると認めるときは、当該施設を収容する共同溝の設置に努めなければならない。この場合において、知事は、特に耐震性について配慮しなければならない。

（危険物の落下防止）

第20条　知事は、地震により破損し、落下するおそれのある中高層建築物の窓ガラス等落下危険物の落下を防止するため、その安全性について調査し、研究し、並びに防災上安全な基準を定めるとともに、安全の確保及び改修について指導を行うよう努めなければならない。

（宅地造成地の安全の確保）

第21条　知事は、宅地造成地の地震に対する安全性について、調査し、研究し、及び防災上安全な基準を定めるよう努めなければならない。

（宅地造成地の検査）

第22条　知事は、地震に対して特に危険な宅地造成地については、宅地造成及び特定盛土等規制法（昭和36年法律第191号）の定めるところにより検査し、必要があると認めるときは、その改善について、助言し、勧告し、又は命ずることができる。

（地盤沈下の防止）

第23条　知事は、地盤沈下に起因する震災を防止するため、都民の健康と安全を確保する環境に関する条例（平成12年東京都条例第215号）の定めるところにより、地下用水について揚水の抑制に努めなければならない。

第４節　火災の防止等

（火災の防止）

第24条　知事は、地震による火災の発生及びその拡大を防止するため必要な施策を区市町村と連携を図りつつ、協力して積極的に推進するよう努めなければならない。

（初期消火）

第25条　都民は、火気を使用するときは、出火を防止するため、常時監視するとともに地震時の出火に

備え、消火器等を配備し、初期消火に努めなければならない。

（火気使用器具の規制）

第26条　知事は、地震時に出火の危険性の高い設備及び器具の安全を確保し、出火を防止するため、その技術の開発及び普及啓発に努めるとともに、使用及び取扱いについて、火災予防条例（昭和37年東京都条例第65号）の定めるところにより、必要な規制を行わなければならない。

（消防水利の確保及び消防力の強化）

第27条　知事は、地震による火災の拡大を防止するため、区市町村と連携を図りつつ、協力して消防水利の確保及び消防力の強化に努めなければならない。

２　知事は、その管理する公共施設及び特殊建築物を整備するときは、防火水槽又はこれに類する施設の設置に努めなければならない。

（建築物の不燃化）

第28条　知事は、地震による出火を防止するため、住宅その他の建築物の不燃化の促進に努めなければならない。

２　消防法第９条の３の指定可燃物その他指定可燃物に類する物品を取り扱う事業者は、その取り扱う施設の不燃化に努めなければならない。

（延焼遮断帯の整備）

第29条　知事は、地震による火災の拡大を防止するため、区市町村と連携を図りつつ、協力して延焼遮断帯（火災の拡大を防止する目的で設けられる道路、河川、鉄道、公園等の都市施設及びこれらと近接する不燃化された建築物等により構成される不燃空間をいう。）の整備に努めなければならない。

（危険物取扱施設の安全の確保）

第30条　知事は、消防法第２条第７項の危険物、高圧ガス保安法（昭和26年法律第204号）第２条の高圧ガスその他これらに類する危険物を取り扱う施設の安全性について、調査し、研究し、及び防災上安全な基準を定めるよう努めなければならない。

（有害物取扱施設の安全の確保）

第31条　知事は、毒物、劇物、病原体及び毒素類、放射性物質その他これらに類する有害物を取り扱う施設の安全性について、調査し、研究し、及び防災上安全な基準を定めるよう努めなければならない。

第５節　防災広報及び防災教育

（防災広報）

第32条　知事は、区市町村と連携を図りつつ、協力して、防災に関する広報活動を積極的に実施し、都民の防災知識の向上及び防災意識の高揚に努めければならない。

（防災教育）

第33条　都は、区市町村と連携を図りつつ、協力して、学校教育、社会教育を通じて防災教育の充実に努め、並びに区市町村が次条から第36条までの防災組織及び地域の団体等を通じて行う防災教育に対し、支援及び協力を行うよう努めなければならない。

第６節　防災組織

（防災市民組織）

第34条　知事は、区市町村が行う地域の自主的な防災市民組織の育成に対し、支援及び協力を行い、その充実が図られるよう努めなければならない。

（施設の防災組織）

第35条　事業者は、その管理する施設の防災組織の育成に努めなければならない。

（業種別の防災組織）

第36条　危険物、毒物、劇物、火薬類その他これらに類する物を取り扱う施設又は設備を管理する者は、業種別の防災組織の組織化に努めなければならない。

（防災リーダーの育成）

第37条　知事は、第34条の防災市民組織及び第35条の施設の防災組織の活動の促進を図るため、区市町村及び事業者と連携を図りつつ、協力してこれらの組織における防災リーダー（これらの組織の行う出火防止、初期消火、救出及び応急手当等の震災対策活動において、適切な指示を与える等中心的役割を担う者をいう。以下この条において同じ。）の育成に努めるとともに、区市町村が行う防災リーダーの育成に対して、支援及び協力を行うよう努めなければならない。

第７節　地域における相互支援ネットワークづくり

第38条　知事は、震災時に、支援活動を行う団体等が効果的な活動を行う環境を整備するため、区市町村が行う地域相互支援ネットワーク（当該区市町村の区域で活動する団体等が相互に連携し、補完し合うことにより、被災者に対して必要な支援活動を一体的に、かつ、効果的に行う仕組みをいう。）の育成の促進に必要な施設を講ずるよう努めなければならない。

第８節　ボランティアへの支援

第39条　知事は、ボランティアによる被災者に対する支援活動の円滑な実施を確保するため、区市町村と連携を図りつつ、協力して資器材の提供、活動拠点の提供等必要な支援を行うよう努めなければならない。

２　知事は、区市町村と連携を図りつつ、協力してボランティアの育成に努めなければならない。

第９節　要援護者に対する施策

第40条　知事は、区市町村が行う寝たきりの状態にある高齢者、障害者、外国人等震災時に援護を要する者に対する施策の促進に必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

第10節　防災訓練

（防災訓練の実施）

第41条　知事は、区市町村と連携を図りつつ、協力して防災訓練を積極的に行わなければならない。

２　前項に規定する防災訓練に参加した者が、当該防災訓練により死亡し、又は障害を受けたときの補償については、東京都規則（以下「規則」という。）の定めるところによる。

（防災組織の訓練）

第42条　第34条から第36条までの防災組織の責任者は、震災の発生に備え、防災訓練を実施しなければならない。

２　前項の防災訓練を実施するときは、初期消火訓練、避難訓練、救出及び救助訓練並びに応急救護訓練について、特に配慮しなければならない。

３　知事は、第１項の防災組織が行う訓練に、職員の派遣を行うこと等により協力をするよう努めなければならない。

第11節　都民等の意見

第43条　都民等及び防災組織は、地域の安全性について常に監視し、地震に対して危険性のあるものについて知事に意見を述べることができる。

２　都民は、第47条の規定による避難場所の指定について、知事に意見を述べることができる。

３　知事は、前２項の規定により都民等及び防災組織の意見を聴いたときは、これを施策に反映するよ

う努めなければならない。

第３章　応急対策

第１節　応急体制等の整備

（災害応急体制の整備）

第44条　知事は、震災時における避難並びに救出及び救助を円滑に行うため必要な体制の確立及び資器材の整備に努めなければならない。

２　知事は、前項に規定するもののほか、救助活動を円滑に行うため必要な給水及び備蓄のための施設の整備に努めなければならない。

（情報連絡体制の整備等）

第45条　知事は、震災の発生に備え、あらかじめ、震災に関する情報の収集及び連絡の体制を整備し、並びに震災時に的確な情報を都民に周知する方法を講じなければならない。

（他団体への協力要請の方法）

第46条　知事は、震災の発生に備え、あらかじめ震災に関する情報の収集及び伝達に必要な他の地方公共団体その他の公共団体等への協力要請の方法を確立しておかなければならない。

第２節　避難

（避難場所の指定）

第47条　知事は、震災時に拡大する火災から都民を安全に保護するため、広域的な避難を確保する見地から必要な避難場所をあらかじめ指定しなければならない。ただし、火災の拡大するおそれのない地区については、避難場所を指定しないことができる。

２　知事は、公営住宅を建設するときは、広場の確保に留意し、その防災機能の充実に努めなければならない。

（避難道路の指定）

第48条　知事は、広域的な避難を確保する見地から震災時に都民が避難場所に安全に避難するため必要な避難道路をあらかじめ指定しなければならない。

（避難場所及び避難道路周辺の不燃化）

第49条　知事は、避難場所及び避難道路の周辺に存する建築物その他の工作物の不燃化の促進に努めなければならない。

（避難誘導方法の確立）

第50条　知事は、区市町村と連携を図りつつ、協力して震災の発生に備え、あらかじめ避難誘導の方法を確立しておかなければならない。

（車両による避難の禁止）

第51条　都民は、震災時に避難するときは、路上の混乱と危険を防止するため、道路交通法（昭和35年法律第105号）第２条第８号の車両（以下「車両」という。）を使用してはならない。

２　震災時に走行中の車両の運転者は、当該震災時に行われる交通規制を遵守しなければならない。

第３節　救出及び救助の活動拠点等の確保

第52条　知事は、震災時において、被災者の救出及び救助並びに都民生活の再建及び都市の復興を円滑に行うため、その活動拠点等となる土地及び家屋の確保に努めなければならない。

２　知事は、前項の土地及び家屋の利用について、利用計画を作成し、必要があると認めるときは、これを修正するものとする。

３　前項の利用計画の作成及び実施に当たっては、知事は、国及び区市町村との調整に努めなければな

らない。

4　知事は、震災時に、災害救助法（昭和22年法律第118号）第９条第１項又は災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第71条第１項の規定による土地又は家屋の円滑な使用を確保するため、あらかじめ当該土地又は家屋を救出及び救助の活動拠点として指定することができる。この場合において、知事は、当該土地又は家屋を所有し、及び管理する者に対し、災害救助法及び災害対策基本法の規定その他必要な事項を説明し、協力を求めるものとする。

第４節　帰宅困難者対策

（帰宅困難者の事前準備）

第53条　事業所、学校等に通勤し、通学し、又は買物その他の理由により来店し、若しくは来所する者等で徒歩により容易に帰宅することが困難なもの（以下「帰宅困難者」という。）は、震災時における帰宅に係る安全を確保するため、あらかじめ徒歩による帰宅経路の確認、家族との連絡手段の確保その他必要な準備を行うよう努めなければならない。

（帰宅困難者対策の実施）

第54条　知事は、震災時における帰宅困難者の帰宅に係る混乱を防止するため、あらかじめ区市町村並びに都の区域に近接する県及び市町村と連携を図りつつ、協力して帰宅困難者の円滑な帰宅を確保する対策を行うよう努めなければならない。

第４章　復興対策

第１節　震災復興の推進

（震災復興体制の確立）

第55条　知事は、震災により重大な被害を受けた場合で、速やかに計画的な都市の復興等を図るため必要と認めるときは、東京都震災復興本部の設置に関する条例（平成10年東京都条例第77号）に基づく体制をとるものとする。

（震災復興計画の策定及び震災復興事業の推進）

第56条　知事は、前条に規定する場合は、広域的な復興を推進する見地から、速やかに震災復興計画を策定しなければならない。

2　知事は、前項の計画に基づいて震災復興事業の推進に努めなければならない。

3　知事は、第１項の震災復興計画の策定及び前項の震災復興事業の実施を円滑に推進するため、あらかじめ震災復興に関する施策及び手続を定めることができる。この場合において、知事は、当該施策及び手続を都民に周知しなければならない。

4　知事は、震災復興計画の策定及び震災復興事業の推進に当たり、区市町村との調整に努めなければならない。

第２節　地域協働復興

（地域協働復興に対する理解の促進等）

第57条　知事は、地域協働復興(震災後において、都民が相互に協力し、事業者、ボランティア及び知事その他の行政機関との協働により、自主的に自らの生活の再建及び居住する地域の復興を進めることをいう。以下同じ。)に対する都民等の理解を深めるよう努めるとともに、都民の自発的な意思に配慮して、地域協働復興に関する活動を促進しなければならない。

（復興市民組織）

第58条　知事は、区市町村が行う復興市民組織(地域協働復興に関する活動を行う市民組織をいう。以下

同じ。)の育成に対し、支援及び協力を行い、その充実が図られるよう努めなければならない。

２　知事は、地域協働復興に関する活動の円滑な実施を確保するため、区市町村と連携を図りつつ、協力して、復興市民組織に対し、情報の提供、相談体制の充実、資器材の提供等必要な支援を行うよう努めなければならない。

第５章　委任

第59条　この条例の施行に必要な事項は、規則で定める。

附　則

この条例は、平成13年４月１日から施行する。

附　則

この条例は、平成16年４月１日から施行する。

附　則

この条例は、災害対策基本法等の一部を改正する法律(平成25年法律第54号)第３条の規定の施行の日又はこの条例の公布の日のいずれか遅い日から施行する。

(施行の日＝平成25年10月１日)

附　則

この条例は、公布の日から施行する。

資料　28　東京都震災対策条例施行規則（平成13年３月30日　規則第52号）

東京都震災対策条例施行規則を公布する。

東京都震災対策条例施行規則

東京都震災予防条例施行規則（昭和47年東京都規則第85号）の全部を改正する。

（趣旨）

第１条　この規則は、東京都震災対策条例（平成12年東京都条例第202号。以下「条例」という。）の施行について必要な事項を定めるものとする。

（事業所防災計画に規定すべき事項）

第２条　条例第10条の規定に基づき事業者が作成する事業所防災計画に規定すべき事項は、震災に備えての事前計画、震災時の活動計画その他の防災上必要な事項とし、消防総監が別に定める。

（事業所防災計画を届け出なければならない施設）

第３条　条例第11条に規定する知事が指定する施設は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第２条に規定する指定公共機関、指定地方公共機関その他これらに準ずる機関が管理する施設のうちから、消防総監が別に定める。

（事業所防災計画の届出）

第４条　条例11条の規定による届出をしようとする事業者は、消防総監が別に定める様式による届出書を、所轄の消防署長を経由して消防総監に提出しなければならない。

２　前項の届出書の提出部数は、正副各一部とする。

３　前２項に定めるもののほか、届出に関し必要な事項は、消防総監が定める。

（地域危険度の測定）

第５条　知事は、条例第12条第１項に規定する地震に関する地域の危険度の調査及び研究に係る測定については、概ね５年ごとに実施しなければならない。

（強震計を設置する工作物）

第６条　条例第12条第２項の規定により強震計を設置する工作物は、次に掲げるものとする。

(1)　公立学校

(2)　公営共同住宅

(3)　庁舎及び公会堂

(4)　橋及び鉄道

(5)　ダム、堤防及び水門

(6)　岸壁及びさん橋

(7)　その他防災対策上特に重要な工作物

２　前項の工作物に強震計を設置するときは、地盤の性質、工作物の構造及び用途並びに強震計の地域的分布を考慮しなければならない。

（特殊建築物等の指定）

第７条　条例第16条の規定により知事が指定する特殊建築物及び地下街は、東京都建築基準法施行細則（昭和25年東京都規則第194号）第10条の表の（い）欄各項に掲げる用途に供するもので、その用途に供する部分が、同表の（ろ）欄の当該各項に掲げる規模又は階のものとする。

（重要建築物の種類）

第８条　条例第17条第１号のその他の官公庁建築物は、次に掲げるものとする。

(1)　消防署、警察署、都の本庁舎、地域防災センター及び防災通信施設

(2)　建設事務所、東京港建設事務所、東京港管理事務所及び空港管理事務所

(3)　治水事務所

(4)　都立葬儀所

(5)　保健所、浄水場、給水所及び下水処理場

(6)　防災備蓄倉庫及び中央卸売市場

(7)　災害対策住宅及び職務住宅

２　条例第17条第２号のその他これらに準ずる建築物は、次に掲げるものとする。

(1)　東京都養護老人ホーム条例（平成11年東京都条例第136号）に規定する養護老人ホーム及び東京都立ナーシングホーム条例（平成11年東京都条例第135号）に規定するナーシングホーム

(2)　都立の障害者児施設

（落下危険物の安定性の基準）

第９条　条例第20条に規定する落下危険物の落下を防止するための防災上安全な基準は、建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第39条の定めによる。

（宅地造成地の安全性の基準）

第10条　条例第21条に規定する宅地造成地の地震に対する防災上安全な基準は、宅地造成及び特定盛土等規制法施行令（昭和37年政令第16号）第２章に定める工事の技術的基準とする。

（有害物取扱施設の安全性の基準）

第11条　条例第31条に規定する有害物を取り扱う施設の防災上安全な基準は、放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律（昭和32年法律第167号）第13条に定めるもののほか、厚生労働大臣が定める基準とする。

（防災訓練の範囲）

第12条　条例第41条第１項に規定する防災訓練は、次に掲げるものとする。

(1)　東京都が主催するもの

(2)　警視庁又は警察署が主催するもの

(3)　東京消防庁又は東京消防庁所管の消防署が主催するもの

（災害補償の実施）

第13条　知事は、条例第41条第２項の規定に基づき、前条の防災訓練に参加した者が、当該防災訓練上の事故（以下単に「事故」という。）により、死亡し、又は負傷し、若しくは障害の状態となった場合は、その者に係る災害補償として、次条から第17条まで及び第19条から第22条までに定めるところにより災害補償を受けるべき者又は遺族に対し、支給する。

（災害補償の種類）

第14条　前条の規定により知事が支給する災害補償の種類は、次に掲げるものとする。

(1)　入院療養補償

(2)　通院療養補償

(3)　休業補償

(4)　後遺障害一時金

(5)　死亡一時金

（災害補償の金額）

第15条　入院療養補償、通院療養補償及び休業補償は、事故により負傷した者が、別表第１の上欄に掲げる区分に応じて、同表中欄に掲げる災害補償の要件に該当する場合に、同表下欄に掲げる方法により計算して得た金額を支給する。ただし、同一の事故により入院療養補償及び通院療養補償を併せて行う場合には、31万５千円を限度とする。

（後遺障害一時金）

第16条　後遺障害一時金は、第12条の防災訓練に参加した者が、事故により障害の状態になった場合で、当該障害が固定した日から起算して180日以内で、かつ、事故発生の日から起算して１年６箇月以内において、別表第２に定める後遺障害があるときに、当該後遺障害の程度に対応する等級ごとに定める金額を支給する。ただし、当該後遺障害が同表に定める後遺障害の２以上に該当する場合の等級は、重い後遺障害に対応する等級による。

２　事故発生の日から起算して１年６箇月を経過してもなお治療を要する場合で、かつ、別表第２に定める後遺障害があるため、知事が補償を行う必要があると認めたときは、同項の規定を準用する。

３　前２項の規定にかかわらず、障害のある者が、事故を原因として同一部位について障害の程度を加重することとなった場合には、これらの規定の例により算出した金額から従前の障害に対応するこれらの規定の例により算出した金額を差し引いた金額を支給する。

（死亡一時金）

第17条　死亡一時金は、第12条の防災訓練に参加した者が、事故を原因として、事故発生の日から起算して180日を経過する日までに死亡した場合に、その者の遺族（特別区の消防団員等の公務災害補償の関する条例（昭和41年東京都条例第84号）第11条の規定において、「遺族補償金」を「死亡一時金」と、「消防団員等」を「死亡した者」と読み替えて準用する遺族とする。以下同じ。）に対し支給し、その額は、700万円とする。

（訓練会場までの往復経路上の事故に対する災害補償）

第18条　知事は、第12条に規定する防災訓練に参加するため防災訓練会場までの往復経路（合理的な経路及び方法によるものに限る。）上において、死亡し、又は負傷し、若しくは障害の状態となった場合は、災害補償を受けるべき者又は遺族に対し、前３条の規定を準用する。ただし、支給する金額は、これらの規定に従って算出した金額の２分の１を限度として知事が定めるものとする。

（災害補償金計算の特例）

第19条　正当な理由なくその治療を怠ったため、障害の程度を加重することとなった場合は、その影響がなかったものとして、前４条の規定を適用する。

２　事故等（事故及び前条に規定する場合をいう。以下同じ。）の発生時に既に有していた疾病又は事故等後その障害の原因となった事故等と関係なく生じた障害若しくは疾病の影響により、当該障害の程度を加重することとなったときは、それらの影響がなかったものとして、前４条の規定を適用する。

３　知事は、災害補償の原因となった事故等の発生についた本人に重大な過失があるときは、その過失の程度に応じてその災害補償の金額を減額することができる。

（防災訓練に係る災害補償の認定）

第20条　第12条に規定する防災訓練の主催者（以下「主催者」という。）は、その主催した防災訓練において事故等が発生した場合は、事故等の発生の日から７日以内に知事に報告しなければならない。

２　知事は、前項の報告を受けた場合は、その内容を審査した結果、災害補償の対象になると決定したときは、主催者を経由して、その補償を受けるべき者又は遺族に対し、速やかに災害補償の認定の通

知をしなければならない。

（災害補償の請求及び決定）

第21条　災害補償を受けようとする者は、前条第２項の災害補償の認定の通知を受けた後、次の各号の区分に応じてそれぞれ当該各号に定めるときに、知事に速やかに補償の請求を行わなければならない。

(1)　入院療養補償、通院療養補償及び休業補償　当該療養又は休業が終了したとき。ただし、その療養又は休業が１月を超えるときは、１月ごとに、当該月を経過したとき。

(2)　後遺障害一時金　当該後遺障害が固定したとき。

(3)　死亡一時金　災害認定の通知を受けたとき又は、事故等の発生の日から起算して180日を経過する日までに死亡した場合の当該死亡したとき。

２　知事は、前項の規定による補償の請求を受けたときは、速やかに災害補償金額を決定し、その旨を請求者に対して通知しなければならない。

（災害補償に係る事項の委任）

第22条　第13条から前条までに定めるもののほか、防災訓練に参加した者に対する災害補償に関し必要な事項は、総務局長が別に定める。

（避難場所の指定基準）

第23条　条例第47条第１項に規定する避難場所は、次に掲げる条件を満たしていなければならない。

(1)　周辺の市街地構成の状況から大震火災時のふく射熱に対して安全な面積を有する場所であること。

(2)　避難場所の内部において震災時に避難者の安全性を著しく損なうおそれのある施設が存在しないこと。

（避難道路の指定基準）

第24条　条例第48条に規定する避難道路は、避難場所と当該避難場所に避難しなければならない人の居住地との距離が長く、又は火災による延焼の危険性が著しく、自由に避難することが困難な地域について指定するものとする。

２　前項に規定する避難道路は、幅員15メートル以上のものとする。

（避難場所又は道路の指定等の告示）

第25条　知事は、条例47条の避難場所又は条例第48条の避難道路を指定し、又は取り消したときは、速やかに告示しなければならない。

（土地及び家屋の利用計画）

第26条　条例第52条第２項に規定する土地及び家屋の利用計画には、次に掲げる事項のための利用方法を定めるものとする。

(1)　救出及び救助活動

(2)　災害時におけるヘリコプター緊急離着陸

(3)　ボランティアの活動

(4)　生活物資の集積及び輸送

(5)　公営住宅等の建設

(6)　庁舎の建設

(7)　その他知事が必要と認める事項

（活動拠点の指定等の告示）

第27条　知事は、条例第52条第４項に規定する救出及び救助の活動拠点を指定し、又は取り消したとき

は、速やかに告示しなければならない。

附　則

1　この規則は、平成13年４月１日から施行する。

2　この規則の施行の日（以下「施行日」という。）前に知事及び区市町村が行う防災訓練に参加した都民が、当該防災訓練により死亡し、又は傷害を受けた場合で、施行日において現に補償の決定を受けていない都民に対する補償については、この規則による改正後の東京都震災対策条例施行規則（以下「改正後の規則」という。）第13条から第22条までの規定を適用する。

3　この規則の施行の際現に特別区の消防団員等の公務災害補償に関する条例の例により補償を受けている者又は補償の決定を受けている者に対する補償については、改正後の規則第13条から第22条までの規定にかかわらず、同条例の例による。

附　則（平成20年規則第107号）

この規則は、公布の日から施行する。

附　則（令和６年規則第44号）

この規則は、公布の日から施行する。

別表は省略

資料　29　東京都帰宅困難者対策条例（平成24年３月30日　条例第17号）

東京都帰宅困難者対策条例を公布する。

東京都帰宅困難者対策条例

目次

第１章 総則（第１条―第６条）
第２章 一斉帰宅抑制に係る施策の推進（第７条―第９条）
第３章 安否確認及び情報提供（第10条・第11条）
第４章 一時滞在施設の確保（第12条）
第５章 帰宅支援（第13条）
第６章 雑則（第14条）
附則

第１章　総則

（目的）

第１条　この条例は、大規模な地震その他の災害（以下「大規模災害」という。）が発生したことに伴い、公共交通機関が運行を停止し、当分の間復旧の見通しがない場合において、多数の帰宅困難者（事業所、学校等に通勤し、通学し、又は買物その他の理由により来店し、若しくは来所する者等で徒歩により容易に帰宅することが困難なものをいう。）が生じることによる混乱及び事故の発生等を防止するために、東京都（以下「都」という。）、都民及び事業者（事業を行う法人その他の団体又は事業を行う場合における個人をいう。以下同じ。）の責務を明らかにし、帰宅困難者対策の推進に必要な体制を確立するとともに、施策の基本的事項を定めることにより、帰宅困難者対策を総合的かつ計画的に推進し、もって都民の生命、身体及び財産の保護並びに首都機能の迅速な回復を図ることを目的とする。

（知事の責務）

第２条　知事は、特別区及び市町村（以下「区市町村」という。）、事業者その他関係機関と連携し、大規模災害の発生時における帰宅困難者による混乱及び事故の発生等を防止するため、帰宅困難者対策について実施計画を策定し、総合的に推進しなければならない。

２　知事は、大規模災害の発生により、多数の帰宅困難者が生じ、又は生じるおそれがあると認める場合並びに帰宅困難者による混乱及び事故の発生等の危険性が回避され、安全に帰宅することができると認める場合は、区市町村、事業者その他関係機関との連携及び協力の下に、必要な措置を講じなければならない。

３　知事は、前２項に規定する帰宅困難者対策を実施するに当たっては、高齢者、障害者、外国人等の災害時に援護を要する者に対して、特に配慮しなければならない。

（都民の責務）

第３条　都民は、大規模災害の発生に備えて、あらかじめ、家族その他の緊急連絡を要する者との連絡手段の確保、待機し、又は避難する場所の確認、徒歩による帰宅経路の確認その他必要な準備を行うよう努めなければならない。

２　都民は、大規模災害の発生時に自らの安全を確保するため、むやみに移動しないよう努めるとともに、都、区市町村、事業者その他関係機関が行う帰宅困難者対策に協力し、かつ、自発的な防災活動

を行うよう努めなければならない。

（事業者の責務）

第４条　事業者は、その社会的責任を認識して、従業者の安全並びに管理する施設及び設備の安全性の確保に努めるとともに、大規模災害の発生時において、都、区市町村、他の事業者その他関係機関と連携し、帰宅困難者対策に取り組むよう努めなければならない。

２　事業者は、あらかじめ、大規模災害の発生時における従業者との連絡手段の確保に努めるとともに、家族その他の緊急連絡を要する者との連絡手段の確保、待機し、又は避難する場所の確認、徒歩による帰宅経路の確認その他必要な準備を行うことを従業者へ周知するよう努めなければならない。

３　事業者は、管理する施設の周辺において多数の帰宅困難者が生じることによる混乱及び事故の発生等を防止するため、都、区市町村、他の事業者その他関係機関及び当該施設の周辺地域における住民との連携及び協力に努めなければならない。

４　事業者は、あらかじめ、大規模災害の発生時における従業者の施設内での待機に係る方針、安全に帰宅させるための方針等について、東京都震災対策条例（平成12年東京都条例第202号）第10条に規定する事業所防災計画その他の事業者が防災のために作成する計画において明らかにし、当該計画を従業者へ周知するとともに、定期的に内容の確認及び改善に努めなければならない。

（帰宅困難者対策実施状況の報告）

第５条　知事は、帰宅困難者対策の実施状況を確認するため、事業者等（前条及び次章から第５章までの規定に係る帰宅困難者対策を実施する者をいう。以下同じ。）に報告を求めることができる。

（事業者等に対する支援）

第６条　知事は、必要があると認めるときは、事業者等に対して支援を行うものとする。

第２章　一斉帰宅抑制に係る施策の推進

（従業者の一斉帰宅抑制）

第７条　事業者は、大規模災害の発生時において、管理する事業所その他の施設及び設備の安全性並びに周辺の状況を確認の上、従業者に対する当該施設内での待機の指示その他の必要な措置を講じることにより、従業者が一斉に帰宅することの抑制に努めなければならない。

２　事業者は、前項に規定する従業者の施設内での待機を維持するために、知事が別に定めるところにより、従業者の三日分の飲料水、食糧その他災害時における必要な物資を備蓄するよう努めなければならない。

（公共交通事業者等による利用者の保護）

第８条　鉄道事業者その他公共交通事業者は、公共交通機関の運行の停止により管理する施設内において多数の帰宅困難者が生じた場合は、管理する施設及び設備の安全性並びに周辺の状況を確認の上、都、区市町村、他の事業者その他関係機関と連携し、当該施設内での待機に係る案内、安全な場所への誘導その他公共交通機関の利用者の保護のために必要な措置を講じるよう努めなければならない。

２　百貨店、展示場、遊技場等の集客施設に係る設置者又は管理者は、設置し、又は管理する施設内で多数の帰宅困難者が生じた場合は、設置し、又は管理する施設及び設備の安全性並びに周辺の状況を確認の上、都、区市町村、他の事業者その他関係機関と連携し、当該施設内での待機に係る案内、安全な場所への誘導その他施設利用者の保護のために必要な措置を講じるよう努めなければならない。

３　前２項に規定する施設以外の施設に係る設置者又は管理者は、前２項の規定に準じて、施設利用者の保護のために必要な措置を講じるよう努めなければならない。

（学校等における生徒等の安全確保）

第９条　学校（学校教育法（昭和22年法律第26号。以下この条において「法」という。）第１条に規定する学校をいう。）、専修学校（法第124条に規定する専修学校をいう。）及び各種学校（法第134条に規定する各種学校をいう。）並びに保育所その他の子育て支援を行うことを目的とする施設の設置者又は管理者は、大規模災害の発生時に、設置し、又は管理する施設及び設備の安全性並びに周辺の状況を確認の上、幼児、児童、生徒等に対し、当該施設内での待機の指示その他安全確保のために必要な措置を講じるよう努めなければならない。

第３章　安否確認及び情報提供

（安否確認及び情報提供のための体制整備）

第10条　知事は、大規模災害の発生時において安否情報の確認及び災害関連情報その他の情報（以下「災害関連情報等」という。）の提供を行うため、区市町村、事業者その他関係機関との連携及び協力の下に、情報通信基盤の整備及び災害関連情報等を提供するために必要な体制を確立しなければならない。

（安否確認手段の周知等）

第11条　知事は、大規模災害の発生時において都民及び事業者等に対して安否情報の確認手段の周知及び災害関連情報等の提供を行わなければならない。

２　事業者等は、大規模災害の発生時において従業者、利用者等に対して安否情報の確認手段の周知及び災害関連情報等の提供に努めなければならない。

第４章　一時滞在施設の確保

（一時滞在施設の確保等）

第12条　知事は、都が所有し、又は管理する施設の中から、大規模災害の発生時に帰宅困難者を一時的に受け入れる施設（以下この条において「一時滞在施設」という。）を指定し、都民及び事業者等に周知しなければならない。

２　知事は、一時滞在施設の確保に向け、都が所有し、又は管理する施設以外の公共施設又は民間施設に関し、国、区市町村及び事業者に協力を求め、帰宅困難者を受け入れる体制を整備しなければならない。

３　知事は、区市町村、事業者その他関係機関と連携し、大規模災害の発生時において帰宅困難者の一時滞在施設への円滑な受入れのために必要な措置を講じなければならない。

第５章　帰宅支援

（帰宅支援）

第13条　知事は、区市町村、事業者その他関係機関との連携及び協力の下に、大規模災害の発生時における公共交通機関の運行の停止に係る代替の交通手段及び輸送手段並びに災害時帰宅支援ステーション（徒歩により帰宅する者に飲料水、便所、災害関連情報等の提供等を行う店舗等をいう。）を確保するとともに、災害関連情報等の提供その他必要な措置を講じることにより、帰宅する者の安全かつ円滑な帰宅を支援しなければならない。

第６章　雑則

（委任）

第14条　この条例の施行について必要な事項は、知事が定める。

附 則

この条例は、平成25年４月１日から施行する。

資料　30　昭島市災害対策本部条例（昭和38年７月５日条例第13号）

（目的）

第１条　この条例は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第23条の２第８項の規定に基づき、昭島市災害対策本部（以下「本部」という。）に関し必要な事項を定めることを目的とする。

（本部の組織）

第２条　本部に本部長室及び部を置く。

２　部に部長を置く。

３　本部長室及び部に属すべき本部の職員は、規則で定める。

（職務）

第３条　災害対策本部長（以下「本部長」という。）は、本部の事務を総括し、本部の職員を指揮監督する。

２　災害対策副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故あるときは、その職務を代理する。

３　部長は、本部長の命を受け、部の事務を掌理する。

４　災害対策本部員は、本部長の命を受け、本部長室の事務に従事する。

５　各部の部員は、部長の命を受け、部の事務に従事する。

（委任）

第４条　この条例に定めるもののほか、本部に関し必要な事項は、規則で定める。

附　則

この条例は、昭和38年７月１日から施行する。

附　則（平成24年３月１日条例第１号）

この条例は，公布の日から施行する。

附　則（平成24年12月７日条例第24号）

この条例は，公布の日から施行する。

資料　31　昭島市防災会議条例（昭和38年７月５日条例第12号）

（目的）

第１条　この条例は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第16条第１項の規定により設置する昭島市防災会議（以下「防災会議」という。）につき同条第６項の規定に基づく所掌事務及び組織を定めることを目的とする。

（所掌事務）

第２条　防災会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

(1) 昭島市地域防災計画を作成し、その実施を推進すること。

(2) 市長の諮問に応じて市の地域に係る防災に関する重要事項を審議すること。

(3) 前号に規定する重要事項に関し、市長に意見を述べること。

(4) 前３号に掲げるもののほか、法律又はこれに基づく政令によりその権限に属する事務

（会長及び委員）

第３条　防災会議は、会長及び委員をもつて組織する。

２　会長は、市長をもつて充てる。

３　会長は、会務を総理する。

４　会長に事故あるときは，あらかじめその指名する委員がその職務を代理する。

５　委員は、次に掲げる者をもつて充てる。

(1)　市の職員のうちから市長が指名する者

(2)　昭島警察署の警察官のうちから市長が委嘱する者

(3)　昭島市教育委員会の教育長

(4)　昭島市消防団の団長

(5)　東京消防庁の消防吏員のうちから市長が委嘱する者

(6)　指定公共機関又は指定地方公共機関の役員又は職員のうちから市長が委嘱する者

(7)　自主防災組織を構成する者又は学識経験のある者のうちから市長が委嘱する者

６　前項の委員の総数は、40人以内とする。

（専門委員）

第４条　防災会議に、専門の事項を調査させるため、専門委員をおくことができる。

２　専門委員は、市の職員、関係指定公共機関、関係指定地方公共機関の役員又は職員及び学識経験のある者のうちから市長が任命又は委嘱する。

３　専門委員は、当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。

（会議の公開）

第５条　防災会議は、公開とする。ただし、会議の内容に昭島市情報公開条例（平成10年昭島市条例第２号）第９条各号のいずれかに該当する情報が含まれるときは、防災会議の議決により非公開とすることができる。

（議事等）

第６条　前各条に定めるもののほか、防災会議の議事運営について必要な事項は、会長が防災会議に諮つて定める。

附　則

この条例は、昭和38年７月１日から施行する。

附　則（昭和41年３月24日条例第９号）

この条例は、公布の日から施行する。

附　則（平成12年３月29日条例第５号）

この条例は、平成12年４月１日から施行する。

附　則（平成13年３月８日条例第３号）

（施行期日）

１　この条例は、平成13年４月１日から施行する。（後略）

附　則（平成24年12月20日条例第27号）

この条例は、平成25年１月１日から施行する。

資料　32　昭島市防災会議運営規程（昭和38年11月１日訓令第13号）

（趣旨）

第１条　この規程は、昭島市防災会議条例（昭和38年昭島市条例第12号）第５条の規定に基づき、昭島市防災会議（以下「会議」という。）の議事その他の運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

（招集）

第２条　会議は、必要に応じ会長が招集する。

２　委員は、必要があると認めるときは、会議に付議すべき事項及び理由を付して、会長に会議の招集を求めることができる。

３　会議を招集するときは、会議の日時，場所及び議題を定め、関係の委員に通知しなければならない。

４　前項の通知を受けた委員が事故のため出席できないときは、代理者を出席させることができる。

（議事手続）

第３条　会議の議事は、会長が主宰する。

２　会議の議事は、出席委員の過半数でこれを決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

３　会長は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、その意見を求めることができる。

（委任）

第４条　会議は、その所掌に属する事務の一部を会長に委任することができる。

２　会長は、委任を受けた事務を処理したときは、次の会議に報告しなければならない。

（専門委員）

第５条　専門委員は、調査の結果を報告するため、会議に出席することができる。

（事務局）

第６条　会議の事務局は、防災担当課におく。

（書記）

第７条　会議に関する事務を処理させるため、書記若干名をおく。

２　書記は、市職員のうちから市長が命ずる。

附　則

この規程は、昭和38年10月１日から施行する。

附　則（昭和46年６月30日訓令第12号）

この訓令は、昭和46年４月１日から適用する。

附　則（昭和57年４月８日訓令第５号抄）

１　この訓令は、昭和57年４月８日から施行する。

資料　33　急傾斜地崩壊危険箇所

削除※令和７年 12 月（修正）

資料　34　土砂災害警戒区域

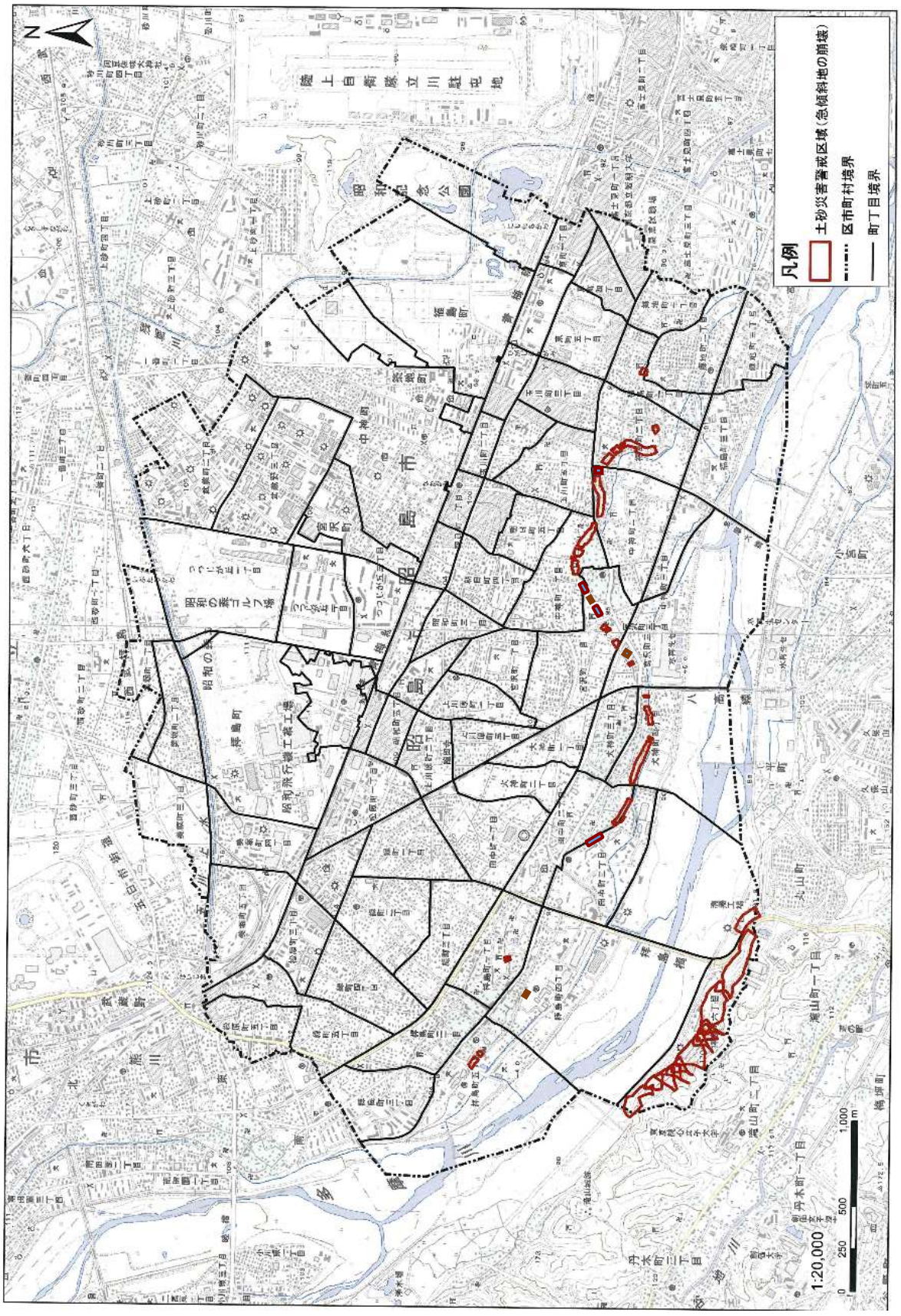

拝島町一丁目	宮沢町二丁目
拝島町４丁目	宮沢町三丁目
拝島町五丁目	中神町一丁目
拝島町六丁目	中神町二丁目
田中町二丁目	福島町一丁目
田中町四丁目	福島町二丁目
大神町四丁目	

資料　35　多摩川洪水浸水想定区域及び土砂災害警戒区域内の要配慮者利用施設一覧

施設名称	所在地	区域内	
		洪水浸水想定	土砂災害警戒
社会福祉法人昭島ひまわりの家	拝島町2-5-17	○	
脳を育てる運動療育センターピースマイル昭島福島町教室	福島町3-13-7フローラルコートμ201号室	○	
エクラシア宮沢	宮沢町2-39-34	○	
だんらんの家あきしま郷地	郷地町2-21-2	○	
デイリゾートわくわく昭島店	郷地町2-34-7	○	
認知症対応型共同生活介護いーまーる昭島	大神町4-5-11	○	
和み苑デイサービス拝島	拝島町1-11-11	○	
デイサービス「いでしたの虹」	拝島町2-5-16	○	
昭島市立福島学童クラブ	郷地町2-6-2	○	
株式会社わくわくわくわく宝船保育園昭島	郷地町2-34-7	○	
昭島市立大神学童クラブ	大神町4-18-14	○	
昭島市立田中学童クラブ	田中町3-5-17	○	
社会福祉法人ゆりかご会昭島ゆりかご第二保育園	田中町3-5-20	○	
昭島市立拝島第一学童クラブ	拝島町1-14-14		○
社会福祉法人昭島愛育会昭栄保育園	拝島町3-17-11	○	
社会福祉法人多摩育成会福島保育園	福島町1-18-8	○	
昭島市立共成小学校	郷地町2-6-1	○	
昭島市立成隣小学校	大神町4-4-1	○	○
昭島市立田中小学校	田中町3-4-1	○	
昭島市立多摩辺中学校	拝島町4-6-30	○	
東京都立拝島高等学校	拝島町4-13-1	○	
学校法人啓明学園	拝島町5-11-15	○	
昭島市立玉川小学校	福島町2-8-1		○
昭島市立福島中学校	福島町3-20-1	○	

資料　36　警戒レベルと警戒レベル相当情報の一覧表

※1）HP上に公表している国管理河川の洪水の危険度分布（水害リスクライン）では、観測水位等から詳細（左右岸200m毎）の現況水位を推定し、その地点の堤防等の高さと比較することで警戒レベル3～5相当の危険度を表示。
※2）水位情報がないような中小河川における氾濫は、外水氾濫、内水氾濫のいずれによるものかの区別がつかない場合が多いため、これらをまとめて大雨特別警報（浸水害）の対象としている。
※3）水位周知海岸において都道府県知事から発表される情報。台風に伴う高潮の潮位上昇は短時間に急激に起こるため、潮位が上昇してからの行動では安全に立退き避難ができないおそれがある。
※4）大雨警報（土砂災害）・洪水警報の危険度分布については、今後技術的な改善を進め、警戒レベル5に相当する情報の新設を行う。それまでの間、危険度分布の「極めて危険（濃い紫）」を、大雨特別警報が発表された際の警戒レベル5の発令対象区域の絞り込みに活用する。
※5）高潮警報は、高潮により命に危険が及ぶおそれがある場合に、暴風が吹き始めて屋外への立退き避難が困難となるタイミングも考慮して発表されるため、また、高潮特別警報は、数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により高潮になると予想される場合に高潮警報を高潮特別警報として発表するため、両方を警戒レベル4相当情報に位置付けている。
（注）本資料では、気象庁が提供する大雨警報（土砂災害）の危険度分布と都道府県が提供する「土砂災害危険度情報」をまとめて、「土砂災害の危険度分布」と呼ぶ。

資料　37　昭島市避難行動要支援者避難支援プラン（全体計画）
平成31年２月策定　（令和６年４月改正）

第１章　基本的な考え方

１　背景と目的

１　背景と目的

近年、東日本大震災や平成28年熊本地震をはじめとする地震、集中豪雨や台風による風水害など、全国各地で大規模な災害が発生しています。このような災害時においては、特に高齢者や障害のある方など自力で避難することが困難な方（以下「避難行動要支援者」という。）が逃げ遅れたり、必要な情報が伝わらなかったりするなど、その対策が課題となっています。

大規模な災害の発生時において、行政機関等による救援体制が整うまでに時間を要することも想定されるため、地域住民などによる避難支援などの取組や助け合いは、必要不可欠なものとなります。近隣住民による日頃からの見守りや自治会、自主防災組織といった地域の力を活用し、地域における共助の支援体制を構築していく必要があります。

国では、東日本大震災を教訓として平成25年６月に災害対策基本法の一部が改正され、平成25年８月に「避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針（平成25年８月：内閣府（防災担当））」（以下「取組指針」という。）が示されました。取組指針では、区市町村は地域の実情に合わせ、要介護高齢者や障害のある方等の要配慮者に対する安否確認や避難支援（以下「避難支援等」という。）について、重点的・優先的に取り組むことが重要とされています。

また、令和元年に発生した台風第19号等の頻発する自然災害を踏まえ、令和３年５月に災害対策基本法が改正され、市町村に避難行動要支援者ごとに個別避難計画の作成が努力義務化されるなどの規定等が創設されるとともに、国の取組指針も令和３年５月に改定されました。

昭島市では、災害対策基本法や国の取組指針等を踏まえ、災害対策基本法に即した「昭島市避難行動要支援者避難支援プラン（全体計画）」（以下「支援プラン」という。）を策定しています。

この支援プランは、避難行動要支援者の避難支援を迅速かつ的確に行うため、平常時から避難行動要支援者に関する情報の把握、防災情報の伝達手段・伝達体制の整備及び避難誘導等の支援体制をより確かなものとし、自ら災害に備える「自助」、地域での助け合いによる「共助」及び市などの行政機関の取組である「公助」が連携し、相互に支え合いながら大規模災害時における地域の安全・安心体制を強化することを目的としています。

２　自助・共助・公助の必要性

大規模な災害が発生した場合、行政機関等による公的な支援には限界があります。避難行動要支援者も含めて、まずは一人ひとりが自分や家族の身は自分が守る「自助」、そのうえで近隣住民への声掛けや安否確認、さらに自治会や自主防災組織、民生委員・児童委員等の組織的な安否確認や避難支援等の「共助」が重要となります。

避難行動要支援者の避難支援に当たっては、「地域の人は地域で守る」を基本とし、行政機関等による支援活動の「公助」に併せて、地域の様々な人と人とのつながりにより平常時や災害発生時を通じた支援体制づくりを進めていくことが求められています。

3　計画の位置付け

避難支援プランは、平成25年に災害対策基本法が改正され、新たに避難行動要支援者名簿に関する規定がされたことに伴い、国の取組指針及び東京都の「災害時要援護者への災害対策推進のための指針」を踏まえ、昭島市地域防災計画の下位計画として、避難支援に関する事項を具体化しています。

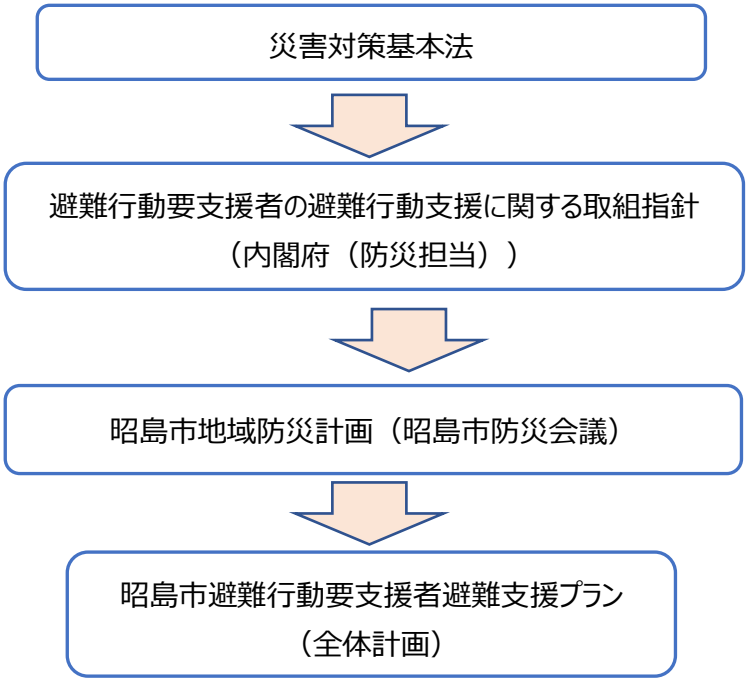

4　要配慮者・避難行動要支援者・避難支援等関係者の定義

災害対策基本法の一部改正（平成26年４月１日施行）に伴い、以下のとおり「要配慮者」、「避難行動要支援者」及び「避難支援等関係者」の定義を定めています。

用　語	内　　容
要配慮者	災害の発災前、発災時の避難行動、避難後の生活などの各段階において特に配慮を要する者。 具体的には、高齢者、障害のある方、難病患者、乳幼児、妊産婦、外国人等を想定している。
避難行動要支援者	要配慮者のうち、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合に自ら避難することが困難な者であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を要する者。
避難支援等関係者	消防機関、都道府県警察、児童委員・児童委員、社会福祉協議会、自主防災組織その他の避難支援等の実施に携わる関係者。

第２章　避難行動要支援者に対する支援

１　避難行動要支援者の範囲

避難行動要支援者とは、災害対策基本法第49条の10第１項により、「市に居住する要配慮者のうち、災害時に自ら避難することが困難な方であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を要する方」をいいます。

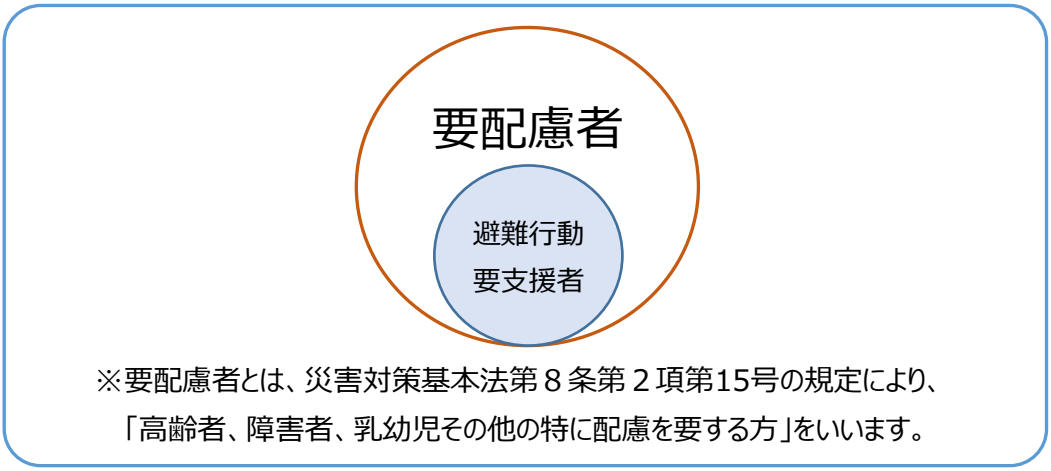

※要配慮者とは、災害対策基本法第８条第２項第15号の規定により、
「高齢者、障害者、乳幼児その他の特に配慮を要する方」をいいます。

避難支援プランにおける避難行動要支援者名簿に登録する対象者の範囲は、在宅者のうち、表１の要件に該当する方とします。

【表１】

区　分	対　象　者
要介護者	要介護認定３～５を受けている方
障　害　者	身体障害者手帳１級、２級又は第１種身体障害者手帳を所持する方
	愛の手帳（療育手帳）１度又は２度を所持する方
	精神障害者保健福祉手帳１級又は２級を所持する方
	難病患者で障害者手帳を所持する方
そ　の　他	市長が、災害時において円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を要すると認める方

※社会福祉施設等へ入所や医療機関等へ長期入院している方は、原則として対象としていません。

２　避難支援等関係者

（１）避難支援等関係者の範囲

災害発生時において、避難行動要支援者の安否確認や避難支援に携わる関係者を避難支援等関係者といいます。

避難行動要支援者名簿制度は、名簿自体を作成することにあるのではなく、作成した名簿を適切に活用し、避難行動要支援者の生命と身体を災害から守ることにあります。

そのため、平常時より避難支援等関係者に名簿情報を提供することについて、避難行動要支援者本人等より同意を得られた場合は、災害対策基本法第49条の11第２項に基づき、表２の避難支援等関係者に対し、名簿を紙媒体で提供します。ただし、避難支援等の実施に必要な限度で提供する必要があるため、表２の⑤～⑧の避難支援等関係者に対しては、担当や管轄している地域に所在する避難行動要支援者の情報を提供します。

【表２】

市が定める避難支援等関係者	名簿の提供範囲
①昭島消防署　　③昭島警察署 ②昭島市消防団　　④昭島市社会福祉協議会	市全域の名簿登録者の情報
⑤民生委員・児童委員 ⑥自治会 ⑦自主防災組織 ⑧昭島市関係機関（地域包括支援センターなど）	市全域の名簿登録者のうち、担当や管轄している地域に所在する避難行動要支援者のみの情報

（２）避難支援等関係者の安全確保

避難行動要支援者名簿を活用した災害時における避難支援等は、あくまでも地域の助け合い（共助）による活動となります。

避難支援等関係者が避難支援等を行う場合は、避難支援等関係者本人及びその家族等の生命並びに身体の安全が確保された上で、地域の実情や災害の状況に応じて可能な範囲での支援活動であることを念頭に置き、危険を冒してまでの無理な支援は避けることが基本となります。

市は、上記の基本を十分に踏まえ、避難支援の実施に関しては、避難支援等関係者の安全確保に十分配慮するものとします。

また、市は、避難行動要支援者に対し、避難支援等を適切に行ったとしても十分に支援することができない可能性があることや法的な責任や義務を負うものでないことを理解してもらうよう努めるものとします。

（３）避難支援等関係者の担当部署

避難支援等関係者との調整等を行う担当部署は、表３のとおりとします。

【表３】

担　当　業　務	担当部署
①避難支援等関係者との調整等に関する総合調整	保健福祉部福祉総務課
②昭島消防署、昭島市消防団、昭島警察署及び自主防災組織	総務部防災安全課
③自治会	市民部生活コミュニティ課
④民生委員・児童委員協議会及び昭島市社会福祉協議会	保健福祉部福祉総務課
⑤市長が必要と認める関係者及び団体	・平常時においては、通常業務における担当部署 ・災害時においては、地域防災計画に定める担当部署

第３章　避難行動要支援者情報の把握及び共有の方法

１　避難行動要支援者名簿の作成

（１）市での情報の集約

市は、避難行動要支援者名簿の登録対象者を把握するため、市の関係各部署で把握している要介護認定者や障害者手帳所持者等の情報を集約します。

名簿に登録する個人情報や必要事項等については、災害対策基本法第49条の10第２項などにより、表４のとおりとします。

また、名簿は、災害時の状況を考慮し、紙媒体と昭島市避難行動要支援者システム（電子データ）の２通りの方法により管理します。

【表４】

名簿に記載する個人情報	①氏名（ふりがな） ②生年月日（年齢） ③性別 ④住所又は居所 ⑤電話番号その他の連絡先（緊急連絡先を含む） ⑥避難支援等を必要とする事由 ⑦その他避難支援等の実施に関し市長が必要と認める事項

（２）東京都に対する情報の取得

市で把握していない情報の取得が名簿作成のための必要があると認められるときは、災害対策基本法第49条の10第４項の規定に基づき、東京都に文書により情報の提供を求めるものとします。

（３）名簿の作成に関する担当部署

名簿の登録対象者及び登録事項の把握を担当する部署は、表５のとおりとします。

【表５】

担　当　業　務	担当部署
①名簿の作成及び更新に関する総合調整	保健福祉部福祉総務課
②高齢者、要介護認定者に係る名簿登録者の把握	保健福祉部介護福祉課
③障害者手帳所持者に係る名簿登録者の把握	保健福祉部障害福祉課
④市長が必要と認めた者の登録情報の管理	保健福祉部福祉総務課

２　名簿情報提供に関する意思確認

（１）同意の取得

災害時において、避難行動要支援者の安否確認や避難支援を速やかに行うためには、避難行動要支援者本人にとって身近な避難支援等関係者が名簿情報を事前に把握しておくことが重要ですが、名簿情報を平常時より避難支援等関係者に提供するには、避難行動要支援者本人等の同意が必要になります。

そのため、市では、避難行動要支援者の登録対象者に対し、郵送等により事前に意思確認（同意の有無の確認）を行い、同意した方のみを抽出した名簿（表６）を別に作成し、避難支援等関係者に提供します。

【表６】

区分	内　容	活　用
名簿①	避難行動要支援者の要件を満たすすべての方を掲載した名簿	災害時や緊急時には、災害対策基本法第49条の11第３項に基づき、避難行動要支援者の同意の有無にかかわらず避難支援等関係者に提供し、避難支援等に活用する。
名簿②	名簿①から平常時より避難支援等関係者に名簿情報を提供することに同意した方のみを抽出した名簿	平常時より避難支援等関係者に提供し、災害時の避難支援のほか、訓練時等にも活用する。

（２）同意の確認方法

① 避難支援等関係者に平常時から名簿情報を提供する場合は、災害対策基本法第49条の11第２項に基づき、避難行動要支援者の同意（以下「本人の同意」という。）を得るものとします。

② 本人の同意を確認する際は、文書により確認することを基本とします。

③ 文書による同意を得ることが困難な場合であって、口頭等により本人が実質的に同意していると判断できるときは、名簿にその旨を記載し、本人の同意があったものとして取り扱うものとします。

④ 認知症の症状や重度の障害があることにより、同意によって生じる結果について判断する能力を有しないと認められる避難行動要支援者に対しては、親権者や法定代理人等から同意を得ることにより、名簿にその旨を記載し、本人の同意があったものとして取り扱うことができるものとします。

（３）郵送による同意の確認

① 本人の同意を確認する際は、郵送により確認することができるものとします。

② 郵送により本人の同意を確認する場合は、確認書面の返送期日を定め、その返送を本人等に求めるものとします。

③ 確認書面の返送期日は、発送の日から40日を経過する日以降とするものとします。

④ 本人等から避難行動要支援者名簿制度の詳しい内容の説明を求められたときは、制度を分かりやすく説明するなど、適切に対応するものとします。

（４）不同意の方への対応

不同意の方（意思確認で平常時の情報提供に同意しなかった方）については、名簿に不同意の旨を記載し市が管理します。不同意の方を含む名簿については、平常時は非開示情報として扱いますが、災害時や緊急時においては、必要に応じて避難支援等関係者に情報提供し、避難支援等への協力を求めるものとします。

なお、不同意の方に対しては、名簿作成の趣旨やその重要性などについて、ホームページなどを活用して周知・啓発を図るとともに、同意を得るための継続的な働きかけに努めます。

３　名簿の提供、管理

（１）名簿提供の目的

平常時より避難支援等関係者に提供する名簿は、災害時や緊急時など避難行動要支援者の生命や身体を守る必要がある際に、円滑かつ迅速な避難支援等の実施に結びつくことを目的として提供します。

（２）名簿の提供

市は、避難支援体制を整備するため、平常時から避難支援等関係者（地域）へ名簿情報を提供することに同意を得られた避難行動要支援者について、災害対策基本法第49条の11第２項の規定に基づき、表８の避難支援等関係者に対し、名簿を紙媒体で提供します。

【表８】

市が定める避難支援等関係者	名簿の提供範囲
①昭島消防署　　③昭島警察署 ②昭島市消防団　④昭島市社会福祉協議会	【表６】名簿②の情報
⑤民生委員・児童委員 ⑥自治会 ⑦自主防災組織 ⑧昭島市関係機関（地域包括支援センターなど）	【表６】名簿②のうち、担当や管轄している地域に所在する避難行動要支援者のみの情報

（３）名簿の適正管理

避難支援等関係者へ名簿を提供する際、災害対策基本法第49条の12の規定により、情報漏えいを防止するために市が求める措置は表９のとおりとします。

また、市のみならず避難支援等関係者においても、昭島市個人情報保護条例及び昭島市情報セキュリティポリシー（平成16年６月１日策定）に則り、名簿情報を適正に管理するものとします。

【表９】

名簿情報の漏えい防止のために市が求める措置	避難行動要支援者及び第三者の権利利益を保護するために市が講ずる措置
①受領した名簿情報を避難支援等以外の目的のために使用することの禁止 ②名簿情報を取扱う者の限定 ③必要以上の名簿情報の複製の禁止 ④施錠可能な場所への名簿の保管 ⑤使用後等の名簿情報の廃棄・返却等	①避難支援等関係者に対しては、担当や管轄している地域内の避難行動要支援者の名簿情報のみを提供 ②避難支援等関係者個人に守秘義務が課せられていることを説明

４　名簿情報の更新

災害発生時や緊急時に迅速かつ適切な避難支援に役立てるため、市はデータによる名簿情報の更新を随時行うとともに、市及び避難支援等関係者が保有する紙媒体による名簿情報の更新を定期的（年１回）に行います。

また、避難行動要支援者の転入、転出や死亡、医療機関等への長期入院や社会福祉施設等への入所等が確認された場合は、名簿更新時に避難行動要支援者名簿への登録や登録の取消しを行います。

なお、平常時に避難支援等関係者へ名簿情報を提供する意思確認（本人の同意）については、変更の申し出がない限り継続されるものとします。

第４章　情報伝達体制の整備

１　避難指示等の発令

市は、災害時等において、住民の生命、身体及び財産を災害から保護し、その他災害の拡大を防止するため特に必要があると認めるときは、必要と認める地域の居住者等に対し、災害対策基本法第60条第１項の規定及び「避難情報に関するガイドライン（令和３年５月内閣府（防災担当））」に基づき、表10とおり判断基準を定め避難指示等を発令します。

【表10】

警戒レベル	区分	発令される状況	居住者等がとるべき行動等
レベル1	早期注意情報（気象庁発表）	今後、気象状況が悪化するおそれのある状況	**「災害への心構えを高める」** ・防災気象情報等の最新情報に注意する等、災害への心構えを高める。
レベル2	大雨・洪水・高潮注意報（気象庁発表）	気象状況が悪化している状況	**「自らの避難行動を確認」** ・ハザードマップ等により自宅・施設等の災害リスク、指定避難場所や避難経路、避難のタイミング等を再確認するとともに、避難情報の把握手段を再確認・注意するなど、避難に備え自らの避難行動を確認。
レベル3	高齢者等避難（市町村発表）	災害が発生するおそれがある状況	**「危険な場所から高齢者等は避難」** ・高齢者等は危険な場所から避難（立退き避難又は屋内安全確保）する。 ・高齢者等以外の人も必要に応じ、出勤等の外出を控えるなど普段の行動を見合わせ始めたり、避難の準備をしたり、自主的に**避**難するタイミングである。例えば、地域の状況に応じ、早めの避難が望ましい場所の居住者等は、このタイミングで自主的に避難することが望ましい。
レベル4	避難指示（市町村発表）	災害が発生するおそれが高い状況	**「危険な場所から全員避難」** ・危険な場所から全員避難（立退き避難又は屋内安全確保）する。
レベル5	緊急安全確保（市町村発表）	災害が発生し、又はまさに発生しようとしている状況（切迫している状況）【必ず発令される情報ではない】	**「命の危険　直ちに安全確保！」** ・指定避難場所等への立退き避難することがかえって危険である場合、緊急安全確保する。 ただし、災害が発生した状況や切迫しておる状況で、本行動を安全にとることができるとは限らず、本行動をとったとしても身の安全を確保できるとは限らない。

※立退き避難とは、指定緊急避難場所や近隣の安全な場所への移動（水平移動）のことです。

※屋内安全確保とは、その時点にいる建物内のより安全な場所への移動（待避又は垂直避難）のことです。

2　避難情報の情報伝達手段

避難行動要支援者を含む要配慮者の方々は、避難情報の発令があったとしても、避難行動をとることや避難行動に至るまでの理解や判断等に困難な場合があることから、要配慮者に対し、実効性のある情報伝達手段を整備することが必要となります。

このため、市は、表11に定める伝達手段のほか、あらゆる手段を用いて迅速かつ的確に情報伝達を行います。

（１）市による情報伝達

避難情報等の情報については、テレビ、市ホームページ、緊急速報メール（エリアメール）や昭島市メール配信サービスを活用するなど複数の情報伝達手段を用いて、避難支援等関係者を含む要配慮者の方々へ確実に伝達することができるよう努めます。

このほか、市内には多摩川及び残堀川の洪水浸水想定区域や急傾斜地などの土砂災害警戒区域が所在しているため、昭島市メール配信サービスを活用し、指定河川洪水予報や土砂災害警戒情報などの情報を速やかに伝達します。

なお、これらの情報伝達は、市の災害対策本部（災害時に設置）が行います。

【表11】

No.	市の情報伝達手段	音声	文字
1	市ホームページ	○	○
2	テレビ（放送事業者に対する情報提供による放送）	○	○
3	防災行政無線屋外拡声支局（スピーカー）	○	
4	広報車	○	
5	電話（※自治会、自主防災組織、昭島市消防団）	○	
6	緊急速報メール（エリアメール）		○
7	昭島市メール配信サービス		○
8	電話応答サービス	○	
9	ヤフー株式会社との協定に基づくプッシュ型配信（アプリ利用者のみ）		○

（２）避難支援等関係者による情報伝達

避難支援等関係者は、テレビ、緊急速報メール（エリアメール）や昭島市メール配信サービス等により独自での情報収集に努めるとともに、市の広報等により入手した情報について、可能な範囲で避難行動要支援者に速やかに伝達します。

第５章　避難所における支援方法

１　避難所における支援

市は、あらかじめ、避難所のトイレの洋式化や暖房機器、プライバシー確保のための間仕切りの確保など、要配慮者の視点に配慮した設備等の整備に努めます。

災害時においては、避難所の運営に携わる方々とともに、避難所内における居住区域の割振りや食料の配布方法など、要配慮者の環境の整備について十分な配慮に努めます。

また、避難所内での情報提供を行う場合においても、特に視覚障害者や聴覚障害者等に対し特段の配慮を行うとともに、要配慮者が他の支援者等から協力や配慮を得ることができるよう、福祉関係団体やボランティア等と十分な連携を図ります。

このほか、昭島市地域防災計画の内容を踏まえ、要配慮者に対して必要な支援を行います。

２　二次避難所（福祉避難所）における支援

（１）福祉避難所の指定

心身の健康状態や障害があることなどにより、一般の避難所において生活を続けることが困難な要配慮者に対し、必要な生活支援を行うため、市は、これらの要配慮者を二次的に受け入れる施設として、表12のとおり市立施設を二次避難所（福祉避難所）として指定するとともに、社会福祉法人等の社会福祉施設とも福祉避難所としての協定を締結しています。

二次避難所（福祉避難所）となる施設は、原則として耐震、耐火、鉄筋構造を備えているとともに、バリアフリー化されているなど、要配慮者の利用に適しており、かつ、生活相談職員等の確保が比較的容易である福祉施設等を活用します。

市は、これらの施設に対して、二次避難所（福祉避難所）の役割について説明を行うとともに、要配慮者の支援に必要な事項について事前に協議等を行い、支援体制の整備に努めます。

【表12】　（令和３年３月31日時点）

区分	No.	施設名		所在地
市立施設	1	保健福祉センター（あいぽっく）		昭和町４-７-１
	2	朝日町原町高齢者福祉センター		朝日町４-５-９
	3	松原町高齢者福祉センター		松原町１-13-３
	4	拝島町高齢者福祉センター		拝島町３-10-４
社会福祉法人協定締結施設	5	ニューフジホーム	特別養護老人ホーム	中神町1260
	6	フジホーム		中神町1260
	7	昭和郷高齢者複合施設		中神町1260
	8	愛全園		田中町２-25-３
	9	もくせいの苑		松原町２-９-２
	10	ハピネス昭和の森		拝島町4036-14
	11	子ども発達プラザホエール	児童発達支援センター	つつじが丘３-３-１

（２）二次避難所（福祉避難所）の開設

市は、災害発生時に避難所を開設した際には、職員を派遣し要配慮者の避難状況を把握するとともに、災害対策本部へ報告します。災害対策本部は、各避難所における要配慮者の避難状況を勘案する中で、福祉避難所に指定している施設の受入れ態勢を確認の上、受入対象者及び福祉避難所の開設を決定します。

要配慮者の移送については、要配慮者の家族などに協力を依頼するとともに、市が自動車運送事業者と協定を締結している「災害時等における要配慮者等の移送協力等に関する協定（武州交通興業(株)」を活用します。

また、要配慮者の移送体制の充実を図るため、福祉車両を所有している福祉サービス事業者等と移送協力に関する調整に努めます。

（３）その他

近年の災害の発生状況や令和元年に発生した台風第19号等の頻発する自然災害を踏まえ、令和３年５月に災害対策基本法が改正されるとともに、指定福祉避難所の受入対象者等の公示制度に係る災害対策基本法施行規則（昭和37年総理府令第52号）も改正されました。

このことにより、国の「福祉避難所の確保・運営ガイドライン（平成28年４月：内閣府（防災担当））も改正されたことから、福祉避難所の運営方法等について具体的な検討を図ります。

第６章　その他

１　個別避難計画の概要

（１）個別避難計画と作成の目的

災害時において、自身で避難することが困難な避難行動要支援者の避難支援等を実効性のあるものにするため、要支援者の氏名、生年月日、性別、住所、電話番号等の基本的な名簿の情報に心身の状況や避難場所、避難経路、避難支援の際の留意事項等を加えた、個人ごとの避難計画を作成する。計画の作成に当たり、避難行動要支援者個別避難計画作成に関する重要事項説明書により、本人又は家族等から事前に同意を得たうえで作成するものとします。

個別避難計画の作成を通して、本人だけでなく、その家族や関係者も含めて災害対応への意識を醸成し、共助の仕組みの強化を図ります。

個別避難計画の作成は、令和８年度までに、優先度の高い要支援者から、順次、作成します。

（２）個別避難計画を連携して作成する関係者

市個別避難計画は、庁内の防災・福祉などの関係各課のほか、民生・児童委員、福祉専門職、社会福祉協議会などの関係者と連携して計画の作成に取り組みます。

なお、個別避難計画に基づく避難支援等の結果について、個別避難計画作成関係者及び支援者等に対して、法的な責任や義務を負わせるものではありません。

（３）作成優先度の高い避難行動要支援者の範囲

以下の国の判断基準に基づき、個別避難計画作成の優先度の高い要支援者の範囲を定めます。

① ハザードマップ上における洪水・土砂災害等危険地域の状況
② 当事者の心身の状況、情報取得や判断への支援が必要な程度
③ 独居等の居住実態、社会的孤立状況

（４）作成方法（進め方）

個別避難計画の作成方法は、大きく分けて2つの方法があります。

① 市と福祉専門職などが主体となって作成する方法

要支援者本人の世帯状況、ハザードの状況、心身状況などを基に優先度が高いと判断した方を対象に、市が主体となって、介護事業者や相談支援事業者と連携しながら作成する方法です。

② 要支援者本人が作成する方法

要支援者本人やご家族が作成する方法です。本人の状況や世帯の状況によっては、地域（避難支援等関係者など）の方々の協力を得て作成する方法もあります。

2　避難支援等関係者となる者

第２章２（１）「避難支援等関係者の範囲」を準用するほか、個別避難計画の作成に参画するなど避難支援の実施に関し市長が必要と認める者とする。

3　個別避難計画の作成及び適正な管理等

（１）個別避難計画作成に必要な個人情報及びその入手方法

第３章１（１）及び（２）を準用します。

（２）個別避難計画の適正な管理

個別避難計画情報には秘匿性の高い個人情報が含まれているため、市は、名簿情報の取り扱いと同様に、適正な情報管理を図ります。

関係機関に対して名簿や個別避難計画の情報提供を行う場合は、避難行動要支援者に関する情報の守秘義務及び情報の適正管理を徹底するため、以下の事項を遵守させるものとします。

① 避難行動要支援者の支援に関し、知り得たすべての情報について、正当な理由なく漏洩しないこと。

② 避難行動要支援者の名簿や個別避難計画の情報を、支援以外の目的で複写及び転写などを行い活用しないこと。

③ 名簿又は個別避難計画の写しなどを第三者へ提供する、紛失又は毀損することのないよう厳重な保管や管理を行うこと。なお、資料の紛失・盗難などの事象が発生した際は、速やかに市へ報告すること。

④ 個別避難計画の写しの返還を請求された時又は保管する必要がなくなった時は、直ちに市へ返還すること。

（３）個別避難計画情報の更新

要支援者の心身の状況は変化するため、その心身の状況に応じて個別避難計画を更新することで、避難支援等の実行性を高めることになります。要支援者本人や家族、福祉専門職等から変更の届出があった場合には、随時更新を行います。

（４）個別避難計画の活用

市は、個別避難計画情報について、名簿情報と同様に、本人の同意が得られた場合に、避難支援等関係者に、事前に提供します。 なお、災害時に個人の生命、身体又は財産を保護するための緊急非常時においては、必要な範囲で避難行動要支援者本人の同意を得ずに、個別支援計画の情報を提供できるものとします。また、情報提供をした際は、常に提供先の管理及び把握を行うものとします。

災害時等には、個別避難計画を基に、地域の支援者や避難支援等関係者等が、可能な範囲で、要支援者の状況を確認しながら在宅避難の確認や避難所までの避難支援等を行います。

要支援者本人は、個別避難計画の作成時に家族や地域支援者と共に、避難場所の確認や避難の際の約束事などを確認することで、災害に対する意識の向上を図ることができます。

また、避難支援等関係者は、地域の避難訓練等が実施された際に、個別避難計画に基づく情報伝達や避難支援等について確認することで、共助の仕組みの強化を図ることができます。

4　要配慮者が円滑に避難のための立退きを行うことができるための通知又は警告の配慮

第４章「情報伝達体制の整備」を準用します。

5　避難支援等関係者の安全確保

第２章２（２）「避難支援等関係者の安全確保」を準用し、「避難行動要支援者名簿」を「個別避難計画」に読み替えます。

第７章　資料編

１　昭島市避難行動要支援者名簿の作成等に関する要綱

（趣旨）

第１条　この要綱は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号。以下「法」という。）第49条の10第１項に規定する避難行動要支援者名簿（以下「要支援者名簿」という。）の作成、提供及び管理等について、必要な事項を定めるものとする。

（用語の意義）

第２条　この要綱で使用する用語の意義は、法で使用する用語の例による。

（避難行動要支援者）

第３条　要支援者名簿に登録する避難行動要支援者の範囲は、昭島市（以下「市」という。）の区域内に居住し、次の各号のいずれかに該当する者とする。ただし、社会福祉施設その他これに類する施設に入所し、又は医療機関に入院している者を除く。

（１）介護保険法（平成９年法律第123号）の規定に基づき、要介護認定を受けた者のうち、その要介護状態区分が要介護３から要介護５までのいずれかであるもの

（２）身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）の規定により身体障害者手帳の交付を受けた者のうち、その障害の程度が１級若しくは２級であるもの又はこれらに準ずるものとして別に定めるもの

（３）厚生労働大臣の定めるところにより療育手帳の交付を受けた者のうち、精神発達の遅滞の程度が１度又は２度であるもの

（４）東京都愛の手帳交付要綱（昭和24年民児精発第58号）に基づく愛の手帳等の交付を受けた者のうち、知的障害の程度が１度又は２度であるもの

（５）難病の患者に対する医療等に関する法律（平成26年法律第50号）第７条の支給認定を受けている者又は東京都難病患者等に係る医療費等の助成に関する規則（平成12年東京都規則第94号）第６条の医療券の交付を受けている者であって、第２号の身体障害者手帳、第３号の療育手帳又は前号の精神障害者保健福祉手帳の交付を受けたもの

（６）その他、市長が、災害時において円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を要すると認める者

（要支援者名簿の作成）

第４条　市長は、法第49条の10第３項の規定により市の担当部署が管理する避難行動要支援者に係る情報を集約し、避難行動要支援者の把握に努め、避難支援等を実施するための基礎とする名簿として、要支援者名簿を作成するものとする。

２　市長は、要支援者名簿の作成のため必要があると認めるときは、本人及び法第49条の10第４項に規定する者に対して、要支援者名簿の作成に必要な範囲において、情報の提供を求めることができる。

（要支援者名簿の登録情報）

第５条　要支援者名簿に登録する情報は、次に掲げる事項のうち、市が把握しているものとする。

（１）氏名及びふりがな

（２）生年月日

（３）性別

（４）住所又は居所

（５）電話番号

（６）第３条各号に該当する内容
（７）緊急連絡先
（８）その他、避難支援等に関し必要となる事項

（名簿情報の提供）

第６条　災害の発生に備え、要支援者名簿に登録された情報（以下「名簿情報」という。）を事前に提供する法第49条の11第２項の避難支援等関係者は、次のとおりとする。

（１）昭島消防署
（２）昭島市消防団
（３）昭島警察署
（４）昭島市民生委員・児童委員
（５）昭島市社会福祉協議会
（６）自主防災組織
（７）自治会
（８）昭島市関係機関（市長が必要と認める避難支援等の実施に携わる機関に限る。）

２　名簿情報を提供する場合は、当該情報の提供を受ける避難支援等関係者と当該情報の提供に関する覚書を締結するものとする。

（名簿情報の提供に係る同意確認）

第７条　市長は、第３条に該当する者（同条第６号に規定する者を除く。）に対して情報提供同意確認書を送付し、名簿情報を避難支援等関係者にあらかじめ提供することについて、同意を確認するものとする。

２　登録者（要支援者名簿に登録されている者をいう。以下同じ。）は、情報提供同意確認書の送付を受けたときは、必要事項を記入し、市長に届け出るものとする。

３　前項の規定にかかわらず、本人による届出が困難な場合は、代理人による届出ができるものとする。

４　市長は、緊急時の連絡先として登録される者については、同意があったものとみなし、避難支援等関係者に第５条第７号に規定する情報を提供するものとする。

（災害発生時の名簿情報の提供）

第８条　市長は、法第49条の11第３項の規定により避難支援等関係者その他の者（以下「避難支援等関係者等」という。）に対し、名簿情報を提供するときは、避難支援等関係者等に受領書の提出を求めるものとする。

２　前項の規定により名簿情報の提供を受けた避難支援等関係者等が、避難支援等の実施を完了したときは、市長は活動結果の報告を求めるとともに、名簿情報を回収するものとする。

（登録の取消し）

第９条　市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、登録を取り消すものとする。

（１）登録者が死亡したとき。
（２）登録者が市の区域外に転出したとき。
（３）登録者が社会福祉施設その他これに類する施設に入所し、又は医療機関に入院したとき。
（４）登録者が第３条第１号から第５号までのいずれにも該当しなくなったとき。
（５）その他、市長が登録の取消しを必要と認めたとき。

（要支援者名簿への登録の申出）

第10条　要支援者名簿への登録を希望する者（第３条第１号から第５号までに規定する者を除く。以下「申

出者」という。）は、市長にその旨を申し出ることができる。

2　市長は、前項の規定による申出があった場合は、災害時に避難支援の必要があると特に認めるときは、要支援者名簿に登録し、申出者に通知するものとする。

（申出者の登録の取消し）

第11条　申出者が登録の取消しを希望する場合は、市長にその旨を申し出ることができる。

2　市長は、前項の規定による申出があった場合は、登録を取り消し、要支援者名簿から削除するとともに、申出者にその旨を通知するものとする。

（名簿情報の変更）

第12条　登録者は、名簿情報を変更しようとするときは、市長に届け出るものとする。

2　市長は、前項の規定による届出があった場合は、名簿情報を変更するとともに、当該届出をした者に通知するものとする。この場合において、当該届出をした者に係る名簿情報を避難支援等関係者に提供している場合は、変更後の名簿情報と交換するとともに変更前の名簿情報は回収し適切に処分するものとする。

（要支援者名簿の管理等）

第13条　市長は、保有する情報に基づき要支援者名簿を作成し、電子計算組織により保管するとともに、総務部防災担当課及び保健福祉部庶務担当課において紙文書で保管する。

2　市長は、定期的に要支援者名簿の更新を行い、更新した名簿情報を第６条第２項の覚書を締結した避難支援等関係者へ提供するものとする。この場合において、市長は、更新前の名簿情報を回収し、適切に処分するものとする。

3　要支援者名簿の管理及び更新に係る業務は、保健福祉部庶務担当課が総括する。

（その他）

第14条　この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附　則

この要綱は、平成30年10月１日から実施する。

附　則

この要綱は、令和２年４月１日から実施する。

2　昭島市避難行動要支援者名簿の作成等に関する実施要領

（趣旨）

第１条　この要領は、昭島市避難行動要支援者名簿の作成等に関する要綱（平成30年10月１日実施。以下「要綱」という。）第14条の規定に基づき、要綱の実施に関し、必要な事項を定めるものとする。

（要支援者名簿の作成等に関する関係部署の役割分担）

第２条　要支援者名簿の作成及び更新に関する市内部の役割分担は、次のとおりとする。

（１）要支援者名簿の作成及び更新に関する総合調整については、保健福祉部庶務担当課が担当する。

（２）要綱第３条第１号に該当する避難行動要支援者の把握については、保健福祉部介護福祉担当課が担当する。

（３）要綱第３条第２号から第５号までに該当する避難行動要支援者の把握については、保健福祉部障害福祉担当課が担当する。

（４）要綱第３条第６号の規定により、要支援者名簿に登録された避難行動要支援者（同条第１号から第５号までに該当することとなった者を除く。）の登録情報の管理については、保健福祉部庶務担当課が担当する。

２　名簿情報の提供に関する市内部の役割分担は、次のとおりとする。

（１）避難支援等関係者との調整（要綱第６条第２項の覚書に関するものを含む。）に関することは次のとおりとする。

ア　昭島消防署、昭島市消防団、昭島警察署及び自主防災組織については、総務部防災担当課が担当する。

イ　自治会については、市民部コミュニティ担当課が担当する。

ウ　昭島市民生委員・児童委員及び昭島市社会福祉協議会については、保健福祉部庶務担当課が担当する。

エ　昭島市関係機関については、当該機関の主管部課が担当する。

（２）更新した名簿情報の提供及び更新前の名簿情報の回収については、保健福祉部庶務担当課が担当する。

（避難行動要支援者）

第３条　要綱第３条第１項第２号のこれらに準ずるものとして別に定めるものは、東日本旅客鉄道株式会社が定める身体障害者旅客運賃割引規則別表の第１種身体障害者（身体障害者手帳１級及び２級に該当する者を除く。）に該当するものとする。

（名簿情報の提供に係る同意確認書）

第４条　要綱第７条第１項の規定による同意の確認は、情報提供同意確認書（第１号様式）により行うものとする。

（災害発生時の名簿受領書等）

第５条　要綱第８条第１項の受領書は、昭島市避難行動要支援者名簿受領書（第２号様式）とする。

２　要綱第８条第２項の活動結果の報告は、昭島市避難行動要支援者活動報告書（第３号様式）により行うものとする。

（要支援者名簿への登録の申出）

第６条　要綱第10条第１項の規定による申出は、昭島市避難行動要支援者名簿登録申請書（第４号様式）により行うものとする。

2　要綱第10条第２項の規定による通知は、昭島市避難行動要支援者名簿登録承認通知書（第５号様式）により行うものとする。

（申出者の登録の取消し）

第７条　要綱第11条第１項の規定による申出は、昭島市避難行動要支援者名簿登録取消申請書（第６号様式）により行うものとする。

2　要綱第11条第２項の規定による通知は、昭島市避難行動要支援者名簿登録取消通知書（第７号様式）により行うものとする。

（名簿情報の変更）

第８条　要綱第12条の規定による変更の届出は、昭島市避難行動要支援者名簿登録事項変更届（第８号様式）により行うものとする。

2　要綱第12条第２項の規定による通知は、昭島市避難行動要支援者名簿登録事項変更通知書（第９号様式）により行うものとする。

附　則

この要領は、平成30年10月１日から実施する。

附　則

この要領は、令和２年12月１日から実施する。

第１号様式（第４条関係）（表）

情報提供同意確認書

この情報提供同意確認書は、災害が発生した（する）時、ご自身での避難が困難な方の円滑な避難支援を可能とするため、あらかじめ平常時から避難支援等関係者（消防署、消防団、警察署、民生委員・児童委員、社会福祉協議会、自主防災組織、自治会及び昭島市関係機関（市と名簿の提供について覚書を締結した避難支援等関係者に限る。））へ裏面の内容を情報提供することに対して、ご本人の同意の意思を確認するものです。

ご自身の情報をあらかじめ避難支援等関係者に提供することにより、災害発生時に避難支援を受ける可能性が高まりますが、避難支援等関係者自身やその家族などの安全が前提となるため、災害時の避難行動支援が必ず保証されるものではなく、また、避難支援等関係者は、法的な責任や義務を負うものではありません。

上記の内容と下記の注意事項を理解し、この情報提供同意確認書の内容をあらかじめ避難支援等関係者に情報提供することについて（※１）、

□ **同意します。**　　□ **同意しません。**

※　２　該当の方のみ
□ 介護老人福祉施設等に入所中
□ 医療機関に長期入院中

年　月　日

要支援者氏名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

（代筆者氏名　　）

※１　上記のどちらかの□にチェックをし、年月日、要支援者氏名及び裏面を記入。
※２　介護老人福祉施設等に入所している方、医療機関に長期入院している方は、「同意しません。」にチェックをしたうえ、該当する事由にチェック（在宅の方を対象とする制度のため）。裏面の記入

注意事項

1　同意していただいた場合、平常時から避難支援等関係者へ裏面の名簿情報を提供します。
2　同意の意思について変更のない限り、自動継続とします。
3　回答期限は　　年　　月　　日です。同封の返信用封筒で返送してください。
4　避難支援等関係者が確認のため訪問等をする場合はご協力をお願いします。
5　同意しない場合でも、災害が発生した（する）時には生命保護のため法律に基づき名簿を避難支援等関係者に提供する場合があることをご理解ください。

第１号様式（裏）

以下に記入いただく情報の取扱いについて	
表面で「同意します。」にチェックした方	表面で「同意しません。」にチェックした方
災害が起きる前の平常時より避難支援等関係者（表面参照）へ情報提供します。	市で管理して、発災時に活用することとしています。ただし、発災時には避難支援等関係者（表面参照）へ情報提供する場合があります。

要支援者情報	※要支援者本人の承諾があれば、代筆は可能です。 ※代筆をされた場合は、代筆者氏名の記入をお願いします。		
フ リ ガ ナ		連　絡　先	
要支援者氏名		自宅電話	
		携帯電話	
	代筆者氏名	自宅FAX	
生年月日	年　月　日（　　歳）	性　別	男　・　女
住　所	〒		

避難支援等を必要とする事由	※該当する項目にチェック（✓）を付けてください。 ※該当する番号を○で囲んでください。
□ 要介護者 □ 障害者手帳所持者（１.身体障害者手帳　２.愛の手帳　３.精神障害者保健福祉手帳） □ 難病患者（障害者手帳所持者）	
□ 在宅人工呼吸器の使用（　１．気管切開　２．マスク使用　）	
※　避難支援等を必要とする心身の状態や家庭の事情など	

緊急時の連絡先	※　必ず、相手方の承諾を得てください。該当者がいなければ記入不要です。		
フリガナ		連　絡　先	
氏　名		電　話（自宅又は携帯）	
		ＦＡＸ	
住　所	〒	申請者との関係	
		□家族　□親族　□友人・知人 □その他（　　）	

資　料

第２号様式（第５条関係）

年　月　日

（宛先）昭島市長

昭島市避難行動要支援者名簿受領書

昭島市避難行動要支援者名簿の作成等に関する要綱第８条第１項の規定に基づき、市民の共助による避難支援等の実施に活用するため、名簿情報の提供を受けました。

以下の確認事項を了承し、この受領書を提出します。

住　　所	
氏　　名	
連 絡 先 （電話番号）	
所属する団体 （その役職）	
特 記 事 項	

【確認事項】

1　提供を受けた名簿情報は、避難支援等に使用し、これ以外の目的には使用しません。

2　名簿情報が個人情報であることを踏まえ、その管理については、十分注意します。

3　避難支援等が完了次第、提供を受けた名簿情報は返納します。

4　避難支援等の実施内容については、別途報告します。

5　避難支援等の実施に関しては、自らの身体・生命に関する危険に十分配慮し、安全を第一に実施します。

第３号様式（第５条関係）

年　月　日

（宛先）昭島市長

昭島市避難行動要支援者活動報告書

昭島市避難行動要支援者名簿の作成等に関する要綱第８条第１項の規定に基づき名簿情報の提供を受けた次の者につき、避難支援等の実施が完了したので、名簿を返還するとともに活動報告書を提出します。

要支援者の 住　　所	
要支援者の 住　　所	
要支援者の 氏　　名	
要支援者の 電話番号等	
支援者の住所 （所属団体）	
支援者の氏名	
活動内容	

第４号様式（第６条関係）

昭島市避難行動要支援者名簿登録申請書

申請年月日　　年　月　日

（宛先）昭島市長

私は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合に自ら避難することが困難で、避難の支援を希望するため、昭島市避難行動要支援者名簿への登録を申請します。また、下記の【確認事項】について承諾をし、私の情報が登録された名簿を避難支援等関係者へ事前提供することについて同意します。

申請者情報　※ 申請者本人の承諾があれば代筆は可能ですが、代筆者氏名と代筆者の押印が必要となります。

フリガナ		連　絡　先	
氏　名	代筆者氏名	自宅電話	
		携帯電話	
		自宅FAX	
生年月日	年　月　日（　歳）	性　別	男　・　女
住　所	〒		

避難支援等を必要とする事由　※ 該当する項目の□にチェック（✓）を付けてください。

□ 高齢者
□ 要介護１　□ 要介護２　□ 要支援１　□ 要支援２
□ 身体障害者手帳所持（　級）□ 愛の手帳（療育手帳）所持（　度）
□ 精神障害者保健福祉手帳所持（　級）　□ 難病患者
□ その他（　　）

□ 在宅人工呼吸器の使用（　１．気管切開　２．マスク使用）

※ 避難支援等を必要とする心身の状態や家庭の事情などを具体的に記入してください。

緊急時の連絡先　※ 必ず、相手方の承諾を得てください。該当者がいなければ記入不要です。

フリガナ		連　絡　先	
氏　名		電　話	
		ＦＡＸ	
住　所	〒	申請者との関係	
		□家族　□親族　□友人・知人 □その他（　　）	

【確認事項】

１　避難支援等は、法的に義務付けられたものではありません。したがって、名簿に登録されても、必ず支援が行われるとは限りません。

２　登録を希望される方も、できる限り自らの安全を確保するための努力をお願いします。

３　名簿に登録された情報は、避難支援等関係者（昭島消防署、昭島市消防団、昭島警察署、昭島市民生委員・児童委員、昭島市社会福祉協議会、自主防災組織、自治会及び昭島市関係機関（市と名簿の提供について覚書を締結した避難支援等関係者に限る。））に平常時から提供されます。

第５号様式（第６条関係）

昭島市避難行動要支援者名簿登録承認通知書

年　月　日

様

昭島市長

年　月　日付けで提出された昭島市避難行動要支援者名簿への登録に関する申請については、申請の内容を承認し、次のとおり昭島市避難行動要支援者名簿に登録しましたので通知します。

登録者の情報

フリガナ		連　絡　先	
氏　名		自宅電話	
		携帯電話	
		自宅FAX	
生年月日	年　月　日（　歳）	性　別	男　・　女
住　所	〒		

避難支援等を必要とする事由

□ 高齢者
□ 要介護１　□要介護２　□ 要支援１　□要支援２
□ 身体障害者手帳所持（　級）□ 愛の手帳（療育手帳）所持（　度）
□ 精神障害者保健福祉手帳所持（　級）　□ 難病患者
□ その他（　）
□ 在宅人工呼吸器の使用（ １．気管切開　２．マスク使用）
※ 避難支援等を必要とする具体的な事由

緊急時の連絡先

フリガナ		連　絡　先	
氏　名		電　話 （自宅又は携帯）	
		ＦＡＸ	
住　所	〒	申請者との関係	
		□家族　□親族　□友人・知人 □その他（　）	

【確認事項】

1　避難支援等は、法的に義務付けられたものではありません。したがって、名簿に登録されても、必ず支援が行われるとはかぎりません。

2　登録を希望される方も、できる限り自らの安全を確保するための努力をお願いします。

3　名簿に登録された情報は、避難支援等関係者（昭島消防署、昭島市消防団、昭島警察署、昭島市民生委員・児童委員、昭島市社会福祉協議会、自主防災組織、自治会及び昭島市関係機関（市と名簿の提供について覚書を締結した避難支援等関係者に限る。））に平常時から提供されます。

第６号様式（第７条関係）

昭島市避難行動要支援者名簿登録取消申請書

年　月　日

（宛先）昭島市長

届出者	住　所	
	氏　名	（代筆者氏名　　）
	電話番号	

以下の事由により、昭島市避難行動要支援者名簿の登録の取消しを申請します。また、同名簿に基づく避難支援等を辞退します。

避難行動要支援者名簿への登録取消し及び同名簿に基づく避難支援等を辞退する事由

資　料

第７号様式（第７条関係）

昭島市避難行動要支援者名簿登録取消通知書

年　月　日

様

昭島市長

年　月　日付けで提出された昭島市避難行動要支援者名簿登録取消申請については、申請の内容を承認し、昭島市避難行動要支援者名簿から情報を取消したので通知します。

取消年月日

第８号様式（第８条関係）

昭島市避難行動要支援者名簿登録事項変更届

年　月　日

（宛先）昭島市長

私は、昭島市避難行動要支援者名簿へ登録していますが、下記の事項を変更したいので届け出ます。

※　変更となる箇所だけ記入してください。

申 請 者	※ 申請者本人の承諾があれば代筆は可能ですが、押印が必要となります。		
フリガナ		連　絡　先	
氏　名	代筆者氏名	自宅電話	
		携帯電話	
		自宅FAX	
生年月日	年　月　日（　歳）	性　別	男　・　女
住　所	〒		

避難支援等を必要とする事由	※ 該当する項目の□にチェック（レ）を付けてください。 ※ 該当する番号を○で囲んでください。
□ 高齢者 □ 要介護１　□ 要介護２　□ 要支援１　□ 要支援２ □ 身体障害者手帳所持（　級）　□ 愛の手帳（療育手帳）所持（　度） □ 精神障害者保健福祉手帳所持（　級）　□ 難病患者 □ その他（　）	
□ 在宅人工呼吸器の使用（ １．気管切開　２．マスク使用）	
※変更となる事由を具体的に記入してください。	

緊急時の連絡先	※ 必ず、相手方の承諾を得てください。該当者がいなければ記入不要です。		
フリガナ		連　絡　先	
氏　名		電　話 （自宅又は携帯）	
		ＦＡＸ	
住　所	〒	申請者との関係	
		□家族　□親族　□友人・知人 □その他（　）	

第９号様式（第８条関係）

昭島市避難行動要支援者名簿登録事項変更通知書

年　月　日

様

昭島市長

年　月　日付けで提出された昭島市避難行動要支援者名簿登録事項変更届に基づき、下記の登録事項を変更しましたので通知します。

記

申 請 者

フリガナ		連　絡　先	
氏　名	印	自宅電話	
		携帯電話	
		自宅FAX	
生年月日	年　月　日（　　歳）	性　別	男　・　女
住　所	〒		

避難支援等を必要とする事由

□ 高齢者
□ 要介護１　□ 要介護２　□ 要支援１　□ 要支援２
□ 身体障害者手帳所持（　級）　□ 愛の手帳（療育手帳）所持（　度）
□ 精神障害者保健福祉手帳所持（　級）　□ 難病患者
□ その他（　　）
□ 在宅人工呼吸器の使用（　１．気管切開　２．マスク使用　）
※変更となる事由を具体的に記入してください。

緊急時の連絡先

フリガナ		連　絡　先	
氏　名		電　話 （自宅又は携帯）	
		ＦＡＸ	
住　所	〒	申請者との関係	
		□家族　□親族　□友人・知人 □その他（　　）	